

アフリカ地域南部アフリカ諸国における 民間セクター活性化のための 技術協力の役割

最終報告書 (全2巻)

— 第1巻 —

(南アフリカ、ザンビア、
タンザニア、マダガスカル、マラウイ、
アンゴラ、モザンビークおよび
SADC/SACU編)

2005年10月

UFJ総合研究所
日本貿易振興機構

経 済

JR

05-114

序 文

日本国政府は、1993 年、1998 年および 2003 年の 3 次にわたりアフリカ開発会議(TICAD: Tokyo International Conference on African Development)を共催し、対アフリカ支援を継続的に主導してきました。2004 年 11 月に東京で開催された「TICAD アジア・アフリカ貿易投資会議」では、両地域間の貿易・投資促進がアフリカ諸国の発展のための重要な課題であることが確認され、そのための様々な公的支援策や民間部門の関わり方が議論されました。この会議の最後に、日本国政府は、貿易投資開発の分野においてアフリカ支援政策の柱となる重点 4 項目、すなわち、(1)適切な政策(比較優位の特定と育成)、(2)商品開発(比較優位に基づくビジネスの実現)、(3)地場中小企業の振興(起業支援・金融制度構築)、(4)民間企業の社会貢献の促進、を提示しています。

国際協力機構(JICA)は、上記のイニシアチブにもとづき、南部アフリカ地域において民間セクター開発、特に外国直接投資を促進するための方策を、各国毎および SADC の枠組みの中で検討・検証し、それを機能的に確立させるための日本の技術協力の方向性を明らかにすることを目的に「南部アフリカ諸国における民間セクター活性化のための技術協力の役割」調査(プロジェクト研究)を実施しました。

本調査では、各国政府機関、ビジネス団体、民間企業等、多くの関係機関・組織への現地調査を行い、南部アフリカ地域 15 カ国(南アフリカ、モザンビーク、タンザニア、アンゴラ、ボツワナ、マラウイ、モーリシャス、コンゴ民主、ナミビア、ザンビア、ジンバブエ、レソト、スワジランド、セイシェルおよびマダガスカル)について全般的な投資環境を調査し、なかでも 7 カ国(南アフリカ、モザンビーク、タンザニア、アンゴラ、マラウイ、ザンビア、マダガスカル)については具体的な技術協力の方法論について提言をとりまとめています。

本調査は、UFJ 総合研究所・JETRO(独立行政法人日本貿易振興機構)に委託され、JICA 内部で今後の援助の方針を検討する上での参考資料として作成されました。このため、本報告書の記載内容は必ずしも現在の JICA の公式見解を反映しているものではありませんが、内外の開発関係者がアフリカの民間セクター活性化政策を検討する際の一助となるとともに、日本と各国の友好・親善の一層の発展に寄与することを願うものです。

最後に、本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

2005 年 10 月

独立行政法人国際協力機構

理事 伊沢 正

略語表

ACP	African Caribbean and Pacific (アフリカ・カリブ海・太平洋)
AGOA	African Growth and Opportunity Act (アフリカ成長機会法)
AIDS	Acquired Immune Deficiency (後天性免疫不全症候群)
ANIP	National Private Investment Agency
BCM	Central Bank of Madagascar (マダガスカル中央銀行)
BEE	Black Economic Empowerment (黒人の経済的権利の向上)
BESA	Board Exchange of South Africa(南アフリカ債権取引所)
BOT	Bank of Tanzania
BoZ	Bank of Zambia
CAS	Country Assistance Strategy (国別援助戦略)
CIA	Central Intelligence Agency (中央情報局)
CDC	Commonwealth Development Corporation (英連邦開発公社)
CMA	Common Monetary Area (通貨同盟)
COMESA	Common Market of Eastern and Southern Africa (東南部アフリカ共同市場)
CPI	Investment Promotion Centre
CPLP	Community of Portuguese Speaking Countries (ポルトガル語圏諸国共同体)
CSR	Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)
DBSA	Development Bank of South Africa
DFID	Department for International Development (英国国際開発省)
DRC	Democratic Republic of Congo (コンゴ民主共和国)
DTI	Department of Trade and Investment
EAC	East African Community (東アフリカ共同体)
EC	European Commission (欧州委員会)
EIU	Economic Intelligence Unit (「エコノミスト」誌系列の調査研究機関)
EPZ	Export Processing Zone (輸出加工区)
ESAF	Enhanced Structural Adjustment Facility (拡大構造調整ファシリティ)
EU	European Union (欧州連合)
FDI	Foreign Direct Investment (海外直接投資)
FTA	Free Trade Agreement (自由貿易協定)
GDP	Gross Domestic Product (国内総生産)
GNP	Gross National Product (国民総生産)
GTZ	German Technical Cooperation (ドイツ技術協力公社)
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries (重債務貧困国)

HIV	Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫欠如症ウイルス)
IDA	International Development Association (国際開発協会)
IDC	Industrial Development Corporation
IDZ	Industrial Development Zones (産業開発区)
IFC	International Finance Corporation (国際金融公社)
ILO	International Labour Organization (国際労働機関)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
LuSE	Lusaka Stock Exchange (ルサカ証券取引所)
JSE	Johannesburg Stock Exchange (ヨハネスブルグ証券取引所)
LDC	Least Developed Countries (後発開発途上国)
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency (多数国間投資保証機関)
MIPA	Malawi Investment Promotion Agency (マラウイ投資促進機関)
NDC	National Development Corporation
NEPAD	New Partnership for Africa's Development (アフリカ開発のための新パートナーシップ)
NGO	Non-Governmental Organizations (非政府組織)
ODA	Official Development Assistance (政府開発国援助)
OPIC	Overseas Private Investment Corporation (海外民間投資公社)
PPP	Public-Private Partnerships (官民協力)
PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper (貧困削減戦略ペーパー)
PTA	Preferential Trade Agreement (特惠貿易協定)
SACU	Southern African Customs Union (南部アフリカ関税同盟)
SADC	Southern African Development Community (南部アフリカ開発共同体)
SARB	South African Reserve Bank
SARS	South African Revenue Services
SDI	Spatial Development Initiatives
SOE	State Owned Enterprise (国営企業)
SME	Small and Medium Enterprise (中小企業)
SMME	Small, Medium and Micro Enterprises (中小・零細企業)
STD	Sexually Transmitted Diseases (性感染症)
TAZ	Tanzanian Assistance Strategy
TIC	Tanzanian Investment Centre
TISA	Trade and Investment South Africa
TNC	Transnational Corporations (多国籍企業)
TNDP	Transitional National Development Plan

UK	United Kingdom
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (国連エイズプログラム)
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
UNDP	United Nations Development Programme (国連開発計画)
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees (国連難民高等弁務官事務所)
UNICEF	United Nations International Children's Emergency Fund(ユニセフ・国連児童基金)
US	United States of America
USAID	US Agency for International Development (米国際開発局)
VAT	Value Added Tax (付加価値税)
WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)
ZIC	Zambian Investment Centre

目次

序 文	1
略語表	11
1. 南アフリカ	1
1.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	1
1.1.1 マクロ経済	1
1.1.2 産業	3
1.1.3 貿易および投資	5
1.2. FDI 促進に係る諸政策	11
1.2.1 産業政策および開発計画	11
1.2.2 FDI 促進政策	12
1.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	14
1.3.1 FDI 促進体制	14
1.3.2 インフラ	19
1.3.3 通貨および金融制度	23
1.3.4 労務・経営管理	28
1.4. 政府開発援助（ODA）	31
1.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観	31
1.4.2 国・機関別支援	32
2. ザンビア	36
2.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	36
2.1.1 マクロ経済	36
2.1.2 産業	39
2.1.3 貿易および投資	40
2.2. FDI 促進に係る諸政策	42
2.2.1 産業政策および開発計画	42
2.2.2 FDI 促進政策	42
2.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	44
2.3.1 FDI 促進体制	44
2.3.2 インフラ	48

2.3.3 通貨および金融制度	50
2.3.4 労務・経営管理	53
2.4. 政府開発援助（ODA）	55
2.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観	55
2.4.2 国・機関別支援	56
3. タンザニア	58
3.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	58
3.1.1 マクロ経済	58
3.1.2 産業	60
3.1.3 貿易および投資	61
3.2. FDI 促進に係る諸政策	63
3.2.1 産業政策および開発計画	63
3.2.2 FDI 促進政策	63
3.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	65
3.3.1 FDI 促進体制	65
3.3.2 インフラ	69
3.3.3 通貨および金融制度	72
3.3.4 労務・経営管理	76
3.4. 政府開発援助（ODA）	77
3.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観	77
3.4.2 国・機関別支援	78
付録：主要ドナーからの対タンザニア PSD 支援	80
4. マダガスカル	86
4.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	86
4.1.1 マクロ経済	86
4.1.2 産業	89
4.1.3 貿易および投資	91
4.2. FDI 促進に係る諸政策	93
4.2.1 産業政策および開発計画	93
4.2.2 FDI 促進政策	93
4.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	95
4.3.1 FDI 促進体制	95

4.3.2	インフラ	98
4.3.3	通貨および金融制度	101
4.3.4	労務・経営管理	103
4.4.	政府開発援助（ODA）	104
4.4.1	ドナーおよび国際機関による支援の概観	104
4.4.2	国・機関別支援	105
5.	マラウイ	109
5.1.	マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	109
5.1.1	マクロ経済	109
5.1.2	産業	112
5.1.3	貿易および投資	113
5.2.	FDI 促進に係る諸政策	114
5.2.1	産業政策および開発計画	114
5.2.2	FDI 促進政策	115
5.3.	FDI に対するインセンティブおよび障害	116
5.3.1	FDI 促進体制	116
5.3.2	インフラ	120
5.3.3	通貨および金融制度	122
5.3.4	労務・経営管理	123
5.4.	政府開発援助(O DA)	124
5.4.1	ドナーおよび国際機関による支援の概観	124
5.4.2	国・機関別支援	125
6.	アンゴラ	128
6.1.	マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	128
6.1.1	マクロ経済	128
6.1.2	産業	131
6.1.3	貿易および投資	132
6.2.	FDI 促進に係る諸政策	136
6.2.1	産業政策および開発計画	136
6.2.2	FDI 促進政策	137
6.3.	FDI へのインセンティブおよび障害	138
6.3.1	FDI 促進体制	138

6.3.2 インフラ	143
6.3.3 通貨および金融制度	145
6.3.4 労務・経営管理	148
6.4. 政府開発援助（ODA）	149
6.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観	149
6.4.2 国・機関別支援	150
<u>7. モザンビーク</u>	<u>153</u>
7.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	153
7.1.1 マクロ経済	153
7.1.2 産業	155
7.1.3 貿易および投資	156
7.2. FDI 促進に係る諸政策	161
7.2.1 産業政策および開発計画	161
7.2.2 FDI 促進政策	162
7.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	164
7.3.1 FDI 促進体制	164
7.3.2 インフラ	167
7.3.3 通貨および金融システム	170
7.3.4 労務・経営管理	173
7.4. 政府開発援助(ODA)	175
7.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観	175
7.4.2 国・機関別支援	176
<u>8. SADC および SACU</u>	<u>180</u>
8.1. SADC の政策枠組	180
8.1.1 SADC の背景および制度枠組	180
8.1.2 政策枠組	184
8.2. SADC-TIFI プログラムのレビューおよび評価	188
8.2.1 現行政策および戦略のレビュー：貿易	188
8.2.2 現行政策および戦略のレビュー：産業	190
8.2.3 現行政策および戦略のレビュー：鉱業	190
8.2.4 現行政策および戦略のレビュー：金融および投資	191
8.3. SACU をめぐる状況	193

8.3.1 背景および歴史	193
8.3.2 2002 年 SACU 協定	194
8.3.3 SACU の管理組織	195
8.3.4 自由貿易協定をめぐる米国と SACU 間の協議	196
8.3.5 SACU-EU 経済連携協定	198
8.3.6 SACU およびメルコスール (MERCOSUR)	198
8.4. SADC 地域への政府開発援助(ODA)	199
8.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観	199
8.4.2 国・機関別支援	201
8.4.2 SADC 事務局を通じた援助プロジェクト	203
<u>9. 提言 - 民間セクター活性化に向けた我が国の協力</u>	<u>205</u>
9.1. 支援の方向性	205
9.1.1 アフリカ開発支援における技術協力の問題点	205
9.1.2 アフリカ経済の変化	206
9.1.3 新状況を踏まえた技術協力の方向性	210
9.2. 支援策	216
9.2.1 南アフリカ	217
9.2.2 ザンビア	219
9.2.3 タンザニア	221
9.2.4 マダガスカル	223
9.2.5 マラウイ	226
9.2.6 アンゴラ	228
9.2.7 モザンビーク	229
9.2.8 広域支援 (SADC 支援)	231
<u>参考文献・ウェブサイト</u>	<u>234</u>

1. 南アフリカ

1.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

1.1.1 マクロ経済

南アフリカ経済は高度に発展している分野も少なくないが、1990年代まで続いたアパルトヘイトによる隔離政策、さらには国際的孤立を一因とするさまざまな歪みにより、依然として大きな弱点をいくつか抱えている。政府による人種格差対策、成長促進策、雇用創出対策により、同国経済は現在、転換期にある。また企業も、この数年間で外国からの投資が飛躍的に増加するなど、世界経済への統合を進めている。しかし、人種間の経済格差は今後も当分は続くことが予測されており、同国政府にとっては重点対策分野となっている。

かつて南アフリカ政府は、1996～2000年を対象とする「成長、雇用、再分配（GEAR：Growth、Employment And Redistribution）—新自由主義的経済戦略」を発表し、市場開放、民営化、および良好な投資環境に対するコミットメントを表明した。この戦略は同国にとり、功罪相半ばする結果をもたらした。すなわち一方では財政規律とマクロ経済の安定を実現したが、重要分野への対処については実現に至らなかったのである。黒人の権利拡大、さらには黒人中流階層の出現や、黒人の社会階層上昇の兆しが見えているとは言え、国民の富の配分は人種間できわめて大きな偏りが存在しており、また正規雇用率は縮小を続けている。

しかしながら、同国政府が行った予算改革の数々、すなわち中期支出枠組（Medium-Term Expenditure Framework：MTEF）、会計報告および監査の改善や説明責任の増大を目指す国家財政管理法（Public Finance Management Act）、さらにはインフレ目標政策を始めとする金融政策枠組みの構造転換などについては、透明性と予測可能性が確保されたことから、国際的にも高く評価されている。また1990年代初頭以降、貿易自由化も順調に進んでいる。1994年には20%以上であった加重平均輸入関税率を2002年には7%まで引き下げたほか、世界貿易機関（WTO）協定の履行、ドーハ開発ラウンド開始における建設的役割など、自由市場経済の原則を受け入れようとする動きが見られる。

GDPについては、今後数年間は漸増が見込まれており、政府は2005年の推定GDP成長率を年率4.3%に上方修正した。1994年～2004年のGDPは平均して対前年比3.0%増であり、2003年には実質GDP成長率は2.8%に鈍化したものの、2004年には3.7%と再び増加に転じた。政府試算では、失業問題に対処するには最低でも年率6%の経済成長が必要だという。なお、政府推定による同国失業率は28%、非公式筋によると41%にまで達しているという。

アフリカ民族会議（ANC）が政権の座について以来、達成された主な業績のひとつに、過去20年間にわたり2ケタ台を続けてきた消費者物価上昇率（インフレ）を沈静化させたことがある。南アフリカ政府は2004年にインフレ率を年率4%に削減、また2002年～2004年にかけては39%のランド高となった。南アフリカ準備銀行による金利引き上げの実施と、2003年にランド高が28%進んだことにより、消費者物価上昇率は

5.8%にまで縮小した。

2005 年の政府予算では、経済成長の促進、および貧困緩和促進のための財政支出を適度に増加させると同時に、財政赤字の抑制が提唱されている。本予算の特徴は以下の通りである。

- (1)個人を対象とした課税免除(68 億ランドに相当)。
- (2)年収 3 万 5,000 ランド未満の個人(65 歳以上については年収 6 万ランド未満)を対象とする所得税免除。
- (3)現行では上限 780 ランドとなっている高齢者手当、障害者手当、介護者手当を、それぞれ 40 ランド引き上げる。また現行では 180 ランドの児童手当を 10 ランド引き上げる。
- (4)クレジットカード口座および銀行口座への預金入金時に課される取引税の廃止。
- (5)4 月 6 日より、ガソリンおよび軽油に対する燃料税を 5 セント引き上げる。また、交通事故基金税を 5 セント引き上げる。
- (6)小企業に対する減税を行い、事業拡大資金に充当させる。減税規模は 14 億ランド相当。
- (7)持株の売却による増資を行う場合に対する一層の減税。
- (8)新しく農業を始める人および農地改革による恩恵を受けた人を対象とする「小規模農業融資制度」に対し、計 10 億ランドの予算を確保する。

農業省には、農業に関する BEE(ブラックエコノミックエンパワメント、黒人の経済的権利の向上)イニシアティブならびに小規模農業融資制度を支援するため、2,000 億ランド、3,000 億ランド、4,500 億ランドが年内に配分される。

南アフリカは、南部アフリカ関税同盟(SACU)および南部アフリカ開発共同体(SADC)の加盟国である。1996 年 8 月には SADC 加盟国との間の地域貿易協定に署名、1999 年 12 月に批准、2000 年 9 月に発効した。この地域貿易協定では、2008 年までに全貿易額の 85%、2012 年までには同 100%について、関税を免除することを目指している。

南アフリカ政府は、同国の経済成長や世界経済への統合を牽引する重要な要素として、外国からの投資を歓迎している。2004 年、政府は、2014 年までに GDP の 25%の海外投資を受け入れるという目標を掲げた。同国では貿易自由化を進めているほか、関税の減免措置、大半の輸入関税の撤廃、規制環境の見直しにより、競争力強化を進めている。

南アフリカは鉱物資源の豊富な国として知られ、金とプラチナの生産輸出高は世界第 1 位を誇るほか、石炭についても世界有数の輸出国である。2000 年にはプラチナの輸出額が金を抜き、同国最大の輸出品となった。また、合金鉄、ステンレス鋼等を製造する付加価値加工も重要な産業であるとともに、有望分野でもある。製造業も多岐にわたり、鉄道車両、合成燃料、採掘機器・機械の分野では世界有数である。第一次産業は GDP の 4%近くを占め、主な農作物は柑橘類、落葉果樹、トウモロコシ、小麦、乳製品、サトウキビ、タバコ、ワイン、羊毛などがある。

表 1.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	20.0	25.0	31.7	39.7	41.9	42.9	44.0	44.8	45.3	45.8
Population ages 0-14 (% of total)	41.4	40.3	38.3	34.7	33.4	32.9	32.4	32.2	32.1	32.0
Population ages 15-64 (% of total)	54.8	56.2	58.3	60.8	61.8	62.4	62.9	63.2	63.4	63.6
Population ages 65 and above (% of total)	3.8	3.5	3.3	4.5	4.8	4.7	4.7	4.6	4.5	4.4
GDP (constant billion 2000 US\$)	51.7	81.5	102.0	114.8	121.2	123.7	128.0	131.5	136.1	138.7
GDP growth (annual %)	6.3	3.6	1.4	1.8	0.8	2.0	3.5	2.7	3.6	1.9
GDP per capita (constant 2000 US\$)	2,562.9	3,253.8	3,226.5	2,889.6	2,892.9	2,881.3	2,909.6	2,933.5	3,002.3	3,025.7
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.8	1.9	4.4	5.5	6.1	6.9	8.6	10.5	7.6
Inflation, consumer prices (annual %)	2.8	10.6	14.7	9.0	6.9	5.2	5.3	5.7	9.2	5.9
Money and quasi money (M2) as % of GDP	58.0	55.6	50.4	49.8	53.4	55.2	54.3	54.9	56.8	60.7
Real interest rate (%)	4.2	-2.5	2.3	7.6	13.9	11.1	6.8	5.5	5.2	8.5
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.0	0.0	-0.1	0.7	0.4	1.1	0.8	6.4	0.7	0.5
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	0.0	0.0	-0.6	4.1	2.5	7.2	4.9	43.6	4.4	3.1
Agriculture, value added (% of GDP)	9.6	7.1	5.3	3.9	3.6	3.4	3.2	3.5	4.1	3.8
Industry, value added (% of GDP)	38.3	41.3	42.8	34.1	32.2	31.0	31.1	31.5	32.2	31.0
Manufacturing, value added (% of GDP)	21.9	21.6	23.0	20.4	19.1	18.7	18.6	18.6	19.4	18.9
Services, etc., value added (% of GDP)	52.1	51.6	51.9	62.0	64.2	65.5	65.7	65.0	63.7	65.2
General government final consumption expenditure (% of GDP)	11.5	14.3	17.9	19.3	19.0	18.6	18.7	18.9	18.7	19.1
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	62.2	55.1	55.2	61.8	63.3	62.9	62.8	62.6	61.7	62.4
Final consumption expenditure (% of GDP)	73.6	69.4	73.1	81.1	82.3	81.5	81.5	81.5	80.4	81.4
Gross capital formation (% of GDP)	23.4	27.9	22.4	16.4	16.6	15.9	15.5	14.6	15.9	16.8
Exports of goods and services (% of GDP)	26.6	28.7	27.2	24.0	25.7	25.7	28.9	31.0	33.8	28.2
Imports of goods and services (% of GDP)	23.7	25.9	22.7	21.5	24.6	23.1	25.9	27.1	30.0	26.4
Gross domestic savings (% of GDP)	26.4	30.6	26.9	18.9	17.7	18.5	18.5	18.5	19.6	18.6
Gross capital formation (% of GDP)	23.4	27.9	22.4	16.4	16.6	15.9	15.5	14.6	15.9	16.8
Food exports (% of merchandise exports)	-	19.8	7.8	9.2	12.1	10.2	8.5	8.4	10.6	9.9
Food imports (% of merchandise imports)	-	4.9	5.5	6.1	5.2	5.4	4.7	4.6	5.0	5.0
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	6.4	3.4	3.5	3.8	3.2	3.4	2.4	3.1	2.8
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	3.5	2.3	1.9	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	14.7	7.9	10.3	9.6	21.3	10.8	9.3	11.3	19.2
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	2.6	1.9	1.5	1.5	1.7	1.5	1.1	1.7	2.0
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	3.5	6.5	8.1	7.7	9.7	10.1	8.2	12.3	9.8
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	0.4	0.4	7.1	8.4	10.2	14.4	15.5	12.5	11.9
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	31.6	18.5	48.2	53.7	55.0	54.3	59.4	62.6	58.2
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	83.5	69.4	74.1	70.0	73.0	69.7	68.4	70.4	70.3
Aid per capita (current US\$)	-	-	-	10.3	12.3	12.6	11.1	9.6	11.1	13.6
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	-	-	11.7	12.1	12.0	9.8	11.4	12.3	9.0
Total reserves in months of imports	2.4	3.0	1.5	1.6	1.8	2.5	2.4	2.5	2.5	2.0

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

1.1.2 産業

南アフリカ経済はヨーロッパからの白人植民者により始められた農業生産に依存してきた。しかし、19世紀後半にダイヤモンドや金など鉱物資源が発見されて以降、農業製品加工はもちろん鉱業、製造業、金融サービスなどの、高付加価値かつ成長性のある国内産業の経済社会的インフラを開発することが可能となり、同国の経済成長の基盤となっている。同時に、アパルトヘイト政策を通して人口の十分の一に過ぎない白人市民への政治権力および経済的利益の集中が制度化されることにより、国内経済の二重構造が確立された。多くのアフリカ諸国が独立を果たし終えた1970年代以降、南アフリカ政府のアパルトヘイトへの固執や周辺諸国への不安定化工作が国際的批判や経済制裁を招いた。その結果、国際市場からの孤立を深め、資本逃避が生じた。こうした背景から同時期には輸入代替産業の発展が促進され、資本や技術の蓄積とともに、より高度かつ多様化した国内産業育成につながったことは皮肉なことである。

アパルトヘイト関連法が 1991 年に廃止され、マンデラ政権が 1994 年に全人種による民主的選挙により政権についた後は、経済制裁が相次いで解除され、同国の国際社会への復帰が迅速に進んだ。その結果、新たな外国資本の新規・再進出が伸張し、国内企業の世界市場への円滑なアクセスが促進された一方、同国の産業・企業が国際競争に曝されるという事態が起こった。政府は時に衝突が起こることもある経済政策および産業政策の調和という困難な課題を抱えている。すなわち、経済や市場の自由化を通して国内産業の競争力を増加させると共に、人口の 80%を占める低所得黒人層の雇用と所得の改善が求められている。

南アフリカの主要産業の国内総生産における比率を見ると、同国の産業構造は先進国の産業構造と類似しており、農業が 4%、製造業と鉱業が 31%（製造業は 19%）に下降する一方、サービス産業の比率が 64%に上昇するという傾向を見せている。

南アフリカは域内最大の農業生産国であり、土地・資本・技術集約型の商業的農業と、家庭内・国内消費向けの小規模伝統農業が混在する。メイズ(2001 年度の生産量 710 万トン)、小麦(213 万トン)、サトウキビ(2,390 万トン)、果物(476 万トン)、野菜(205 万トン)などの農産物の他、牛(279 万頭)、羊・ヤギ(1,071 万頭)、家禽(7 億羽)などの畜産物を大量に生産している。同国では漁業も栄え、イワシ、アジ、タイ、タラ、および甲殻類など、年間漁獲量は 60 万トンに達している。林業では世界屈指の人口林を中心として、紙やパルプの原料を生産している。同国は温暖な気候に恵まれ、農産物と林物産の純輸出国となっている(輸出品の 13.5%、加工品含む)。

鉱業(金属加工品を含む)は長年、南アフリカの中心産業となっている。同国は、金(2002 年度 395 トン)、クロム(550 万トン)、プラチナ(229 トン)およびダイヤモンド(1,117 万カラット)において世界最大規模の生産量を誇っている。鉄鉱石、マンガンおよび銅などベースメタルの生産も活発であり、原料・一次加工品は 2002 年度輸出額の半分を占めている。南アフリカの金、ダイヤモンドおよびプラチナ企業は世界市場で影響力を持っている。南アフリカの国際社会への復帰以降、マイニングハウスとして知られる財閥グループを分社化しつつ、アフリカだけでなく世界中で活発に鉱山開発や同業他社との M & A を推進している。また、当該セクター内では、外国企業との合併事業を通じ、新たな鉱業権の開発と資源の所有を目的とした投資が継続的に行われている。また、南アフリカは、年産 2 億トン以上の世界的な石炭生産国であり、同国の低価格かつ大規模な電力生産を支えている。

製造業は、上記の金属・農産物加工産業以外でも、域内で最も多様、かつ高い技術力を有し、成熟した産業基盤を持つ。製造業の各サブセクターは、経済制裁下にあっても国内需要を満足させてきたほか、周辺国への輸出も盛んであった。自動車部門では、国連の経済制裁が 1993 年に解除された後、独自の自動車産業開発プログラム(MIDP)を活用し、米国、ヨーロッパ、および日本の自動車メーカーからの再投資や追加投資を受け入れてきた。2000 年以降は、ヨーロッパ諸国との自由貿易協定の活用および米国のアフリカ成長機会法(AGOA)により、南アフリカは戦略的製造拠点のひとつになった。(石炭のような国産ならびに域内原材料を利用する)化学セクターなどの特定の製造業はある程度の技術的競争力を維持しているものの、電化製品などのその他の製造業では、地域市場における需要が小さいことや低価格の輸入品との過当競争にさらされることから、他の先進国やアジアが有するほどの強みはない。

サービス産業においては、市場の開放に伴い、1990 年代末に民営化された公共サービスセクターが、主に、電気通信、輸送、エネルギーの分野において、外国資本流入の受け皿となった。このセクターは高い資本力と技術力を有し、民間部門による地域のインフラ整備運営事業にも積極的に参入している。流通産業は主として同国製品を販売するための新しい販路を開拓しながら地域全体で展開を続けている。この進出過程においては上記の輸送企業や金融業の支援を受けることが多い。南アフリカの金融業は、古くから財閥系企業グループの持ち株会社、資金の投融資・運用機関として、国際基準でも通用する人材とノウハウ、サービスを提供してきた実績がある。最近では南アフリカの金融機関が域内民間金融部門の育成ならびに充実に大きな役割を果たしている。最後に観光産業に関して述べると、2002 年度に南アフリカを訪れた観光客は 655 万人と、1990 年度の観光客数の 6 倍となっており、観光収益は 27 億米ドルに達し 3 倍の伸びを示している。南アフリカには無数の観光スポットや充実した宿泊施設があり、質の高い交通インフラが整備されている。これらは国内雇用や外貨獲得のための得がたい資源であり、隣国の産業の育成や観光客の隣国への訪問にも結びつくものと期待される。

1.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

南アフリカは世界的な物価上昇と金利低下の恩恵を受けてきた。しかし相対的なランド高とドル安が輸業者や輸入品との競合産業に不利な影響を与えている。アルミニウムとプラチナが主要な輸出品として急成長している一方で、金とダイヤモンドは依然として同国にとって最も価値のある輸出品である。しかしながら南アフリカの輸出商品基盤は、輸出信用再保険や貿易産業省(DTI)が実施する輸出振興制度の後押しを受けた加工農産物、自動車、および産業機械の成功にも見られるように、急速に多様化している。

米国、英国、ドイツは輸出と輸入の両方において、南アフリカの三大貿易相手国である。米国との関係においては、南アフリカは一般特惠制度と AGOA の受益国である。ヨーロッパ諸国との関係においては、2000 年の貿易・開発・協力協定(TDCA)により自由貿易協定が確立された。これにより、南アフリカは EU からの輸入品目 86%に対し 12 年間かけて関税を撤廃する一方、EU は南アフリカからの輸入品目 95%に対し、10 年間かけて自由化することになっている。

南アフリカはその他のアフリカ諸国にも輸出しているが(2002 年の輸出総額の約 16%)、アフリカからの輸入金額は極めて限られている(同年輸入総額のわずか 4%)。2000 年に SADC 自由貿易協定が発効して以来、南アフリカはいち早く SADC 域内輸入品に対する関税率撤廃に向けて動いており、2000 年には域内輸入品の 65%、2005 年には同 95%について、関税を撤廃した。

表 1.2:貿易動向および主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	34,403	33,701	36,594	34,993	35,392
輸入	32,855	30,264	33,066	30,894	31,843
主要貿易相手国					
輸出 英国	2,080.91	2,386.07	2,257.50	2,487.17	3,825.08
米国	1,875.66	1,913.19	2,406.83	2,338.23	3,802.45
ドイツ	1,478.85	1,950.37	1,898.76	1,970.67	2,705.80
輸入 ドイツ	4,082.32	3,881.15	3,936.18	4,106.25	4,531.36
米国	3,849.25	3,621.37	3,490.28	3,310.66	2,777.72
英国	2,928.69	2,514.45	2,519.86	2,336.92	2,657.53

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

対内直接投資

1998 年から 2003 年までの間、南アフリカへの年間直接投資額は乱高下を繰り返した。中でも、2001 年には大幅な拡大を見せたが、これはデ・ピアスの株式が英国に移転したアングロ・アメリカン社によって買収されたことによる。2002 年と 2003 年は、FDI 流入額は 7 億 5,000 万米ドル周辺で推移したが、この額はアンゴラを除く他の SADC 諸国を上回っている。

表 1.3: FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
561.1	1,502.3	887.9	6,788.7	756.7	762.5

出所: UNCTAD, FDI On-line.

南アフリカで事業を行っている米国系企業は、(子会社、合併事業、現地提携企業、代理店、フランチャイズ加盟店、および駐在員事務所を含め)およそ 700 あると推定されている。国別企業数が 2 番目に多いのがドイツ、3 番目が英国である。

2004 年度の第 4 四半期における FDI の筆頭はオーストラリアで、52 億ランド以上を投資している。これに英国の 10 億ランド超が続く。また規模こそ両国に劣るが、ダイアログ・グループ(Dialogue Group)によるコールセンター業界への投資額が 7,500 万ランドを記録しており、注目に値する。なおコールセンター事業は南アフリカにおいて現在拡大基調にある。

表 1.4: 国別 FDI: 2004 年度第 4 四半期

国	総額(百万ランド)	総額(百万米ドル)
Australia	5,234	909
UK	1,075	185
Kuwait	600	94
Sweden	344	56
India	40	6
Canada	35	5
Italy	-42	-7
Malaysia	-2,640	-436
USA	-3,789	-626
総計	856	187

出所: The BusinessMap Foundation

FDI の産業部門別割合については、鉱業・金属部門が大半(70%)を占める。増加基調にある観光産業では 2002/03 財政年度、テーマパーク、ホテル、ゲストハウス、ゲームロッジへの新規投資額が 3 億 9,300 万ランド(6,150 万米ドル)を記録した。南アフリカの自動車および部品産業は成長を続けており、投資機会を提供している。自動車メーカーによる 2004 年の投資額は、この 5 年間で最高額となる 35 億ランドに達した。銀行業は、リテール業務と投資金融業務を提供している 4 大銀行グループが中心となっている。銀行免許を有するヨーロッパ系、マレーシア系、および米国系の銀行は、これまでリテールではなく法人融資を中心に業務を行ってきた。外国銀行は思い切った低い貸出金利を設定することでマーケットシェアを得ている。

1994 年以降、南アフリカに 10 億ランドを超える投資をしている企業は以下の通りである。

- カナダ—ブラサー・ドーム(Placer Dome)

ブラサー・ドーム社は、世界最大の金採掘会社のひとつで、南アフリカでは民主化後にサウス・ディーブ(South Deep)金鉱山の 50%を購入し、鉱業セクター初の外国投資会社となった。サウス・ディーブ金鉱山は世界最大の金鉱地域であるウィットウォーターstrand(Witswaterstrand)盆地に位置する。2004 年に同社がサウス・ディーブ金鉱山で採掘した金は 21 万 オンスで、同社売り上げの 5%を占めている。

- デンマーク—AP モラー(AP Moller)

A.P.モラー・マースク・グループは海運業に加え、石油・ガスの探鉱と生産、造船、航空産業、および小売業を展開。グループ全体では世界中で 6 万人の従業員を雇用し、125 カ国に事務所を有する。南アフリカでは 1999 年に国営運輸会社サフマリン(Safmarine)を買収した。

- フランス—ラファージュ(Lafarge)

ラファージュはグループ全体で 75 カ国の拠点と 7 万 7,000 人の従業員を擁する、セメントおよび屋根ふき材料の世界的大手である。2004 年の売上は 144 億ユーロ。南アフリカでは 1998 年にブルーサークル南アフリカ社を買収して進出、その後 2001 年には英国に本社をもつブルーサークル社全体を買収した。

- ドイツ—BMW

BMW グループは7カ国に23の製造・組立工場を有し、150カ国で事業を展開。BMW 南アフリカは、かつてはノックダウン方式(CKD)の自動車製造工場であり、現地市場からのカスタマイズ要求にはほとんど対応できなかったが、この30年間で世界トップレベルの自動車工場へと変革を果たした。この変革はBMW が1990年代中頃にロスリン工場に対して行った10億ランドの投資によるところが大きい。この投資により、ロスリン工場は世界最新鋭の工場へと転換され、他のBMW 工場との調整が図られ、「BMW の世界拠点ロスリン工場」の名前を得るに至った。最近では、BMW は、将来の新型車種製造に向けて南アフリカの工場にさらに20億ランドの投資決定を発表している。

- イタリア—チリオ(デルモンテ)(Cirio/Del Monte)

伊チリオ社による、12億ランドでのデルモンテ・ロイヤルフーズの買収は2001年最大級のFDI案件の一つであった。南ア企業のデルモンテ・ロイヤルフーズ社は2001年、大株主であるイメルマン家の保有株をチリオ社が取得したのち、2カ月後にはヨハネスブルク証券取引所への上場を廃止した。この買収により、チリオは欧州で6番目に大きな食品会社となった。

- スイス—モーベンピックホテル(Movenpick Hotel)

モーベンピック・ホテルズ&リゾートはスイスの高級国際ホテルチェーンとして知られ、5つ星のリゾートホテルや4つ星のビジネスホテル、ならびに空港ホテルの分野で積極展開を図っている。1998年に南アフリカのホテルグループであるカロス(Karos)社の過半数の株式を取得した。

- 英国—ビリトン(Billiton)

BHP ビリトンは世界最大の資源会社であり、多角的事業を行っている。同社はアルミニウム、一般炭および原料炭、銅、フェロ・アロイ、鉄鉱石およびチタン鉱物を中心に、石油、天然ガス、液化天然ガス、ニッケル、ダイヤモンド、および銀においても相当な利権を有している。世界約20カ国に100を超える拠点をもち、計3万5,000人の従業員を擁する。南アフリカでは、ロンドンに本社を置くリオティント社(Rio Tinto plc)と合併で砂鉄採掘を行うリチャーズ・ベイ・ミネラルズ(Richards Bay Minerals)を経営している。リチャーズ・ベイ・ミネラルズは、チタンスラグ、高純度銑鉄、砂鉄ルチル、および砂鉄ジルコンの大手採鉄企業であり、クワズールー・ナタール州北部のインド洋沿岸にあるリチャーズ・ベイを本拠地としている。リチャーズ・ベイ・ミネラルズは2,100人の従業員を雇用し2,000社の下請企業を擁する。BHP の南アフリカにおける石炭企業 イングウェ(Ingwe)社は、同国最大の石炭採掘企業であり、約8,500人の従業員を雇用している。

- 英国—ロンロー(Lonrho Plc)

ロンロー・グループは金、プラチナ、銅および石炭採掘、牧畜や製糖を含む農業事業、布地類の製造および小売、醸造、農機具販売、石油・天然ガス生産、貨物輸送・倉庫業、新聞等の印刷・出版、ならびに不動産・ホテル・カジノの所有・経営を行う各企業で構成されている。

- 米国—カルテックス (Caltex)

シェブロン・テキサコ社の関連企業であり、アジア太平洋、中東およびアフリカ地域で 6,000 人以上の従業員を雇用している。カルテックス石油南アフリカ社は、国内に 1,000 以上のガソリンスタンドを展開している。1960 年代中頃には自社専用の製油所をケープタウンのミルナートンに建造した。同製油所は現在でもウエスタンケープ州最大の工場のひとつである。

- 米国—コカコーラ (Coca Cola)

コカコーラが南アフリカに進出したのは 1928 年で、このとき瓶詰め・流通工場がアフリカで初めてヨハネスブルグに設立された。2000 年 3 月に実施された南アフリカ大学とサウスカロライナ大学の両経営大学院の共同研究によると、コカコーラは南アフリカの人口の約 3% を雇用している。また、AFX European Focus によると、およそ 70 万人が直接的あるいは間接的にコカコーラ製品の流通に携わっている。

- 米国—ダウ・ケミカル (Dow Chemicals)

ダウは化学薬品、プラスチック、農産物の生産と関連サービスを提供している。年間売上は 400 億米ドルに達し、世界 175 カ国の顧客に製品やサービスを提供している。1997 年に、ダウは南アフリカの Sntrachem 社の支配権を獲得した。その後、ダウは Sntrachem 社を通じてヘキスト南アフリカ社が所有していた Safripol 社の株式を買い取るとともに、Agrihold 社をダウ・アグロサイエンスに再構築した。現在、ダウはヨハネスブルクにアフリカおよび中東の事業を統制する地方拠点を設立する計画を立案中である。

- 米国—IBM

南アフリカ IBM (旧インフォメーション・サービス・グループ社) は、南アフリカにおける IBM 社の総販売代理店である。1997 年に同社は経営を再構築し、主として以下の点で変革を遂げた。すなわち (1) International Outsourcing Services 社の支配権獲得、(2) 非主力事業の関連会社処理、(3) 人的資源の合理化および再編である。

- サウジアラビア—オージェイル (Oger)

オージェイルはサウジアラビアで設立された建設会社であるが、現在は電気通信、印刷、および事業開発などへと経営を多角化している。同社は累計約 3.9 億米ドルをかけて南アフリカで三社目となる携帯電話の事業免許を取得の上、Cell C を設立、現在、同社株式の 60% を保有している。最大の FDI 流入を記録した 2001 年の取引のひとつは、同社による Cell C への 1.8 億米ドルの出資である。

対外直接投資

南アフリカは他の SADC 諸国への重要な直接投資国となっている。下表のとおり、レソト、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、およびスワジランドの各国では、1998 年から 2002 年までの南アフリカからの投資は対 GDP 比で 10% から 30% に及んでいる。

2005 年 6 月に南アフリカ準備銀行が発表した四半期報によると、南アフリカ企業のアフリカ域内における FDI による資産は 2003 年末時点で 158 億ランド。アフリカ域内での対外資産合計(直接投資、証券投資、その他の投資含む)では、320 億ランドであった。

表 1.5: 1998 年から 2002 における南アフリカからの投資(株式)割合(GDP における割合)

	1998	1999	2000	2001	2002
Angola	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1
Botswana	7.0	3.3	3.1	3.3	2.4
DRC	0.8	0.4	0.3	4.1	0.2
Lesotho	10.6	21.3	29.4	29.5	11.7
Madagascar	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0
Malawi	3.0	2.3	2.5	1.3	3.7
Mauritius	5.8	22.2	22.8	19.1	15.6
Mozambique	1.8	12.1	16.4	16.7	22.0
Namibia	10.1	8.7	9.2	7.5	10.1
Seychelles	0.4	0.0	1.3	3.0	2.0
Swaziland	23.0	21.5	20.1	6.5	5.3
Tanzania	0.5	0.2	0.3	0.7	0.7
Zambia	2.4	1.7	1.8	4.5	4.3
Zimbabwe	3.3	3.8	2.1	1.6	0.6

出所: Arora and Vamvakidis

南アフリカのアフリカ域内における対外直接投資関連資産を見ると、モザンビークが 32%、モーリシャスが 26%を占めている。また、ナミビアが 7%を占めている。

表 1.6: 主要国別の南アフリカ対外資産(外国直接投資)

2003 年 12 月 31 日現在(単位: 100 万ランド)

	Botswana	Lesotho	Swaziland	Namibia	Zimbabwe	Mauritius	Mozambique	Zambia	Other	Total
直接投資合計	551	204	937	1,151	2,033	4,106	5,071	415	1,369	15,837
公営企業	0	0	0	0	0	0	4,392	0	0	4,392
Equity capital	0	0	0	0	0	0	31	0	0	31
Reinvested earnings	0	0	0	0	0	0	1,388	0	0	1,388
Other capital	0	0	0	0	0	0	2,973	0	0	2,973
民間銀行部門	102	17	19	318	0	1,537	0	0	0	1,993
Equity capital	68	12	13	217	0	1,052	0	0	0	1,362
Reinvested earnings	34	5	6	101	0	485	0	0	0	631
民間非銀行部門	449	187	918	833	2,033	2,569	679	415	1,369	9,451
Equity capital	102	35	25	177	81	1,000	610	9	176	2,215
Reinvested earnings	239	129	775	385	1,514	1,397	3	317	748	5,507
Long-term Loan	0	0	2	2	5	4	4	0	391	408
Short-term Loan	108	23	116	269	433	168	62	89	54	1,322

出所: South Africa Reserve Bank, 2005 年 6 月。

従来、南アフリカ企業による他の SADC 諸国に対する直接投資の多くは資源関連の投資であったが、この数年で投資先を市場とみなして進出する投資が増加している。

表 1.7: 1998 年以降の SADC 諸国における南アフリカの主要な小売セクター向け投資

年	国	案件	投資企業	種類	投資額
2002	Angola	Shoprite/Megasave DC	Shoprite	New	R113m
2002	Malawi	Protea Hotel Rhyallsl	Protea	Expansion	\$4,5m
2002	Madagascar	Champion supermarkets	Shoprite	M&A	Not known
2002	Mozambique	Vilanculos sanctuary	Jordan Properties	Privatisation	\$20m
2002	Mozambique	Laurentina	SAB (78%)	M&A	Not Known
2002	Lesotho	Afri-Ski Mahlasela	Afri Ski & Leisure	New	\$10m
2001	Angola	Coca Cola Bottling	SAB (45%)	New	\$19m
2001	Zambia	Zambia Falls Convention Centre	Sun International	New	\$56m
2001	Tanzania	Royal Palm Hotel	Legacy Hotels	New	\$25m
2001	Malawi	Pep Stores	Pep Clothing	Withdrawal	R100m

出所: DBSA

1.2. FDI 促進に係る諸政策

1.2.1 産業政策および開発計画

世界に誇る経営手法を有する企業グループの存在に加え、多くの人口と資源、ならびに一定の技術力と資本力を武器に、南アフリカは世界経済のグローバル化に対応できる、地域における数少ない国のひとつである。しかしながら、実際には黒人市民と白人市民の間の所得レベル格差は依然として大きく、さらにこの数年間でこの格差は黒人社会内部にまで広がっている。南アフリカ政府の経済政策は、当初、住宅建設などの低所得者向け社会資本の整備によるデマンドサイドの経済成長を志向していたが、現在では国内産業の生産性と競争力を重視したサプライサイド重視の持続的成長の実現に転換している。この間、一貫した財政政策の効果によりインフレの抑制やマクロ経済環境ならびに財政収支の安定は実現できたが、肝心の雇用情勢が改善される兆候は見えてこなかった。ランド高、外貨準備高の増加、ならびに財務状況の回復が実現され、南アフリカ政府は新たな積極財政主義による国内需要と雇用機会の拡大というテーマに着手している。さらに新たな行動計画として、企業資産ならびに意志決定への黒人の参加比率の増加を通じた所得再分配に向けて、ブラック・エコノミック・エンパワメント(BEE)が導入された。対外貿易政策については、南部アフリカ開発共同体(SADC)を中心とした地域市場統合を進めつつ、EU、米国、およびアジア市場とは、雇用創出の鍵を握る輸出産業や対内直接投資の活性化をにらみ、自由貿易協定(FTA)を締結、あるいは締結に向けて交渉中で、各市場への参入機会の改善を図ろうとしている。

農村部での雇用創出、所得増、資本蓄積に不可欠な自作農の育成、小農の支援に向けて、大規模商業農地の買上・分配や営農支援を継続している。その一方で、新規事業者の農業セクターへの参入ならびに市場競争力の促進のため、さまざまな規制や保護が緩和されている。漁業政策に関しては、零細事業の育成と支援が引き続き重視され、さらに資源の保護にも配慮が図られている。製造業においては、前の

段落で述べた経済政策のほか、政府ならびに民間セクターが、技術・人材開発支援で協力している。これは産業自体の競争力増強のために極めて重要である。さらに、域内産業の活性化と強化のため、地域振興を目的としたさまざまな特例措置やインフラ整備のための助成金が交付されている。また、中小企業の鉱業セクターへの参入支援や、林業については国民への国有林に関する情報提供が重視されている。

1.2.2 FDI 促進政策

2000 年 9 月、貿易産業省(DTI)は従来の製造業支援スキームに代わり、以下の項目から成る「6 項目」の奨励策が実施されることを公表した。

- 中小企業開発プログラム(SMEDP)。「著しい事業拡大」を図る製造業や観光産業の企業に対し、非課税の補助金を 2 年間に渡り支給。支給金額は土地、機械、装置、および自動車の価格を元に決定される。
- スキル・サポート・プログラム(SSP)。研修費用、研修カリキュラムの開発にかかる費用、および / またはトレーニングに関連する土地や建物にかかる費用について 50%を上限に補助。
- 重要インフラ・ファシリティ(CIF)。既存の公的セクターや民間セクターのインフラのうち、1 億ランド以上のプロジェクトで、雇用創出や産業連関効果などについて効果ありと判定されたものについて、投入資本の 10～30%を補助。
- 産業開発区(IDZ)。保税地域(CSA)と産業・サービス回廊(ISC)の二つの事業区から成る。
- 外国投資補助金(FIG)。SACU・SADC 域外からの外国投資家に対し、新規で機械や装置を導入する場合、その価格の 15%を上限として補助金を交付する。
- 戦略的投資プログラム(SIP)。戦略的投資に対し、建物、工場、および機械の価格の 100%まで税の減免を実施。

2001 年 2 月、戦略的産業プロジェクトへの投資家を対象とした総額 30 億ランドのインセンティブ・パッケージが発表された。これには承認された投資額の 50%あるいは 100%の減免税税が含まれ、DTI の SIP プログラムを通して実施される。DTI はまた、2004 年 7 月に、映画産業に対する外国および国内投資を誘致する新たなインセンティブを発表し、映画・テレビ製作に対するリベート制度を設立した。これにより、外国作品については製作費用の 15%を、南アフリカの製作物と認められる作品については 25%を上限として製作費用の払い戻しを受けられるようになった。

2004 年 2 月には、ヨハネスブルグ証券取引所と南アフリカ債券取引所に外国企業の上場が可能になった。これは、現地金融市場の規模拡大、海外直接投資誘致の促進、アフリカの開発のための新パートナーシップ(NEPAD)の支援、および国内金融チャネル通じた外国投資多様化の促進を目的としたものである。

投資家による南アでの産業や企業の設立および、外国から南アへの事業移転を促進するため、南アフリ

力ではあらゆる地域(州)でインセンティブを提供する開発機関が設立されている。これらのインセンティブは地域によって異なるものの、金利の引き下げ、地代や家賃の引き下げ、工場や従業員の移転にかかる費用の現金補助、基本施設料金の値下げ、鉄道貨物運賃その他の運賃の払い戻し、および住宅供給支援がある。産業、技術、および 農業観光業(アグロツーリズム)に関する戦略的開発計画はさまざまな州で策定されているが、こうした地域の例として、ムプマランガ州のマプート回廊、ハウテン州の特別経済区、およびイースタンケープ州のワイルドコースト(Wild Coast)やフィッシュリバー(Fish River)地区がある。

(1) 空間開発構想(Spatial Development Initiatives)

南アフリカにとって重要な産業政策のひとつが、貧困と失業率の高い地方での持続可能な経済開発である。政府は社会経済的状况から集中的な支援を必要としている地域と、潜在的には高い経済成長力を備えている地域に対して、空間開発構想(SDI)を掲げ、高水準の支援を実施している。SDI計画は、11の地域的SDIと、4つの実施段階別IDZで構成されている。

(2) ブラック・エコノミック・エンパワーメント(BEE)

ブラック・エコノミック・エンパワーメントは南アフリカの変革過程にとって不可欠な部分であり、黒人、女性、および身障者など、これまで貧しかった地域社会や個人への富と機会の再配分促進を目的としている。BEE政策の実現は、同国経済の将来にわたる発展にとって極めて重要とみなされている。

2003年3月に、DTIはBEE戦略の概略を示した包括的(broad-based)な「戦略文書」を発表した。その後、包括的BEE法案が策定され、2003年8月に「適性実施基準」の原案と共に採択された。2004年1月には「包括的ブラック・エコノミック・エンパワーメント法53」が成立した。

包括的BEEは、以下のように定義されている。

「多様かつ統合された経済社会的戦略によって、女性、労働者、若者、身障者、および農村部居住者を含む、すべての黒人に対する経済権利拡大を実現する」。経済社会的戦略には主に以下の内容が含まれる：

- 企業および生産的資産を管理・所有・支配する黒人数の増加
- 地域社会、労働者、協同組合、その他の集团的企業による、企業・生産的資産の所有ならびに経営の促進
- 人材開発と技術開発
- あらゆる職業・職制レベルでの公平な代表権の実現
- 優先的調達
- 黒人が所有あるいは経営する企業への投資

関連法案としては、貿易産業大臣が2004年12月に3つの法令を公布済で、2005年中にはさらに7つ

の法令が公布される予定である。最近公布された法令は、BEE の枠組み、株主所有権、および経営に関する特定の問題を扱うものであり、株主所有権、経営、調達、雇用の平等性などの審査対象項目例と共に全般的な得点表(スコアカード)が掲載されている。これらの法令は産業ごとに制定される産業エンパワメント憲章との間で、既存のもの、今後制定されるもの双方と調和を図ることが目的とされている。既にエンパワメント憲章を制定したか、制定間近の分野は、会計、農業、化学薬品、化粧品、衣類および履物、建設、エンジニアリング・サービス、金融サービス、林業、保健、情報通信技術(ICT)、液体燃料、酒類、マーケティング、鉱業、不動産、観光、運輸、およびワインの各産業である。各憲章はそれぞれの産業事情にあわせて調整されているが、共通目標として、今後 10 年間で黒人による企業所有比率を 25% にまで高めることが掲げられている。

1.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

1.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

南アフリカ貿易投資庁(TISA)

南アフリカは、DTI の傘下にある TISA を通して対内投資家向けの投資促進サービスを提供している。TISA は豊富な投資機会の中でも、調査により特定した、南アフリカに高い比較優位性があるセクターを中心に投資を促進している。

同機関が外国人投資家に提供しているサービスは以下のとおり。

- 各セクターならびに産業に関する情報
- 各種規制に関するコンサルティング
- 投資促進
- 合併事業パートナーとの提携
- インセンティブ・パッケージに関する情報
- 就労許可取得支援
- 移転のための手配支援

貿易投資促進戦略

投資パフォーマンス向上のため、以下 3 つの投資戦略が採用されている。

- 産業開発区(IDZ)の整備: 沿岸あるいは内陸部の港付近に輸出業者専用の免税加工区を設立

- 特別インセンティブ・パッケージの策定: 競合諸国が提示する奨励策に匹敵する、新しくより効果的なインセンティブの策定
- 投資しやすい環境を構築するための政策のインプット: 全般的な投資環境改善のための活発な政策協議への取り組み

輸出に関しては、TISA の輸出戦略は、第二次産業(もしくは製造業)、中小零細企業の育成に焦点を当てている。また、投資家の要求を満たすため、9 つのすべての州における投資インセンティブの調整を図っている。TISA は特に、成長の可能性と市場性が最も高いと思われる経済セクターに焦点を当てている。それはすなわち、化学薬品(ファインケミカルズ、特殊化学製品、ポリマー、医薬品)、鉱物および金属(鉄類、非鉄金属)、農産物加工(食肉、果物、野菜)、繊維(衣料、皮革)、自動車(材料、技術、研究)、および情報通信技術(エレクトロニクス、情報技術)である。

情報提供

TISA は各種制度や産業に関する情報やインセンティブ・パッケージについて情報提供している。国際的には、TISA の営業・マーケティングチームが約 50 の外交事務所を拠点に活動しており、重要な市況情報を提供しながら投資機会を見極めたり、主要投資家のターゲティングを行ったりしている。

設立後の相談サービス

前述のとおり、就労許可取得に関する支援や、事務所・工場の移転に係る支援を提供している。

(2) 輸出加工区

南アフリカには「産業開発区(IDZ)」と呼ばれる地区がある。IDZ プログラムとその規則は 2000 年に導入され、IDZ 第一号は 2001 年に指定されたばかりである。現在、IDZ はポートエリザベス(Coega)とイーストロンドン(共にイースタンケープ州)、リチャーズ・ベイ(クワズールー・ナタール州)、およびハウテン州のヨハネスブルグ国際空港にある。

DTI は 2005 年 6 月時点で、IDZ への投資家に対する訴求力を高めるための新たなインセンティブの導入を検討している。南アフリカは IDZ 独自の優遇税制を設けていないため、より長期かつ寛大な免税期間を提供する他国のインセンティブと比較すると不利な立場にある。IDZ 内に立地する企業は、輸入関税や付加価値税は免除されるものの、法人税は支払わなければならない。

IDZ を運営する IDZ オペレーターは国営、民営、あるいは PPP(官民パートナーシップ)のいずれの形態でもよい。IDZ では通関業務も行われ、南アフリカ歳入庁(SARS)により扱われる。IDZ 企業への免許交付は、製造開発委員会(Manufacturing Development Board)の業務の一部であり、同委員会が SARS と協力し審査当局として実施する。

IDZ では、完成品の輸出を前提に、関税の免除や輸出入製品への付加価値税の留保といった税制上のメリットを享受することができる。中小企業や新規の外国直接投資事業は、緊急サービスやその他の物流手配等のサービスを受けることもできるし、共同出資によるインフラ整備も可能である。しかし、環境法や労働法などの他の法令や規制は免れることはできない。

(3) FDI 誘致のためのインセンティブ

政府は南アフリカへの潜在的投資家に向けて、多くのインセンティブを用意しているが、特に以下のものが挙げられる。

- すべての事業部門が投資家に開かれていること
- 政府認可不要
- 各地域(州)の開発機関による投資インセンティブの提供(金利引き下げ、地代や家賃の引き下げ、工場や従業員の移転にかかる費用の現金補助、基本施設料金の値下げ、鉄道貨物運賃その他の運賃の払い戻し、および住宅供給支援等)
- 通常、外国企業が南アフリカで企業を設立する場合、その手続きには平均約 6 カ月かかるところ、TISA 経由で設立をする場合には 1 カ月以内に完了することができる

免税/タックスホリデー

2005 年 6 月に SARS が公布した新規則では、非居住者が売却する不動産の売上金額に対する源泉課税が導入され、不動産の買い手がこれを支払うことが義務づけられた。この課税対象には、非居住者の別荘売却も含まれる。但し、100 万ランド (15 万 850 米ドル)までの邸宅・契約金額合計が 200 万ランド未満の不動産には課税されない。

会社の正味価格の 80%を超える金額が不動産に帰属する場合には、その会社の株式も不動産の権利に含まれ、当該非居住者は、当該会社の持分株式の最低 20%を直接的あるいは間接的に保有しなければならない。

本法令は源泉課税を徴収して SARS へ支払うことを買い手に義務づけるものであるが、これは売り手が非居住者であることを買い手が「知っている場合あるいは当然知っているべき場合」に限られる。徴収した金額は取引日から 14 日以内に支払わなければならない。買い手が非居住者である場合には、徴収金額の支払いまで 28 日間の猶予が与えられる。外貨で支払われた金額は支払日の直物相場で換算した金額を SARS へ送金しなければならない。この源泉税徴収義務は、不動産の売却から支払いを受ける資格を持つ不動産業者および不動産譲渡取扱人にも及ぶ。このような不動産業者および不動産譲渡取扱人は、買い手に対し売り主が非居住者であることを書面で通知しなければならない。

南アフリカの法人税は 2004 年に 30%から 29%に引き下げられたが、この税率は、南アの IDZ と同様のインセンティブを有するボツワナや中国における法人税率 15%よりも依然としてはるかに高い。

関税および通関

南アフリカは、中古品や国際条約で規制されている製品を除くほとんどの輸入許可制度を廃止している。同国はまた、WTO 体制下での関税率の簡素化と継続的引き下げに取り組んでおり、WTO ならびに主要貿易相手国と活発な協議を続けている。ほとんどの製品は、政府で指定されている特定製品を除き、規制なしで南アフリカに輸入できる。しかし、あらゆる中古品は、その性質上輸入許可が必要な廃棄物やスクラップと同様、輸入許可が必要である。他方、輸出品の多くは輸出管理やライセンスを受けなければ輸出できない。輸出業者は、当該特定許可を規制している政府機関に直接申請する必要がある。

輸入業者は延納制度、関税の払い戻し制度、および保税倉庫施設を利用することができる。南アフリカ税関は、製造業者のための払い戻し制度も実施しており、製造業者が輸出製品の製造に使用した輸入材料に対し関税の払い戻しを請求することができる。この制度はもっぱら輸出促進のためのものであり、製造業者は認可を受けるために自社の敷地内に課税材料の保管用施設を確保しなければならない。

(4) FDI 誘致における阻害要因

南アフリカが FDI 誘致に困難を生じている大きな理由は、主としてその低い成長率、市場規模の小ささ、世界の巨大市場からの距離、そして政府の煮え切らない民営化プログラムにある。

外国投資家にとって特に複雑な制度上・手続き上の問題は、BEE に関する政府の政策と規則である。執行管理と所有権に関して特別な規則があり、これにより現地の黒人パートナーを経営陣に参画させることを余儀なくされるため、特に大手投資家にとって打撃になっているのである。なお、特定の経済セクターにおいては、「セクター憲章」の下で、黒人所有の割合を一定期間内に目標とする割合まで増やすことになっている。セクター憲章は、前述のとおり、鉱業、石油、海上輸送、観光、金融サービス等いくつかの重要なセクターについては既に策定済みである。

社会的な安定とガバナンスの面では、過去数年の間に、犯罪が汚職や政治的暴力よりもはるかに深刻な問題になっており、南アフリカでビジネスを行う上での障害ならびにコスト増の要因になっている。南アフリカ警察は有効に機能しておらず、多くの地域社会から受け入れられてもいない。これは、少数者による支配の強制という、南アフリカの警察に独特の歴史的な役割によるものであると同時に、訓練の不足、内部犯罪や不正行為といった警察内部の問題によるものでもある。犯罪件数、特に暴力犯罪の件数が多いために、米国企業の間では南アフリカへの誘致が進まないという見方もなされている。

(5) 対外直接投資の促進

南アフリカにとって、南部アフリカ諸国、すなわち SADC との地域協力は、経済状況が悪化した近隣諸国から難民が流入する事態を防ぐための、基本的な安全保障政策であると認識されている。また、南アフリカの比較的小さな市場規模を補完・拡張し、世界の他地域から FDI を誘致するためには、SADC 諸国の能力向上が必要であると認識されている。こうした文脈において、南アフリカの民間セクターによる貿易投

資は、この地域の経済成長にとって重要な役割を果負っているのである。

上位の政策レベルにおいては、大統領の主導で二国間経済協力や対話フォーラムの設置が推進されている。それと同時に、モザンビーク、ナミビア、コンゴ、タンザニアなどの近隣諸国との間で投資促進に関する覚書が締結されている。

DTI による輸出および投資促進

輸出および対外投資の促進については、TISA および DTI 内の国際貿易・経済開発局 (ITED) が「輸出マーケティング & 投資支援 (EMIA) スキーム」の下で下記のような支援を提供している。

- 輸出市場基礎調査
- ナショナル・パビリオンの設置
- 個別エキシビションの開催
- 輸出促進ミッションの派遣・招致
- 対外投資リクルート・ミッション
- セクター別支援

上記の支援スキームを申請し、承認された企業に対して、DTI は資金支援 (航空運賃、エキシビション出展費用およびその他の実費) やマーケティング情報を提供するとともに、ミッションを組織し、エキシビション参加のための手配等を行なう。DTI はさらに、南ア企業と近隣諸国の企業のマッチングを図る「ジョイントベンチャー・アレンジメント」を提供するとともに、世界銀行や IFC による F/S への専門家派遣、銀行ローンに対する補助金の提供、輸出信用公社 (Export Credit Insurance Corporation) を通じた輸出信用保険の付保等も行なう。DTI は現在、近隣諸国から南アフリカへの輸出を促進するための輸入インセンティブ・スキームの導入も検討中である。

IDC と DBSA による金融支援

南ア政府の開発金融機関である、南アフリカ産業開発公社 (IDC) と南部アフリカ開発銀行 (DBSA) は、対外投資の促進に重要な役割を果たしている。IDC は、南ア国外での様々なプロジェクトに融資を行っており、対象となるプロジェクトの規模は、SADC 諸国のプロジェクトについては最低 2,500 万米ドル、その他のアフリカ諸国では最低 500 万米ドルと設定されている。なお、融資の対象には投資資金のみならず、運転資金も含まれる。IDC の融資戦略は、政府の投資促進戦略と一致しなければならず、それは南アフリカから一定割合の調達が行われることを前提とした投資プロジェクトを促進するというものである。この観点から、IDC のすべてのプロジェクトは南アフリカ準備銀行の承認を得ることが求められている。

IDC はたとえインフラ整備案件であっても商業的に実現可能なプロジェクトにしか融資しないのに対して、DBSA は主として大型インフラ・プロジェクトに対する長期の譲許的ローンを提供する。SADC 域内での融資については、DBSA は FDI プロジェクト、特に地域経済の発展に貢献する農業セクターのプロジェクトに

優先順位を置いている。他方、SADC 域外については、南アフリカと SADC 経済の双方に貢献するプロジェクトに限定して融資を行う。DBSA の SADC 諸国への融資総額は、同行ローン・ポートフォリオの三分の一に限定されている。また、DBSA は通常、シンジケーション・ローンまたは商業銀行および国際金融機関との協調融資の形で融資を行なう。

民間セクターからの圧力

SADC 諸国の商工会議所は 1999 年から南部アフリカ商工会議所協会 (Association of Southern African Chambers of Commerce & Industry: ASCCI) を組織している。同事務局と会長は加盟諸国の持ち回り制で担当することとしており、現在は南アフリカが担当している。ASCCI は共通目標として、i) 研究開発の促進、ii) 「新技術(ニュー・テクノロジー)」の普及、および iii) 競争における経済の自由化、を掲げている。ASCCI は、上記目標を実現するための法制度、特に知的所有権、商標権および特許権に関する法律等のビジネス関連法の整備を促進すべく、加盟諸国の政府に対してロビー活動を行っている。

ASCCI 事務所が所在する南アフリカ商工会議所 (CHAMSA) によると、南アフリカ企業の SADC 域内展開には、域内ビジネス環境向上に向けた法律案や制度案の策定が必要不可欠と認識されている。しかしながら、SADC 事務局を構成している加盟諸国政府は現実のビジネス感覚や実行能力に欠けているため、SADC の諸計画を実行するには民間セクターからの圧力が欠かせないと考えられている。

1.3.2 インフラ

(1) 基本情報

必要とされながら進んでいないインフラ整備には金額にして 1,707 億ランドが必要になると推定されている。政府は予算上の制約から、新規インフラ建設・既存インフラの維持管理にかかる資金手当ての方法として、従来と異なる代替手段を模索している。その結果、インフラ整備のために、公的セクターと民間セクターの協調が増加している。

道路網は現在 7,200km¹まで整備されており、将来的には約 2 万 km の幹線道路が建設される予定である。新たな有料道路の建設が複数予定されているとともに、既存道路を含めた保守整備についても国家レベルでのプロジェクトが進行中である。航空分野では、半国営 ACSA が空港業務の約 90%を担っている。同社は、空港事業をよりサービス指向で、より市場主導型の営利事業に変革してきた。鉄道網は主にトランスネット輸送公社²の小会社スプールネットが運営・管理している。主な海上航路は、南アフリカ沿岸を

¹ 内訳は 1,400km の中央分離帯付きの高速自動車道、440km の中央分離帯のない高速自動車道、5,300km の中央分離帯付きの幹線道路が含まれる。およそ 1,900km が 27 の幹線料金所を有する有料道路である。

² スプールネットは南部アフリカで最大の鉄道運営会社であり、路線距離 3 万 1,700km、機関車 3,500 台、貨車 12 万 4,000 台を有する。

運航し、南大西洋とインド洋を結んでいる。7つの商業港³は、アフリカ大陸の中では設備・効率性・規模の観点から群を抜いている。

半乾燥気候が多い南アフリカでは、降雨量にむらがあり、予測できない極端な干ばつや洪水被害を被りやすい。河川が主な水源であるが、全国的な平均年間降水量はわずか 464mm であり、世界平均の 857mm と比較して著しく少ない。水不足に対応するために多数の新規プロジェクトに着手している⁴。利用可能な水量が限られていることもあり、主な発電源には石炭が使われている。南アフリカは、アフリカ全土の電力需要の三分の二を賄っており、エネルギー部門は、GDP の 15%を占め、約 2 万 5,000 人が従事する重要な産業である。国営電力会社エスコムは、世界で最も安価に電力を供給する会社のひとつである⁵。ただ、南アフリカの石炭埋蔵量の減少に加えて、急増する電力需要に供給能力が追いつかず、2008 年には新たな電力供給手段が必要になる。現在、費用効率が良いとされる原子力技術ペブルベッドモジュール型高温ガス炉(PBMR)を開発中であり、2013 年の完成を予定している。天然ガスも代替燃料として有望視されており、2000 年にはナミビアとの国境付近の沿岸にガス田も発見されている。また、2004 年 7 月には、サソール社がモザンビークから総延長 865km の天然ガスパイプラインを開設している。

通信分野では、規制機関として、独立通信庁(ICASA)が 2000 年に設置されている。南ア・テレコムが固定回線サービスを提供し、携帯回線サービスは 3 社 (Vodacom、MTN、CellC) が事業展開中である。南ア・テレコムには 1997 年に米国(Southwest Bell Corp)とマレーシア(Malaysia Telecom)の企業連合体が 30%の資本参加を果たしており、固定回線のほか、長距離電話、国際電話サービスでは独占している⁶。携帯電話市場では、Vodacom (南ア・テレコム 50%、英国 Vodafone31.5%) と MTN が国内市場を支配し、南ア国外へもネットワークを広げている。2001 年には Cell C (サウジアラビア資本) が国内 3 番目の事業者として参入を果たしており、3 社で 1,300 万人以上の利用者にサービスを提供している。加入者数は 2006 年までに 2,100 万人にまで拡大すると見込まれている。

2004 年 10 月には、今後 5 年間でエネルギーおよび、運輸インフラの建設に 1,210 億ランドを投資することが発表されている。同国経済では「建設工事ラッシュ」を迎えると目される。従来から民間投資家にとっても「極めて真剣に検討すべき」計画であると言われてきたが、文字通り、民間投資家にとっても決定的瞬間になる。2005 年 2 月に行われたトレバー・マニュエル財務大臣による 2005 年/06 年の予算演説では、以下が着手予定の重要プロジェクトとして挙げられた。

- 今後 5 年間に送電網と配電網への約 270 億ランドの投資

³ トランスネットの一事業部である南アフリカ港湾局(NPA)は、南部アフリカにおいて最大の港湾局で、域内主要 16 港の内、7 港を管轄している。これらの港は、リチャーズ・ベイ、ダーバン、イーストロンドン、ポートエリザベス、モッセルベイ、ケープタウンおよびサルダーニアである。

⁴ プロジェクトの事例としては、次の「地域計画」に書かれている。

⁵ 南アフリカはアフリカの電力需要の三分の二を供給している。エスコムは発電能力と売上高で電力会社の世界上位 5 社に数えられ、公称 4 万 585 メガワットの電力量を生産し、24 の発電所を有する。同社は南ア国内の電力需要の約 95%を供給している。送電線の総延長は 2 万 6,461km。南アフリカ全土のみならず、近隣諸国への送電も行っている。

⁶ ムベキ大統領は、2005 年の施政方針演説で、通信産業については自由化をさらに推進し、遅れている第 2 固定回線業者の認可について早急に対処する旨を表明している。

- トランスネットの機関車・貨車車両の更新と近代化計画への 490 億ランドの投資
- 東ケープ州の Ngqura 港の完成
- 西ケープ州のバーグ川水道計画、およびムプマランガ州のオリファンツ川とグルート・レタバ川におけるダム整備
- ムプマランガ州のカムデン発電所、コマチ発電所および Grootvlei 発電所の再稼動、およびリンボポ州のマティンバ発電所の能力向上
- フリーステート州とクワズールー・ナタール州の州境 Braamhoek における、揚水発電システム建設計画、ならびに 2 カ所の沿岸ガスタービン発電所
- PBMR 発電会社による実証プラント建設
- クワズールー・ナタール州のリチャーズ・ベイへの石炭連絡線、ならびに北ケープ州のシシェンと西ケープ州のサルダニア間の連絡線の整備
- ダーバンの新コンテナ・ターミナル建設、ならびにケープタウン、リチャーズ・ベイ、およびサルダニアの港湾能力の拡充
- ダーバン—ヨハネスブルグ—プレトリアをつなぐ、新しい多目的燃料パイプラインの建設

(2) 地域プログラム

南アは域内経済インフラのネットワーク形成に重要な役割を果たしてきた。南ア企業は道路、鉄道、および送電線などを南アの公的開発金融機関や民間銀行からの財政支援を受けながら開発してきた。そのため、現在、各種インフラは南アフリカから北に向けて放射状に広がっている。一層の経済成長に向けて、空間開発構想 (SDI)⁷以外にも以下の代表的なプロジェクトが進行中である。

- 2002 年 4 月に、スワジランドのピッグスピーク近くの Maguga Dam が、南アフリカとスワジランドが共同実施中のコマチ開発プロジェクトの一環として建設された。
- 南アフリカとレソトにより実施されている高地水路計画は、1998 年 1 月に第一期工事のフェーズ 1 として、Katse と Muela でのダム建設、82km の送水トンネル、および Muela の水力発電所が完成した。その後、2001 年 10 月にはフェーズ 2 として Mohale でのダムと送水トンネル、Matsoku でのトンネルと堰の建設を完成させている。
- 2004 年 7 月に、合成燃料メーカー・サソール社はモザンビークからサソールのムプマランガ工場まで 1,865km の天然ガスパイプラインを開設している。このパイプラインにより、エネルギー源としての天然ガスはパイプライン開設前の 1.5% から 4.3% へと比重が高まった。モザンビークの Pande ガス田とテマネガス田から輸入されるガスは、フリーステート州のサソールバーグとムプマランガ州のセクンダにあるサソールの二つの工場で、石炭の代替燃料となる、産業用化学薬品と軽油の製造に利用される。

⁷ セクション 1.2.2 も参照。

(3) 民営化および官民パートナーシップ(PPP)を巡る状況

財務省のインフラ投資戦略は公営企業の投資に依存しており、とりわけ運輸・通信分野でのインフラ投資資金の調達、もっぱら民間企業への株式譲渡や民間企業からの融資によって賄われている。他国に比べ、南アフリカではインフラストラクチャー整備のための官民協力は進んでおり、現在、以下の基金が利用可能である。

- 「南アフリカ・インフラ・ファンド(SAIF)」は、サブサハラ・アフリカ地域への株式投資を目的とする未上場のインフラ基金。特に南部アフリカにおける民間セクター投資に力を入れている。SAIFは1996年に設立され、2000年中旬にマッコーリー銀行とOld Mutual Asset Managers of South Africaの間で設立した合弁企業が運用を担っている⁸。SAIFは主要有料道路3路線⁹のほか、南部アフリカの鉄道・空港・電気通信セクターなど、その他の多くのプロジェクトへの利権を有している。
- 「アフリカ・インフラ投資ファンド(AIIF)」もまた未上場のインフラストラクチャー基金であるが、AIIFは主に南アフリカの道路、空港、電力、電気通信、鉄道、港湾、水道、および社会基盤などのインフラ案件¹⁰に投資を行っている。AIIFは、2004年の初頭にマッコーリー銀行とOld Mutual Asset Managers of South Africaの間の合弁企業として設立された。この基金は15年満期のクローズドエンド型投資信託であり、既に目標規模である10億ランドに達しているため、新しい投資家には提供されない。
- DBSAの民間セクター投資ユニットは、SADC域内の持続可能な経済成長を支援すべく、民間セクターによるインフラ投資を促進している。DBSAは、対象地域・分野企業¹¹における生産企業や効果的な資本市場の育成を目的としている。

PPPに関しては、「PPPの戦略的枠組み」が1999年12月に内閣で承認され、2000年4月には国家財政管理法(Public Finance Management Act)(1999年の法令1)に基づく、財務省規則が初めて公布された。2000年の中頃には、PPPユニットが財務省内に設立された。IDCもまた、内部に官民パートナーシップ戦略的ビジネスユニットを設立している。財政的・技術的支援や相談サービスを提供することで、民間セクターによる産業関連インフラ整備を促進し、ひいては持続可能な経済成長の達成を目指している。

⁸ 2003年中旬時点で、この基金は約8億ランドを投資していた。SAIFへの出資者には、スタンダードバンク、Old Mutual、Futuregrowth、Liberty Life Assurance Company、メトロポリタンライフ、Public Investment CommissionersおよびTransnet Pension Fundなどの国内主要機関投資家が含まれている。南ア以外の出資者としては、唯一アフリカ開発銀行が参加している。

⁹ これらは、バケナ・プラチナ回廊、トランス・アフリカ高速道、およびN3有料道路を指す。

¹⁰ 現在の投資案件には、トランス・アフリカ高速道、およびN3有料道路などがある。

¹¹ DBSAは、四つの幅広いインフラ群に主眼を置いている。すなわち、地域社会向けの基本インフラサービス(水道や衛生など)、経済的インフラストラクチャー(電気通信、有料道路、鉄道、電力など)、インフラ構成要素に係わる産業プロジェクトや農業関連産業プロジェクト、および資本市場の開発である。

1.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

南アフリカの金融機構は高度に発達しており、活発な取引が行われる証券取引所の時価総額は世界第14位の規模である。1921年に設立されたSARBは中央銀行としての機能をすべて網羅しており、憲法が政府からの独立した政策運営を保障している。同行の株式200万株はすべて民間セクターによって保有されている。SARB株はかつて、ヨハネスブルク証券取引所に上場されていたが、2002年5月に上場廃止された。

SARBは独立機関であり、欧米の中央銀行とほぼ同じように機能し、市中銀行に貸し出す資金に対する金利操作を通じて、流動性を管理している。現在では、量的信用規制ならびに預金金利や貸出金利の管理統制は、ほとんど行われていない。

SARBは、通貨価値の維持を目的として、とりわけ価格の安定化に注力しており、2000年には年率3-6%のインフレ目標を導入した。SARBはインフレ目標政策を採用しているため、通貨供給量の操作は行っていない。1999年から2000年にかけては通貨供給量の伸び率を十分に抑制できたが、2001年と2002年にやや増加した。最近の通貨供給量の伸び率は、GDP成長率よりも高いが、通貨需要は消費需要を背景としたものでなく、投資需要に起因するため、インフレ懸念はない。

金利動向に関しては、政策金利(オーバーナイト取引金利の目標レベル)は1980年後半以降、10%~20%の水準を維持していた。しかし為替相場が強含みになり、消費者物価指数の伸びが低かったため、政策金利は5回に分けて5.5%ずつ8%まで引き下げられた。現在は、南アフリカの金融市場の歴史上、最も低い水準にある。

短期資本市場においては、金融商品は以下の通り、一通り揃っている。

- BA(銀行引受手形、通常満期90日以内):ここ数年流動性は、それほど高くない。
- TB(財務省短期証券、通常満期は3ヶ月と6ヶ月):毎週競売により販売されているCP(無担保約束手形)

(2) 銀行セクター

南アフリカの銀行は国際的な銀行業基準に準拠しており、開発途上諸国の中では最も高度な銀行制度を整備している。政治的転換、為替規制の緩和、およびアフリカ経済の大幅な自由化を背景として、南アフリカでは現在、国内銀行の海外支店や、南アフリカへ進出しつつある外国銀行を通じた国際的サービスの提供が可能である。

銀行セクターは2002年前半に混乱期を迎え、中小銀行が多数倒産に追い込まれたが、現在では安定基

調に戻りつつある。南アフリカの銀行は十分な資本力を保持し続けている。

南アフリカでは2002年、銀行の統廃合が著しく加速し、現在では四大銀行が全銀行セクターの保有資産総額の約80%を占めている。同国では、SARBが銀行の監督管理業務を担っており、民間銀行は1990年制定の銀行法に基づき規制されている。SARBはバーゼル銀行監督委員会から受けたすべての勧告を、間もなく満たすものと思われる。民間セクターは、銀行引受手形、固定金利および変動金利の証券、債券、株式など、さまざまな信用証券の利用が可能である。

銀行法が1995年5月に改正されたことを受けて、外国銀行は支店を通じた銀行業務が可能になり、同法改正前に必要とされた子会社の設立も不要となった。南アフリカでは国籍を問わず、誰でも銀行経営を行なうことができる。同国で銀行業務を行なうためには、単独銀行の設立、国際銀行もしくは銀行グループの支店、または国際銀行の代理店を通じた方法の3つの道が開かれている。(ただし、いずれの場合も、銀行の監督を担うSARBの事前承認を得なければならない)。銀行登録に必要とされる基準に国内外の投資家間の差異はない。しかし、外国銀行が同国での銀行業務を行なうためには、外国銀行による当該銀行の設立承認決議書、外国銀行から提出された「念書/基本合意書」、外国銀行本国の規制当局が発行する承認書などを、申請書とともに提出しなくてはならない。

金融業務委員会(FSB)は、南アフリカの高度なノンバンク金融サービス産業を統率している。FSBは、保険、年金基金、ユニットトラスト(ミューチュアルファンド)、参加型証券制度、ポートフォリオ管理、および金融市場を管理規制している。

(3) 金融機関

現在53の機関が預金取扱金融機関として登録されており、そのうち銀行(株式会社)が37行、相互銀行(相互会社)が14行、外国銀行の支店が14店舗である。四大ユニバーサル銀行(Stanbic、Nedcor、ABSA、FirstRand)が銀行保有資産の81%を占め、さらにInvestec(投資銀行)を加えた5行の保有資産比率は、金融部門総資産の87%を占める。資産内容に関しては、貸出残高に占める不良債権の割合は平均2.4%、自己資本比の不良債権の割合は8.5%と低めであり、自己資本率は12.2%である。このように、銀行部門の経営は概して健全である。邦銀では住友銀行(現在はSMBC)および東京三菱銀行がそれぞれ1996年4月と1996年10月に、南アフリカに代理店を設立している。

同国にはまた、政府系の専門金融機関としてIDC、DBSA、Small Business Development Corporation、Land and Agricultural Bank of South Africa、およびPublic Investment Commissioner(PIC)がある。これらの機関のうち、IDCは高額で商業的に実現可能な、主として長期プロジェクトへの融資活動で重要な役割を果たしている。主な対象セクターは、農業、食品加工、鉱業、石油・ガス、ICT、およびインフラストラクチャーである。貸付期間は2年から30年にわたり、金利は資金コストよりも2~3%高く設定されている。貸付金の通貨はランドから米ドル、英ポンド、ユーロそして円と多岐にわたっている。IDCはPPPの融資計画に積極的に参加している。IDCが南アフリカ以外に対して行なう融資は、南アフリカ政府の政策に準拠したプロジェクトに限られる。最近では南アフリカの企業に有益となるプロジェクトにより重点が置かれてい

る。(詳細は下記、囲み 1 を参照)

DBSA の融資は、電気、水道、衛生、および廃棄物処理などの公共事業関連のプロジェクトに向けられている。DBSA は融資に際して PPP 方式など協調融資を活用する傾向にある。国外融資は、DBSA のローン・ポートフォリオの三分の一までに限られる。IDC、DBSA とともに JBIC のような日本の政府系金融機関、さらには商業銀行の積極的な参加を期待している。

(4) 融資に対する規制

企業による現地での借り入れには制限がある。融資限度額は、自己資本、借り入れ、および利益剰余金といった借入人の資金保有額を考慮した上で、ある定式に従って設定される。

外国企業の完全子会社の場合には、現地借り入れ限度額は、借入人の自己資金の 50% 相当である。現地側の参加比率が増加するにつれて、自己資金に対する借入額の許容割合も増加する仕組みになっている。特定の状況下では、融資限度額が暫定的に増加されることもある。

資本、資産または収益の 75% 以上が非居住者のために支払われる可能性のある南アフリカの企業、あるいは議決権、支配権、資本、あるいは収益の 75% 以上が非居住者により付与あるいは支配される可能性のある南アフリカの企業は、南アフリカの貸し手からの借入額が制限される。こうした南アフリカの企業は「非居住者の影響を受ける企業」と呼ばれる。

現地借り入れは幅広く定義されており、銀行ローン、当座貸し越しおよびファイナンスリースなど、ほぼすべての借入形態と金融機能が網羅されているが、製品・サービス提供者が行なう通常の企業間信用は含まれない。借入限度額は事前に設定された方式に基づき設定される。100% 外国資本の企業の現地借り入れ限度額は、実質資本の 100% である。実質資本には、自己資本、資本剰余金、利益剰余金、保有株式に比例した額を限度とする株主の借入金、繰延税金、ならびに海外の関連会社により現地企業に供与される最低限の企業間信用で、恒常的なグループ内活動の範囲と見なされる額が含まれる。

借入可能な実際の資本の割合は、 $(100\% + (\text{現地側参加比率を外国側参加比率で除した数字に } 100 \text{ を掛けた数字}))$ として計算される。現地借り入れを申請しようとする「非居住者の影響を受ける企業」が現地借入を申請する場合、MP79(a) 用紙を記入し、財政援助を受ける前の資産と負債を開示しなければならない。申請に際して、グループ傘下の南アフリカ企業の資産と負債をまとめることで、グループに認められる借入限度額を最大にすることができる。このようにしてグループ傘下の単一企業は一社で申請するよりも多く借り入れることが可能であるが、総体としての合計借入額はグループに対する借入額の範囲内ではない。

準備銀行は、送金額が現地借り入れ限度額を超える場合、利益や借入金の送金を許可しない。また、送金前に現地借入額を送金額から減らすことを要求している。

四大保険会社、すなわち Old Mutual、Sanlam、Momentum、および Liberty Group の市場占有率は 60% を超えている。2003 年時点で、長期保険会社 75 社と短期保険会社 96 社が事業展開している。前者の資産の 45% は株式で運用されており、この額はヨハネスブルグ証券取引所 (JSE) の時価総額の 20% 以上に相当する。

(5) ヨハネスブルグ証券取引所および債券市場

証券取引所については 1887 年、会員制の JSE が共済組合という形で設立されたが、2005 年 7 月に、未上場民間企業に変更されたばかりである。証券市場としての規模は比較的大きく、2005 年 7 月現在、JSE の時価総額は 1 兆 1,650 億ランド (1,800 億米ドル) で世界第 14 位、上場企業数は 472 社である。産業別では、天然資源関連の銘柄が圧倒的に多く、時価総額の約 40% を占め、金融関連銘柄が約 25% のシェアで続いている。その一方で、株式をロンドンのような他の市場に上場する発行者が多いため、取引量は少なく流動性は低い。

南アフリカ先物取引所 (SAFEX、2001 年に JSE に合併された JSE 内機関) では JSE の主要株価指数以外に、さまざまな先物取引および、短期金利や長期金利の先物オプションならびに金が取引されている。

JSE には 2003 年 10 月に始まった中小企業の取引所である AltX がある。AltX は 10 社から構成され、時価総額はおよそ 10 億ランドである。2005 年初頭、JSE は金利商品向け取引プラットフォームである YieldX を開始した。

BESA 南アフリカ債券取引所 (BESA)

BESA は 1989 年に設立された。主要債券はすべて BESA に上場している。エコノミック・インテリジェンス・ユニット (EIU) の報告によると、2003 年 3 月現在で、272 銘柄が上場し 43 の発行者により発行されている。2004 年 5 月現在の上場債券の時価総額は 5,060 億ランドで、そのうち 74% が政府債である。債券の流動性は比較的高く、2002 年の取引量は時価総額の 27 倍にのぼる。債券取引は国債が中心だが、国営企業発行債券も取引できる。しかしながら、同債券取引所を通じて資金調達を行なう企業が増加しているため、社債取引も活発化傾向にある。

SADC 地域には、南アフリカ、タンザニア、ザンビア、モザンビーク、マラウイ、ジンバブウェ、ナミビア、ボツワナ、およびモーリシャスの 10 ヶ所に証券取引所がある。JSE は市場の開拓や、上場規則の統一および決済のための総合システムの設立に向けた協調努力において、中心的役割を果たしている。

(6) 外国為替

1994 年以降、為替規制の自由化は著しく拡大している。金融ランドシステムは 1995 年に廃止、商業ランドに一本化され、二重為替制度が撤廃されたことで、非居住者に対する規制措置の大半は取り除かれた。1997 年 6 月、南アフリカの居住者に対する規制は大幅に緩和され、当座勘定取引に関する規制措置はほぼすべて排除された。

南アフリカにおける外国為替管理は、南アフリカ準備銀行(SARB)の外国為替管理部門により、外国為替における「公認ディーラー」として指定されている商業銀行を通して行なわれている。外国為替の取得は困難ではない。南アフリカの金融セクターは十分に発達しており、為替売買取引と送金に生じる遅れはほとんどない。

外国企業に対する株式資本投資に関する規制は全くない。投資家は、売上金および配当の本国送金に際して、公認ディーラーから株式証券に「非居住者」と裏書きしてもらうよう勧告されている。南アフリカに持ち込んだ資金の記録は残しておかなければならない。公認ディーラーは、すべての為替購買について、南アフリカ居住者が外国の相手先から受領した支払いの詳細を、その金額にかかわらず、SARB に報告することが義務づけられている。

現地生産を伴わない場合には、非居住者に対する特許権使用料、ライセンス料、および特許料は、SARB の承認を得なければならない。製造ライセンス料は(販売・マーケティング・ロイヤリティとは異なり)貿易産業省(DTI)の承認を受けなければならない。DTI は必要に応じてその決定をライセンシーや外国為替管理部門に通知することになっており、製造ライセンス料の送金希望者はこの通知を DTI 承認の証として、直接銀行にライセンス料の送金を依頼することができる。公認ディーラーは、支払額が、売上、利益、仕入、収入の割合で計算したものでないことを前提に、請求書の作成および、管理費その他提供したサービス料金などの、当座勘定を支払うことができる。

財務大臣は 2003 年 2 月 26 日、為替規制緩和のための追加施策を発表した。変更内容には、外国への直接投資のための資金調達を目的とする、南アフリカの基金利用に対する調整割当額の増加や、封鎖資産の解消がある。さらに、同施策では、外国子会社が本国送金する配当金が外国為替預金として認められることになった。これにより、外国の子会社から本国送金される配当金を、承認を受けた外国直接投資目的で再輸出できることになる。さらに、南アフリカの納税者が当該配当金を支払う当該外国子会社に対し著しい利害関係を有する場合には、外国の配当金に対する未払い税も免除される。南アフリカから持ち出し承認限度額である 75 万ランドを超える金額の持ち出しを希望する新しい出国移民者は、今後は SARB の外国為替管理部門にその旨を申請することができる。ただし、この場合には当該金額の持ち出しは出国予定日に限られ、金額の 10% を出国料として支払わなければならない。

財務大臣は 2004 年 10 月、企業に対する為替管理の緩和を伴う、中期予算編成方針声明(MTBPS)を発表した。これまでの規制では、海外投資額は、超過コストの 20%に加え、アフリカ域内への投資についてはプロジェクト当たり 20 億ランドまで、その他の地域への投資についてはプロジェクト当たり 10 億ランドまでに制限されていたが、今回の措置により、現地企業による対外投資への制限、外国の配当金の本国送金に対する制限、ならびに個人による、南アフリカの証券取引所に上場している、外国企業への投資に対する制限は撤廃された。企業による外国直接投資に関する制限は設けられていないものの、企業は依然として準備銀行への承認申請が義務づけられている。年金基金、保険会社、ミューチュアルファンド(ユニットトラスト)、および個人に対する制限も依然として実施されているが、これらの制限も直に廃止されるものと期待されている。企業が直面している為替規制がより緩和されることにより、2014 年までに国内総

生産の 25%に相当する投資受入額を達成するとして政府目標の実現が促進されることは確実である。

インフレ目標が 2000 年に設定されて以来、為替相場の目標は設定されておらず、従って市場介入も行われていない。現在の為替相場は 1996 年当時よりも変動幅が広い。現在、南アフリカの経済成長が堅調であり、さらにランド自体も他の主要通貨よりも価値が高いため、為替相場はランド高になる傾向がある。南アフリカ、レソト、ナミビアおよびスワジランドで共通通貨地域(CMA)を構成している。

囲み 1: 政府融資制度(IDC)

国営の、南アフリカ産業開発公社(IDC)は、開発効果のある実現可能なプロジェクトに資金供給することにより投資の促進を図っている。IDC は南アフリカ全土で活動し、企業が南アフリカおよび南部アフリカ地域に製造業を設立するのを支援するため、あらゆる規模の産業に対し幅広い融資サービスを提供している。IDC はさらに、対象セクターにおいて実現可能な二次製造業の開発のために民間セクターに貸付資金を提供し、さらに株式投資への積極的参加や外国投資家との合併事業に加わることも多い。

IDC 独自の融資商品

- つなぎ融資: 政府または民間セクター、あるいは両方との確定契約(建設契約を除く)を確保している企業家に対し、短期の融資を必要とするプロジェクトに対し融資を行なう
- 権限付与を目的とする融資: マネジメント・バイインあるいはマネジメント・バイアウト、レバレッジドバイアウト、あるいは戦略的株式提携による正式事業の資金獲得を希望する新進の実業家 / 企業家を対象とした融資
- 中小規模の採鉱および選鉱を対象とする融資: 中小規模の採鉱や選鉱活動、および宝石製造活動を対象とした融資
- テクノ産業の発展を対象とする融資: 事業の発展や拡大を希望する IT、電気通信、電子電機産業の企業家を対象とした融資
- 農業関連産業の発展を対象とする融資: 事業の発展や拡大を希望する農業、食品、飲料、および水産セクターの企業家を対象とした融資: 観光産業の発展を対象とする融資
- 中規模から大規模の観光産業セクターにおける商業的プロジェクトを対象とした融資
- 製造業セクターの発展を対象とする融資: 製造業の発展・拡大につながる、新規企業家、あるいは設備能力増強を希望する企業家を対象とした融資
- ホールセール融資: 個人企業家に貸し出すためのホールセール資金を求めている仲介業者を対象とした融資
- 資本財輸出を対象とする融資: 資本財あるいは資本サービスの輸出を営む製造業者や供給者向け融資。機器を扱う有望な外国人バイヤー向けに競争に有利な条件で米ドルおよびランドを融資することを目的としている
- 輸入信用: 中長期の輸入信用の供与を必要としている現地の資本財や資本サービスの輸入業者を対象とした融資
- 短期貿易金融: 短期の運営資金の融資機関を求めている輸出業者を対象とした融資で、輸出注文獲得を促進することを目的とする
- プロジェクト・ファイナンス: 金属、石油および化学薬品、製造業、農業、鉱物および鉱業、ならびにエネルギー市場部門における大規模プロジェクトを対象とした融資

1.3.4 労務・経営管理

南アフリカの労働市場の特徴は、未熟練工の供給過剰と熟練工の不足である。高い人口増加は常に雇

用需要の伸びを上回っている。さらに、同国経済が労働集約的経営から資本集約的経営に移行しているため、正規部門における雇用機会は一貫して喪失しており上記状況はさらに悪化している。経済における労働者の熟練度を高めるため、以下の手段が講じられている。

- スキル・サポート・プログラム(SSP)は、政府による人材教育のための補助金である。前述のとおり、研修費用、研修カリキュラムの開発にかかる費用、および／またはトレーニングに関連する土地や建物にかかる費用について50%を上限として支給している。この補助金は3年間まで支払いを受けることができる。
- 能力開発法令は雇用者に対し、企業給与総額の1%に相当する額を、割り当てられた業界管理による、部門別教育訓練機関(SETA)に対し負担することを義務づけている。また、賢明なトレーニング計画を提出した雇用者には、SETAに対する負担金の一定割合(2001年度実績65%、2002年度実績60%)の払い戻しを受ける資格が与えられる。
- 国家技能基金が設立されており、地元民は同基金を利用して訓練を受けることにより、同基金による新たな出資先への雇用機会が得られる場合がある。

近年通過した重要な労働法には以下の4つがある。すなわち、労働関係法(LRA)、雇用基本条件法(BCEA)、雇用均等法(EEA)、および能力開発法(SDA)である。

1996年11月以降実施されているLRAは、主たる基本法である。本法令は労働者がストライキを起こす権利と、経営者がストライキ中に労働者を締め出して代替りの労働者を雇用する権利の両方を認めている。本法令により、調停仲裁委員会(CCMA)が設立された。BCEAは1998年12月から実施され、これにより週45時間労働および、残業手当、年次休暇、解雇予告などの最低基準が設置された。その一方でEEAは、不正な雇用差別を禁じ、中堅企業ならびに大企業の雇用者に対し黒人、女性、および身体障害者が労働者数の中に十分に含まれるよう積極的差別是正措置を策定するよう要求している。

経済界から圧力が増加した結果、南アフリカの労働市場は柔軟性がないという認識を是正し、雇用の創出により実現性のある環境を創り出すため、LRA、BCEA、および破産法を修正するべきだとの提案がなされている。これらの法案は2002年3月に議決された。IMFは2002年の第4条協議に基づく南アフリカに関するスタッフレポート(2003年1月発行)の中で、仲裁過程の合理化を図り、雇用面の余裕を与える法制度の導入により、南アフリカの労働市場は改善したと述べている。

一方、1993年の労働衛生安全修正法(The Occupational Health and Safety Amendment Act)は、雇用者は合理的に実現可能な限り、安全かつ、従業員の健康に危険のない労働環境を設け、維持しなければならない、と規定している。

BCEAはまた、年齢15歳未満のあらゆる児童の雇用を禁止している。なお、15歳から18歳までの児童についても、児童の福利、教育、肉体および精神的健康、道徳に害を与え、社会的発展を危うくするような職業に雇用することは禁止している。労働組合は南アフリカの労働関係に重要な役割を果たしているが、雇用水準の低下のため、構成員数が低下することが予測されている。さらに、義務化されているわけでは

ないが、会社設立準備期間中に投資家が関連する労働組合と会談し、労働組合の利害や懸念について話し合うことが提案されている。

企業から表明されている不満には、2003 年の初頭採用された急行ビザでの入国に国外在住者は給与額の 2%をトレーニング税として収めなければならないとする制度がある。この税金は既に同国に居住している、あるいは会社内異動の場合には適用されない。一般ビザ手続きで入国する国外在住者はこの課税は免除されるが、一般ビザ過程は複雑かつ多大な時間を必要とする。

また、南アフリカの移民立法がその運用も含めて、外国人従業員の就労許可取得を困難にしているという不満も複数の外国企業から表明されている。中でも、これら外国企業が指摘しているのは、不必要な遅れと申請の却下、および特定分野の外国人労働者に対する制限(割当定数)である。このため政府は、2001 年に移民法を導入し、議会は 2002 年 5 月に最終的にこの法制度を承認した。しかし熟練労働者の一層の流入促進を目的とする本法が、あいまいさと混乱を招いているとの非難もある。

失業率は 2000 年 2 月に 26.4%から大幅に増加した後、およそ 30%に留まっている。この失業率の増加は、自給自足的農業や小規模農業セクターの労働者数の減少と非公式部門の労働者数の減少が原因であるとされている。しかしながら、正規部門(商業的農業を含む)の雇用率は安定している。経済専門家は、求職者を吸収するには、南アフリカ経済は少なくとも 5%から 6%の年間成長率を遂げる必要があると考えている。

雇用均等法は、指定雇用者に雇用機会均等と積極的差別是正措置の促進を目的とした雇用均等化計画をまとめ、かつ実施し、同時に不正な差別をなくすよう求めている。指定雇用者には、50 人を超える従業員を雇用している雇用者や一定金額の年間売上を有する雇用者が含まれている。本法は、黒人、女性、ならびに身体障害者(「指定グループ」)の雇用面の不都合を是正することを目的としている。指定雇用者は、雇用機会の平等を達成するために指定グループに対する積極的差別是正措置を実施するよう義務づけられている。この措置は定期的な調査を受けることになっている。本法は 2000 年に導入され、従業員の採用と構成比に直接的な影響を与えている。

このような積極的差別是正措置により、上級黒人従業員の数は増加した、これらの政策はすべての大企業の標準となっている。1994 年以降の政府政策の影響を評価した「10 年間の評価に向けて」によると、トップ・マネジメントにおける黒人比率は、2000 年から 2001 年の間に 12%から 13%へ増加し、その一方で上級管理職における比率も 15%から 16%へと増加している。しかし、技術専門家や中間管理職の比率は 0.2%しか増加していない。

それにもかかわらず、南アフリカでは黒人の技術専門家候補は比較的乏しく、その結果、有能な黒人の管理職や専門家への需要は、給与・待遇の急速な上昇と極めて高い職業の流動性をもたらしている。

南アフリカは HIV の罹患率が世界で 5 番目に高く、人口の 21.5%が HIV に感染していると推定されている。UNAIDS の地球的規模報告によると、2003 年の南アフリカにおけるエイズ関連死者数は 27 万人から

52 万人の間であると推定されている。これらの数字の人々が感染し死亡していることを考えると、南アフリカは世界で最も HIV の流行が激しい国であると考えられる。しかも、予測エイズ関連死者数が最高に達するのは、2003 年から 7 年先とみられている。

南アフリカ政府のエイズ対策は 2002 年～2005 年の「HIV / AIDS および性行為感染症への戦略的計画」に基づいている。この計画の目的は四つの重点分野を中心にして幅広い国家的枠組みを提供することである。四つの重点分野とはすなわち、予防・治療、介護・支援、研究・モニタリング・評価、人権と法的権利である。市民団体から相当な長期間にわたる圧力を受けた後、政府は 2003 年 11 月に、公衆衛生セクターにおける抗レトロウイルス (ARV) 療法の提供を始めとする、「HIV と AIDS の総合的治療 / 看護のための戦略的計画」を採用した。この戦略的計画では、政府が 2008 年 3 月まで ARV を必要とする 165 万人の患者に治療を施す。

しかし、南アフリカ政府およびドナーからの基金は、マスメディアの番組や科学的・学術的研究ばかりを優先し、地域社会主導型の HIV / AIDS 対応には極めて少ない資金供給しか割り当てていない。地域社会こそ、HIV / AIDS に対して脆弱で、また、流行の影響が最も深刻になるのも地域社会である。従って、地域社会への介入を高めることは緊急の課題である。

1.4. 政府開発援助 (ODA)

1.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

南アフリカの国民一人当たりの GNI(国民総所得)は US\$3,630¹²に上ることから、上位中所得国に分類¹³され、その経済はサハラ砂漠以南のアフリカ地域の中でも突出した規模を誇る。事実、ODA 歳入は現在では国家予算の約 1～2%に過ぎない¹⁴。従って、援助国は一般的な経済成長よりもむしろ、HIV / エイズの撲滅対策や人種格差の解消といった特定分野にのみ援助を実施する傾向が見られる。

1996 年 4 月、南アフリカ政府は第 1 回ドナー会議をプレトリアで開催した。しかし、ドナーの協調は、投資環境に関する取り組みを議論するために不定期に開催される「円卓会議」以上の進展を見せていない。南アフリカ国内で活動中の援助国は約 30 カ国にのぼり、投資環境改善を含むさまざまな部門における資金供与および技術支援を中心にたずさわっている。以下に主要援助国援助の概要を示す。最大の援助国は一貫して米国であり、英国がこれに続く。

¹² 2004 年、World Bank Atlas 方式。

¹³ 世界銀行の分類による。

¹⁴ 2003 年の政府歳入総額は 431.73 億米ドルと推定されているが(世界銀行資料)、純 ODA は 625 百万米ドル(OECD / DAC 資料)と推定されている。これは、政府歳入に占める援助割合が 1.4%であることを意味している。

表 1.8: 主要ドナーおよび日本の対南アフリカ経済協力

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	United States 83.0	United States 84.6	United States 105.9	United States 85.9	United States 89.4
2 nd	United Kingdom 54.1	United Kingdom 62.9	United Kingdom 42.6	United Kingdom 41.8	United Kingdom 47.0
3 rd	Germany 42.1	Germany 51.1	Germany 41.6	Germany 36.9	Holland 45.6
4 th	Holland 42.0	Sweden 40.9	Sweden 32.4	Holland 34.8	Germany 42.4
5 th	France 36.7	France 27.8	Holland 24.2	Sweden 26.5	France 25.4
Japan	30.8	14.1	19.8	13.4	4.7
Total	420.7	386.2	353.6	313.3	375.3

出所: 外務省

投資環境の改善に関連する援助分野は限られているほか、民間セクターへの開発援助は主として中小企業を対象としている。たとえば、デンマーク、ポルトガル、スウェーデン、フィンランド、スイス、またカナダも当初は中小企業能力強化に取り組んでいた。スウェーデンは 2004 年、南アへの無償資金援助を終了したが、それまでは小口融資、規制機関の強化、零細企業連合 (Micro enterprise Alliance) などの業界団体の強化、ビジネス開発サービス (BDS) の強化に取り組んできた。今後スウェーデンは、「南アフリカパートナーシップファンド」を創設し、各種事業との提携をはかることで、南アとのパートナーシップを強化していく(米国、英国、日本については下記参照)。

1.4.2 国・機関別支援

(1) 日本

日本は、南アフリカがアフリカ地域全体の発展に果たす役割を認識し、同国を日本の ODA 戦略の優先国に位置付けてきた。日本の南ア支援の重点分野は次のとおりである。1) 人種格差・地域格差の是正 (HIV / エイズなどの保健セクター、ライフライン拡充[水道など]、小中学校、地方自治体の人材育成)、2) 雇用創出のための産業促進と地域振興 (技術開発、零細・中小企業の発展、観光産業の促進、農村開発)、3) 南アの組織力と技術を活用したパートナーシップによる、南部アフリカ諸国への援助 (例: 地域経済の全体的向上をはかる技術援助、HIV / エイズなどの全地域的課題の支援など)。

以下に、日本の対南ア ODA の概要を示す。補助金形式の援助は、水道と教育の分野が中心である。特に教育セクターでは、32 の小中学校が建設または改修された。技術援助による支援では、工業および科学技術の分野で日本から専門家が派遣されたほか、ムプマランガ中等科学構想 (MSSI) プロジェクトの導入がはかられた。また、農業、教育、政府の各セクターから日本に訓練生を受け入れている。2003 年には新規の政府貸付は行われなかったものの、クヌデベレ水道プロジェクト (30 億 9,700 万円、1996 年)、地域社会インフラ整備プロジェクト (47 億 3,400 万円、1996 年)、都市鉄道旅客輸送近代化プロジェクト (62

億 3,000 万円、1998 年)¹⁵の 3 件の大型円借款プロジェクトが進行中である。

表 1.9: 日本の近年の対南アフリカ援助額

(百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-	3.81	9.58	13.39
2002	-20.05	16.38	8.36	4.69
2003	-1.44	11.11	7.94	17.61
Cumulative Total	13.39	69.80	64.76	147.94

出所:外務省

日本は南アフリカについて、国際問題解決のための重要なパートナーと位置づける傾向を強めている。1998 年以降、日-南ア間パートナーシップ・フォーラムを年一回開催、政治的、経済的、文化的、科学技術的、および世界的問題に関する話し合いを行っている。次回のフォーラム(第 8 回)は 2005 年後半に、ヨハネスブルクで開催の予定である。

日本は比較的最近になって、投資環境の分野に関する南ア援助に関心を示している。すでに今後の援助プロジェクトの種類を評価する基礎となる開発調査を実施しており、特に南ア国内で促進するのに適した中小企業の形態を調査している。JICA は、クワズールー-ナタール州を援助の中心地域に選び、日本の専門家を中小企業奨励アドバイザーとして同地域政府に派遣した。まず元通産省の官僚を派遣し、2001 年～2002 年にかけて、クワズールー-ナタールにおける自動車産業および現地の裾野産業を含めた機械産業をとりまく現状の分析を行った。この結果、行動計画を含む促進計画が提出され、地方政府はこれを採用した。次いで 2004 年、同地域で栽培されるアロマオイルの事業化に関するフィージビリティスタディを実施した。さらに 2005 年初頭、南アおよび他のアフリカ諸国を対象とした「中小企業促進援助および事業環境に関する需要評価調査」を、国連開発計画(UNDP)と共同実施した。このほか、社会福祉援助として、小企業支援プロジェクト(2000～2001)と起業家支援計画(2000～2003)が実施されている。

クワズールー-ナタール地域における民間セクターへの援助は、当分維持される見通しが高い。この理由としては、同地域の貧困度が高く、失業率が高い地域であるものの、ダーバンという工業港と広範な工業地域を抱えていることによる。考えられる対策としては、自動車産業を支える産業に従事するための技術訓練の実施、および中小企業促進の制度枠組の強化などが挙げられる。

(2) 米国

1994 年、アパルトヘイトが廃止され、民主的選挙が行われて以来、米国と南アフリカは、特にテロ対策と HIV / エイズ撲滅の領域で良好な二国間協力を進めている。

¹⁵ JBIC ホームページ。

USAID は南アフリカについて、次の 6 つの開発目標を規定している。1) 国内の民主制確立に向けた支援、2) 質の高い教育・研修の場を増やす、3) 一次医療の利用の推進、HIV / エイズの予防および緩和、4) 経済政策の策定・評価・導入を行なうための人員強化、5) 市場主導型雇用の増大、6) シェルターの利用増をはかる、環境保全型都市サービスの支援である。USAID の資金配分は HIV / エイズ対策に約 6,000 万 ~ 7,000 万米ドルの予算が割り当てられており、同分野に重点が置かれている。次いで教育および民間セクター開発がそれぞれ約 900 万米ドル、民主制(約 780 万米ドル)、地方政府援助と続く¹⁶。

南アに拠点を置く経済成長チームは、特に民間セクター開発の分野に注力しており、中小企業開発(小口融資、農業セクターの市場アクセスへの道を開くための人材育成)が取り組みの大半を占める。同チームの事業内容は 4 つの柱から成り立っている。第 1 の柱は、Corporate Council on Africa の支援を受けている South African International Business Linkages(SAIBL) プログラム。同プログラムは、南アフリカの中小企業と米国企業の提携を通じ、両国間貿易の振興に取り組んでいる。AGOA を補完し、特に農産物加工の分野におけるマーケティングと ISO 標準への適合に関し、技術援助を提供している。第 2 の柱として、USAID は Entengua Links および World Education Grant を通じ、零細企業を支援している。第 3 の柱として、USAID は諸機関や企業団体の人材育成をはかっている。そして第 4 の柱としては、1999 年に設置された開発信用制度(DCA)があげられる。DCA では民間セクターの地方振興活動への投資に対し一部信用保証を提供し、新しいセクターや借手への貸付に伴うリスクの軽減を図っている。南アフリカでは、DCA は Futuregrowth Asset Management に対し、Capitec Bank への 830 万米ドルの 5 年融資の保証を行った。上述の 4 本の柱に対する合計援助額 900 万米ドルのうち、SAIBL プログラムが 630 万米ドル、政策支援措置が 230 万米ドルを占める¹⁷。

(3) 英国

プレトリアに本拠地を置く国際開発省(DFID)南部アフリカは、ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、およびスワジランドにおける DFID の活動を担当している。上記諸国のうち、DFID は域内最貧国であるレソトに特に重点を置いている。南アフリカ国内については、貧困層の人口が多いということでイースタンケープ州とリンポポ州に重点を置いている。DFID は、上記 5 カ国での活動に年間 4,000 万ポンド(6,000 万ランド)を拠出しており、優先事項として 1) 有効な国内貧困戦略の策定、2) 成長、雇用、平等の促進、3) 民主政治、統治、および政府サービス提供の強化、4) HIV / エイズの撲滅、5) 域内協力および域内統合の支援の 5 点を掲げている¹⁸。

南ア国内の成長、雇用、平等の促進の領域については、DFID は財務省および同通産省の管轄下にあるさまざまな問題に対処するため、国外から専門家の派遣を行ってきたほか、公営企業の再構築について、政府およびその他の利害関係者への支援を行っている。またビジネス環境の改善にも重点的に取り組んでおり、事業発展を推進するような法や規制の枠組み作り、知識や技能の共有の推進、ならびに企業

¹⁶ プレトリアの USAID 職員からの情報による。

¹⁷ 同上

¹⁸ British High Commission for South Africa のホームページ。

間連携の促進を進めている。

また南アでは Imfundo 研究プログラムが稼動中である。これはジェンダー格差の解消や初等教育の完全普及を支援することを目的とした、同分野への IT 導入を進めるためのパートナーシップ作りを行なうプログラムであり、南アではリンポポ州(キャニサ)の教育セクター支援プログラムの「知識情報」部門のコーディネーションを行っている。

(4) 世界銀行

1953 年から 1966 年まで、南アフリカは世界銀行から 11 件の融資を受けた(うち 4 件は電気プロジェクト、7 件は交通プロジェクトであった)。最後の融資は 1968 年に終了し、すでに完済されている。現在の支援は主に技術援助の形で行われている。世界銀行が現在行なっている融資は、市町村財務管理技術援助プロジェクト 1 件のみである。このほか、6 件の地球環境基金(GEF)¹⁹プロジェクトを実施している。

世界銀行は、貧困者支援のための都市開発戦略を推進するため、南アフリカ地方自治体協会(SALGA)とのパートナーシップを通じて South African Cities Network と密接に協力している。さらに、世界銀行は成長と雇用、サービス提供、および貧困削減に重点を置く、新たな一般参加型の国別パートナーシップ戦略(CPS)に関する討議を開始しようとしている。

国際金融公社(IFC)の活動に関しては、南アフリカのポートフォリオは 1 億 6,260 万米ドル²⁰へと着実な増加を見せており、アフリカではナイジェリアに次いで二番目の規模のポートフォリオとなっている。IFC アフリカ本部はヨハネスブルクに設置されている。

¹⁹ GEF は 1991 年に設立され、地球環境保護に向けた発展途上国の融資プロジェクトや計画を支援している。GEF は、生物多様性、気候変動、公海、土地劣化、オゾン層、および残留性有機汚染物質に関するプロジェクトに援助を供給している。

²⁰ 世界銀行、2005 年 6 月。

2. ザンビア

2.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

2.1.1 マクロ経済

2005 年 4 月 8 日に IMF は PRGF(貧困削減成長ファシリティ)によるザンビアの成長に関する 2 度目のレビューが完了したと発表した。レビューは概ね成功し、これにより IMF は 830 万米ドルの追加融資を行うことが可能となり、PRGF による融資額は総額 2 億 5670 万米ドルとなった。4 月後半に発表された IMF レポートでは、ザンビアの実質 GDP 成長率が 5%と、予想を上回る成長率であったことが明らかとなった。こうしたマクロ経済の好調ぶりは、財政調整が下支えした面がきわめて大きく、実際に 2003 年には GDP の 6.6%を占めていた財政赤字は、翌 2004 年には同 1.7%まで削減された。このことは、ザンビア政府が国内債務を縮小しなければならないことを意味した。そのため、2003 年には GDP の 5.1%に相当した国内債務が、2004 年には 0.8%まで縮小し、金利低下とインフレ圧力緩和を実現した。ザンビアの対外的地位は向上し、輸出収入は大幅に増加した。現地通貨クワチャの米ドル相場および他の外国為替相場は安定を続けたものの、2004 年の 1 年間で実質 8%近く値上がりした。

IMF レビューは概して好意的ではあったが、今後数年間の安定成長を確保するために、ザンビア政府がなすべきことは依然多い。国内債務を削減すると同時に金利とインフレ率を抑制するためには、政府による財政再建政策の続行は必至である。国内債務を削減すれば、その分の財政源を民間セクターに充当して、更に経済活動を促進することが可能である。

しかし、ザンビアのマクロ経済安定には、なお政府コントロール外の外部要因がいくつか存在する。具体的には以下の通りである。

- (1) 銅の国際価格が下落する事態となった場合、銅への依存度が大きいザンビア経済は深刻な打撃を受ける可能性がある。なかでも経常収支が急速に悪化し、クワチャの安定性が脅かされ、同セクターに対する投資が減少すると考えられる。
- (2) ザンビアの銅鉱山は輸入石油に依存しているため、国際原油価格が今後もさらに高騰を続ければ、ザンビアの経済成長にとって大きな脅威となる。価格が上昇すると輸入額が急増するため、インフレ率に影響を与える。
- (3) 国内債務が 10 億米ドル前後という水準が続くことは持続可能性に悪影響を及ぼし、政府財政赤字の穴埋めが不可能となる。また、高金利が続く原因となる。
- (4) ドナー国からの援助額が目標に達しない場合、あるいは供与を受けたとしても必要な時期に間に合わなかった場合、政府の改革計画は大きく修正を迫られる。

また、貧困緩和に向けた取り組みにも影響が及ぶことは必至である。ザンビア財務大臣は 2005 年 4 月、政府が民間セクター主導の経済成長を活性化するために改革プログラムを立案したと発表した。政府は、国内投資家が融資を受けて商品製造に投資できるよう、資金プールを設けることを計画している。この目的のためにザンビア開発庁 (ZDA) が設立され、融資およびその他の関連サービスを提供することになった。

ザンビアは経済の多角化がきわめて重要な課題であり、銅価格が高い今こそ、調達可能な現金を資金として多角化に着手すべきと言える。多角化を先導するよう民間セクターを奨励することは賢明な政策であるが、その一方で政府の新しい改革プログラムは期待通りの結果をもたらさないとの懸念が存在することも事実である。多角化が可能な分野には、農業 (例: コーヒー豆、タバコ)、観光、保健・教育、電力、インフラがある。

IMF の最新情報によると、2004 年の緊縮財政が功を奏し、財政赤字は対 GDP 比 1.7% にまで縮小したとしている。現在は国家財政管理と会計責任についても改革が進行中であることから、2005 年は支出計画の内容とコヒーレンスが改善し、政府貯蓄が拡大するものと期待される。しかしながら、ザンビア政府は教育や保健といった貧困削減に資する支出の再拡大を検討しており、そのため政府は引き続いて、2005 年も支出抑制に苦勞を強いられるのは確実である。また、2006 年の選挙を念頭に置いて作成された 2005 年予算には大幅な支出増と減税が組み込まれている。しかし、ドナー国からの通年援助金による財政収入の増大、さらには実質 GDP の順調な伸びが継続していることから、財政赤字の拡大は対 GDP 比 2.8% にとどまる予定である。なお、IMF では対 GDP 比 2.5% を目標値に設定している。

金融政策については、自由市場を利用して準備金の伸びを鈍化させることで、インフレ率を現在の約 20% から 2006 年末までには 10% 前後にまで縮小させることが中心課題になると考えられる。しかし、インフレ率が 10% 前後となるには、厳しい緊縮財政政策ならびに国内債務の削減が必須条件である。2006 年にこれらを実現することはおそらく不可能であることから、2006 年末までにこの数値目標を達成できるとは考えにくい。

表 2.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	3.7	5.0	6.8	9.0	9.5	9.7	9.9	10.1	10.2	10.4
Population ages 0-14 (% of total)	45.7	47.3	49.4	47.0	46.0	45.7	46.3	46.5	46.7	46.8
Population ages 15-64 (% of total)	51.9	50.2	48.1	50.6	51.8	52.2	51.0	50.8	50.6	50.5
Population ages 65 and above (% of total)	2.4	2.5	2.4	2.4	2.2	2.2	2.7	2.7	2.7	2.7
GDP (constant million 2000 US\$)	2,041.	2,665.	2,887.	3,045.3	3,057.9	3,125.9	3,237.7	3,396.2	3,508.4	3,687.3

	8	9	7							
GDP growth (annual %)	3.9	1.5	1.1	0.8	-1.9	2.2	3.6	4.9	3.3	5.1
GDP per capita (constant 2000 US\$)	552.5	540.3	425.5	340.6	322.3	322.7	327.5	337.2	342.5	354.5
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.7	7.8	1,210.6	1,862.1	2,388.0	3,110.8	3,610.9	4,398.6	4,733.3
Inflation, consumer prices (annual %)	-	-	76.9	68.1	24.5	26.8	26.0	21.4	22.2	-
Money and quasi money (M2) as % of GDP	18.2	27.7	26.8	13.7	16.3	16.7	19.0	19.8	19.6	19.2
Real interest rate (%)	-	0.8	-15.5	-1.9	10.3	15.8	6.7	17.6	21.1	17.1
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	-16.6	1.2	2.1	4.0	6.1	5.2	3.8	2.0	2.2	2.3
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-58.8	4.4	15.6	26.8	37.3	29.6	20.1	9.8	9.7	8.8
Agriculture, value added (% of GDP)	13.2	15.0	16.5	21.3	21.1	24.2	22.3	22.1	22.2	22.8
Industry, value added (% of GDP)	61.3	48.5	46.4	36.6	29.2	24.8	25.3	25.6	26.1	27.0
Manufacturing, value added (% of GDP)	9.3	16.9	26.9	18.7	13.0	12.1	11.4	11.1	11.6	12.0
Services, etc., value added (% of GDP)	25.6	36.5	37.1	42.1	49.7	51.0	52.4	52.3	51.7	50.2
General government final consumption expenditure (% of GDP)	14.3	23.6	22.4	16.8	15.8	12.9	9.5	12.8	13.0	14.6
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	45.6	45.7	63.8	77.0	80.3	88.2	82.2	69.9	69.4	66.6
Final consumption expenditure (% of GDP)	59.9	69.4	86.2	93.8	96.1	101.1	91.7	82.7	82.3	81.3
Gross capital formation (% of GDP)	25.0	29.7	15.5	14.2	16.4	17.6	18.7	20.0	23.0	26.1
Exports of goods and services (% of GDP)	53.5	42.5	33.8	30.8	26.7	22.4	21.1	26.9	23.7	20.6
Imports of goods and services (% of GDP)	38.4	41.6	35.6	38.8	39.2	41.1	31.4	29.7	29.0	28.0
Gross domestic savings (% of GDP)	40.1	30.6	13.8	6.2	3.9	-1.1	8.3	17.3	17.7	18.7
Gross capital formation (% of GDP)	25.0	29.7	15.5	14.2	16.4	17.6	18.7	20.0	23.0	26.1
Food exports (% of merchandise exports)	1.7	1.2	-	6.2	7.1	8.0	10.3	9.6	9.5	-
Food imports (% of merchandise imports)	9.8	9.2	-	9.7	11.8	10.0	7.3	7.7	13.9	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	0.2	0.1	-	3.9	6.4	10.0	3.6	2.7	2.9	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	1.1	1.1	-	2.6	3.5	3.2	2.4	1.8	1.6	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	97.9	97.7	-	75.4	70.4	63.7	62.3	73.5	71.6	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	0.9	1.2	-	2.2	2.0	0.8	2.5	1.5	1.6	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	0.0	0.5	-	1.9	1.5	1.0	1.6	1.2	1.8	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	9.5	12.9	-	12.3	9.7	8.5	17.9	8.9	7.1	-

Manufactures exports (% of merchandise exports)	0.2	0.6	-	12.2	13.7	16.8	21.3	12.7	13.6	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	78.1	75.2	-	72.9	73.0	76.9	69.2	79.7	75.1	-
Aid per capita (current US\$)	5.1	22.4	51.2	96.5	36.8	64.4	80.4	34.7	62.5	53.8
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	26.2	25.2	24.7	21.0	16.1	20.2	11.3	25.4	27.8
Total reserves in months of imports	-	1.3	1.1	1.2	0.6	0.4	2.0	1.2	3.7	1.4

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

2.1.2 産業

ザンビアは独立以来、コッパーベルトの中心に位置しているという有利な状況を活かし、長い間、これを外貨獲得と国内産業の基盤としてきた。国内産業の主流は、国营企業による銅やコバルト鉱石、一次加工品の生産である。銅生産以外の分野では、銅産業向け資本設備、消耗品、サービスの供給、あるいは食品など日常生活必需品の供給など限られている。その結果、世界の銅市場が低迷時期に入った 1970 年代以降、同国の経済と産業もまた長期の低迷期に突入した。特に、柱となる銅産業は、新興生産国との過酷な競争に耐えられず、衰退傾向に歯止めをかけられなかった。政府はこの状況を打開すべく、1990 年代末までに国内外の民間資本に中核産業である産銅部門を開放して、生産性と生産量の向上を試みた。またここ数年間は、付加価値の高い農産物の生産増や多角化、付加価値の向上など新規産業の促進のみならず、観光資源の有効活用にも本格的に取り組んでいる。

ザンビアの産業分野を GDP(2002)構成でみると、ここ 10 年間、農業の割合は 22%からほとんど変化がない。対照的に、鉱業と製造業は、25 ポイント低下して 26%になった。特に製造業(12%)でシェアの低下が目立つ。鉱業と製造業のシェア低下分は主にサービス産業(52%)で吸収している。近隣諸国であるジンバブエと南アは、相対的に裾野の広い産業基盤を持つ。1980 年の前者の独立、1994 年の後者の民主化を機に、両国の商品がザンビア市場に流入し、その結果、国内需要は総じて、価格、品質両面で競争力の弱い国産品から輸入した製品に向かい、脆弱な国内製造業が衰退した。

各生産分野の主要商品を見ると、農業分野では、とうもろこし、小麦、米などの穀物、キャッサバ(タピオカ)、綿、ピーナッツが主産物であり、その他産品とともに自給的色彩が強い。また、灌漑網の未発達から、生産物が降雨に大きく左右される。耕作可能地はわずか 15%しか農業生産に供せられておらず、政府は小麦、大豆、綿、コーヒー、香辛料、肉、タバコ、野菜、花などの換金作物の栽培を奨励している。近隣のジンバブエで社会混乱が続き、白人農家がザンビアに流入している。これら白人農家は今後、ザンビア国内農業の拡大と多角化だけでなく、生産性の向上にも貢献するものと期待されている。

鉱工業分野のうち、鉱業部門では、南アに続く規模で、アジア資本が産銅部門に参入している。ザンビアは世界最大の銅鉱床を有するが、既述のとおり、長年にわたりそのメリットを享受できないでいた。しかし 2000 年以降の国際市況好転、新規外資参入で粗銅生産は再び回復基調にある。その他の鉱業部門については、金、宝石、石材も膨大な鉱床に恵まれているとされるが、いずれも開発は進んでおらず、今後の有望分野とみなされている。製造業については、日常生活用品や石油製品は全て、国内市場向けに生産されている。今後は、農業の拡大と多角化に伴い、食品、繊維、革産業など農業原材料を活用した関連産業の成長が期待されている。金属産業や石材産業も同様に、豊富な国内原料の付加価値化に輸出拡大や輸入代替の活路を見出すことが可能である。

サービス分野では、現在、内政、治安状況が安定しているため、開発があまり進んでいない観光部門の伸びが期待されている。同国はビクトリア滝や多くの野生生物保護区が存在する一方、交通網や宿泊施設などのインフラ開発は今も不十分な段階にある。ザンビアを訪れた観光客数は、1990 年の 14 万人から、2002 年には 56 万人に増加しているが、観光収入は 1 億 2000 万米ドルにとどまっており、増加余地は大きい。

2.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

南アフリカから巨額の鉱業設備、化学薬品、加工食品を輸入しているため、ザンビアの貿易収支は赤字であるが、輸出による総収益は、特に東アジア諸国への金属輸出が増えているため、増加を続けている。金属輸出による収益は、主に銅の国際価格とコバルト価格の上昇および販売量の増加によるものである。操綿、タバコ、銅のロッドやケーブルの輸出が増えたことから、輸出収益は更に拡大している。

ザンビアは、農業、製造業、鉱業、手工業などのセクターで、非伝統的な輸出品の販売促進も開始している。これらの非伝統的輸出は、従来の銅やコバルトの輸出と比べても、順調に増加している。

表 2.2: 貿易動向および主要貿易相手国

(単位: 百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	865	701	682	985	1,058
輸入	1,268	1,287	1,018	1,358	1,552
主要貿易相手国					
輸出 英国	252.16	20.20	191.64	15.30	14.68
南ア	93.28	63.22	186.00	47.75	51.82
マラウイ	46.29	60.07	57.05	62.98	68.35
輸入 南ア	427.13	373.45	625.28	625.13	678.43
英国	99.55	89.35	91.10	37.71	31.41
ジンバブエ	112.63	69.88	69.42	12.29	13.34

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

UNCTAD によると、ザンビアは内陸の後発開発途上国でありながら、FDI の誘致においてかなりの成功を収めている。この成功の一因は、鉱業、特に銅にある。過去 10 年間の FDI 流入は、1993 年に 3 億 1,400 万米ドルでピークに達した後、1994 年に急減した。その後 3 年間伸び、また 4 年間減少した後、2002 年と 2003 年にかけて好転した。これは主に携帯電話オペレーターが投資したためであり、このセクターでは、2001 年から 2002 年にかけて非常に大きな伸びが見られている。

表 2.3: FDI 流入

(単位: 百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
198.0	162.8	121.7	71.7	82.0	100.0

出所: UNCTAD, FDI On-line

南アフリカ²¹ と英国が従来からの投資国であると見られているが、最近是中国とジンバブエからの投資が増加している。特にジンバブエから避難してきた農家が農業セクターに投資し、国内生産と輸出増に貢献している。

²¹ 在ザンビア南アフリカ高等弁務官とのインタビューによれば、南アフリカからザンビアへの FDI は、累計で約 20 億ドルである。ザンビアには、約 300 社の南アフリカ企業がある。これらの企業は、製造業、農業、サービス産業に特化している。大手メーカーの例としては、Zambia Sugar と Zambia Brewery がある。中小企業のメーカーは、鉄鋼や銅の製品または食品加工を専門とする傾向がある。新規の民間投資は伸張が予想されており、今後は M&A も増加すると予想されている。

表 2.4: 外資系多国籍企業の大手子会社 (2002 年)

(単位: 百万米ドルおよび人数)

企業	国籍	業種	売上	従業員数
Zambia Consolidated Copper Mines	United Kingdom	Mining and quarrying	...	...
Nampak Zambia	Netherlands	Paper and packaging	2.1	...
Dunavant Zambia	United States	Textiles	...	1,200
Chilanga Cement	United Kingdom	Non-metallic mineral products	...	750
Securicor	United Kingdom	Other business services	...	2,300
Safetech Security Services	United Kingdom	Other business services	...	2,000
Sandvik Tamrock Zambia	Sweden	Trade	...	194
Standard Chartered Bank Zambia	United Kingdom	Financing	154.0	586
Citibank Zambia	United States	Financing	92.0	80
Stanbic Bank Zambia	South Africa	Financing	75.0	257

出所: UNCTAD, FDI in brief: Zambia

2.2. FDI 促進に係る諸政策

2.2.1 産業政策および開発計画

政府は 2002 年に、新たな中期開発政策「ニューディール政策」を発表した。本政策の柱は、経済自由化によるマクロ経済の安定化、民間セクターにおける産業育成、経済の多角化である。援助国や援助機関もその支援を表明している。分野別では、農業、鉱業、製造業(特に資源加工関連の事業)、観光業の 4 部門が対象とされ、戦略的な開発産業として指定されている。

具体的施策としては、農業部門では、生産物に対する各種税の減免、灌漑網の整備、農業部門向け金融制度の拡充などを行っている。鉱業部門では、広範にわたる国家介入・規制の緩和が主となる。製造業部門では、製品製造にあたり関税やエネルギー税が減免されている。観光部門では、主要観光地を対象にインフラ整備や新規事業を後押しする融資制度を構築する予定である。もっとも産業界では、政府の施策が不十分、あるいは取り組みの遅れを指摘する声が多い。

2.2.2 FDI 促進政策

ザンビアの投資環境は全般的に良好であるが、過去 3 年間の開放経済に向けた進歩は、断続的なものであった。1990 年にザンビアは外国からの投資に門戸を開き、商業活動に対する政府の介入を減少させ、258 企業以上を民営化し、市場における多くの歪みを廃止した。しかし、この段階

的政策の好影響は、財政赤字と腐敗によって損なわれた。また、これによって、多くのザンビア人が経済自由化の効果に対する自信を失ってしまった。2002年にザンビア政府が、国営鉄道、国営電力および通信事業については民営化以外の方法を模索すると決定したのは、このことが一部原因となっている。しかし、2003年と2004年にザンビア政府は民間セクターと更に協議を行い、民間による投資誘致を改めて強調している。

「1993年ザンビア投資法」(1996年修正法)では、外国人投資家と国内投資家を区別していない。民営化するにあたっては、公示の時点から、外国の入札者にも門戸が開かれている。ルサカ証券取引所(LuSE)においても外国投資には規制がなく、ザンビア人とほぼ同じ条件で、外国人は証券取引に参加することができる。同証券取引所に株式上場している企業には、いくつかの優遇措置があり、ザンビアでの現地調達、株式、資金調達、雇用、技術移転に関する要求もない。投資法では、地方の企業、農家、非鉱業輸出分野に対する投資を奨励している。

ザンビア投資法は現在改正中である。修正案では実業界に対する規制色を強め、外国人投資家の役割を制限することにより、ザンビア人の企業家を支援することを目指している。しかし、これらの後退的な提案は支持を失いつつあり、投資環境が悪化するという可能性は弱まりつつある。

(1) 優先開発分野

ザンビア開発銀行によると、同行が優先的な開発順位を与えているセクターは、下記の通りである。

- ・ 農業: ザンビア経済開発の礎であると考えられている。同行では、外貨獲得の拡充手段として、各種の農業活動、特に輸出向け高付加価値穀物の栽培や、農業加工品の地場開発とそれによる雇用機会の創出を支援する。
- ・ 加工産業: 同行は、農産物、鉱物資源および木材の加工産業を支援する。
- ・ 製造業: 同行は、ザンビアから COMESA や SADC の地域市場への輸出を拡大するために、特にザンビアに比較優位がある地域で、雇用機会を促進する製造業を支援する。
- ・ 観光業: 観光業は最も速く成長する可能性があるセクターであり、外貨を獲得し、大規模な雇用の創出に貢献する力があるが、その可能性を実現させるためには、追加的なインフラ、宿泊施設やモーターの建設、工芸品の生産といった面で観光業を支援する必要がある。
- ・ 交通と運搬: ザンビアは内陸国であるため、その輸出入を運搬網に大きく依存している。したがって、このセクターは、ザンビアの開発プロセスにおいて重要な要素となる。
- ・ 漁業: ザンビアには湖水や河川などの豊富な天然資源があり、そこで様々な種の魚が繁殖している。また同国は国内および地域市場を対象にした養殖業の開発に適した環境を有してい

る。水産加工は未開発の産業であるが、国家の歳入源であり、食品の安全性と雇用の創出に対する貢献要因となりえる産業である。

- インフラ:同行は、通信、道路やダムの建設、灌漑、空港、発電所などのインフラ・プロジェクトを支援する。

2.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

2.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

ザンビア政府は、ザンビアに関心を持つ外国投資家のためのワンストップ・センターとなるべきザンビア投資センター (ZIC) を設置し、外国投資を積極的に誘致している。同センターは政府の経済改革戦略の一環として、1991 年投資法により設立された。同センターは自立的な機関で、ザンビア国内と外国からの直接投資の促進、投資手順の簡易化、プロジェクト実施のモニタリングを担っている。また、公式の投資証明書の発行も行っている。

申請された全ての投資案は投資委員会によって選定され、通常は 30 日以内に決定がなされる。委員会による検討は公平かつ所定の手順に従って行われており、申請者には同委員会の決定に不服を唱える権利がある。

(2) 投資申請プロセスと制度

ザンビアでオフィスを開設するための法的要件は比較的簡単である。企業は、設立綱領を提出して登録手数料を支払うことにより、商務貿易産業省の企業登記簿に登録する。登録は、個人、法律事務所、ビジネス・コンサルタントのいずれが行ってもよい。最低必要とされる名目資本は現在 5,000 米ドルで、それに 2.5% の登録手数料が追加される。通常は、設立綱領を提出し登録料を支払ってから 24 時間以内に、会社設立許可証が発行される。

ザンビアに投資を計画している外資系企業が ZIC の支持とサービスを活用するためには、同センターから投資認可を得なければならない。手続きは簡単で、認可が承認されるかどうかは、30 日以内に決定される。認可は、一般に最大 5 人までの外国人管理職/技術者の雇用を認めている。

(3) 輸出加工区 (EPZ)

政府は 2002 年に、免税区導入のために関税および物品税に関する法を修正して輸出加工区法を可決、輸出加工区において投資家にインセンティブを与えることを決定した。しかし、これらの優遇措置が投資家によって誤用されているとの政府の認識に基づき、EPZ 関連の規制のほとんどは 2004 年に一時停止された。

(4) FDI 誘致のためのインセンティブ

下記の 5 項目の 1 つに該当する投資家は、一般的な優遇措置に加え、当該企業の設立、改修、拡大に必要な全ての設備機械に対して、関税と売上税を免除される (ただし自動車は除く)。

- 非伝統的商品の輸出業者で、外貨純益がある場合
- 地元の農業用製造業者、および農産物、あるいは輸出用農業関連品のメーカー
- 当該事業部の年間売上総額の 25%以上に相当する外貨を獲得した観光事業
- 国産原材料の使用率が高く、外貨貯蓄(純額)がある輸入代替産業の事業者
- 農村部に拠点を置く事業者

下記のように鉱業、製造業、農業セクターなど、特定のセクターに対する投資インセンティブも設けられている。

鉱業セクター

- 総価額の 0.6% ~ 5%に渡る鉱業ロイヤルティ。
- 法人税減税 (35%から 25%に)、鉱業損失の繰延期間延長 (10 年から 20 年に)。
- 消耗品と鉱業ロイヤルティに対する関税は、初年度は 1,600 万米ドル、翌年度から 4 年間は毎年 1,500 万米ドルを上限に免除。
- 株主や子会社に支払う利息、配当、ロイヤルティ、管理手数料に対する源泉課税はない。
- 銅やコバルトの価格設定における参加費用は税額控除可。
- 電気料金に対する物品税は免除。
- 共通所有者による異なる鉱山間の利益・損失の相殺については、通常 20%までの制限を撤廃し、損失の 100%まで相殺可。
- 資本設備と実用車の輸入は免税。

製造セクター

- 多くの原材料に対する減税 (15%から 5%に)。
- 数種類の産業機械については、5%から 15%を課税 (例: 工業熔炉と炉、印刷機械、食品生産設備等)
- 製造で使用する特定の物品について関税率を削減。
- タイヤやチューブ等いくつかの物品について物品税を撤廃。

農業セクター (園芸および草花栽培)

- 牛の精液、動物の胎芽、魚肉等、農業投入物に関する課税撤廃。
- 温室のプラスチック・シート、チューブ、パイプ等の税率削減 (25%から 15%に)。
- バラ栽培に使用する媒体に対する課税廃止。
- 冷室設備に対する課税削減 (25%から 5%に)。

免税/タックスホリデー

前述のように、鉱業、製造業、農業(園芸と草花栽培)セクターに対する投資は、各種の課税を削減あるいは免除されている。ルサカ証券取引所 (LuSE) の上場企業に対する課税は 30%である (通常の法人税は 35%)。

また、以下のように、所得税の税額控除がある。

- 課税年度における鉱業に対する投資以外で発生した損失に対する控除。ただし、損失が発生した投資家の同じ所得源からのみ。翌年度の所得から毎年控除する。
- 企業による社員の技術教育のための支払もしくは更なる経験、研修、資格を得るための支払に対する控除。
- 企業の実験や調査に関して、当年度に企業に発生した資本支出以外の支出に対する控除。
- 税務署長が、非伝統的製品の輸出から得たと判断した所得については 15%の課税 (伝統的輸出とは、銅、コバルト、鉛、亜鉛、金、銀等全ての鉱産物の輸出である)。
- 操業開始から 5 年間は毎年、農村の企業から受け取った所得は免税される。

関税および通関

関税と通関における優遇措置は、以下のとおりである。

- 鉱業と農業における資本設備機械のほとんどに対して関税を免除
- 有機・無機の化学薬品、ゴム、鉄鋼、プラスチックなど、原材料の輸入に対する免税
- その他の資本設備機械に対しては 5%の関税
- その他の原材料に対しては 5%の関税
- 中間財に対しては 15%の関税、完成品に対しては 25%の関税

2000 年 10 月 31 日に、東南部アフリカ共同市場自由貿易地域 (COMESA Free Trade Area) が開始された。ザンビアと他の 8 加入国は、加入国間における限られた通貨の兌換性を緩和し、取引コストを削減し、地域の競争力を高めようとしている。2001 年に、ザンビア歳入庁 (ZRA) は COMESA のもとで、他の加入国の関税と合致するように、ゼロ関税を導入した。税関の本部に、通関後の物品を見るための監査および事業リスク部を既に設置している。更に、国境の主な税関の全てに実施と調査に関する訓練を受けた職員で構成される管理部を設置し、取引をモニターしている。また、COMESA 加入国との集中的なデータ・モニタリングとデータ交換プログラムにより、原産国ルールの照合を徹底している。

(5) FDI 誘致における阻害要因

ザンビア政府には、重要な政策を頻繁かつ予想外に変更を行った経歴があり、これが国内外の投資の双方に悪影響を与えてきた。多くの企業が、自社の事業に影響を与える政府高官の規制解釈は予測しがたく首尾一貫していないと考えている。たとえば、移民法が最近変更され、ザンビア人以外は高い費用を払って期限前に許可を更新することが必要になった。また、鉱業ロイヤルティが最近 150%増加された際にも、明確な根拠が説明されることはなかった。当該産業の規制当局からの認可をはじめ、政府内に比較的最近設立された他の機関のいくつかからも認可が必要である。特に中業企業にとって、これらの規制当局に従うことは極めて困難である。

また、米国商務省によると、「汚職がザンビアの経済発展の重要な障害である……1990 年代の民営化関連の腐敗により、経済自由化政策に対する一般大衆の信頼が徐々に損なわれている。²²」

ほとんどの場合、ザンビアの立地条件が主要なデメリットとなっている。港湾から遠い内陸国であるばかりでなく、北には内戦で分裂しているコンゴ民主共和国、南には争いの絶えないジンバブエと、近隣諸国からの悪影響もある。更に、ザンビアの投資環境に対する見方は、概して好意的ではない。たとえば機関投資家は、ザンビアの信用力はアフリカ諸国の下位 25%に含まれ、ナイジェリアやカメルーンより低く、モザンビークやウガンダといった近隣諸国と同じ水準であると考えている。これらのデメリットは、ザンビアの経済規模が相対的に小さいことにより、更に増加されることになる。

²² U.S. Department of Commerce, *Country Commercial Guide-Zambia, FY 2004*.

しかし、ザンビアが特に農業セクターにおける豊富な天然資源を活用して、近隣諸国の「穀倉地帯」になることができるのなら、この不利な立地条件は、逆に有利な条件ともなりうる。

2.3.2 インフラ

(1) 基本情報

ザンビアでは道路²³を利用した陸上輸送が、主な商品輸送手段である。グレート・ノース路線や、グレート・イースト路線、ムンブワ(Mumbwa)路線、そして、カフエ(Kafue)路線などの主要道が近隣各国へ通じている。国道網では改修が進んでいるが、重量貨物の道路輸送に対する依存度が高すぎることから、磨耗・劣化が著しい²⁴。ルサカ中心部を除くと、道路の改修工事は進展しておらず、産業地区でも十分な道路整備がなされていないために、原材料や完成品の搬出入には支障をきたしており、輸送効率も決してよくはない。同国には地域市場において農業製品の純輸出国となる可能性もあるが、道路事情から、小規模の自作農は、国内の都市部の市場への作物の輸送にさえ、大きな困難と高コストに直面している。航空分野では、旅客輸送も貨物輸送も、民間部門が主導している。鉄道輸送も、国内、および国際ルートの商品輸送で主要な輸送手段である。ザンビアとタンザニアを結ぶタザラ鉄道以外の路線は全て、近隣諸国へと接続している。ザンビアは内陸部の国であるが、タンガニカ湖には港がある。港は広範な改修が必要である。現在、消滅しているが、かつて、ザンビアは自国で海洋航行船を有していた。近年、コスト節約の観点から再整備すべきとの声もある。

ザンビアはエネルギー資源が豊富で、特に水力発電には大きな可能性がある²⁵。現在までのところ、水力発電は、国内エネルギー消費量の約 14%を供給しているにとどまっている²⁶。このほかのエネルギー供給源はエネルギー需要の 66%以上を供給する薪、9%を供給する石炭がある。唯一、石油は輸入に頼るエネルギー源である。豊かな水資源と石炭埋蔵量²⁷から、相対的に電力は安い。しかし、停電による生産損失の割合が非常に高くなるなど、電力セクターの信頼性は徐々に低くなっている。ザンビア電力供給公社 (ZESCO)には安定したサービス提供のために商業化が求められているが、実業界はその手法がサービス向上につながるか測りかねている。サービス向上に必要な手法が、商業化か民営化によるのかはそれほど問題ではない。重要なのは、できる限り速く改

²³ 存在する総延長は 3 万 8,763km。うち、約 6,000km が舗装道路、約 8,500km が砂利敷き、2 万 3,998km が未分類となっている。

²⁴ 道路の維持管理の向上や、民間業者に営業権が譲渡されたザンビア鉄道の効率的な運営が達成されれば、道路への負担は軽減される。

²⁵ 推定電力は、6,000 メガワットである。しかし、現在の設備による発電力は、1,715 メガワットである。

²⁶ カリバ・ノース・バンク(600 メガワット)、ビクトリア滝 (108 メガワット)、カフエ・ゴージ(Kafue Gorge; 900 メガワット)が主な発電源。このほか、小規模の水力発電所が 6 か所(リシワシ; Lisiwasi、チシンバ滝; Chishimba Falls、ムソンダ滝; Musonda Falls、イテジ・イテジ; Itezhi-Itezhi、ムルングシ; Mulungushi、ルセンフワ; Lunsemfwa)にある。

²⁷ 確認されている石炭埋蔵量は、3,000 万トンを超えている。

善を施しザンビア経済に競争力を与え、経済成長を加速化することである。

水問題は一般的にはさほど大きな問題ではない。地表では水を得にくいところでも、普通はそれほど深くないところに地下水が広範囲に流れている。現在のところ、ザンビアの家庭の 55%が清潔な水へのアクセスがあると推定されている²⁸。しかし、コッパーベルトを中心に、大きな町の産業地区の多くでは、安定供給はおぼつかない。多くの企業は自衛手段として、自らの費用で給水用の井戸を整備している。

郵便は特に問題はなく、主要都市では通常郵便も速達も利用可能である。一方、電話サービスは改善すべきであることが広く認識されている。十分な数の携帯電話会社²⁹が事業展開しているが、近隣諸国でのサービスが効率的なために相対的に満足度は低い。固定回線についても、改善の余地は大きく、観光業のようなサービス部門においては特にビジネス上の障害となっている。

(2) 地域プログラム

ザンビアとアンゴラのロビト港をつなぐための新しい鉄道路線の建設契約が、2005 年 4 月にザンビア政府と民間企業 Northwest Railways Limited の間で合意に至った³⁰。資金手当ては未だなされていないが、建設に成功すれば、ザンビアにとって銅の搬送上、非常に有益な鉄道路線になる。現在、主に利用される南ア・ダーバン港やタンザニア・ダルエスサラーム港よりも輸出距離が短く、時間短縮につながるからである³¹。新たな路線は以下の三段階を経て完成にいたる予定である。

- コッパーベルトの Chingola と北西州 Solwezi の接続。
- 北西州の Lumwana に新規鉱山への延長。
- ベンゲラ線への接続(但し、ベンゲラ線自体に改修が必要)。

この他、複数国にまたがるプロジェクトとして、南ア投資家が関心を示していると言われるタンガニカ湖のムブルング港の改修計画がある。同湖は、ザンビアのほか、コンゴ民主共和国、タンザニア、ブルンジと接しており、東部・中部アフリカ諸国にとっては、海洋ルートの代替手段になる可能性がある。電力分野では、ザンビアとジンバブエが中央アフリカ電力公社(CAPC)を共同所有している。この 2 カ国は、公社運営にかかるコストと生産物を共有し、カリバ川の北部と南部で水力発電の可能性を模索している。

²⁸ 一方、農村家庭で安全な水を使えるのは、わずか 35%とされる。

²⁹ 現在、4 社(Cell Z, Celtel Zambia, Vodacom Zambia and Telecel,)が参入している。

³⁰ このプロジェクトでは、ザンビアの鉱床の中心部からコッパーベルト地帯を抜けて北西に走り、アンゴラのベンゲラ鉄道と連結する 685km の鉄道路線が想定されている。

³¹ ERA 社によるバックグラウンド・ペーパーでは南アフリカの投資家が関心を示している模様。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

ザンビア民営化庁は 1992 年に民営化法 No.21 (1992 年) のもとで設立された政府の独立機関である。国営企業の民営化を進めるために、政府と協力して、計画の立案から実施、管理を担い、適切な経営能力と資本力を有する者に国営企業を売却する。

民営化に際する売却手法は、対象となる企業の種類によって異なる。たとえば、単一企業として売却される小企業は公開入札を経るが、大企業の場合、株式市場への上場・公開売買も選択し得る。その他、経営陣による企業所有のための MBO (自社株買占め) 制度もある。また、民営化信託基金の設立により、一般のザンビア国民にとっても民営化企業の株式の保有や投資が証券取引所での株式売買によって可能になっている。

世界銀行によれば、ザンビアでの民営化企業が期待通りの水準で事業を行えない理由の 1 つは、規制の枠組みが未整備、あるいは不十分・不適切なままに民営化が実施されたことにある。整備・改善すべき制度的枠組みには、法律制度、規制機関の制度設計、規制機関の能力不足が含まれ、こうした枠組み、特にインフラ部門に関連する制度の改革こそが、持続可能な高い経済成長率の達成に必要である。民間セクターの成長を促進するには、健全かつ予測可能な規制と政策の枠組みの開発と導入が必要である。

インフラ分野で計画中の民営化や商業化プログラムは、下記の通りである。輸送部門では、道路の維持管理サービスの商業化が世界銀行の支援を得て計画中与えられる。鉄道は若干、これに先んじており、ザンビア鉄道は、既に 20 年契約で南ア企業 2 社による合併企業に営業権が譲渡されている。水上輸送では、南ア投資家がタンガニカ湖のムブルング港の改修に興味を持っているとも言われている。電力供給については、政府は法律を改正³²して、民間企業の参入を奨励しているほか、ZESCO の商業化も実施中である。通信分野でも、1994 年に設立されたザンビア通信局 (CAZ) のもとで、民間企業に事業を開放している。

2.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

財政政策ではインフレ率の低下に重点が置かれ、2006 年末までに 10% 以下に引き下げることが目標としている。目標達成には、財政緊縮政策と国内市場における債券発行禁止が不可欠だが、実

³² たとえば、政府は民間セクターの投資機会として、カフエ・ゴージ・ロウワー (Kafue Gorge Lower) 水力発電プロジェクト、イテジ・イテジ水力発電プロジェクト、ザンビア・タンザニア接続、ザンビア・ナミビア接続の各プロジェクトを推進している。

施は困難であると思われる。

ザンビア銀行(BoZ 中央銀行)の政策はインフレ抑制だけでなく、商業銀行に対する民間セクター向け融資の奨励にも向けられている。この目標のために同中央銀行は2003年10月、貸出準備率を17.5%から14%に引き下げたが、大きな成果を挙げることはできなかった。銀行の資金仲介機能が弱いためである。つまり、利息に加えて銀行手数料を徴収されるため、借り手にとって資金コストは依然として高い。銀行融資を促進するためには倒産法の改正など抜本的な改革が必要である。

2004年のインフレ率は18%であった。借入の減少、ドナー国や援助機関からの財政支援、緊縮財政を背景として2005年にはインフレ率が低下する可能性もある。

為替レートは2004年、ドナー国や援助機関の支援、銅の国際価格急騰による輸出収入の増加、および債務救済策を背景として、比較的安定していた。同通貨下落の要因には高インフレ率、ザンビア通貨クワチャの極めて低い信頼性、および外貨の超過需要が挙げられるだろう。

(2) 銀行セクター

銀行セクターはザンビア銀行の監督下にあり、同行が財務・国家計画省に報告を行っている。同セクターは、銀行金融サービス法(1994年)とザンビア法の付属規則を準拠法としている。ザンビア銀行は監督権を強化して、同法をノンバンク系金融機関にも適用できるようにするため、本法律の改正を提案している。業界では概して、同行の融資に対する監督能力がここ数年間、大幅に改善されている。預金保険制度とマネーロンダリング管理の法律が、議会で可決された。

こうした同行の努力にも関わらず、金融仲介量が増えないため、貸出率は高く、預金率は低い。このため商業銀行は、準備金要件の緩和によって生じた資金を国債に投資している。実際に融資を拡大するには、倒産法の改正など、さらなる根本的構造改革が必要となる。さらに、貸出率と預金率の利ざやが大幅に縮小したとしても、借り手の負担となる銀行手数料が他にも多数発生するため、銀行からの借入コストは高くなる。

外資系銀行のなかでは、Stanbic Bank (南アフリカのStandard Bankの100%子会社)が、最大のローン・ポートフォリオを誇っている。同国で積極的な事業展開を行っている外資系銀行には、Standard Chartered Bank、Barclays Bank、CITI Bank、Indo Zambia Bank、Bank of Chinaもある。保証がないため銀行は長期的にはリスクに対して慎重で、融資の大半は貿易金融などの短期ローンに限られている。その一方で、European Investment BankとDevelopment Bank of South Africaが共同融資するなど、長期的な資金調達の例もみられる。

銀行業界で取り組むべき問題には、信用格付け機関と信用調査所(情報センター)の不在、整備の不十分な商法、時間が掛かる法律手続がある。これらの問題は、SADC 地域が概ね共通に抱える問題であるため、SADC 制度の枠組みでの対処が可能である。

輸出関連および保険の融資について、ザンビアの輸入業者が最も普通に行う支払方法は信用取引である。全般的に、輸入業者は資金調達が困難だと考え、信用契約を活用する。しかし、外国輸出業者に対する支払不履行はザンビアではよくあるため、信用取引による輸出を検討している企業は契約が誠実であるか、およびザンビア側の貿易相手企業の財務状態が健全であるか、あらかじめ慎重に確認する必要がある。

米国政府機関である海外民間投資公社(OPIC)はザンビアにおいて、プロジェクト・ファイナンス、政治リスク保険、投資家サービスを提供している。現在、米国輸出入銀行は、消耗品、少額の資本財、原材料については、最大 360 日までの短期的な保険しか提供していない。

プロジェクト・ファイナンスについては特に輸出志向のプロジェクトでは、プロジェクト・ファイナンスの活用が容易になっている。二国間および多国間の政府機関を除き、商業銀行やベンチャーキャピタル・ファンドが果たす役割が増している。米国、EU とともに、ザンビアも対象に含めた企業開発ファンドを設立し、一方、IFC および CDC は、ザンビアでのプロジェクトに金融支援を行っている。

(3) 証券取引所

ルサカ証券取引所(LuSE)は、世界銀行および UNDP の支援のもと、国営企業の民営化を促進するために設立された。飲料、砂糖、セメント、銅鉱山、投資会社、銀行、ホテル、小売業者など 13 社が同取引所に上場している。債券取引所も存在し、株式取引所と合わせた市場規模は、約 17 億米ドルである。LuSE の情報によると、機関投資家 20 社と個人投資家 40,000 人が参入している。また、市場に流動性がないことが、今後見直されるべき課題となっている。

(4) 外国為替

ザンビアでは為替管理法が 1994 年 2 月に廃止され、経常収支と資本収支の完全な交換性が確立された。同国への資本流出入は管理されていない。銀行口座は、ザンビア通貨または外貨での開設が可能であり、資金の海外送金・海外保有も容易である。ただし、5,000 米ドルを超える場合は、現金、トラベラーズチェックを問わず、申告の義務がある。中央銀行であるザンビア銀行は 1999 年 3 月、商業銀行と両替所に対して、窓口での現金引き出し限度額を 5,000 米ドルとするよう指示した。

外国為替に関わるトラブルを契機として、財務・国家計画省は2001年1月中旬、以下のような為替市場安定化政策を発表した。輸出業者は輸出日から180日以内に、輸出売上高の75%を国内で受け取るものとする。5,000米ドルを超える対外支払金はすべて、商業銀行を通すものとする。ザンビア銀行から許認可をうけた為替両替業者だけが、外貨の価格設定、受取、購入、売却を行うことができるものとする。公認両替業者は、購入率と売却率の間の利ざやを2%以下に抑えるものとする。ザンビア銀行から許認可を受けた観光業者を除き、国内取引の請求・決済はすべて国内通貨で行うものとする。また、同行に入札窓口が導入され、外貨売却には制限が加えられ、銀行支払準備率も大幅に引き上げられた。こうした一連の政策は極端なクワチャ高をもたらし、同行は外貨準備高のほぼ50%である約2500万米ドルの放出を余儀なくされた。

一般的に利用可能な融資制度：輸出志向の生産を除き、国内融資が不足している。2000年に急騰した金利は2002年まで上昇を続け、中長期の借入が難しくなった。短期借入は可能であるもののコストが高い。企業の多くが、資金を自己調達またはハードカレンシーによる国外調達に求めている。

2.3.4 労務・経営管理

ザンビア企業の生産性は低い。労働生産性自体とともに、労働市場の柔軟性欠如、行政による諸規制が民間企業を悩ませている。最近では労働法の改正などいくつかの改善もみられるが、ビジネス関連法規制の大半は社会主義政権の頃からほとんど変わっていない。労働需要が高まるときでさえ、企業が新規雇用をためらうのには、こうした要因がある。

人材確保の面では、不十分な教育制度が、必要とされる技術要件を満たした労働者を見つけるのを困難とし、労働コストの上昇にもつながっている。相対的に高い給与水準を保障する政府の施策も労働コスト高を増幅している。多くの従業員が家族を養い必要な教育を施せるだけの賃金を得ていない実態下で、政府は給与水準の見直しや弾力化に消極的とならざるを得ない。また、公的部門の相対的に高い労働コストが民間部門の高コストを誘引している点にも留意すべきである。

政府は2002年初めから、技術教育・職業・起業家研修(TEVET)促進プログラムの導入を図っている。このプログラムは、ザンビアにおけるTEVETの質、持続可能性、人材需要への対応、平等性の向上を目指している。しかし、実行に移すまでには時間がかかっている。検討チームが実施に向けて様々な具体策、プログラムを提示しているが、政府は依然として行動計画の全面的な実施には至っていない。

雇用許可の取得に関しても問題が多い。実業界は、諸手続き、特に許可書更新の手続きを、煩雑で時間がかかり、予定がたたないと捉えている。雇用許可と労働ビザの付与ではまた、行政当局の「裁量権」の余地が広く、企業は必要な時に必要な能力を持つ労働者を雇えない。

非政府系労働者と非組合労働者の最低賃金は³³、月ベースで 22.60 米ドル(9 万 5,000 クワチャ)以上である。他国と同じく、最低賃金では労働者や家族は必要十分な生活に至らず、最低賃金労働者の大半が、副業や自給自足農業、一族ベースでの所得補完に依存している。法律上の最低雇用年齢は 16 歳である。労働監督署は産別に法律を施行している。ザンビアでは現実問題として、児童労働に対する需要は、農業、国内サービス、インフォーマル・セクター³⁴などではさほど大きくはなく、当該法は導入されていない。

憲法では、結社の自由と組合加入権を労働者に認めており³⁵、労働者側もこれを行行使っている。企業と従業員の権利と義務については、主に 1993 年産業労働関係法³⁶に規定されている。この法律は、特定事業に従事する労働者を対象としている。同法では、組合の果たす基本的役割のほか、労働争議の実施条件と最低賃金を示している。労働者全員には法律で労働争議権が付与されているものの、公益サービスに従事する労働者については例外としている。労働組合への登録は容易ではない³⁷。実際には 1993 年以来、合法的ストライキは実施されていない。同法は最終的な係争調停者として、産業裁判所を認めている。

最近の多くのデータで、ザンビアにおいて HIV/AIDS の影響が計り知れないことが示されている。約百万人の成人と 20 万人の児童が、2001 年末までに HIV/AIDS に感染しており、60 万人近い児童が、AIDS で母親や両親を失っている。平均寿命は、1990 年の 57 歳から 2001 年には 37 歳にまで低下した。経済に与える影響を推定すると、毎年 GDP の最大 1%の損失が生じている。会社別データは不明であるが、民間セクターでは総じて、HIV / AIDS による人的、経済的損失が直接、生産性の損失につながるといっても過言ではない。HIV/AIDS の蔓延により、国内の有能な人材プールが枯渇するだけでなく、実質的な事業コスト、特に雇用コスト増を企業にもたらしている。職業研修を受けた職員が AIDS で死亡するたびに、企業はその補充に向け複数の職員に新たに研修を施さざるを得ない。採用コストのみならず、研修コストの増加もまた、企業にとり頭痛の種である。

³³ 具体的な数字はないが、組合系労働者のほぼ全員が、非組合系労働者よりも、遥かに高い最低賃金を受け取っている。

³⁴ 約 60 万人の児童が労働力となっている。そのうち、約 87%が農業セクターで働いている(ERA 2005)。

³⁵ 正規セクターで勤務しているのは、適格労働力のうちわずか 11%である。正規セクターの約 60%は組合化されている(ERA 2005)。

³⁶ 産業労働関係法は、雇用法と同様に、政府の自由化政策と照らし合わせて検討中である。包括的な社会保障制度が考案されているが、まだ導入されていない。

³⁷ たとえば、組織は少なくとも 100 名のメンバーがいなければ、組合登録ができない。また、例外はあるものの、既存の労働組合で代表されている従業員のあるクラスあるいはいくつかのクラスを代表する場合には、組合として登録はできない。状況によっては、労働組合の登録が取り消されることがある。

2.4. 政府開発援助（ODA）

2.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

ザンビアは経済自由化政策と構造改革プログラムの実施により、かつての中央計画経済から、アフリカのなかでも比較的開かれた市場経済へと移行した。また、国民に対する普遍的な基礎教育や保健サービスの無償提供に重点が置かれている。加えて、国内における腐敗を根絶するため、大統領自ら前例のない「政治汚職のゼロ・トレランス」キャンペーンを先導しているほか、ガバナンスの問題に対処するための憲法改正にも着手している。

ザンビアは PRSP 草案を作成し、2002 年には世界銀行理事会の承認を受けたほか、「移行国家開発計画（Transitional National Development Plan: TNDP）2002～2006」も発表した。PRSP は経済問題、社会問題、セクター横断的問題の 3 本のアプローチからなり、各テーマはこれらのアプローチのどれかに属し、貧困削減という全体目標を目指す。第 1 のアプローチは持続可能な経済成長および雇用の創出であり、観光、工業、鉱業、エネルギー等セクターと連携した農業開発が成長牽引要因と位置づけられている。第 2 のアプローチは貧困層を直接ターゲットとする、初等教育、基礎保健サービス、社会的なセーフティネット（公共福祉支援制度（Public Welfare Assistance Schemes: PWAS）、社会復帰基金、都市自助プロジェクト（Project Urban Self Help: PUSH）、仕事のための食料（Food for Work）プログラム、失業者を対象とした起業家養成・訓練など）の重要性に力点を置いている。そして第 3 に、セクター横断的なアプローチがある。具体的には HIV/エイズ、ジェンダーと環境など、経済成長と直接的な貧困削減の両面で影響を与える課題が含まれる。

ザンビアに対する二国間・多国間援助は活発であり、政府のオーナーシップのもと、保健、農業、道路、教育などさまざまな分野に関するドナー会議が開催され、援助手続きの調和化が進められている。援助手続きの調和化に関しては、保健および教育の各セクターについて、調和化の枠組みを定める文書が署名されたが、USAID や日本などの援助国・援助機関はこれに署名していない。このほか、ドナーによる援助手続きの調和化も進められており、「調和化（Harmonization in Practice）」覚書の署名が行われた。DFID や EU は一般予算やセクター別予算の支援を行っており、援助環境はプロジェクト支援から予算支援へと重点が移行しつつある。

ザンビア政府は輸出志向型、民間セクター主導型の開発戦略を採用、ドナーはこれを支援している。この方式は最近出版された「2005 Diagnostic Trade Integration Study」でも再確認された。同分野におけるドナー調和は今後も進展する見通しである。

表 2.5: 主要ドナーおよび日本の対ザンビア経済協力

(単位: 百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	Germany 50.0	Germany 64.7	Germany 112.2	United Kingdom 55.8	Japan 68.4
2 nd	Japan 33.6	United Kingdom 63.6	United Kingdom 111.4	Japan 47.0	United Kingdom 48.3
3 rd	United Kingdom 33.4	Japan 59.4	Holland 51.2	Holland 29.6	Germany 44.2
4 th	Norway 31.8	Norway 27.4	United States 46.1	United States 29.0	Holland 35.5
5 th	Holland 22.5	United States 26.6	Japan 31.9	Denmark 22.6	Denmark 32.2
Japan	33.6	59.4	31.9	47.0	68.4
Total	256.5	340.0	486.2	274.1	359.5

出所: 外務省

2.4.2 国・機関別支援

(1) 日本

日本の対ザンビア支援戦略は、「ベーシック・ヒューマン・ニーズ(BHN)」と「経済回復」の 2 分野に関する援助を柱としつつ、ザンビア政府のオーナーシップを尊重し、援助効果のさらなる改善を目指すというものである。「2000 年国別援助計画」では、1) 農業開発等を通じた貧困緩和の支援、2) 費用効率の高い保健サービスの強化、3) バランスのとれた経済構造改革達成の支援、4) 持続可能な開発の達成に向けた人材育成、5) 地域統合の促進の 5 分野が重点分野として掲げられている。

日本は、ザンビア国内のインフラ構築において活発な役割を果たしている。特に道路建設における貢献が顕著であり、2001 年着工のルサカ市内道路改善保守プロジェクトも 2004 年に完工した。一方、技術援助については医療、農業、教育の各セクターが中心であった。

表 2.6: 日本の近年の対ザンビア援助額

(単位: 百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-7.89	41.65	13.27	47.04
2002	21.40	32.34	14.64	68.38
2003	-7.68	19.55	16.45	28.32
Cumulative Total	312.21	709.30	307.04	1,328.58

出所: 外務省

(2) 米国

USAID の対ザンビア予算は年間 3000 万米ドル前後であり、現在の開発活動は 1)農業および経済の成長、2)基礎教育、3)人口・保健・栄養の各プログラムの統合、4)民主化および統治の 4 分野に重点を置いている³⁸。「2004～2010 国別援助計画」では、「農業および天然資源の各分野における民間セクターの競争力を高める」ことを経済成長戦略目標として掲げており、ザンビアの域内さらには国際社会における地位の大幅向上を目指している。

上記目標を達成するために主として 2 つの手段を設けているが、その一方として、USAID では DAI (開発代替会社) が率いる企業連合に、1 千万米ドルの契約を付与した。経済成長戦略の目標達成を支援するものとして、「Market Access, Trade and Enabling Policies: MATEP」プログラムを実施し、ひいてはザンビアの農業および天然資源の近隣諸国さらには世界各国への輸出レベル拡大を全体目標としている。同プロジェクトはザンビア政府が行っている民間セクター開発計画に貢献するものと思われる。

(3) 世界銀行

2004 年～2007 年の国家支援戦略(CAS)は、1)多角的な輸出志向型経済 2) 弱者の生活の向上と保護 3) 公共セクターの管理改善の 3 つの戦略的優先分野を通じ、ザンビア政府の PRSP および TNDP と歩調を合わせている。世界銀行は現在、12 のプロジェクトを進めており、総額は 6 億 3310 万米ドルにのぼる。これらのプロジェクトは 1) 持続可能で多角的な成長、2)統治の改善、3) 基礎サービスおよび直接的な貧困緩和へのアクセス向上の 3 つの戦略的優先分野のいずれかに属する。

³⁸ USAID ザンビア

3. タンザニア

3.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

3.1.1 マクロ経済

タンザニアは 1990 年代以降、ジュリアス・ニエレレによるアフリカ流の社会主義から、新しい世界的経済秩序の現実を考慮に入れた市場開放政策への著しい変遷を経てきた。外国為替規制の撤廃、価格規制緩和、農産物販売の自由化、国营企業や準国营企業の民営化、競争力のある外国投資奨励策を提供する新しい投資法の実施など、全面的な経済改革が行われた。

2003 年 10 月、貧困削減ファシリティ(PRGF)が国際通貨基金(IMF)によって再協議された。これは、タンザニア政府が拡大構造調整ファシリティ(ESAF)の後継制度として実施してきた IMF との 3 年 PRGF 協定が 2003 年 6 月に首尾よく完了した後のことである。タンザニアは 1996 年から 1999 年までの間、ESAF 協定を実施した。同国は国营企業の大規模な改革も行っており、約 425 社ある準国营企業のうち、340 社超の企業が処分されている。実質経済成長率は 2000 年以降、概ね年率 6%程度であり、過去 20 年間と比べはるかに改善されている。しかし、経済は依然として援助に大きく依存している。対外債務は 75 億米ドルにのぼり、政府支出の約 40%が債務の利息支払いに充てられている。タンザニアは拡大 HIPC(重債務国)イニシアティブの下で債務免除の対象国であり、パリクラブ VII 協定の実行の後、60 億米ドルを超える債務が免除されている。

経済の中心は農業であり、GDP の 45%程度、雇用の約 80%を農業が支えている。コーヒー、茶、綿、カシュー、サイザル麻、クローブ、および除虫菊などの換金作物が輸出収入の圧倒的大部分を占めている。主要穀物は、換金作物、商品作物ともに公式ルートを通じて販売されており、市場流通量は過去数年間、増加傾向にあるが、規模自体は決して大きくない。不適切な価格政策と農家への不安定な現金収入に対する農業部門の不満は長らく解消されないままとなっている。

タンザニアの工業部門の生産額は GDP の約 16%に過ぎない。同部門は 2002 年から 2003 年の干ばつで大きな被害を受けた。これは、水力発電ダムの集水域における降水量が少なく、継続的な電力不足が発生したためで、この状況は国营電力会社の長年にわたる無策と経営不良により更に悪化した。電力会社の運営は 2003 年から民間セクターが請け負っている。主な工業活動には、原材料、輸入代替財、および農産加工品製造がある。外貨不足と不適切な外国為替管理を背景として、工場では必要なスペアパーツの調達が困難となり、工場生産能力は 30%未満にまで縮小している。

大きく開発が遅れているものの、最も高い潜在能力があるとみられるのがエネルギー部門である。特に石油・ガスおよび電力部門は、未開発のままである。石油・ガス探鉱は過去 40 年間で断続的に実施されてきたが、際立ったものはガス田 2 か所だけである (Songo と Mnazi Bay)。しかし予備的地震探査試験の結果、タンザニア沖に大量の石油が埋蔵されている可能性も指摘されている。

表 3.1: 主要マクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	12.0	16.2	22.2	30.0	32.1	32.9	33.7	34.5	35.2	35.9
Population ages 0-14 (% of total)	46.3	47.5	47.0	46.0	45.8	45.6	45.5	45.2	45.0	44.7
Population ages 15-64 (% of total)	51.4	50.1	50.5	51.5	51.8	52.0	52.1	52.4	52.6	52.9
Population ages 65 and above (% of total)	2.3	2.3	2.4	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
GDP (constant million 2000 US\$)	-	-	6,426.1	7,748.5	8,344.2	8,638.7	9,079.3	9,646.0	10,344.0	11,079.0
GDP growth (annual %)	-	-	5.4	2.9	3.7	3.5	5.1	6.2	7.2	7.1
GDP per capita (constant 2000 US\$)	-	-	260.1	257.8	259.7	262.4	269.5	280.0	294.0	308.7
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	7.1	7.7	59.6	540.8	664.7	744.8	800.4	876.4	966.6	1,038.4
Inflation, consumer prices (annual %)	11.5	13.7	30.6	20.1	12.8	7.9	5.9	5.1	1.0	3.5
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	-	16.1	19.3	17.5	17.4	18.0	18.3	19.5	20.7
Real interest rate (%)	-	-	-4.9	2.9	7.6	9.3	13.1	12.2	9.4	8.3
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	-	-	0.1	2.2	2.1	6.0	5.1	3.5	2.5	2.4
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-	-	0.0	12.9	14.8	38.5	29.0	20.4	12.9	12.9
Agriculture, value added (% of GDP)	-	-	46.0	46.6	44.8	45.1	45.0	44.7	44.7	45.0
Industry, value added (% of GDP)	-	-	17.7	15.3	15.4	15.5	15.7	15.9	16.2	16.4
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	-	9.3	7.6	7.4	7.3	7.5	7.4	7.3	7.2
Services, etc., value added (% of GDP)	-	-	36.4	38.0	39.8	39.4	39.2	39.4	39.2	38.6
General government final consumption expenditure (% of GDP)	-	-	17.8	13.1	7.8	7.9	8.5	9.3	9.6	11.4
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	-	-	80.9	84.7	93.1	89.3	82.2	82.1	78.8	79.1
Final consumption expenditure (% of GDP)	-	-	98.7	97.8	100.8	97.2	90.7	91.4	88.4	90.5
Gross capital formation (% of GDP)	-	-	26.1	20.2	13.8	15.5	17.6	17.0	19.1	18.6
Exports of goods and services (% of GDP)	-	-	12.6	15.8	13.6	13.5	14.4	16.3	17.1	18.3
Imports of goods and services (% of GDP)	-	-	37.5	33.7	28.3	26.2	22.7	24.7	24.6	27.4
Gross domestic savings (% of GDP)	-	-	1.3	2.2	-0.8	2.8	9.3	8.6	11.6	9.5
Gross capital formation (% of GDP)	-	-	26.1	20.2	13.8	15.5	17.6	17.0	19.1	18.6
Food exports (% of merchandise exports)	-	62.6	62.0	66.6	64.8	70.1	66.2	61.1	61.3	59.0
Food imports (% of merchandise imports)	-	9.7	6.5	15.5	19.9	16.2	14.6	15.2	13.8	13.2
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	19.8	20.4	15.3	11.4	13.2	13.4	13.2	11.1	11.6
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	1.2	1.2	2.3	2.2	2.2	2.5	2.2	2.5	1.8
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	1.6	2.9	0.7	0.9	0.8	0.5	8.8	12.5	9.2
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	1.9	1.9	1.6	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3	0.9
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	3.6	1.5	0.6	1.6	0.3	0.1	0.2	0.1	2.0
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	15.6	22.1	9.5	8.9	8.0	18.5	12.9	11.7	18.5

Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	12.3	12.9	16.6	21.0	15.5	19.6	16.6	14.9	18.1
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	71.6	68.3	71.0	67.8	72.4	63.1	68.5	70.7	65.5
Aid per capita (current US\$)	3.3	17.4	34.3	33.8	31.1	30.1	30.3	36.9	35.0	46.5
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	13.4	32.2	22.8	21.0	18.5	12.8	10.2	6.7	5.1
Total reserves in months of imports	-	1.5	0.4	2.6	2.9	3.9	5.2	5.8	7.9	8.8

出所：世界銀行 (2005), *World Development Indicators: 2005*

3.1.2. 産業

ニエレレ元大統領による長年の巧みな指導力の下で、タンザニアは自立的、かつ農業を重視した経済政策を採用し、安定した内政を維持してきた。しかし、経済の長期低迷に歯止めがかからず、大統領の交代と時を同じくして、世銀・IMF の構造調整計画を採用した政府は、1980 年代後半から、市場経済と民間セクターの発展に向け経済政策の舵を切った。これを受けて、経済活動の国家独占が段階的に解除され民営化が進展した。特に鉱業部門が外資に開かれた 1990 年代後半以降、FDI と海外援助の流入が増加している。政府は政策上、輸出産業を始めとする主要産業として長年、農業を重視してきたが、国内市場のみならず輸出市場向けに消費財の製造がインド系企業を中心として一定の規模で行われるようになった。近年では、外国投資が開発を促し、鉱業が新たな主力産業として知られるようになった。観光産業も近隣のケニア同様、重要な基幹産業であり、外資の新規流入もみられる。

タンザニアの産業構造を分野別に見ると、農業が 2002 年の GDP に占める割合は 45% と高く、続いて鉱業と製造業が 16% (この内、製造業が 9%)、サービス産業が 39% である。これらの構成割合は、1990 年代初頭の産業構造と比較してほとんど変化していないが、1999 年以降持続している 5% 以上の成長率を考慮すると、国内産業は比較的均衡の取れた形で改善してきている。

各産業の主要部門を挙げると、基幹的産業である農業の主要作物は、メイズに代表される自家消費用作物、コーヒー、カシューナッツ、綿、タバコ、除虫菊(殺虫薬がこの菊から作られる)、茶やサイザル麻を始めとする換金(輸出)作物、およびその双方に当てはまるさまざまな野菜・果物がある。農業における機械化や灌漑農法の普及は遅れており、各作物は主として小規模農家で栽培されて、生産量は天候によって左右される。輸出向け作物の大部分は未加工のまま輸出されている。畜産部門は着実に成長しているが、生産物は国内消費向けである。漁業では、ナイルパーチその他の魚類は主としてビクトリア湖で漁獲され輸出されているが、沿岸漁業は同国の長い海岸線のほとんどで未開発のままである。ザンジバルは、クローブのような香辛料の世界的な産地として長い歴史を持つ。

鉱工業分野の内、鉱業部門では、外国資本を含む民間企業の鉱業産業への参入に対する規制が段階的に廃止されてきたため、オーストラリアや南ア企業が継続的に進出し、金の生産量が劇的に増加している。2002 年の金の生産量は 43 トンであり、これにより同国は南アに次ぐアフリカ第 2

位の生産・輸出国となった。その他の鉱産物では、2000 年以降、ダイヤモンドやタンザナイトなどの宝石の生産量が、石灰石と並んで増加している。製造業部門では食品加工が一定程度伸びており、製造業全体に占める割合はほぼ 50% (45%の付加価値率) に上る。以下、石油精製および化学 (各 7%)、機械 (5%)、繊維および皮革 (1%)、製紙、金属加工の順となる。これらは、農産加工品など特定業種を除き、主として国内消費を対象としている。しかしながら、1990 年代中旬以降、公営企業の民営化が進み、外国資本の導入と共に生産性の改善と近代化を果たし、国外市場の開拓に着手する企業も現れている。

サービス分野に関しては、主として南ア資本による流通業への投資が目立って増加しているほか、携帯電話事業など、IT 分野も、外資主導で急速に拡大している。港湾、電力、輸送、通信および水道といった公益事業会社は民活型の事業形態に近づきつつある。観光産業は同国の主要歳入源のひとつとして強さを持っている。キリマンジャロ山や野生動物保護区を有する同国を訪れる観光客数は、1990 年の 15 万人から 2002 年には 55 万人に増加しており、観光産業収益も 7 億 3,000 万米ドルに達している。安定した治安・政治状況に加え、外国投資による施設・設備投資も観光業の伸びに寄与している。

3.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

タンザニアの恒常的な貿易赤字は、主として輸出の増加のために減少してきている。タンザニアの伝統的輸出品はコーヒー、綿、サイザル麻、茶、タバコ、および生カシューナッツであるが、石油製品、鉱物、加工品などの非伝統的輸出品も増加している。

タンザニアの主要貿易相手国は、英国、日本、ケニア、フランス、インド、およびオランダである。主要な輸入品目は消費財、機械・輸送機器、原油および工業原料であり、これらの製品の大半は南アフリカ、日本、インド、アラブ首長国連邦、中国、ケニア、および英国から供給されている。

タンザニアは、衰退分野や伝統的品目の輸出から転換し、非伝統的輸出品、すなわち農業関連産業や製造業の輸出を増加させ、さらに FDI その他の資金流入を増加させることにより、対外収支を改善するべく努力を行っている。また、同国の輸出政策は、SADC 貿易プロトコルや東アフリカ共同体条約 (East African Community Treaty) の枠組内で推進されている。

表 3.2: 貿易動向および主要貿易相手国

(百万米ドル)

		1998	1999	2000	2001	2002
輸出		1,144	1,190	1,307	1,431	1,563
輸入		2,375	2,242	2,064	2,232	2,218
主要貿易相手国						
輸出	インド	116.79	113.16	98.82	109.10	118.40
	英国	60.97	95.47	148.17	46.13	52.69
	ドイツ	49.11	36.32	66.85	55.19	37.17
輸入	南アフリカ	129.38	170.84	174.41	197.80	214.67
	英国	121.53	128.30	106.48	104.42	100.84
	日本	129.58	178.09	142.12	83.02	75.51

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

タンザニアへの対内直接投資流入額はすべてのセクターで増加しており、中でも製造業、観光産業、サービス産業および鉱業が大きな伸びを示している。しかし、投資金額の伸びとは対照的に雇用者数はわずかしが伸びていないことが指摘されている。これは、近年この地域に投資されているほとんどの分野が資本集約的な FDI 流入であることを示している。労働集約的投資は、現地労働者の雇用に煩雑な遵法コストが伴うため、外国投資家には依然として人気がない。同国における最大の投資国は、ガーナ、英国、南アフリカ、日本、そしてより最近では中国となっている。

表 3.3: FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
172.2	541.7	282.0	467.2	240.4	248.0

出所: UNCTAD, FDI On-line.

表 3.4: 1998 年における主要な外資系多国籍企業子会社

(百万米ドルおよび人数)

企業名	国籍	産業	売上	雇用者数
Ashanti Goldfields (Tanzania) Ltd.	Ghana	Mining	284.4	20
Tanzania Breweries Ltd. (South African Breweries)	South Africa	Beverages	185.9	1,266
Tanzania Tobacco	Japan	Tobacco	107.1	773
Total Tanzania Ltd.	France	Distributive trade	32.7	88
Computers & Telecoms Systems (Tanzania) Ltd.	United Kingdom	Computer & related activities	4.2	105
Service and Computer Industries Ltd.	Kenya	Computer & related activities	0.7	33
East African Development Bank	Uganda	Banking	151.1	...
Stanbic Bank Tanzania Ltd.	South Africa	Banking	140.5	159

出所: UNCTAD, FDI in brief: Tanzania

タンザニアには大量の埋蔵ガスや、公式には確認はされていないが注目すべき石油探鉱の可能性がある。1954年から2000年の間に、25の油田候補と8つの探掘井がキルワ(Kilwa)沖のソング・ソング(Songo Songo)島で試掘された。このうち、23の油田は海岸盆地で、2つの油田はタンザニア南西部のルクワ(Rukuwa)盆地にある。これまでのところ事業につながる石油は発見されていないが、地震探査試験と炭化水素試験の結果、タンザニア沿岸帯の広い地域、ルフィジ川(Rufiji river)の溪谷と三角州、およびルクワ地域のグレートリフト溪谷(Great Rift Valley)の西側面に石油が埋蔵されている可能性が示されている。

オランダのShell Explorations およびタンザニア石油開発公社(TPDC)を始めとする複数の大手石油会社が深海探査に関する交渉を開始している。

3.2. FDI 促進に係る諸政策

3.2.1 産業政策および開発計画

2000年以降、政府は、健全なマクロ経済環境の創出と共に、民間部門を主体とする市場経済への移行を促進し、継続的に国営企業や公益企業の民営化を進めてきた。産業別政策では、同国の財政支出は、農村部の社会資本整備に加え、農業分野を対象とする融資制度の充実と灌漑網整備に重点が置かれている。鉱業分野においては、一層の規制緩和が図られており、製造業分野では生産コスト増に結びつく電力不足や不十分な交通網の改善のほか、特別輸出加工区の設置など、企業経営の負担・障害軽減と円滑化の促進に向け財政支出が強化されている。さらに、同国は2025年までに新興工業国に発展することを目標にしており、民間部門の強化、多角化に焦点を当てた長期経済開発計画(ミニ・タイガープラン)を策定している。

3.2.2 FDI 促進政策

タンザニアは、1997年タンザニア投資法により設置された投資制度の下での外国投資を奨励している。同法に基づき、タンザニア投資センター(TIC)が設立され、優先投資分野が特定され、企業登録過程が改正され、投資家の権利とインセンティブが明確になった。投資家は認可を受け、最低限の資本要件を満たさなければならない。

2001年12月、フレデリック・スマイエ(Frederick Sumaye)首相は、同国への投資をより促進するために、以下のとおり5つの措置を概説している。

- 認可要件とそれに関連する入国規制の簡素化
- 税制の合理化と簡素化
- 輸出船積手続きの改善

- 意志決定、認可、および許可手順における官僚主義的遅延の解消
- TIC を通じた透明性の高い一元的投資窓口機能の提供

これに連動するのが、バランスの取れた投資利益とインセンティブのパッケージの実施であった。これはすべての(国内および外国の)投資家に対して一律に、法(1997年タンザニア投資法、No.26)の規定に従って体系的に適用される。

2003年、TICの投資促進部長、Emmanuel Ole Naikoは、TICは南アフリカ、リビア、およびケニアのほかに、メキシコ、アルゼンチン、オーストラリア、ヨーロッパおよび米国などから投資誘致を狙う旨を発表した。製造業、観光産業、および鉱業セクターは既に投資家を誘致しており、TICはさらに農業分野への投資を促進する意向である。Naikoはまた、投資家は輸出向け製品の製造を推奨されており、そうした投資家には、特例措置や相応のインフラストラクチャーを保証するなど、寛大な奨励策が与えられるとも述べている。

政府の現在の関心は、事業環境の改善の一環としての法改正や規制改革に向けられている。これらの改革が目標とするのは、国内の競争基盤の構築と、将来的な国際市場参入に備えた競争力の強化である。

既に設立されている市場支援機関として以下のものがある。すなわち、大統領国営部門改革委員会(PSRC、国営企業の分割民営化担当)、TIC(投資促進担当)、タンザニア歳入庁(TRA、税制の管理運営担当)、さらに、独占企業による経済力の集中を緩和することにより消費者を保護する役割を負う公正競争委員会(FCC)である。

上記を推進するのが1992年に設立された公的機関、国家開発公社(NDC)である。NDCの主な事業目的は、投資資源を特定、動員し、経済成長を促すプロジェクトを作成し、単独あるいは(地域および外国の)民間セクターと協力して、世界に誇れる競争力ある産業を開発することである。

上記の組織命題を実行するためにNDCは二つの異なる補完性のある制度—輸出加工区(EPZ)および空間開発構想(SDI)—の実施を調整・指導している。

開発援助に係わる社会経済的問題についての意志決定を導く政策枠組みとしては、タンザニア支援戦略(TAS)と呼ばれる開発計画があり、同計画は2002年7月に開始された。TASは開発課題についての政府の指導力とオーナーシップ意識の強化、援助の有効性の向上、調和と協力の促進、開発提携の強化、および開発協力面の取引コスト削減のための国家戦略である。TASは政府と開発パートナーとの間の、タンザニアが貧困削減を達成する上で、外部資源の効率と有効性を緊急に高める必要があるという共通の理解によってもたらされた、独特な構想である。TASの中心となる考えは、開発計画は、政府主導の下にタンザニア国民のオーナーシップによって実施されるべきだということである。

タンザニアの開発計画についての、もう一つの重要な構成要素は、州や地方自治区への大幅な分権化である。この分権化は、新規事業へのサービス提供に関する地方議会や州議会の発言権が高まるため、事業の発展に極めて大きな影響を与えるものである。

(1) 空間開発構想 (SDI)

政府は、NDC に対して、SDI あるいは開発回廊を実施する上での推進機関および調整機関としての役割を与えている。開発回廊計画は、内外投資家に対するタンザニアへの魅力を高める経済戦略の一端を成すもので、これまで五つの開発回廊が特定されている。すなわち、ムトワラ (Mtwara)、中央 (Central)、タザラ (TAZARA)、トンガ (Tonga)、およびレイク・ゾーン (Lake Zone) 回廊である。各開発回廊構想を実施するための戦略が策定されている。

運営上の理由から、政府はムトワラ 開発回廊 (MtDC) と中央開発回廊 (CDC) に優先順位を与えている。これらの優先回廊には予備調査と研究が実施されており、多くの投資プロジェクト構想が明らかにされている。

開発回廊計画の主な目的は、農業天然資源から鉱業、観光産業におよぶ重要なセクターにおいて、タンザニアに広く賦存する経済資源を十全に活用することにある。

3.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

3.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

タンザニア投資センター (TIC)

タンザニア投資法 (No.26, 1997 年) に基づき 1997 年に設立。TIC のパンフレットによれば、TIC は投資家にとっての最初の照会先であり、かつ「あらゆる投資家がワンストップで用を足せる促進センター」である。TIC は企業設立を支援し、国内および外国の投資家の双方に対して必要な許認可取得を支援するサービスを提供している。あらゆる政府部局は、投資家の利便性向上に関して TIC と十分に協力するよう、法律で義務づけられている。TIC は投資優遇証明書を発行しているが、これは、投資家の同国における資格を公式に認定するものとして通用している。

さらに、投資家へのサービスを改善するため、TIC は「リレーションシップ・マネージャー」のコンセプトを採用し、新しい運営システムを導入した。各リレーションシップ・マネージャーには投資プロジェクトの一覧表が割り当てられ、これに基づき、投資プロセスの始めから終わりまでサービスを提供する責任を負わされる。このサービスには、情報の提供や、異なる事務所を一つ一つ訪問しなく

とも承認や許可を取得できるよう投資家を支援すること等が含まれている。すなわち、投資家はすべての要件を TIC1 カ所で満たすことができるのである。TIC は、48 カ国が参加したアフリカ投資促進機関の 2004 年度コンクールで一等賞を獲得している。

大統領国営部門改革委員会 (Presidential Parastatal Sector Reform Commission: PSRC)

TIC がすべての経済セクターをカバーしているわけではない。TIC の他に、1992 年に設立された大統領国営部門改革委員会 (PSRC) は、国営企業の民営化に関連するすべての投資を管理している。PSRC は、議会に対してのみ説明責任を有し、国営企業のあらゆる民営化プロセス—債務の振分け、労働政策、取引に対応するための予備戦略から契約の締結や所有権の移転に至るまで—を効果的に管理している。

ザンジバル (Zanzibar)

ザンジバルは 1991 年に設立された独自の投資促進機関 (ZIPA) を運営している。本土の投資促進機関と同様、ZIPA も外国投資家を歓迎する環境づくりを目的とし、同様のインセンティブを提供している。

(2) 輸出加工区 (EPZ)

輸出加工区 (EPZ) 法が 2002 年に導入されて以降、全国に EPZ を設置することが可能になった。EPZ におけるインセンティブは TIC とは関係なく、NDC により管理されている。政府は輸出企業の投資を誘致するため、EPZ ビジネス・パークを 1 カ所設立しているが、EPZ の利点は特定の地域における立地に左右されるものではない。むしろ、EPZ の資格は輸出産業に提供される独自のメリットを意味している。EPZ の資格を申請するためには、企業は製造品のうち最低 70%、金額にして最低 10 万米ドルを輸出していなければならない。

EPZ の資格は国内投資家と外国投資家の双方に提供されるが、現在は新興輸出企業に限られており、既に確立された輸出企業はこの利点を享受することはできない。EPZ ビジネス・パークに投資する企業は、既存の建物と信頼性の高いインフラを利用できるため、インフラに対して巨額の資本投資をする必要性が少ない。EPZ 政策は、繊維製品や衣料、皮革製品、農産物加工、および宝石産業などの現地材料を使用した製品に重点を置いている。これまでは、大幅な雇用創出に結びつく投資 (繊維産業など) に大きなインセンティブが与えられてきた。

タンザニアの EPZ プログラムは二つの前提に基づくものである。一つは、地域市場や世界市場への国際的なゲートウェイとしての機能。もう一つは産業開発の戦略的拠点としての機能である。すなわち、開発回廊として指定されている地域の枠内で、地域の天然資源の加工拠点となることで戦略拠点を目指している。注目すべき点は、東・中央アフリカ地域の 9 つの内陸国により形成される 2 億人以上の市場へのアクセスという点で、タンザニアの海港と湖港は、投資家に対して具体的な競

争優位をもたらすということである。提案されている EPZ 開発地域は、この地理的利点を活用することにより、目標とする市場や国際貿易の玄関口までの輸送費用を最小化しようとするものである。

(3) FDI 誘致のためのインセンティブ

国内に外国投資を誘致するため、さまざまな仕組みやインセンティブが用意されている。中でも最も重要なのは、投資希望者に重要な特権を与える「投資優遇証明書 (Certificate of Incentives)」である。この証明書は、1997 年に制定されたタンザニア投資法第三部第 17(1-8) 項に基づいて TIC に付与されている権限の下で発行されている。

TIC 投資優遇証明書を獲得するために必要な条件として、最低資本投資額が定められている。タンザニア国民が 100% 所有する企業、あるいはタンザニア国民が株式の大半を保有する現地登録企業の場合、新規・修復・拡張プロジェクトへの最低固定資本投資額は 10 万米ドル必要である。タンザニア国民以外の所有者が 100% 所有する企業、あるいはタンザニア以外の国の法律により法人化された合併事業や企業のプロジェクトの場合には、30 万米ドルが必要である。

ザンジバルへの投資は、1986 年に制定された国家投資促進法 (改訂中) により規制されている。この法律には、重点分野への投資に対する規定と優遇措置が示されている。ザンジバル投資促進機関 (ZIPA) により提供される様々なインセンティブは、TIC が提供するものとほとんど同様である。

免税/タックスホリデー

TIC 投資証明書の保有者に対しては、以下の免税・減税措置が適用される。

- プロジェクトの資本品目の輸入関税率引き下げ (先導的分野: 0%、優先分野: 5%)
- 有利な投資手当・控除。産業ビル・工場・機械、農業経費についての資本手当 (100%)
- 関税率説明書に定められているプロジェクトの資本財の付加価値税支払い繰り延べ
- 原材料の輸入関税控除
- 鉱業への資金投入・農業への資金投入・輸出用製品・食料品・観光業への付加価値税免除
- 資本財の定額加速割増償却
- 鉱業投資における未回収資本の年次評価
- 将来利益に対するあらゆるビジネス損失の 5 年までの繰り越し
- 適正法人税 30% と貸付金利子に対する低い源泉課税

輸出業者に対しては、外国為替管理規制の免除、船積み前検査要件の免除、港外検査に替わる施設内税関検査の適用等の優遇措置がある。

鉱業セクターもまた、十分な免税措置を享受している。同セクターは、「鉱業政策 (Mining Policy)」策定後の 1997 年、ならびに、1979 年鉱業法に代わる 1998 年鉱業法が制定されて以降、大きなイ

ンセンティブを受けている。同法は鉱業セクターの円滑な運営を妨げていた曖昧さを是正するために制定され、同セクターに対する財政的なインセンティブ・パッケージを提供している。

関税および税関

タンザニアの輸入関税率は、2005 年 1 月に発効した EAC 関税同盟の対外共通関税にしたがい、概ね以下の 3 種が設定されている。

- 0%：原料および特定の農業および工業用投入財
- 10%：準加工品および工業部品
- 25%：最終消費財

いくつかのセンシティブ品目については最高 100%までの、より高い税率が適用されている。また、TIC による上記のインセンティブを除き、全ての輸入品目に対して 20%の付加価値税が賦課される。

(4) FDI 誘致における阻害要因

ダル・エス・サラーム市の経済社会研究財団(ESRF)および世界銀行の企業開発地域計画が 2003 年に実施し、2004 年 11 月に発表した投資環境アセスメント調査によれば、企業の運営と成長を妨げている 5 つの主な障害が確認されている。それは税率、電力、資金調達コスト、税務行政、および汚職である。

徴税および税務行政

タンザニアのおよそ 73%の企業で、税率が企業の業績と成長にとって大きな、あるいは極めて深刻な制約となっており、汚職を含め、他のどの障害に比べても極めて深刻である、と評価されている。法人税率は 30%であり、世界の他の地域と同等であるが、企業の役員達は、国税および地方税の種類があまりにも多いことが主な不満の原因であると述べている。また、彼らによれば、年間およそ 7 日間を税務署員による査察や打ち合わせのために費やさなければならない。税務行政による負担は企業の生産性が高く、規模が大きくなるに従って増える傾向があり、外資系企業ではますます大きくなりがちである。税務行政をめぐる汚職も問題となっている。

タンザニア政府は現在、投資家協議会等の民間企業団体との協議に基づき、より透明性が高く、公正でかつ効率的で、財政収入の増加にも寄与する税制の確立に向け、新たな税務綱領を実施しているところである。

汚職

トランスパレンシー・インターナショナルは、一貫してタンザニアを世界で最も汚職の多い国のひとつであると評価している。同団体によれば、汚職撲滅のための法律、規制、罰則はあるが、その実施は効果的ではない。汚職が根強い分野としては、政府調達、民営化、徴税、港湾、および通関が挙げられる。また、通関や徴税、認可、その他の公務などを行なう際、官僚主義的障害を排して「公務を進めた」見返りとして、下級官僚に対して支払いが行われるなどの軽微な汚職は特に頻発しているという。

3.3.2 インフラ

(1) 基本情報

タンザニアは、世界で最も「援助協調」の進んだ国のひとつである。当然のことながら、インフラ開発もこのドナー協調の枠内で行われてきた。こうしたドナーからの強い支援により、たとえば道路の復旧計画や建設計画などは着実に進んできた。しかしながら、依然としてインフラが十分整備されていないことが、ビジネス活動にとって大きな障害となっているということも広く認識されている。このことは、TIC がインフラ整備を、優先セクターとして位置付け、優遇策を取っている事実からも明らかである。

現在、広範に整備されたタンザニアの道路網によって、国内のあらゆる地域へ到達可能になっている³⁹。政府は道路整備修繕計画を策定し、特に農業、観光産業、および鉱業セクターなど、経済的生産性の高い地域に対し、交通便利性の向上を図っている。航空路線では、ダル・エス・サラーム空港、キリマンジャロ空港に加えて、ザンジバルの空港には国際線が就航している。このほか、地方の空港にもチャーター機専用の滑走路などが多くある。鉄道は二社が運行している⁴⁰。うち、タンザニア鉄道公社(TRC)は、インフラ部門では同国最大の企業のひとつであり、国内貨物にとどまらず、内陸諸国への輸出入貨物や、旅客輸送に携わっている。大湖地域の湖を行き交う国内の船舶航行網は、約 4,300 キロメートルに及んでいる⁴¹。民営化されたタンザニア港湾局(THA)では、港湾運営の効率を高め、顧客へ提供するサービスの質を高めることにより、収益力の向上と、域内他港に対する競争力確保を目指している。

電力部門は最も深刻な問題を抱えていると認識されている⁴²。タンザニアは、2002 年から 2003 年に

³⁹ 道路網は 8 万 5,000 km からなり、その内 1 万 300 km は幹線道路である。ザンジバル島には 619 km の道路が敷設されており、その内 442km はアスファルト舗装されている。また、ペンバ島には 363km の道路が敷設されており、その内 130km が舗装路である。

⁴⁰ 全長 3,690 km であり、その内 969km が狭軌鉄道(1.067-m)で、2,721km が広軌鉄道(1.000-m)である。

⁴¹ TAZARA Railway は、タンザニア-ザンビア鉄道公社を通して、二カ国の政府によって経営されている。

⁴² タンザニアは、複数のプロジェクト実施により発電能力をおよそ 1,800 メガワットまで増大させる計画を立てている。Tegeta IPTL 発電所は約 100 メガワットを、Ruhudji 水力発電所は 358 メガワットを 2012 年までに発電し、Kinyerezi ガスタービン発電所は 820 メガワットを 2005 年までに、Rumakali 水力発電プロジェクトは 222 メガワットを 2018 年までに発電する予定である。

かけて大きな干ばつ被害を被った。水力発電ダムの集水域でも降水量が不足したため、継続的な電力不足が発生し、国营電力会社の長年にわたる無策と経営不良とも相まって、状況は更に悪化した。発電は主として水力発電により行われており、主要な発電所3ヵ所が国内送電線網に繋がっている。国内の送電線網に連結されていない独立型の火力発電所も数多くあり、遠隔地の町やその他の農村部に電力を供給している。送電網の届かない地域では、ディーゼル発電システムによる電力供給がなされている。電力会社の運営は2003年より民間セクターが請け負っているが⁴³、電力料金は同地域の他国と比べると依然として極めて高く、電力供給は不安定である。

通信セクターに関しては、タンザニア電気通信会社(TTCL)が、基本的な固定電話サービスを提供しているが、タンザニア本土では1社独占、ザンジバルでは2社が寡占状態にある。インターネットサービスはタンザニアで急速に拡大している。現在、100社以上のインターネット・サービス・プロバイダーが事業を営んでいる。

(2) 地域プログラム

2003年、タンザニア、ケニア、およびウガンダは、EUや世界銀行とも協議の上、東アフリカ共同体(EAC)インフラ開発計画を策定した。その最も重要な構成要素は、国際電話回線網への接続に関するインフラ整備、民間航空機の安全性向上、気象研究開発5ヵ年計画、地域道路網や鉄道網の整備、および電力発電基本計画である。計画の一部は、同国のSDIや開発回廊などの開発プログラムを通じて実現される。NDCが、インフラ開発計画の調整・実施担当機関として指定されている。これまで、開発回廊として指定されたものには五つのプログラム(ムトワラ回廊、中央回廊、タザラ回廊、トンガ回廊、およびレイク・ゾーン回廊)がある。政府はムトワラ回廊と中央回廊に高い優先順位を与えている。

ムトワラ開発回廊：本回廊は、南部アフリカ開発共同体(SADC)域内で進められている地域開発構想の一環として考えられている。回廊整備にあたっては、タンザニアを含む近隣四カ国、マラウイ、モザンビーク、ザンビアでの連携が求められる。タンザニアでは、国内南部、ムトワラ、リンディ、ルヴマ、イリンガ、ムベヤ、ルクワの各都市、およびモロゴロ以南のルフィジ川沿岸と海岸地域が含まれており、面積は約38万7,726km²にも及んでいる。精査されたプロジェクトは主に経済活動の基盤となるインフラサービスを提供するものと、プログラムそのものが経済発展を生み出しうるものに区分される。

ムトワラ回廊で現在進行しているプロジェクトには、以下の案件がある。

- Mchuchuma—Katewaka 炭坑
- Mchuchuma 火力発電所

⁴³ 南アフリカのエンジニアリング・コンサルティンググループであるNet Groupが企業経営を肩代わりし、民営化の準備に協力していた。Net Group Solutionsは、同企業を財政的には好転させることに成功したが、技術的には課題がまだ残っている。昨年以降、停電が日常茶飯事となっており、Net Groupとの契約も終了しそうである。

- 道路インフラの整備を含めた Manda 村の町制への移行の整備
- Mchuchuma 火力発電所からの電力送電システム
- 全国的送電網整備プロジェクト
- インド洋岸リンディ港、ムトワラ港とキルワ港、およびニアサ湖岸 Manda 湾港と Mbamba 湾港の開発と整備
- ムトワラ空港、ソングア空港、およびヌジョンベ空港の整備、Mchuchuma—limba 道路の整備
- モザンビークと結ぶルヴマ川の橋梁とフェリーサービス
- ムトワラ—Mbamba 湾岸道路
- ムトワラ—ソングア—Manda 鉄道の建設
- Manda—Mchuchuma—Mlimba 鉄道の建設
- 都市上水道と工業用水道の復旧と拡張
- イリンガ、ムベヤ、ルクワ、ルヴマ、ムトワラ、リンディ地域での工事

中央開発回廊：本回廊は、大湖地域の5カ国（タンザニアの他、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、およびウガンダ）が関係する地域開発構想である。この回廊が整備されれば4つの内陸国がダル・エス・サラーム港への接続を有することになる。ダル・エス・サラームからモロゴロ、ドドマを含む、比較的人口密度の高いタンザニア中部の高原を通り抜ける本回廊は、タンガニーカ湖の湖岸に位置するシンギダ、タボラ、キゴマや、ビクトリア湖の湖岸のシンヤンガ、ムワンザなどを含む。

精査されたプロジェクトには以下が含まれている。

- 道路：(a) モロゴロ-ドドマ-Manyoni-タボラ-Nzega-Isaka、(b) Nzega-シンギダ-Manyoni、(c) タボラ-キゴマ、(d) タボラ-ムベヤ地域境とムパンダ、(e) ムパンダ-キゴマ、の各幹線道路、および(f) それぞれにつながる連絡道路の整備
- 鉄道：TRC 中央線の改良と営業権譲渡
- 海上輸送 / 海事サービス：海港、および湖港（一括、またはターミナルごと）の営業権譲渡、或いは賃貸によるサービス改善
- 航空：Mwaza、ブコバ、キゴマ（DRC 向け貨物運送にも関連）、タボラ、Isaka など、主要な空港や飛行場の賃貸と整備・改良
- 物流：物流チェーンの確立に向けたターミナル整備や関連設備の導入
- 通信技術：電気通信および ICT サービスの整備と一層の普及
- エネルギー：国内電力網へのアクセス改善
- 水資源：家庭用および工業用水の確実な提供

（３）民営化および官民パートナーシップ（PPP）を巡る状況

1990 年代後半以降、タンザニアは公営企業が独占していた主要なセクターで、民営化や規制緩和を着実に実施してきた。

過去10年間、政府が運輸部門に対して着実に規制緩和を実施してきたことから、民間企業の市場参入は進んだ。さらに、輸入品に対する規制緩和や道路に対する公共支出を増額した結果、道路状況は著しく改善され、輸送サービスに従事する民間企業の競争も激化してきた。

2000年4月、政府は多部門を管轄する独立規制機関二つを設置する旨、決定している。うち、ひとつは電力・水分野を管轄する機関であり、もうひとつは陸上(道路・鉄道)、海上等、運輸部門を管轄する機関である。運輸部門を管轄する規制機関については、2001年4月に設立法案が国会を通過し、大統領が署名の上、2001年6月に陸上・海上輸送規制機関(SUMATRA)法 2001として発表され、2004年8月から水陸輸送部門規制庁が活動している。

2005年3月1日時点で、大統領候補のキクウェテ外務大臣は、「今年10月の選挙で大統領に当選した暁には、公的企業の民営化を透明性のあるやり方で進めていく」と演説している。彼の政権においては、実施プロセスに対する国民の懸念を反映し、公的資産の民営化は「秘密裏」には行われないとみられている。

3.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

タンザニア中央銀行(BOT)は、極端な金融引締め政策を採用することなく、サハラ以南アフリカ諸国の中では物価上昇率を比較的低い水準に保つことに成功している。同銀行は2004年度後半も引き続き金融引締め政策を堅持し、年末における公定歩合を14.5%に設定している。

同中央銀行では、通貨供給量の増加、国内における融資の拡大および物価上昇率の一桁台への抑制に政策の重点が置かれている。2005年6月までの目標 M2 成長率は20 - 24%、インフレ目標率は4%である。2005年についても同一の目標率が設定される見通しである。タンザニア・シリングは長期的にみると下落傾向が予想されている。エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)の予測によると、2004年末時点で1米ドル=1,043 タンザニア・シリングであった為替相場は、2005年末には1米ドル= 1,091 タンザニア・シリングとなる見通しである。

非農業部門の輸出が伸び、海外援助が着実に流入した結果、国際収支は過去数年間で、大幅に改善されている。国際収支の改善は、IMFからの債務免除措置とあわせて外貨準備高の伸張に大きく寄与し、現在では約21億7,000万米ドルと、輸入額の8ヵ月分に相当する過去30年間の最高水準に達している。こうしたことから BOT は、タンザニア・シリングが下落局面に突入した場合でも介入できる状態にある。

安定的な為替相場、低インフレ率、および金利低下を背景としてマクロ経済は安定しており、鉱業、観光産業、製造業、サービス、および農業など、あらゆる主要産業に対する投資家の関心が高まっている。

(2) 銀行セクター

タンザニアにおいて銀行セクターは成長分野であり、国際銀行6行が同国で営業を展開している。1991年に政府が商業銀行設立法案を可決・承認してから、新規参入銀行が金融競争力をのばし、金融サービスが質量ともに向上している。タンザニアには商業銀行20行とノンバンク11社があり、2002年12月末の預金総額は1兆5,074億タンザニア・シリング(15億740万米ドル)となっている。FEDHA Fund、Aureos、および CDC Capital Partners を始めとする、ベンチャー・キャピタル・ファンドも新興企業への融資活動を行っている。

有力銀行の National Bank of Commerce(NBC)は業界総資産の75%を保有していたが、1997年に NBC 1997Ltd.(Amalgamated Bank of South Africa に売却)と National Micro-finance Bank (NMB)に分割されている。タンザニアの金融セクターは市場原理に基づき、おおむね健全に進歩・発展している。

輸出金融は NBC、NMB、Cooperative and Rural Development Bank、Stanbic Bank および Standard Chartered Bank により融資されるが、輸入金融はドナー国により支えられている。

銀行部門は飛躍的な成長をみせているものの、企業側は銀行サービスへのアクセスと高金利が依然として深刻な問題であると訴えている。ERA の報告によると、企業のおよそ58%が、資金調達コストが企業の経営および成長にとって重大な、あるいは極めて深刻な制約になっていると訴えている。企業投資のわずか16%が公的銀行部門を通じた資金調達によるもので、残りの資金調達は NGO または政府開発機関から、または企業の利益剰余金からの捻出による。

保険市場には現在、保険会社10社、保険ブローカー38社、保険代理店285社、および損害評価人および査定人22社が存在する。同セクターは、かつては National Insurance Corporation(NIC)によって独占されていたが、市場の自由化以降、国内外の投資家によって保険会社が多数設立されている。

融資制限: 外国投資家は、同国内への資本投入あるいは、同国内で使用する資本財の輸入を目的として国内市場で借入れをすることができる。すべての借入申請書について、正常な融資手続き、およびベストプラクティスをベースに融資のメリットが審査される。借入は市場の条件に基づいて割り当てられるが、高金利のために現地資金源からの借入は不経済となっている。通常の借り手に対する銀行の貸出金利は、14%から24%の範囲であるが、大企業は金利の引き下げ交渉が可能である。民間セクターは、荷為替信用状、当座貸越、証書貸付、保証など、さまざまな借入形態の利用が可能である。

(3) 政府融資制度

1997年制定のタンザニア投資法は、外国投資家が、自身の経営する企業の事業に対して国内銀

行および金融機関から融資を受けることができると定めている。ただし融資限度額が BOT と TIC との協議に基づき、当該企業に出資されている外国資本の額を考慮の上で設定される。

借入を受ける外国投資家は、借入から得られる収益が、借入申請に記載されている活動を実施する目的のみに使用されることを保証しなければならない。融資を実行する銀行は、融資の際、職員あるいは代理人を任命して借入申請の正当性を検証させることができる。

政府保証プロジェクト融資も、いくつかの現地あるいは地域の多国間融資機関から、利用することが可能である。これらの銀行には、タンザニア投資銀行、Tanzania Development Finance Co. Ltd、英連邦開発公社 (CDC)、および Tanzania Housing Bank (THB) がある。

タンザニア投資銀行 (TIB) : 同行は、同国経済の主要な産業セクターおよび農業セクターの経済的に健全で技術的に実現可能なプロジェクトに対し、中長期の融資を行っている。同行はまた、投資家に対するアドバイスも行っている。

さらに、同行は小規模プロジェクト向け融資の特別基金を管理し、技術援助およびアドバイスの提供も行っている。

Tanganyika Development Finance Company Ltd. (TDFL)

同行は天然資源の活用に基づく産業、農業、観光、その他の事業に従事する成長可能な企業の振興や、外貨の誘致および貯蓄の推進を行っている。同行は中規模のプロジェクトに重点を置いている。

英連邦開発公社 (CDC)

同行は英国の法定機関であるが、タンザニアの開発に力を入れている。同行は、商工業のほか、基本的開発、農業および加工を対象とした生産性のあるプロジェクトに投資をしている。同行は主に、政府、開発機関、研究機関、および民間セクターとの合弁事業に対し、中長期的融資をローンや株式を通じて行っている。

Tanzania Housing Bank (THB)

同行は、低中価格の家屋を、農村部あるいは都市部に建設する個人あるいは組織に対し、中長期のローンを提供している。

また、同行は商業融資や、商業施設や工業施設、オフィスビル、ホテルやゲストハウス、倉庫、および建設資材の建設に対する融資活動も行っている。同行は各区域、各地域に支店網がある。

なお、タンザニア中央銀行は、同国における小規模金融の運営のための規制・監督の枠組みの構築に取り組んでいる。この取り組みは 2004 年 6 月までの完了が予定されていた。また、貯蓄信用組合(SACCOS)のための運営指針および基準が公布され、投資家に配布される予定である。このほか、小規模金融用データベースの運用のほか、小規模金融向けの基準が策定される予定である。2003 年 11 月には議会が銀行民営化への下地づくりとして、国民小規模金融銀行法(NMB)(1997 年制定)の廃止案を承認している。

政府は国内の資金調達能力を高める目的で、SACCOS の開発を促進してきた。SACCOS の株価は 2000 年 6 月の 803 タンザニア・シリング(以下、シリング)から 2003 年 12 月末には 1,264 シリングへと急上昇した。貯蓄額は同期間に 140 億シリングから 257 億シリングへと 83%増加した。一方、貸出額は 115 億シリングから 285 億シリングへと 117%増加した。

保証担保(国内および国際):タンザニアは多数国間投資保証機関(MIGA)の加盟国として積極的に活動しており、同機関への加盟は保証を求める外国投資家によっても高く評価されている。

(4) 証券市場

証券市場に関しては、ダル・エス・サラーム証券取引所(DSE)が 1998 年 4 月に開設されている。1998~1999 年に 1 兆 5,160 億シリングだった株式時価総額は、1999~2000 年には 1 兆 6,590 億シリングへ増加している。現在、DSE には 7 社が上場している。資本市場証券委員会(CMSA)が、証券取引所の基本的な管理・監督機関として 1994 年に組織された。CMSA はまた、証券の取引および発行、為替取引や投資仲介に対する規制とライセンス発行の権限も付与されている。

(5) 外国為替

企業や外国民の資本の移動を統制する法的規制は少ない。輸出入貿易は、輸出入ライセンスや外国為替規制を廃止することにより促進されてきた。純利益、外国からの融資に対する返済、外国の技術に関する特許権使用料、手数料、代価、および売上金は、あらゆる公認銀行を通して自由に両替可能な通貨で、無条件で送金できることが規則で認められている。外国通貨の送金に対する唯一の公的上限額は、外国への旅行者が持ち出す現金に適用され、40 日間以内の旅行用で持ち出す金額は 1 万米ドルを超えてはならないとされている。

IMF によると、タンザニアに一時的に滞在している非居住者は、外国為替勘定を持つことはできるが、居住者から非居住者への外貨送金は中央銀行の承認を得なければならない。

外国為替の可用性:タンザニアは外貨不足に陥ることがしばしばあったが、この問題は緩和されつつある。タンザニア中央銀行の外貨準備高は、21 億 7,000 万米ドル以上になっており(2004 年)、これは 8 ヶ月分の輸入額に相当する。この額はアフリカ地域で最も高い水準であり、IMF の最低要求基準を十分にクリアするものである。しかしながら、お役所的な問題として、送金の処理と実施に

かかる時間が長く、依然として数日から数週間を要する。

3.3.4 労務・経営管理

タンザニアでは未熟練労働者の比率が高く、多くが低賃金労働に従事している⁴⁴。企業経営や情報技術の分野では大学卒業者数が増加しているものの、熟練労働者は依然として不足している。多くの外国投資家は、現地職員に管理職を任すには不十分であると見ている。しかしながらタンザニア人管理職の学歴は概して高く、68.7%⁴⁵が大学卒業単位を取得している。この数字は近隣諸国と比較して高い(ウガンダでは 40%、ケニアでは 60%)。

タンザニア議会は、2004 年に改正労働法を通過させた⁴⁶。これは労働者権利の保護について、国際基準に従うというものである。企業は特定の機関にはかかことなく、雇用に関する決定を下すことができる。しかし、ほとんどのアフリカ諸国と同様に、タンザニアにおいてもビザや就労許可要件が外国投資家に煩雑と映っている。TIC は、投資家に優遇措置として、専門性を持つ外国人職員を 5 人まで雇用することを認めているが、投資家サイドからは一種の「外国人雇用制限」ともなる。

同国は、長年にわたり社会主義時代を経た歴史的経緯があるため、労働者保護に関するさまざまな規制がある。労働者は、特に休暇、補償、雇用維持に関して、十分な保護が与えられている。このような状況は、経営者からの観点からすると、対内投資の妨げになる恐れがある。

雇用者は労働組合を組織化して団体交渉する権利を持ち、特定状況下での労働争議が合法化されている。労働法は、民間部門の雇用者に対しても、EPZ や自由貿易区の雇用者に対しても同様に適用される。

HIV-AIDS の影響は、タンザニアでも表面化しており、感染者数は約 200 万人と推定されている。HIV-AIDS 検査の重要性に対する意識は概して高いものの、未熟練労働者と熟練労働者の間で格差がある。逆に HIV-AIDS に対する職場での啓蒙活動のレベルは低い。何らかの形で予防計画を実施しているタンザニア企業は 31%に過ぎない。これらの企業の内、半分の企業はカウンセリングを実施していると答えている。コンドームの配布、匿名による HIV 検査、感染者職員の扶養家族に対する財政的支援などの計画は普及しておらず、実施企業はわずか 13%に過ぎない。その理由は、現時点で、HIV-AIDS が企業の生産活動にもたらす影響が限定的水準にとどまっているためと思われる。

⁴⁴ 2003 年 4 月 15 日に労働省により発表された「総合的労働力調査 2000/01」の結果によると、同国の労働力人口(10 歳以上)は、人口 3,460 万人の内、1,780 万人である。報告によると、経済活動人口の 87.1%が雇用され、失業人口は 12.9%、すなわち 230 万人に過ぎない。これらの被雇用人口の内、84%が農業活動に従事している。過去 10 年間の間に失業率は徐々に増加しており、農村部、特に 10 歳から 34 歳までの年齢グループで失業増加率が高くなっている。

⁴⁵ ERA(2005)「Country Report Tanzania」: 調査背景報告書

⁴⁶ 本法は、タンザニア本土のみを管轄するものである。ザンジバルにおける労働法は別の法律が適用される。

3.4. 政府開発援助（ODA）

3.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

タンザニアは最貧国のひとつである。2005年の国民一人当たりの収入はおよそ330米ドル⁴⁷と推定され、産時死亡率や幼児死亡率も依然として高い。その一方で、同国は2000年のPPRSPと新たなPRSPである2005年の「成長と貧困削減のための国家戦略(NSGRP)」に明記されているように、民主主義、構造改革、および市場指向型の経済政策の達成による貧困削減と発展に本腰を入れている。

このため、タンザニアは巨額の援助を享受している。ドナーは援助対象を個別プロジェクトへの融資から、セクターバスケットや財政支援など、より柔軟な形での援助へと方向転換している。加えて、PRSPに概説されている優先事項に基づきドナー国間の援助の調整を図るため、さまざまな努力がされている。ドナーとタンザニア政府の関係を統制する原則はTASに明記されており、両者の公約遵守状況は、タンザニアで独立監査団体(IMG)による諮問委員会の会合で評価されている。セクター・ワイド・アプローチ(SWAPS)に基づくセクター・プログラムは、教育・保健の分野でとりわけ多く導入されている。

NSGRPは、農業・農村開発、および民間主導による成長と輸出の多様化を促す事業環境の一層の整備を中心とする経済成長に焦点を当てている。従って、民間セクターの発展と投資環境の整備に対する支援の増大が期待されている。

以下は、主要援助国による援助の概要である。(民間セクター開発部門における代表的援助国支援プロジェクトについては、別添を参照)

表 3.5: 主要ドナーおよび日本の対タンザニア経済協力

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	United Kingdom 158.6	United Kingdom 88.6	Japan 217.1	United Kingdom 290.1	Holland 138.3
2 nd	Germany 109.9	Denmark 80.9	United Kingdom 152.7	Japan 260.4	Italy 132.3
3 rd	Japan 83.4	Japan 74.8	Holland 97.3	Holland 75.1	United Kingdom 103.2
4 th	Holland 80.3	Germany 66.6	Denmark 68.8	Denmark 66.6	United States 85.4
5 th	Denmark 69.6	Holland 55.2	Sweden 63.5	Germany 48.2	Belgium 70.6
Japan	83.4	74.8	217.1	260.4	58.2
Total	769.2	613.4	778.7	943.8	902.8

出所:外務省

⁴⁷ 世界銀行データ

3.4.2 国・機関別支援

(1) 日本

日本はタンザニアを対援助の重点国と位置付けている。日本の援助はタンザニア援助計画とタンザニアの PRSP に密接に沿って行なわれている。また、日本は、タンザニアを援助協調の最重点国として位置付けている。日本は ODA 作業部会を通してセクター・プログラムに積極的に参加し、日本が筆頭援助国である農業セクターにおいて、調整国としての役割を果たしている。2001 年以降日本は、タンザニア政府への総合予算支援である貧困削減財政支援基金 (PRBS) に参加し、2003 年以降はいくつかの共通基金にも参加している。

以下は、近年における対タンザニア ODA 実績の概要である。日本の援助戦略は第一次 PRSP に基づいているため、1) 農業、2) 基礎教育、3) 保健、4) 基礎的インフラ、および 5) 森林保護に重点を置いている。とりわけ、基礎的インフラに関しては、舗装道路の全延長の 20%、全送電網の 40%、ダルエス・サラームの電話線の 30% を援助している。JICA では、新たな NSGRP における経済成長の新重点分野として、とりわけ民間セクター開発での活動強化に着目している。

表 3.6: 日本の近年の対タンザニア援助額

(百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-8.22	241.32	27.35	260.44
2002	-6.54	39.31	25.43	58.20
2003	-1.76	53.90	22.32	74.47
Cumulative Total	71.00	1,413.50	433.17	1,917.67

出所: 外務省

タンザニア、ケニア、およびウガンダに対する FDI 環境整備に関する調査報告書 (Blue Book) が最近、国際協力銀行 (JBIC) と UNCTAD との協力で作成された。本報告書は、法制度や規則の策定や整備、投資促進機関の充実、および民間セクター開発の領域において、6 つの具体的行動計画を明記している。また、EAC の統合プロセスを促進する立場からの政策提言もされている。

(2) 英国

DFID にとってタンザニアはアフリカにおける最大の被援助国である。その援助額は、1997/98 年の 4,000 万ポンドから、2003/04 年の 8,000 万ポンドへと二倍に増加したが、2005/06 年には更に 1 億 1,000 万ポンドへと増加する見通しである。DFID は、タンザニア政府の PRSP を対象とした直接財政支援に重点を置いており、昨年も政府に予算支援として 6,000 万ポンドを割り当てた。英国は、セクター別支援から財政支援に移行した最初の援助国でもあり、現在は援助協調の促進に極めて

積極的に取り組んでいる。英国は技術支援と財政支援を組み合わせ、1) 更なる貧困削減計画、2) 公平かつ貧困層を含む成長に焦点をおいた持続可能な経済成長、および 3) 効果的で責任ある政府の三分野で支援を行っている。

(3) 米国

USAID はどのセクターバスケットに対しても支援しておらず、また、総合財政支援の形でも援助を行っていない。従って、USAID は、ドナーの間では部外者視されることが多い。USAID が重点を置いている 4 つの主要目標(保健の改善、 資源保護の強化、 市民社会と政府の間のパートナーシップ強化、 民間セクター活性化の達成) は、PRSP から大きく離れたものではない。

USAID の活動には、輸出基準を満たす製品品質の向上および事業主への訓練機会提供が挙げられる。米国の援助計画は、手ごろでより優れた農法を、高い成長性が確認できる地域に導入することに焦点を当てている。さらに、USAID はスターバックスや General Mills などの米国企業およびタンザニア企業間のパートナーシップの伸展を支援することにより、新しい市場の特定と浸透、健全な事業計画の創出、資金調達、および戦略的な発想と実行を促進している。小企業に対する税制環境の改善や田舎道の整備もまた、USAID が積極的に取り組んでいる分野である。

(4) 世界銀行

世界銀行は 1963 年以来、50 億米ドル以上の借款と 2 億 4,300 万米ドルの補助金を承認している。現在のポートフォリオは 16 億米ドル、23 件の進行中のプロジェクトで構成されており、全主要セクターに支援を行っている。2000 年に設置された対タンザニア国別援助戦略(CAS)に基づき、世界銀行の取り組みは高成長、貧困削減、およびガバナンス、サービス・デリバリー改善のための制度改革に焦点が置かれている。世界銀行は、インフラ整備から、貧困計画や社会セクター計画と直接関連のある事業に重点を移している。投資環境整備に関連する分野では、中央交通回廊道路プロジェクト(1 億 6,200 万米ドル)と非常用電源プロジェクト(4,500 万米ドル)が 2004 年に承認されている。

付録 : 主要ドナーからの対タンザニア PSD 支援

Donor	Area	Project or Program	Amount	Recipient	Start/end date	Description / objective
Canada	Micro Finance	Micro-enterprise Business Development Project	2.8 million USD	Huduma ya Maendeleo – Tanzanian NGO	1995 – 09/02	The objective of the project is to develop a local institution that will promote the role of micro-enterprise in the Tanzania economy. The project strategy is to provide loan capital for lending to micro-enterprises on a sustainable basis so as to increase their financial stability, potential for growth and employment creation.
	Micro Finance / capacity building	Micro finance Capacity Building Facility	3.3 million USD	GoT	Tentative 2002-07	To support Tanzania in poverty reduction by increasing the income generating capacity primarily of the underprivileged by strengthening the capacity of a selected number of micro finance institutions to deliver financial services to small businesses and income generating activities.
	Micro Finance / capacity building	Capacity Building for Savings and Credit Cooperative Societies	0.5 million USD	Savings and credit Cooperative Societies	2006/1/3	To develop the management and technical capacities of grass root micro finance institutions to provide quality services to micro-entrepreneurs.
	Micro finance / policy formulation	Enabling environment for micro finance industry	1 million US\$	GoT	May-02	The purpose of the project is to strengthen the capacity of the Bank of Tanzania to develop a regulatory and supervisory framework for promoting the development of an efficient and effective micro finance service industry.
Denmark	Training	Vocational Education and Training Authority - VETA	8 million USD	VETA/Ministry of Labour and Youth Development	01/98 – 12/02	Support to VETA to improve vocational and educational training by making it demand oriented and receptive to the changes and demands of the private sector.
	Micro Finance	Micro Finance Component	2 million USD	CRDB	01/98 – 12/02	Pilot project to strengthen SACCOs and other MFIs to receive credit through CRDB, thus making CRDB an apex bank.
	Finance sector	CRDB Restructuring	8 million USD	CRDB	1994 - 2002	DANIDA has purchased 30% share in CRDB, and has financed technical assistance and hardware for the information system (satellite based) among other things.
	Finance sector	Venture Capital fund	3.5 million USD	FEDHA Fund	1994-2002	DANIDA has purchased 26% share in FEDHA fund, as well as 20 stake in First Capital Partners that manage said fund – Venture Capital for high growth potential companies in Tanzania
	Finance sector	Bankers' training	N/a	Tanzanian Bankers Association	2002-n/a	Establishment of a Bankers Training Institute/School
	Policy Formulation	MYLDS	0.6 million USD	MYLDS	03/01 – 12/02	Institutional support to the Labour department in Ministry of Labour and Youth Development and Sports (MYLDS) including upgrading of office. Hearing, discussing and preparing a new labour law.
	Policy formulation / legal reform	Review of insolvency law	25,000 USD	Mkono Co. Law Firm		A review of the insolvency and bankruptcy law, as a first step in drafting a new law.
	Policy formulation / legal reform	Drafting and hearing of new insolvency law	80,000 USD	N/a	2006/12/1	Drafting and hearing of new insolvency law
	Policy formulation / legal reform	Review and drafting of law on industrial design	N/a	N/a	2006/12/1	Review and drafting of law on industrial design

	Policy formulation / legal reform	Establishment of Commercial Court	1.8 million USD (phase one)	Court of Appeal	99 02 (ph.1) 03-07 (ph.2)	Twining with Danish and Canadian commercial courts. Computer based court handling system, extensive training of professional staff
	Policy formulation / legal reform	Support to BRELA, Tanzania Bureau of Standards, Weights and Measures and Government Chemist	N/a	MIT	02-n/a	Regionalisation of the services offered, computerisation of work etc.
	Advocacy	Confederation of Tanzanian Industries (CTI)	1.5 million USD	CTI/DI	1998/12 /2	Twining with Confederation of Danish Industries (DI), support to various studies and professional staff.
	Capacity building	PSD Support	N/a	N/a	Jan/01 permanent	Twining program for joint ventures, support for studies, visits, project investment, technical assistance and environmental investment.
	Advocacy	Trade Union Movement	1.5 million USD		Feb-01	Support to strengthen the Trade Union as a major player in civil society and a counter balance to the business organisations - project document under development.
Germany	SME Service Delivery	Strengthening self-help organisations in the informal economy	6.8 million USD	SIDO and other NGOs	1991 – 04/02	The target is the Small Industries Development Organisation (SIDO) to improve its capacity to deliver business development services effectively on a sustainable basis.
	SME Service Delivery	Business development services		SIDO and municipalities		The improvement of entrepreneurship and business management training delivery of three regional SIDO offices. Assistance to get additional loan funds. In addition, facilitation of local business promotion activities of the respective municipalities.
	SME Service Delivery	Support to small businesses		Hans Seidel Foundation, Small businesses and NGOs		Support to small businesses with training and consultancy services. In addition, subsidies go to non-governmental initiatives in this field.
	Financial sector	Tanzania Development Finance Company (TDFC)		TDFC		German Investment and Development Company (DEG) is a partner in the TDFC.
	Financial sector	Tanzania Venture Capital Fund (TVCF)		TVCF		German Investment and Development Company (DEG) is shareholding in TVCF.
	Fiscal	Tax Administration Programme		TRA	1998 - 2001 (next 3-yr phase agreed)	The objective is to collect income tax in a fair, effective and efficient way, and to increase revenues
	Capacity building	Joint Integrated Trade Assistance Program (JITAP)		MIT	Ends 97/02	Capacity building in relevant government bodies and private sector organisations through special training programs, to enable Tanzania to cope with the WTO agreement on liberalised markets.
	Regional integration	Support to East African Community		EAC	Jul-98	Enlargement of the markets available to regional firms and the subsequent increase in interregional trade flows as well as increased competition as a pre-condition for lower prices, higher standards of products and sustainable export development are in the focus of the Secretariat.
	Capacity building	TCCIA				Part of the Private Sector Promotion Project East Africa. The aim is to improve the service delivery and advocacy capacity of the chamber through capacity building. At a later stage, the networking with the private sector representative organisations in the other East African countries will also be a focal point of the project.

	Training	Vocational and Educational Training Authority (VETA)		VETA	Ends 97/02	To strengthen VETA's role as facilitator and coordinator in the VET system. Improvement of VETA's advisory, management and labour market analysis capacity as well as improvement cooperation with employers and other training providers. Assistance in expansion of training concept to meet the needs of target groups not yet addressed by the formal training programs.
ILO	Informal sector	Assistance to Informal Sector Associations	8000 USD	VIBINDO - FISOTA	2001/2/1	Assistance to strengthening VIBINDO SOCIETY, an informal sector organisation in Dar es Salaam. Assistance to the creation/inauguration of FISOTA, Federation of Informal Sector Organisations in Tanzania.
	SME service delivery	Start and Improve Your Business (SIYB)		Private trainers/c consultants and training institutions (IFM, SIDO, MEDA, ZAD, OICT)	01/98 - ongoing	Training of trainers program in different training modules: 'Generate Your Business Idea', 'Start Your Business', and 'Improve Your Business'.
	SME service delivery	environmentally sustainable urban development	0.2 million USD	Local training institutions	01/97-03/01	Training of small and medium enterprises in waste handling, business management, marketing, occupational safety and health etc.
	Bridging the gap		25 000 USD	Eastern Southern African Management Institute (ESAMI), Arusha	Apr-01	Strengthening capacities of non-bank financial intermediaries to set up, operate, expand and monitor guarantee funds. A programme in support of non-bank financial institutions managing guarantee funds for small and micro-enterprises
						A qualitative analysis of constraints and coping mechanisms of micro-enterprises in Tanzania. Research study on regulatory and non-regulatory constraints faced by micro-entrepreneurs, and analysis of how they deal with these constraints.
	Policy formulation / informal sector	Informal Sector Roadmap	85000 USD	Enterprise Development Centre (EDC)	06/01 – 04/02	Research study on regulatory and non-regulatory constraints faced by micro-entrepreneurs, and analysis of how they deal with these constraints.
	Micro /small scale enterprises	Micro /small scale enterprises	22,151 USD	Economic and Social Research Foundation (ESRF)	2002/10/1	A review of policy, legal and regulatory framework and its impact on employment International comparative research project on the impact of policy and regulation on employment in SMEs.
Netherlands	Capacity building	FAIDA Small Enterprises Promotion	1 million USD	Farmers and business development service providers	07/99-06/02	Facilitation of the establishment of market linkages for farmers.
	Capacity building	PSD Lake Zone	1 million USD		01/00 – 12/02	Facilitating advocacy, business development services and training.
	Financial services	FAIDA Small Enterprises Promotion		SMEs through CRDB	07/99 – 06/92	Guarantee scheme jointly with CRDB for lending to SMEs.
	Financial services	Financial sector development			2002	Facilitate the accessibility of financial services to the rural poor.
	Financial services	Smallholder Dairy Support Programme (SDSP)	4,3 million USD	Small dairy farmers	May-01	Provides credit in kind (heifers) to small holders farmers.
	Financial services	Equity Participation		ACB		Provides equity funds to Akiba Commercial Bank and Venture Capital
	Policy formulation	BEST			2002	To improve the business environment.
	SME service delivery	TCCIA branches in districts	USD 650 000	Business services providers	07/99 – 06/02	Organising business groups in order to increase their lobby power in districts.

	Linkages	PMOA	4 million USD	Tanzanian / Dutch firms	Feb-00	Promotion of Dutch investment in Tanzania by linking up with Tanzanian firms.
Sweden	Capacity building	Promotion of Rural Initiatives for Micro Enterprises (PRIME)			Mar-01	Establishment of market linkages between markets and farmers
	Micro Finance	Promotion of Rural Initiative and Development Enterprises (PRIDE)	0.4 million USD	PRIDE	Feb-00	Institutional support is provided for research and development activities to further improve on the PRIDE micro-finance model.
	Financial sector	Bank of Tanzania (BOT)		BOT		Assistance is provided to the BOT Task Force on the review of the legal, regulatory and supervisory framework for micro-finance in Tanzania.
	Financial sector	Capital Markets & Securities Authority (CMSA)	800 000 USD	Capital Markets & Securities Authority (CMSA)	1996-2002	Support is provided to enable the authority to develop its regulatory and supervisory capacity and strengthen and develop the newly established Dar es Salaam Stock Exchange (DSE).
	Financial sector	Tanzania Venture Capital Fund (TVCF) and Fedha Fund	Until now 800,000 USD	Tanzania Venture Capital Fund (TVCF) and Fedha Fund	From 1997	Support is provided in the form of conditional loans to Swedfund International AB, which is owner of the Swedish shares in the two funds. Both TVCF and Fedha Fund make investments in industrial ventures in Tanzania.
	Financial sector	Financial Sector Assessment	250,000 USD	Tanzania Venture Capital Fund (TVCF) and Fedha Fund	2001	The outcome will provide guidelines and directions for additional Swedish interventions in support of financial sector development in Tanzania during the coming years.
	Policy formulation	National Trade Policy	200 000 USD	MIT	Feb-00	Support to the formulation of the national trade policy
	Capacity Building	Capacity Building Project for MIT	750 000 USD	MIT	Mar-00	The capacity building project consists of the following three projects: 1. Implementation of competition policy and law; 2. Reduce business transaction costs, and; 3. Upgrading of the Ministry's registry function.
	Capacity Building	Tanzania Bureau of Standards (TBS)	0.3 million USD	Tanzania Bureau of Standards (TBS)	Feb-00	Capacity Building
	See main report.	Business Environment Strengthening for Tanzania (BEST)		See main report.	Apr-01	See main report.
	Advocacy	TCCIA support	1.5 million USD	TCCIA	96 – 03; probably 3-yr ext.	Development of TCCIA into a sustainable and member-driven chamber network, able to provide appropriate services and authorities to the business community.
	Linkages	Enterprise Development Programme (EDP)				Assistance is given to facilitate and support the development of commercial relationships between Swedish and Tanzanian companies.
UNDP	Micro finance	Micro Save Africa	660,000 USD		Jan-98	Assistance to organisations for strengthening their ability to enhance saving service development. The micro-finance team will provide technical advisory input to AFCAP on savings related issues, providing technical advisory input to MFIs and take forward the UNDP Africa Regional Savings Mobilisation Initiative (ARSMI).
UNIDO	Training	Integrated Training Programme for Women Entrepreneurship Development	620,000 USD	Ministry of Industry and Trade/SIDO		Entrepreneurship development programme targeting women involved in micro-scale food processing activities.

	SME Service delivery	Small and Medium Enterprises Development	71,500 USD	MIT		Strengthening capacity of Ministry of Industry and Trade for SME promotion and policy formulation.
	Policy formulation	Strengthening capacity of Ministry of Industry and Trade for SME promotion and policy formulation.	163,500 USD	MIT		Investment promotion strategy, revising of Act, regulatory and institutional environment.
	Policy formulation	Assistance in Implementation of Sustainable Industrial Policy (SIDP)	182,000 USD	MIT		Strategy and plan of action for implementation of SIDP, industrial partnership and consultative mechanism between public and private sector.
	Advocacy	Tanzania Private Sector Foundation (TPSF), Confederation of Tanzania Industries (CTI) and Tanzania Chamber of Commerce, Industry and Agriculture (TCCIA)	630,831 USD	Tanzania Private Sector Foundation (TPSF), Confederation of Tanzania Industries (CTI) and Tanzania Chamber of Commerce, Industry and Agriculture (TCCIA)		Description Improving capacities in private sector institutions, improving dialogue between government and private Sector.
United Kingdom	SME service delivery	Small Enterprise Development Agency (SEDA)	1.4 million USD	SEDA	Feb-99	Assistance to build up institutional capacity to transform and manage itself as a sustainable provider of financial services to micro entrepreneurs, particularly women.
	Micro finance	FINCA	2.2 million USD	FINCA	Apr-99	FINCA will provide credit and savings services to low-income entrepreneurs primarily women with a view of increasing their income and improve their standards of living. The approach will be to work through an expanding Village Banking Network saved by a sustainable financial intermediary, FINCA, Tanzania.
	Micro finance	AFCAP	6.6 million USD		Feb-99	AFCAP is a micro-finance capacity building programme in Africa aimed at enhancing the capacity of micro finance institutions to deliver financial services to poor people on a sustainable and replicable basis.
	Micro finance		660,000 USD		Jan-98	Assistance to organisations for strengthening their ability to enhance saving service development. The micro-finance team will provide technical advisory input to AFCAP on savings related issues, providing technical advisory input to MFIs and take forward the UNDP Africa Regional Savings Mobilisation Initiative (ARSMI).
USA	Capacity building	Private Enterprise Support Activities			09/01 – 09/05	Market linkage and information development, business skills training.
	Fiscal	Tax and mining policy	1,330,000 USD		06/01 – 09/03	Policies to support artisanal mining and the optimal investment of Government income from the mining sector.
	Policy formulation	06/01 – 09/03			06/01 – 09/03	Capacity building for Policy Analysis Department of the Ministry of Finance.
	Policy formulation / capacity building	Private Enterprise Support Activities		TRA, BRELA, CSD, TIC, etc.	06/01 – 09/05	Capacity building and "Quick Wins" in selected Government of Tanzania agencies.

	Advocacy	Tanzania Private Sector Foundation (TPSF)	95,000 USD	TPSF	10/00 – 06/01	Start-up operational support.
World Bank	Micro finance	Rural and micro-financial services project	2 million USD	Bank of Tanzania	Feb-00	
	Financial sector / micro finance	Second Financial Institutions Development Project	27 million USD	Bank of Tanzania/ National Micro-finance Bank	Mar-00	

4. マダガスカル

4.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

4.1.1 マクロ経済

旧来の社会主義経済政策を放棄したマダガスカルは、1990 年代中頃から世界銀行と IMF の主導のもと民営化・自由化政策を取り入れてきた。これにより、緩やかな安定成長路線に移行した。経済の中心は農林水産業で、生産高で GDP の 4 分の 1、就業者数では総人口の 80%を占める。近年は米国市場への無関税アクセスの適用などにより、衣料品輸出が大幅に拡大している。しかし同国は薪を主要燃料としているため、森林伐採と土地の侵食が深刻な問題になっている。

ラヴァルマナナ大統領は現在、GDP の 12%下落を引き起こした 2002 年の政治的危機を経て、経済復興に積極的に取り組んでいる。今後数年間は貧困削減と汚職対策が経済政策の支柱となると見られる。マダガスカル経済は、石油の国際市場価格の高騰による経済成長の減速に加え、2004 年初頭に同国を襲ったサイクロンによる打撃を受けた。しかし 2004 年のマクロ経済レベルの安定回復策が功を奏し、過去 2 年間のインフレ危機にもかかわらず 5.3%の経済成長率を記録した。とはいえ、主食の米をはじめとする基礎食料品は依然として高値で推移しており、貧困層が大半を占める国民の生活水準に悪影響を与えている。2005 年の経済成長率は 6%の見通しである。

IMF によると、マダガスカル政府にとっての主要課題は、「財政規律の回復」、「ガバナンスの改善」、「ビジネス環境の強化による民間投資の促進」および「輸出高と経済成長を押し上げるための構造改革の続行」の 4 点である。「貧困削減成長ファシリティ (PRGF) 3 年計画」に基づく IMF の第 6 回レビューによると、政府は年率 5.5%というインフレ目標を達成するため、2005 年も緊縮財政を維持する姿勢を変えていない。年度予算では経常支出に若干の伸びを見越し、マダガスカル経済の受容能力と対外資金調達力に即した投資予算を組んで意欲的な税収目標の達成を目指している。政府当局の計画の主な目標は、民間セクターへの貸付制度の改善である。2005 年 1 月 1 日、それまでのマダガスカル・フランに代わる新しい現地通貨「アリアリ」が導入された。

EIU の報告書によれば、同国のとる固定平価制度 (fixed parity) は、通貨変更に伴う経済的影響、あるいは為替相場の影響を受けることはないものの、多くの国民は対応に苦慮している。過去の経験上、このような通貨変更ではその後何年にもわたり、国民の多くは価値や価格を計る上で依然として「旧通貨」で考える傾向がある。マダガスカル・フランは昨年 11 月末まで有効貨幣として流通しており、中央銀行では 2009 年 12 月 31 日まで旧紙幣の交換を受け付ける予定でいる。世界銀行の 2002～2004 年「マダガスカル国家戦略文書」(Madagascar Country Strategy Paper)によると、1994 年から 2001 年までに実施された主要な経済改革は、以下の通りである。

第一に、税収の増加を目的として、(1)付加価値税(VAT)の導入、(2)課税控除制限、(3)輸出税の全面廃止、(4)資本財に対する関税の 20～30%から 10～20%への引き下げ、(5)これら改革に伴う税収減の埋め合わせとして、石油製品の消費税率および単一税率の引き上げ、(6)所得税率の引き下げ、(7)複合税(Synthetic Tax)の導入、(8)年間売上高が 2 億 5 千万マダガスカル・フランを超える企業からの徴税を目的とする大企業サービス局(Major Enterprises Service)の創設、(9)自由貿易地域の企業の監視にあたる Bureau for the Domiciliation of Tax Waivers Systems の設立、(10)納税者の監視に必要な納税者番号(NIF)制度の制定、(11)アルコール、タバコ、マッチ、小麦粉の特殊税を管理するマダガスカル専売局(Tax Monopoly Office)の廃止を実施した。

第二に、公共支出の面では、(1)年次共同レビューの実施、(2)インフラ整備、教育、医療、治安といった優先セクターへの公共投資の集中、(3)PIP プロジェクトの件数を 600 件から 275 件に削減すること、ならびに(4)マネジメントチャート(契約事業ベースと金額ベース)の作成を実施した。

第三に、通貨政策に関しては、(1)変動相場制の導入、(2)金利の引き上げ、(3)市場動向に応じて為替相場が決定される銀行間外国為替市場の創設、(4)銀行監督体制を強化し銀行業の規制条項を設けた 1995 年新銀行法に基づく新しい金融商品および相互金融機関の設立・導入、(5)中央銀行による間接的規制の段階的導入、具体的には、外貨準備高の規定保有率を 20%に引き上げる、中央銀行の基準金利に基づいて民間銀行が金利を自由に設定できる金融市場を設立する、銀行およびノンバンクに金融資源を動員するために短期国債を導入するなどの措置を取った。

第四に、為替政策および貿易に関する課題においては、(1)支払いおよび経常移転に関する規制の全面撤廃、(2)1996 年 9 月までに IMF 協定第 8 条を受け入れ、(3)輸出税および対外取引(衛生・治安目的によるネガティブ・リストを除く)に対するあらゆる非関税障壁の撤廃に取り組んでいる。

第五に、価格管理に関しては、(1)小麦粉価格の価格管理廃止、(2)コメ市場への政府介入の撤廃、(3)国際価格と為替相場を考慮しつつ、石油製品価格の定期的な調整を実施している。

第六に、行政分割として必要な措置として、(1)公共企業の専売権の廃止、(2)民営化法の採択、(3)民営化委員会の創設、(4)通信セクターの民間セクターへの効果的な自由化、(5)航空輸送の一部自由化(国際線のみ)、および(6)公営銀行 2 行の民営化に取り組んできた。

この他に、(1)公務員部門(公務員数の調査、試験的に設立した 6 省(教育省、保健省、法務省、公共事業省、財務省、予算省)の監査と公務員の身分の改定)、(2)農業部門(バニラ事業の自由化)、(3)民間企業の促進(借地期間を 99 年間に引き延ばす土地立法の緩和、外国人熟練労働者の雇用の自由化、居住外国人に関する出国査証の廃止、商法の改定、公共企業の株式の買い戻しおよび売買を目的とする基金の設立)、および(4)地方分権化(自治区の創設と行政の漸次的移行)

を実施した。

表 4.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	6.2	7.9	10.3	13.6	14.6	15.1	15.5	16.0	16.4	16.9
Population ages 0-14 (% of total)	44.8	45.1	43.0	44.7	45.3	45.2	45.2	44.8	44.4	44.0
Population ages 15-64 (% of total)	52.5	51.6	53.4	52.3	51.7	51.8	51.8	52.2	52.6	52.9
Population ages 65 and above (% of total)	2.7	3.3	3.6	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
GDP (constant million 2000 US\$)	2,367.9	2,901.5	2,931.5	3,348.8	3,536.7	3,701.4	3,877.6	4,110.3	3,588.1	3,939.4
GDP growth (annual %)	3.0	1.1	0.6	1.8	3.9	4.7	4.8	6.0	-12.7	9.8
GDP per capita (constant 2000 US\$)	382.9	367.4	285.0	246.7	242.4	245.9	249.8	257.3	218.3	233.2
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	251.2	234.1	854.1	4,059.1	5,441.4	6,283.8	6,767.5	6,588.5	6,832.0	6,191.6
Inflation, consumer prices (annual %)	2.6	9.4	17.9	17.4	6.2	9.9	12.0	6.9	15.9	-1.2
Money and quasi money (M2) as % of GDP	15.7	18.0	15.5	18.9	18.6	18.3	19.3	20.5	23.4	22.5
Real interest rate (%)	-	-	11.0	10.4	17.1	16.7	18.0	16.7	8.6	20.9
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.9	0.2	0.2	0.7	0.4	1.6	2.1	2.1	0.2	0.2
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	9.1	2.3	1.9	5.4	3.0	10.5	14.2	11.1	1.3	1.3
Agriculture, value added (% of GDP)	24.6	30.3	34.1	28.6	30.6	30.0	29.1	28.6	31.7	29.2
Industry, value added (% of GDP)	15.0	16.7	13.5	12.3	13.6	13.8	14.5	14.7	14.4	15.4
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	-	11.3	10.4	11.6	11.7	12.3	12.5	12.5	13.7
Services, etc., value added (% of GDP)	60.5	53.1	52.4	59.0	55.8	56.2	56.4	56.7	53.9	55.4
General government final consumption expenditure (% of GDP)	15.6	12.1	9.4	7.8	7.8	7.2	6.8	8.3	8.2	9.2
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	81.6	84.6	86.9	87.8	85.1	85.6	85.5	76.4	84.1	83.0
Final consumption expenditure (% of GDP)	97.2	96.7	96.4	95.6	93.0	92.8	92.3	84.7	92.3	92.2
Gross capital formation (% of GDP)	8.0	10.3	10.8	12.2	14.8	14.9	15.0	18.5	14.3	17.9
Exports of goods and services (% of GDP)	15.7	15.1	13.9	21.5	21.5	24.5	30.7	29.1	16.0	21.5
Imports of goods and services (% of GDP)	21.0	22.1	21.1	29.3	29.3	32.2	38.0	32.3	22.6	31.6
Gross domestic savings (% of GDP)	2.8	3.3	3.6	4.4	7.0	7.2	7.7	15.3	7.7	7.8
Gross capital formation (% of GDP)	8.0	10.3	10.8	12.2	14.8	14.9	15.0	18.5	14.3	17.9
Food exports (% of merchandise exports)	78.8	77.8	78.1	57.0	42.1	35.9	32.8	48.7	61.1	55.5

Food imports (% of merchandise imports)	13.8	15.3	14.5	13.9	14.4	13.7	13.8	13.3	14.2	16.3
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	9.4	4.7	3.3	5.1	6.5	6.1	3.4	3.7	3.5	3.6
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	1.2	2.0	2.2	1.2	1.1	0.6	0.4	0.8	0.2	0.5
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	3.9	4.7	4.8	6.5	7.2	3.8	1.8	1.2	2.0	1.5
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	0.8	1.0	0.7	0.5	0.5	0.5	0.3	0.6	0.6	0.5
Fuel exports (% of merchandise exports)	1.7	5.6	4.5	2.5	4.2	2.4	3.3	1.5	2.1	0.4
Fuel imports (% of merchandise imports)	6.0	14.3	20.1	19.5	18.7	24.2	23.4	23.7	38.7	10.2
Manufactures exports (% of merchandise exports)	6.2	7.1	9.2	26.9	36.2	49.8	58.2	43.9	30.5	38.4
Manufactures imports (% of merchandise imports)	78.1	67.2	62.2	63.7	63.3	60.2	61.7	60.8	45.8	71.9
Aid per capita (current US\$)	5.3	10.8	25.7	30.5	33.0	23.8	20.8	23.4	22.7	31.9
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	17.1	40.7	16.1	14.7	17.1	9.6	5.2	8.7	6.1
Total reserves in months of imports	-	1.0	1.7	1.7	1.7	2.2	2.2	3.0	4.0	2.8

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

4.1.2 産業

マダガスカルはアフリカ海岸の沖合に位置し、世界最大の面積(日本の 1.6 倍)を有する島国である。歴史的、地理的背景から、マレー系とアフリカ系、アラブ系、中国・インド系など国民を構成する民族グループは多様である。周囲を海に囲まれているうえ、豊かな降水量と多様な植生に恵まれていることから、農業・漁業が労働人口の 75% 以上に雇用機会を提供し、この国の基幹産業となっている。独立後も旧宗主国であるフランスとの経済的関係を維持し、社会主義計画経済の政策を採用していたため、経済は停滞し、所得水準は長らく低迷を続けた。しかし、1990 年代半ばから経済の自由化政策を取り入れた結果、新規外国直接投資(FDI)の流入が増え、非農業セクターの多角化にもつながっており、2002 年に起きた内政危機の期間を除けば、同国経済は緩やかな成長路線を維持してきた。東南部アフリカ共同市場(COMESA)に続き、2005 年 8 月には南部アフリカ開発共同体(SADC)にも加盟した。サブサハラ・アフリカ域内最大の南部アフリカ市場へのアクセス改善、SADC の中心的存在である南ア企業の新規 FDI など、新たな経済効果が期待される。

2003 年度における各セクターの業績の対 GDP 比を 1990 年当時と比較すると、農・漁業は 29% で 1990 年当時と変わらないが、製造業を中心とする鉱業・製造業セクターは 13% から 15% に上昇し、

サービス業が 59%から 55%に下落している。産業構造の全般的枠組みには変化が見られないが、1990 年以降の経済成長に留意するならば、総体としては改善傾向が認められる。

農業・漁業セクターのうち、農業は豊富な地表水と肥沃な土壌を生かした米作を中心とし、米の年間生産高は 280 万トンにのぼる。その大部分は国内の消費に供されているが、流通業の前近代性や人口の伸びと比較した生産性の低さなどから、完全自給には至っていない。他の食用農作物としては、キャッサバ、サツマイモ、ジャガイモなどがある。輸出向けの換金農作物については、世界の生産高(年間 4000 万トン)を誇るバナナが有名であるが、そのほかにクロブ、コーヒー豆、ライチも輸出している。同国農業の脅威は度重なるサイクロンの襲来である。漁業は伝統的漁法を採用しているが、冷凍エビ、クルマエビ、イカ、タコをはじめとする魚介類の収穫高と輸出高が伸びている。ただし、これまでのところ年間水揚げは 11 万トンで、今後も増産の余地を残している。

鉱業・製造業に関しては、とくに製造セクターが全体の 90%以上を占めて他を圧倒している。製造業全体における総生産高の 3 分の 1 は輸出加工区(EPZ)認定企業で占められている。EPZ 企業は 2003 年に 11 万人分の雇用を創出し、輸出額は総額の 30%を占めた。非 EPZ 企業は、食品・飲料、タバコ、繊維製品、医薬品、電子製品、建設資材などを主として国内向けに製造している。これに対して EPZ 認定企業は、繊維・衣料品、加工食品(水産物)、情報サービス、木材加工に集中しており、主にフランス、モーリシャス、およびアジア諸国企業からの FDI の受け皿となっている。とりわけ繊維・衣料品セクターでは、アフリカ成長機会法(AGOA)に基づく対米輸出の関係で急速な発展をみせている。マダガスカルは域内でも賃金水準が低く、モーリシャスからマダガスカルに移転する企業も少なくない。鉱業部門については、チタン、貴石、希少金属、ニッケルなど多様な鉱物資源を保有している。外資参入規制の法的緩和もあり、今後は新規大型開発プロジェクトの相次ぐ始動が見込まれる。

サービス業では、ヨーロッパや南ア、アジア資本が電力、運輸、上水、通信など、市場開放・民営化の途上にある公益事業部門に進出してきた。事業運営の効率化を通じた、国内産業の活性化とサービスコストの低下が期待されている。観光業についても関連インフラの整備が進めば、短期の発展が期待できる。マリンスポーツが楽しめるうえ、ユニークで種類も豊富な動植物が分布するマダガスカルは、エコツーリズムの場としても人気を集めよう。1990 年にマダガスカルを訪れた観光客は 5 万人だったが、2004 年には 20 万人を超え、1 億米ドルを超える観光収入が見込まれている。

4.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

1998 年から 2001 年まで、とくに AGOA の適用対象国としての利点を生かしてマダガスカルは輸出高は増加の一途をたどった。コーヒー、バニラ、クローブ、ココアなどの伝統的な品目に代わって工業製品、繊維、水産物および消耗品の輸出が増えている。これに伴い、アメリカがフランスとほぼ肩を並べる世界第 2 の貿易相手国となっている。

2002 年は政治・経済情勢の不安が原因で前半期の輸出額が著しく低下したが、2003 年には前年度を上回る水準まで回復した。

表 4.2: 貿易動向および主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	805	909	1,190	1,317	704
輸入	1,095	1,197	1,474	1,463	993
主要貿易相手国					
輸出					
フランス	101.45	83.48	262.99	280.10	283.09
米国	14.08	11.89	142.10	259.18	205.00
ドイツ	10.58	14.14	27.20	59.90	49.10
輸入					
フランス	122.04	101.64	108.06	275.18	184.63
バーレーン	1.42	0.32	84.15	92.56	100.46
イラン	36.39	0.64	103.22	111.37	118.42

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

FDI 流入額は 1999 年の 5,800 万米ドルから 2001 年の 8,400 万米ドルまで増加した。2002 年には政治危機のために 800 万米ドルまで大幅に下落したが、2003 年には 5,000 万米ドルに回復している。

表 4.3: FDI 流入額

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
16.1	58.4	69.1	83.5	8.3	50.0

出所: UNCTAD, FDI On-line.

フランスはマダガスカルにとって第一の投資国で、外国投資総額の 60%を担っている。もともとフラ

ンスとモーリシャスでまかなわれてきたマダガスカルの FDI の大半は主として繊維製品を扱う輸出加工区 (EPZ) に投下されている。

入手可能な資料からは、2000 年度以降の主な FDI プロジェクトに関する情報やその概略を得ることができなかった。投資促進機関も必要な情報を持ち合わせていないために、具体的データを提示することができなかった。

マダガスカルに参入している大手外資系企業は下記のとおりである (2001 年 UNCTAD データ)。

企業名	国籍	産業	売上 (百万 US\$)	従業員数	設立年
Shell Exploration and Development Madagascar BV	Netherlands	Oil & Gas Exploration	4 286.1	66	N/A
BFV Société Générale	France	Commercial Banks	8.7	800	1997
Hoechst Madagascar SA	France	Chemicals	7.7	69	1969
Floreal Madagascar SA	Mauritius	Knitting Mills	7.0	4,100	N/A
Cimelta Madagascar SA	Ireland	Non-residential construction	4.7	600	N/A
Landis Madagascar SA	Germany	Vehicle supplies and new parts	4.1	95	N/A
Madagascar Daiho Corp SA	Japan	Construction	2.5	5	1996
NCS International SA	Mauritius	General Clothing Male	1.5	2,300	N/A
Fimapila SARL	France	Vehicle supplies and new parts	1.2	20	1997
BNI Crédit Lyonnais Madagascar SA	France	Commercial Banks	N/A	1,200	N/A
Société Malgache de Pêcherie	Japan	Fishing	N/A	1,031	1966
Société Des Cigarettes Melia De Madagascar	France	Cigarettes	N/A	427	N/A
Madagascar Hilton SARL	Britain	Hotel and Motels	N/A	234	N/A
Société Industrielle Des Produits Electriques Et Dèrùvès	France	Storage Batteries	N/A	220	N/A
Polo Garments Majunga SA	Belgium	Textiles	N/A	200	N/A
Banque SBM Madagascar SA	Hong Kong, China	Commercial Banks	N/A	93	1998
Soval Madagascar	France	Hardware	N/A	9	N/A

出所：UNCTAD

4.2. FDI 促進に係る諸政策

4.2.1 産業政策および開発計画

マダガスカル政府は目下、外資導入も含む民間セクターの活性化、事業環境の改善に必要なインフラ整備、必要人材の確保に向けた初・中等教育の質・量的向上、法制度の近代化、および政府介入の縮小に乗り出している。

重点施策を個別にみると、農業では農村部における基礎的経済・社会資本の開発、土地所有権に関する規制の改廃、および融資利用条件の改善に取り組んでいる。漁業では、官民協力により漁獲高の増加と加工比率向上など付加価値を高める方策が図られている。鉱業では、企業フレンドリーな法制度の改革や必要人材の育成を通じ民間開発投資の促進を狙う。また、製造業の強化に向けて、地域市場や国際市場へのアクセス改善、EPZ の活性化、民間企業への資金貸付け拡充や民活型での電力・通信インフラの整備など事業環境整備、がそれぞれ実行に移されている。観光産業については、空港・道路など関連インフラの整備と並行して、環境保全と地域開発との調和も重視されている

4.2.2 FDI 促進政策

2004 年のラヴァロマナナ大統領の発言によれば、マダガスカルはこれまで以上に海外投資の門戸を開き、投資家の保護と安全に取り組むことで国際経済協力の基盤を築いたという。マダガスカルは、産業開発に対する投資を集めるために、優遇税制措置や外国人に対する土地購入の許諾などの措置に乗り出している一方、国内経済政策も推進している。また、通信を含むインフラの整備への取組み、観光、繊維、鉱業、農業、漁業、手工芸品、およびインターネット・テクノロジーなどのセクターにおける投資の展望と機会の提供も進めている。

マダガスカル政府は、マダガスカルへの投資が勧められる理由として次の 10 項目を挙げている。

- 地域統合
- 政局の安定
- 人口増加率より高い経済成長率
- 政府による資金の効率的利用
- 租税・関税政策が標準化されている
- 雇用者とのパートナーシップが確立されている
- マダガスカル全住民が天然資源である
- 多様な天然資源

- 民間セクターの銀行
- 各地域の自治権の拡大

(1) 規制または特別規定

マダガスカルは海外から投資しやすい環境づくりに努力しているため、進出に際して大きな障壁は存在しない。なかでも EPZ と鉱業に対する投資が注目されている。投資の設立、維持、または拡大のため、あるいは税制および投資に関する優遇措置を享受するための条件として達成すべき要件は課されていない。現地調達や輸出要求、あるいは輸出に限定した外国為替に対するアクセス規制も存在しない。また、投資家は規制認可手続きの一環としても所有者情報を政府に開示する必要がない。

鉱業

工業セクターへ進出企業は、投資家と国との間に紛争が起きた場合に国際仲裁機関への提訴の条件を定めた「1999 年鉱業法」の規制下に置かれる。1 億 2,000 万米ドルを超える投資については、「2002 年大規模鉱業投資に関する法律」に定める下記のようなメリットがある。

- 簡素化・削減された財務枠組み
- 付加価値操業に関するロイヤリティの減額
- 当該プロジェクトに必要なすべての設備および資材の輸入手続きの簡素化
- オフショア勘定における外国通貨の自由な運用
- ハードカレンシーによる債務返済に対する優先権
- 政府による投資保証

ペナルティ

土地購入を希望する外国人は、マダガスカル国の発展に寄与するものと期待される。したがって土地購入の許可を得る前に、50 万米ドルを投資し、かつ投資プランを策定することが望まれる。土地購入認可の有効期間である 2 年間にこれらの条件を満たすことができない場合には、土地の所有権を失い、その土地は政府に返却されることになる。

(2) 環境問題

マダガスカルは、その独特の自然環境を維持するために尽力している。これに関係し、外国投資

家にとって重要な法律が 2004 年に更新された Dècret Mécier である。この法律は、投資とマダガスカルの環境優先事項の両立について定めたものである。

この他にマダガスカルでは現在、下記のような環境問題を抱えている。

- 森林伐採と過放牧を原因とする土壌浸食
- 砂漠化
- 未処理の排水やその他の有機廃棄物との接触による地表水の汚染
- 焼畑農法を原因とする森林破壊
- マダガスカルに固有の動植物種の絶滅危機など、生物多様性に対する脅威

4.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

4.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

1996 年、マダガスカル政府は、行政手続き、情報提供の要請、および許諾手続きに関して外国投資家を支援するために産業省内に投資促進室 (EPI) を設置した。

EPI の活動は以下のとおりである。

- 投資への協力的な対応
- 外国投資家と現地の関係者との間の連絡や交渉に対する支援
- 行政手続きおよび会社設立に関する情報入手に対する支援
- 企業設立のための交渉促進および約定作成支援
- 投資家の事業推進に対する支援
- 資金調達方法や技術的指針に関する戦略に対する助言や指導
- 合併事業のパートナーを求める投資家に対する協力

民間部門開発民営化省の権限により、事業促進センター (CFCE) は事業を開始しようとする者に行政情報を提供している。事業設立申請に際しては、CFCE が起業家に必要書類を配布して支援する。

近年、これら投資促進機関は GUIDE (Guichet Unique des Investissements et de Développement des Entreprises) に統合された。投資家にとってワンストップ・ショップの役割を果たす GUIDE は、下

記をはじめとする様々なサービスを提供している。

- マダガスカル国法に基づく適切な法人設立
- 滞在ビザおよび就労許可の取得
- 事業の立ち上げに際して、輸出自由資格(Export Free Status)や土地の取得などに必要な申請書類の準備
- 事業開始後の事業運営に対するフォロー

(2) 輸出加工区

マダガスカルの輸出加工区(EPZ)は、Zone Franche と呼ばれる。他国と異なり、マダガスカルでは、EPZ が全島に行き渡っているため、マダガスカル国内のどこに所在する企業にも EPZ の資格を与えることが可能で、地域による制約は無い。

1999 年、マダガスカル政府は新しい法律を導入し、輸入した原材料および構成部品について 20%の付加価値税の支払いを EPZ 認定企業に義務づけた。この付加価値税は、完成品の輸出証明と引き換えに返却され、EPZ 認定企業が地元市場に進出するのを防ぐ仕組みになっている。

(3) 自由貿易区

多角的繊維協定(MFA)により、マダガスカルは繊維および衣料品の製造を中心に自由貿易地域を展開させており、また、米国 AGOA はこれらの生産活動に寄与している。

繊維・衣料品部門の経営者は、マダガスカルに事業拠点を置くことで例えば下記の優遇措置を享受できる。

- すべての設備および資材の免税輸入
- 配当金の本国送金に伴う源泉税の非課税
- 米国 AGOA に基づく優先国扱い
- 雇用法に定める一部規制の免除により、需要の変動に対する対応力の向上

この自由貿易区制度により、各企業は各部門に応じて 5 年間から 10 年間の収益税の免除を受けるほか、事業税や設備機器に対する関税や付加価値税などの間接税についても免除される。この制度の恩恵を享受するためには、企業の全生産活動を輸出向けに展開させる必要がある。産業自由区(industrial free zone)制度が適用できる企業は以下のとおりである。

- 産業自由区の建設および設立に関わる企業(管理や推進も含む)
- 製造・加工業
- 映画用フィルムの製作、電子データの加工、品質管理、技術的解析、およびベンチテストに従事する企業を含むサービス企業
- 集約酪農、畜産品の加工を含む畜産業、養蜂、養鶏またはその製品の加工、乾燥繭生産のための養蚕、甲殻類、カキ、海草の育種・加工

(4) FDI 誘致のためのインセンティブ

免税および減税

以下のいずれかに該当するプロジェクトに投資する外国投資家は免税措置を受けることができる。

- 輸出志向型の製造業への投資
- 産業自由区の開発または管理
- EPZ 認定企業に対するサービスの提供

マダガスカル政府は、支出管理体制の強化、投資遅延の原因となる行政上の障壁の排除、税制度の改善、および税基盤の拡充のために必要な措置を講じている。2003 年 8 月施行の租税・関税の控除に関する法律が 2004 年 9 月に失効となった際、この法律に基づく免税措置を更新せず、今後もこのような免税を導入しないことを決定した。

マダガスカルに投資する企業は、設立時または事業活動を拡大する際に法人税率を投資総額の 50%まで引き下げることが可能である。ただし、これによる減税額は 1 会計年度間に納める税金の 50%を超過してはならない。この控除の残額は最高 5 年間繰り越される。商業活動に用いられる耐用年数 3 年以上の資産および設備に向けられる場合に限り認可される。減税措置の条件として、バランスシート上および損益計算書に添付された明細書に投資を開示しなければならない。

一般税法には、すでに設備、原材料、建設資材、製造用具などに課される輸入税および付加価値税の全面免除の規定がない。近年は一般に、原材料およびその他の加工用輸入品、ならびに設備に課される輸入税率が引き下げられる傾向にある。

関税および通関

外国投資家対して差別的または優遇的な輸出入政策は存在しない。また、差別的な関税・非関税障壁やその他、輸入管理などの措置も講じられていない。

2004 年には、事後管理の強化を図り、民間セクターおよび関税当局との協議を隔週で開催することにより、税関手続きを効率化した。その結果、平均通関所要時間が大幅に短縮され、48 時間から 24 時間になっている主要通関事務所の例もある。

2005 年財政法に盛り込まれた関税の改定により、コメを含む 200 以上の品目について関税が引き下げられ、この法律は 5%、10%、20%、25% という従来の 4 つの関税帯の枠組みの中で税率を合理化する広範なプランの一部に組み込まれている。現在も規制当局は、今回の関税改定が平均加重関税にどのような影響を及ぼすかについて評価を行っている。目下、前記 4 つの関税帯に基づいて物品の類別を補正できるか否かを検討中である。

(5) FDI 誘致における阻害要因

IMF によれば、マダガスカル政府の主要課題は、財政規律の回復とガバナンスの改善、ビジネス環境の強化による民間投資の促進、輸出高や経済成長を押し上げるための構造改革の続行である。ラヴァロマナナ大統領政権による行政・制度改革は一定の成果を挙げているが、行政手続きに予想外の機能不全を引き起こす原因ともなっている。

ヘリテージ財団発行の「マダガスカル経済自由度指数 2005 (Madagascar 2005 Index of Economic Freedom)」によれば、新しい企業の設立に必要な行政手続きには時間がかかり過ぎ、また、様々な策を弄しなければ認可を得ることができない。規制プロセスの簡素化に力を入れているにもかかわらず、省庁の部分的重複や官僚機構の権力闘争は依然深刻な問題である。どの省に申し入れるのか、何からすべきかが不明瞭であり、また、規制プロセスを簡素化させようとしているが、透明性および汚職に関しては問題が残存している。

投資促進局 (GUIDE) や民間セクター機関のキャパシティ不足により、海外のパートナーにかかる負担は大きい。人材開発および教育のための公的支援や優遇措置の欠落も事態を悪化させる要因となっている。

4.3.2 インフラ

(1) 基本情報

マダガスカル政府は、外国投資の進展、エコツーリズムの発展、農業生産高の伸び、社会福祉の改善がいずれも基本的な輸送インフラの有無や運輸事業の競争力に依存することを認識している。2002 年の大統領選を巡る政治危機によって、道路をはじめとする輸送インフラが一部ダメージを受

けたものの、ラヴァロマナナ大統領の経済改革構想では、遠隔地の発展を促すために道路インフラの復興が優先課題のひとつとされている。

1960 年当時は道路網の総延長が 2 万 4,000 km に達していたのに対し、現在では 1 万 5,000 km 以下となっている。この道路網の 80% 以上は整備不良の状態であり、雨季にはほとんど通行不能になる。道路の建設・復興は依然として政府の優先課題とされており、国としては建設・修理作業の分散化を進めつつ、地域間を結ぶ優先道路網の維持管理に苦心している。政府は、2008 年までに合計 11 億 6,000 万米ドルの資金を使い、そのうち 9 億 6,300 万米ドルが道路部門に投下される予定である⁴⁸。鉄道も修理・改善、運用再開が進めば物流事情の改善に大きく貢献すると考えられる。鉄道は、毎年この国を襲うサイクロンなどの自然災害への耐性が道路よりも強いいため、企業によっては道路よりも鉄道の開発を望むこともある⁴⁹。マダガスカルは合計距離 1,095 km だが、線路や車両の老朽化のために現時点ですべての鉄道が運用可能状態にあるわけではない。鉄道の運用はマダガスカル国営鉄道が担っているが、現在、一部の路線では営業権が譲渡されている⁵⁰。陸上輸送のほかに、マダガスカルには 5 つの国際空港を含む 12 の主要空港がある⁵¹。近年、イヴァト国際空港が拡張・改修され、新たな設備も導入された。海港は 18 港あり、うち 12 港がローカル港で 6 港が国際港である。過去 2 年間にトリアラ港とマハジャンガ港の改修が行われた。

この 2 年間、輸送部門が経済の発展に重要な役割を果たしてきた。その主な要因は、道路整備と維持管理業務に対する資本投下、鉄道インフラの補強および復興、港、水路、および空港の改修である。しかし、国土の広さ、分散した人口、険しい地形を考慮に入れると、この国のインフラの整備水準は依然として低いものである。貧弱なインフラが少なからぬ主要市場を孤立させ⁵²と地域間の隔絶を招き、マダガスカル経済の発展や社会教育サービスの利用にも支障をもたらしている。

発電量は国内需要のわずか 8.9% にすぎない。CIA によれば、2002 年の発電量は 8 億 4,020 万 kWh、同年の電力消費量は 7 億 8,140 万 kWh であった。余剰供給量は減少傾向である。電力・水道公社 Jiro sy Rano Malagasy (Jirama) の民営化も進行中である。Jirama は従来、顧客の電化工事や機器修理への対応が非効率で遅く、依頼者の要求水準には及んでいなかった。しかし、経営役員の入替わり後、改善がみられている模様である。

⁴⁸ 世界銀行とアフリカ開発銀行も道路部門を支援している。

⁴⁹ その一例として鉱山会社を挙げることができる。

⁵⁰ むこう 25 年間は、南アフリカの会社 Commozar の小会社 Madarail が北部線の共同経営に当たっており、路線および車両の費用として 3,500 万ドルの投資を予定している。これで計 750 km にわたる鉄道網を復興できる見込み。

⁵¹ マダガスカル全土に 116 の空港があり、このうち滑走路が舗装済みの空港は 29 港、未舗装は 87 港。国際空港は、Paris airport 社 (ADP) が 33% 所有する Aeroports de Madagascar 社 (アデマ) が運営している。

⁵² たとえば、国道や州道が敷設されていない自治体の数はマダガスカル全体の 30 ~ 33% と推定されている。マダガスカル政府によれば、際たる例がトリアラ州で、インフラ整備が進んでいないために、政府は農業生産率の改善を図るとともに投資や観光の誘致に力を入れたいと考えているにもかかわらず、経済発展が阻害され、貧困を常態化させる原因となっている。。

マダガスカルではすべての主要都市で電話の自動交換方式が導入されて、国際通信も全面自動化されており、通信システムの近代化は進展している。CIAによれば、2003年には固定電話が5万9,600回線、携帯電話は27万500台が使用されている。

(2) 地域プログラム

共同プロジェクトは、把握できている限りでは通信分野のみである。通信分野では東アフリカ海底光ケーブル構想に参加している。この計画によりタンザニア、モザンビーク、マダガスカルなどが欧州やアメリカ大陸と結ばれる。本計画では現在の衛星を利用した通信システムよりも容量を確保できるにも関わらず、安価な代替通信手段となると言われている⁵³。マダガスカルは今年、SADCに加盟したことから、将来的にはその他のインフラセクターでの共同プロジェクトが実施される可能性もある。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

民間セクター開発・民営化省が、経済効率の改善、民間投資、および経済成長促進を狙いとする諸課題に取り組んでいる。政府は国有企業140社のうち民営化の対象となる46企業の一次リストを作成した。このうち15企業はすでに民営化されている。現在、通信会社および公益事業会社についても民営化が計画されている。

政府は、インフラ整備とサービス効率化を目的にしばしば営業権の譲渡を行う。鉄道、港湾設備、上水道、および発電などのセクターでは、すでにいくつかの実績がある。鉄道セクターでは、南ア企業を母体とするMadarailが25年間にわたり北部路線の運営に当たっている。港湾セクターでは、2005年5月26日にフィリピン企業のインターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービス社(ICTSI)が20年間の営業権を獲得し、トアマシナ港にコンテナ・ターミナルを設立した。マダガスカル政府によれば、港のコンテナ・ターミナルの運営に民間オペレーターを採用することは、マダガスカル海運事業を発展させるための一助となるという。IFC⁵⁴は、この港湾管理契約によりターミナルの効率性と収容能力が向上し、マダガスカルの物資を市場に供給するためのコスト削減にもつながると見込んでいる。

さらに、世界銀行の第2次民間セクター開発プロジェクトが現在進行中である。プロジェクトの目的は、世銀によれば、国有企業の売却と独立規制機関や民営化機関の能力強化を通じて、主要な公益事業へのアクセス、信頼性、および価格の改善を図るとともに、規制緩和されたセクターへの

⁵³ 計画の詳細は日本貿易振興機構(2004)を参照。

⁵⁴ IFCはトアマシナ港の営業権移譲に際し、手続き面での指導的役割を果たした。入札手続き全体の中でIFCがその役割を果たしたことが、手続きの透明度と信頼性を高め、民間とのパートナーシップを生かしながら経済を発展させようという政府の意図を支援する結果になった。

新規事業者の参入を促し、マダガスカル企業の競争力を高めることにある。

4.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

マダガスカルは現在、食料品および石油の価格急騰による高率のインフレに苦しんでいる。バニラ事業も不安定な市場での価格低下に苛まれている。自国通貨の突発的な下落を防ぎ、過激なインフレを抑えるために、持続可能な財務・金融政策を再構築することが喫緊の課題である。

中央銀行は 2004 年、インフレ対策として公定歩合を 7% から 16% に引き上げたが、問題のインフレが輸入に起因していたことから大きな成功を見るには至らなかった。今後も、国際原油価格の引き上げ、サイクロンによる農作物の被害、自国通貨の弱さが激しいインフレの要因となることが予想される。

2004 年の物価上昇率は 15% であったが、天候が良く、農作物が正常に収穫できれば 2005 年には 10% 程度まで下がると見込まれる。

輸入関税優遇措置が 2005 年、一時停止され、これが輸入額増加を阻害することになったため、外貨需要は低下した。しかし、長期にわたる持続的な国内通貨の下落に終止符を打つことは期待できない。英 EIU は、2005 年の為替相場を 1 米ドルあたり 10,400 マダガスカル・フラン、2006 年は 10,900 マダガスカル・フランと予測している。

IMF は 1996 年 11 月、マダガスカルに対して拡大構造調整融資 (ESAF) を行った。世界銀行も 1997 年 3 月、マダガスカルに構造調整融資 (SAC) を実施した。こうした改革の一環としてマダガスカル政府は、銀行間為替取引に変動相場制を導入し、輸入規制を緩和した。対外経常赤字の GDP 比は過去 6 年間で平均 6% を超えていたが、1999 年は 4% であった。1997 年 3 月にはパリ・クラブで対外債務の 67% 削減が決定されたにもかかわらず、現在のマダガスカルの対外債務は合計 33 億米ドルに達しており、多大な負担となっている。

(2) 銀行セクター

アフリカの大半の国々と同様に、金融部門の不備がこの国の事業の発展と競争力を阻害する要因となっている。資産の 3 分の 1 以上が BCM の管理下にあるが、それ以外の大半は 5 つ

の民間銀行の手に握られている。なかでも BNI クレジット・リヨネ(BNI-CL)、Banque Malgache de L Ocean Indien(国立パリ銀行の一部)、ユニオン・コマーシャル・バンクが効率よく収益力の高い業務を行っている。しかし、国営銀行の Bankin'ny Fampandrosoana ny Varotra (BFV) と Bankin'ny Tantsaha Mpamokatra (BTM)は、放漫財政と政治的判断に基づく貸付がたまって準備金がむしばまれていた。BFV は 1998 年 10 月にフランスのソシエテジェネラル銀行が 70%支配権に相当する 650 億マダガスカル・フランを支払い民営化された。ソシエテジェネラルの目的は、フランス国内の主要競争相手である BNP とクレジット・リヨネの2行がすでに確固とした地位を築いていた市場に足場を固めることであった。マダガスカル国内最大手である BNI-CL の総資産は約2億米ドルである。

その他の預金受託機関は、銀行の支店が無い地域に居住者や民間銀行を利用できない貧困層に対してを中心にサービスを提供している。貯蓄銀行の Caisse d'epargne de Madagascar は 1995 年に法人化した。共同貯蓄貸付機関のネットワークも4種類存在する。1996 年に 148 組織、15,000 人の加入者が集まってできた Mutuelles d'epargne et de credit (MEC)である。国際開発機関は、このような団体が草の根レベルで事業発展と金融保証を達成するために重要な役割を担うと考えている。マダガスカルには N.Y.ハヴァナと ARO という 2 つの国営保険会社がある。また自動車保険を専門とする小さな相互保険会社 Avotra と Mama もある。さらに、18,000 の企業で働くおよそ 33,000 人の従業員を対象とする社会保険基金 Caisse nationale de prevoyance があり、主として従業員が負担している。公務員には、政府の社会保険が適用される。

金融セクターは小口の借り手が必要とするサービスを提供できるほどには発達しておらず、債権者やドナーの間では、無担保のマイクロ・クレジットを狙いとするさまざまなアイデアが出ている。政府は、信用金庫やその他の適切な信用機関の設立を支援しており、債権者およびドナーにも、政府と歩調を合わせるように促している。公共セクターが抱える巨額の財政赤字によるインフレを抑制するために、地域融資の利用には BCM による規制が伴うのが一般的である。

政府は、MIGA の一員として商業以外のリスクから投資家を守るための投資保証を約束している。投資と資本の安全を保証し、個人および法人の財産権を保証し、さらに、外貨の自由な振替を保証している。

(3) 外国為替

1998 年に為替管理の全面廃止を定めた IMF 第 8 条の義務を受け容れ、経常的支払いおよび振り替えに関するあらゆる規制を撤廃した。投下資本、収益、ローン返済、賃貸料の送金な

ど、外国投資に伴う資金を、規制を受けることなく為替市場で自由に利用可能な通貨に換金・移転することができる。換金の遅延は通常、外国為替の一時的不足によるものである。海外投資家も外国通貨での銀行口座を開設することができる。

マダガスカル政府は、今後も為替相場の決定を市場の判断にゆだねるとしており、2004年7月に導入された新しい銀行間外国為替市場(MID)は現今円滑に機能し、為替相場の安定化に寄与している。

BCMの運用ガイドラインによれば、BCMが外MIDに介入するのは、為替相場の激しい動揺を抑えること、あるいは対外純資産の蓄積というBCMの要件を達成することを目的とする場合に限られる。2004年半ばから、BCMは外国為替への介入を控えている。マダガスカルの対外競争力を維持するためには、懸命なマクロ経済政策と構造改革と併せて、柔軟な為替相場政策が重要である。

4.3.4 労務・経営管理

マダガスカルでは失業率が高いため、安価な労働力が豊富にある。2001年、国際労働機関(ILO)はマダガスカルの失業率を3.6%と推定した。失業という現象は基本的に都市部で発生するものであり、農村地域ではきわめて少ない。しかし失業率の実態を見ると、その原則が当てはまらない。失業の背景には、製造現場にさまざまな形で見られる労働力の不適切な利用がある。とくに、不適切な労働時間、教育と職種のミスマッチによる労働生産性の低さ、報酬や労働条件の不良に起因する。

先進国に比べて発展途上国では技能取得が困難であるが、EPZ認定企業に圧倒的に多い製造業に必要な技能を持つ労働者は多い。このことは、マダガスカルの労働者が比較的良好に教育されていることの証左である。しかし、もっと高度な熟練した技能を持つ労働者の数は限られている。一般に、正社員は必要とされる技術レベルに応じて良好に教育されている。マダガスカルには労働者向けの研修施設もある。マダガスカル人の職員に対する技術教育に要する支出については、10%の減税が認められている。しかしそれでも、熟練した経営管理者は少ない。その主な原因は、研修教育の基準が低いこと、雇用者が現地人の技能職への雇用をためらうこと、政府が高等教育に優先的に予算を回さないこと、低賃金を嫌う人材の国外流出などである⁵⁵。また、政府が外国人労働者に好意的な政策を採用していることも挙げられる。他の多くの国々とは異なり、マダガスカルでは地元労働者の採用に関する要件が定められておらず、外国人管理職の雇用に関する規制もない。外国人に対する居住ビザの査証料や就労許可の発行は無差別に行われている。外国人労働者にとってマダガスカルは生活しやすく働きやすい国なのである。これは、高度な熟練労働者をなか

⁵⁵ 南アフリカのスーパーマーケット Shoprite のマダガスカル支店長の意見による。

なか見つけられない投資家にとって、ある意味では好ましいことである。その一方で、地元の労働力がいまだ発展途上にとどまっていることの要因ともなっている。

最低労働年齢を14歳としていることなど、マダガスカルがILOの指導になかなか対応できない原因は貧困と制度上の弱点にある⁵⁶。最低賃金水準は、民間セクター労働者とマダガスカル労働運動により達成した合意を受けて2004年に賃金水準が引き上げられた後でも毎月38.50米ドルである。しかし、賃金率は依然として世界最低水準である。正規就労時間に1日あたり許容される最大限の残業時間を加えた労働時間は14時間である。残業を含む通常の就業ベースで1週間の労働時間は最大40時間。しかし、調査対象となった労働者のうち86人は1週間に40時間以上働いていた。なかには、残業時間が記録されておらず賃金の対象になっていないケースもあった。残業手当は最初の8時間が30%、それ以降は50%となっている。夜間労働には規制がある。1週間の最大労働日数は6日である。製造業における就業期間20年の従業員に与えられる年間有給休暇日数は24日である。

労働法は、労働者の安全と職場環境に関する規則と基準を定めている。しかし、アメリカなどの海外市場に輸出している企業を除けば、職場の安全基準が実施されておらず、先進国の安全基準を満足していないのが通例である。従業員や労働組合員を不当解雇から守る労働法典に反して、とくに農村部などでは組合の活動が労働者を引き付けていない⁵⁷。労働者は労働組合の組織に反感を持っているように見える。

2002年、政府は2001年から2006年までにエイズ対策を展開するための内政戦略プランを採択した。2004年には、モーリシャスとマダガスカルは、HIVおよびエイズの伝播を阻止するために共同で対策を講じることを誓約した。2003年現在で、マダガスカル成人130,000人と小児8,600人がHIVに感染していた。

4.4. 政府開発援助（ODA）

4.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

マダガスカルは、フランスと強い関係を維持するが、国民の大半である Malagasy はむしろアフリカやアジアと文化的・歴史的つながりの方が強い。また、FDI 促進という観点から、ドイツ、米国、カナ

⁵⁶ このような現状を打開するために、マダガスカル政府はILOとともに「マダガスカルにおける児童労働の現状改善に向けて」と題する国家プログラムを策定し、実施している。

⁵⁷ 米国務省「人権実態に関するカンタリー・レポート 2004」には、マダガスカル政府労働省から入手した統計データが掲載されている。このレポートによれば、労働組合に加入しているマダガスカル労働者の比率は EPZ 認定企業の労働者の 14%、マダガスカル全体では 10% にも満たない。

ダ、日本等の他工業国とも関係強化を求めている。

世界銀行や IMF をはじめとする多国間および二国間ドナーが多く活動しており、ドナー協調が進んでいる。これまで政府は、世界銀行と IMF の指導のもとで経済改革、安定化プログラムを実施してきており、定例ドナー会議や Friends of Madagascar ドナー会議を通じてドナー間の対話が実施されている。2002 年に EU、日本、米国が参加するパリでのドナー会議では、統治権をめぐる 6 カ月間にわたり繰り広げられた内戦により崩壊されたマダガスカル経済の復興のために 23 億米ドルの支援金拠出が約束された。その内訳は欧州委員会(EC)および世界銀行が半額を拠出、フランスが 1 億 5000 万米ドル、米国が 1 億米ドルを拠出とされている⁵⁸。

政府の PRSP、地域開発支援、運輸部門、教育のためのファイナンス、農村開発、サイクロン襲来後の復興プロジェクトなどにドナーの活動は活発である。また、予算支援に対する調整もドナー間で始まっている。主要ドナー国による援助の概要を下の表に示す。

表 4.4: 主要ドナーおよび日本の対マダガスカル経済協力

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	Italy 134.2	France 79.3	France 46.5	France 41.7	France 46.3
2 nd	France 68.9	Japan 49.1	United States 31.6	United States 37.2	United States 41.7
3 rd	Japan 52.0	United States 29.1	Japan 26.3	Japan 25.5	Germany 8.6
4 th	United States 30.3	Germany 16.9	Germany 14.2	Germany 10.0	Japan 7.6
5 th	Germany 28.7	Switzerland 6.5	Norway /Switzerland 4.5	Spain 7.7	Switzerland 6.0
Japan	52.0	49.1	26.3	25.5	7.6
Total	333.7	192.5	138.7	137.9	125.9

出所:外務省

4.4.2 国・機関別支援

(1) 日本

日本は、不安定な政治状況を理由に 2001 年以来中止していた援助を、2002 年後半から徐々に再開している。2003 年には無償援助協力も再開し日本 - マダガスカル間で技術協力協定を締結した。日本がサブサハラ諸国と締結した同様の協定としては、南アフリカに次いで 2 番目となる。

⁵⁸ BBC World News より

1997 年、技術援助と無償援助に関する方針が協議された際、日本は基礎ニーズ、地域開発インフラ整備、農業、漁業、環境、人材に関する支援を約束した。さらにマダガスカルの ODA タスクフォースと協議した結果、1)母子保健および感染症を含む保健医療、2)安全な水の確保、3)持続可能な農業開発と森林および環境の保護、4)基礎教育と人材開発のアクセス、5)経済成長を促進する輸送インフラの整備、6)商業漁業の各分野を優先領域と定めた。

日本の対マダガスカル援助の概要を下記に示す。インフラ部門では、7 号線バイパスの建設向けに 6,700 万円が拠出された。技術援助としては、地域経済・国家経済に寄与するエビ漁を推進するため、技師と研究者の教育を支援している。

表 4.5: 日本の近年の対マダガスカル援助

(百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-1.25	20.34	6.36	25.46
2002	-1.21	4.80	4.00	7.60
2003	-1.31	6.47	4.55	9.70
Cumulative Total	124.54	427.01	90.08	641.68

出所:外務省

(2) 米国

USAID は、マダガスカル天然資源の管理を持続可能な方法へと改善すること、および貧困削減、国民の健康向上を目的として、良好なガバナンスと市場主導による経済成長の促進を支援している。2003～2008 年度の Integrated Strategic Plan の目標は、「持続可能かつ包括的な経済発展」である。同プランでは、1)「対象地域におけるガバナンス(民主制および統治)の改善」、2)「医療サービスおよび医療製品の使用増大、医療行為の改善」、3)「生物学的に多様な森林生態系の保護(環境と地域開発)」、4)「重点民間市場の拡充」(経済成長)の 4 項目が戦略的目標に掲げられている。

経済成長プログラムでは輸出市場の発展に重点を置いており、マダガスカル有望なプロダクト・チェーンの構築および貿易キャパシティ・ビルディング、生産者・企業・外国市場との連携強化、貿易投資環境の改善、官民パートナーシップの促進を行っている。

(3) 英国

DFID はマダガスカルでは活動を行っておらず、欧州委員会を通じての援助を提供している。

(4) フランス

2004 年の ODA は総額 5,300 万ユーロにのぼった。植民地時代の宗主国であり最大の貿易相手国でもあるフランスは、マダガスカルに対する関心が依然として大きい。AFD (仏国開発庁) は、1960 年のマダガスカル独立時から対同国支援を実施してきている。2002 年の政治危機以降は復興支援やマダガスカル政府が要請しているプロジェクトの再開を実施している。具体的には、地元銀行と協力しての中小企業用保証基金の設立、モロンダヴァ港修復のための資金拠出、道路および公衆衛生プロジェクト等を実施している。過去 5 年間のマダガスカルにおける AFD のセクター別活動の内訳は以下の通りである。

表 4.6: AFD の近年の対マダガスカル援助 (セクター別内訳)

(百万ユーロ)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
Rural Development			14.02	5.20		1.40
Microfinance/Banks	3.81		3.20	3.80		
Infrastructures	7.62	10.85		12.60	8.00	12.50
Environment (FFEM)	0.14	1.30	1.96	0.41		
Education		0.15			8.50	
FEPP		0.75			1.50	
Private Sector (PROPARCO)	18.25	4.41	13.18	0.00		
S/Total Projects	29.82	17.46	32.36	22.01	18.00	13.90
Adjustments	12.20				10.00	
C2D						22.84
Total (Engagements)	42.02	17.46	32.36	22.01	28.00	26.69

出所: L'Agence Francaise de Developpement

(5) 世界銀行

世界銀行は、総額 9 億 4710 万米ドル前後の資金を拠出、17 のプロジェクトに取り組んでいる。インフラ整備へのコミットメントが最も多く、次いで社会部門と農村開発となっている。世界銀行の 2004 ~ 2006 年の国別援助戦略 (CAS) は、マダガスカル政府の PRSP を重視し、1) グッド・ガバナンス、2)

広範な成長、3)治安の改善という3つの主要戦略において政府に対して支援する。とりわけ、3年間のCAS施行期間で重視されているのは、マダガスカル政府の優先課題である農村地域の貧困削減を重点とした輸送および教育、ガバナンス、サービス調達に対する支援である。

IFCがマダガスカルに委託したポートフォリオの総額は1,100万米ドルである。マダガスカルはIDA-IFC SME イニシアティブのパイロット施行国のひとつである。また、中小企業に統合サービスと融資を提供するためのIFCの新しいデリバリ・プラットフォームである「中小企業ソリューションセンター(SSC)」についても、パイロット施行対象の3カ国に含まれている。マダガスカルでは2004年、大統領が出席するなか、SSCが正式にオープンした。

MIGAの対マダガスカル向けポートフォリオは、電力部門における2つの保証契約に充てられており、融資総額は80万米ドル、純融資額は40万米ドルである。マダガスカルはMIGAのアフリカ企業ベンチマーキング・プログラム(EBP)に参加している。EBPでは、アフリカ8カ国およびその他の潜在的競合国を対象に、衣料品、繊維、コールセンター、観光、加工食品、園芸という投資有望分野について比較するベンチマーキングを行う予定である。EBPは、マダガスカルで実施中の投資環境アセスメントと密接な関係がある。また、サハラ以南地域の天然ガス市場を開拓するために実施される初の越境プロジェクトとして、サソルの石油・ガスプロジェクトでは、モザンビークの天然ガス田の開発やモザンビークと南アフリカをつなぐ全長865km天然ガスパイプラインの建設、そして中央加工施設の建設などを行う。本プロジェクトにより、環境性に優れた天然ガスが石炭や石油にとって代わるものと期待される。MIGAは本プロジェクトに対し、資本投資およびプロジェクト借入金融の保証として、1億8600万米ドル相当を供与している。

マダガスカルはWBI優先国のひとつであり、能力強化プログラムの実施を進めている。WBIは、2003年6月以来、3つの政府研修の計画、開発、実施を支援している。

5. マラウイ

5.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

5.1.1 マクロ経済

USAID 報告書「エコノミック・パフォーマンス・アセスメント」によると、マラウイの人々の生活を改善するには、マラウイ経済の景気低迷からの脱却が不可欠であるとしている。同報告書は成長、貧困レベル(65%のマラウイ人の生活水準が貧困ラインを下回っている)、医療・教育へのアクセスなどの経済社会指標を用いた調査に基づいて作成されている。また、広範な成長こそが貧困削減の鍵であると同時に、急速かつ持続可能な成長のためには人的資本への投資、貧困緩和、そして貧富の差の縮小に向けた対策が必要だとも述べられている。結論としてマラウイには、現在進行中のマクロ経済管理の強化を今後も継続するとともに、民間セクター発展に向けた環境改善が強く求められている。そのためには改革の前進、不正の撲滅、基幹産業への投資、さらには保健・教育プログラムの改善が不可欠であるが、同報告書によれば乏しい財源の中からこれらを捻出しなければならない。過去 5 年間のマラウイの経済成長率は年平均 1.2%に過ぎず、同 4%を上回ったことは一度もない。これは生活水準を底上げし、所得の増大を見込むためには不十分な水準であり、経済的繁栄を達成するためには最低でも年 5%の経済成長率を維持することが必要である。この点が政府およびドナー諸国にとって最大の課題となっている。

過去にマラウイにはマクロ経済管理に問題が存在したために IMF の貧困削減アプローチ(PRGF)の譲許的融資資格を得られず、融資を受ける前に財政規律の再建が必要条件であるという理由でドナー国からの融資が凍結されたことがあった。最新の IMF レポートによると、マラウイ政府は「マクロ経済政策の健全化へのコミットメントを示している」点で大きく進展し、PRGF に基づく融資問題も現在交渉が進められている。2005 年 4 月に IMF 調査団はマラウイを訪問し、スタッフ・モニタード・プログラム(SMP)を適用して、2005 年 3 月末までのマラウイの活動状況の分析評価を行うと同時に、PRGF 体制下でサポート可能な政策についても話し合いを続行した。それによると、マラウイは融資の量的基準をすべてクリアしているが、2004 年 10 月に政府職員の給与改革を行った結果、政府職員の給与水準が基準をオーバーしている。この背景には、政府職員の旧来の給与体系が非常に複雑であったため、給与改革のコストが当初過少評価していたことがある。IMF は SMP による全般的なパフォーマンスについては予算遵守への政府の強い意志が感じられるとしており、PRGF の対象となるマクロ経済の枠組と政策についてはすでにマラウイ政府と暫定合意に達しているとしている。

マラウイ貧困緩和戦略、マラウイ経済成長戦略の目標に従い、構造的経済政策会議が開催されたほか、公共支出の管理強化の方法に関する話し合いも始められている。また、マラウイ政府は飼料用とうもろこしの不足に対する財政支援を国際社会に要請した。IMF はこれらの財源確保に向け、今後もマラウイ政府、国際援助機関、および世界銀行と協力する予定である。マラウイ政府が IMF に提出した経済財政政策覚書(MEFP)によると、3 つの財政政策の導入により 1,400 万米ドルの支出減を見込んでおり、この 3 分の 1 は国内資金による開発予算に繰り延べられ、現在進行中のプロジェクトに充当後、新規プロジェクトに充当されるとしている。開発予算の 80%はドナー国の出資によるものである。なお、2005 年 7 月上旬、

ムサリカ大統領の弾劾問題を国会で審議中に議長が死亡するというアクシデントに見舞われて国会審議が中断し、2005/2006 年の予算審議に遅れが生じた。IMF からの援助を復活させるためには、新年度の予算通過が不可欠である。

国家予算のドナー依存率が依然高いことに起因して、マラウイの成長は行き詰っていると実業界は考えている。こうしたドナー依存を断ち切るためには、国民のために経済基盤を拡大するような戦略プランを政府が立てる必要があり、具体的には小規模農家の商業化支援を挙げ、こうした農家が小さな土地からもより多くの収量を上げられるよう政府は支援すべきだと述べている。ゴオダル・ゴンドウエ財務大臣によると、2005/2006 年の予算は 10 億米ドル、うち 5 億 6,500 万米ドルは国内財源、3 億 9,100 万米ドルを対外援助でまかない、財政赤字は 6,800 万米ドルの見込みである。

外貨準備高の減少に伴い、マラウイの現地通貨は米ドルをはじめとする基軸通貨に対しての安定性を失っている。食糧供給不足からインフレ率もすでに 14%と高い水準に達していることから、マラウイの現地通貨の購買力が低下を続けると、インフレ率のさらなる上昇を招く結果となるとエコノミスト達は警告している。また、2005 年 3 月下旬、マラウイ準備銀行(RBM)は、政府の外貨準備高の減少が原因で、国内外貨が著しく不足していると発表した。RBM は市場に対し平静さを保つよう呼びかけるとともに、タバコの販売が開始される 3 月末までには状況は改善する見込みだと述べた。なお、タバコの輸出額は、マラウイの外貨収入全体の 60%以上を占めている。

EIU によると、2005 年初頭、ムサリカ大統領は自国の通貨レートが一定幅で自由に変動可能な「為替バンド制」導入の可能性について言及したとしている。その後、本件に関する追加情報はなかったものの、同大統領は以前、通過の強さは国の経済の活力を示すものであり、同国通貨を強くかつ安定化させたいとの意向を語ったことがある。EIU は、変動相場制以外のいかなる為替政策も経済の混乱を招くと同時に、強い通貨の維持は非伝統型産業の輸出競争力を損なうとの見解を示している。これに加え、RBM が一定期間にわたりこうした為替体制の管理を維持することは、外貨準備高が不足しているという現状を考えれば困難であるほか、ドナー国の賛同も得られないだろうとしている。外貨準備高不足という現状を考えると、同通貨は短中期的には押し下げ圧力を受けるため値下がりする可能性もあるものと見込まれる。

表 5.1:主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	4.0	5.4	7.4	9.4	9.9	10.1	10.3	10.5	10.7	11.0
Population ages 0-14 (% of total)	46.0	47.2	47.2	46.4	46.3	46.1	44.2	44.4	44.7	44.9
Population ages 15-64 (% of total)	51.6	50.6	50.2	50.9	51.2	51.4	52.1	52.0	51.9	51.8
Population ages 65 and above (% of total)	2.4	2.2	2.5	2.7	2.5	2.5	3.7	3.6	3.5	3.4
GDP (constant million 2000 US\$)	447.3	802.2	1,068.1	1,461.4	1,622.3	1,687.8	1,706.7	1,622.8	1,651.5	1,724.2
GDP growth (annual %)	4.8	6.2	2.2	3.7	3.3	4.0	1.1	-4.9	1.8	4.4
GDP per capita (constant 2000 US\$)	110.3	148.6	144.6	155.0	164.1	167.2	165.5	154.2	153.7	157.3
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.8	0.8	1.8	20.1	31.1	44.1	59.5	72.2	76.7	97.4

Inflation, consumer prices (annual %)	-	-	16.3	32.8	29.7	44.8	29.6	22.7	14.7	9.6
Money and quasi money (M2) as % of GDP	16.6	19.8	20.0	16.5	14.7	14.2	15.4	16.8	17.7	19.1
Real interest rate (%)	-	0.8	3.8	5.2	9.8	8.0	21.6	22.6	30.8	33.9
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	3.0	1.6	0.6	0.5	0.7	3.2	1.5	1.1	0.3	1.3
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	11.5	6.4	3.3	4.3	5.2	21.8	15.9	109.9	2.5	16.5
Agriculture, value added (% of GDP)	47.8	43.0	44.3	36.1	33.5	35.4	36.9	36.4	36.7	38.4
Industry, value added (% of GDP)	13.7	19.3	23.3	21.6	18.4	17.9	17.4	16.4	14.9	14.9
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	13.0	15.6	15.6	13.6	13.2	12.6	11.4	9.9	9.5
Services, etc., value added (% of GDP)	38.5	37.8	32.4	42.3	48.1	46.7	45.7	47.3	48.4	46.7
General government final consumption expenditure (% of GDP)	17.0	15.3	17.1	15.7	13.3	12.4	16.7	18.1	18.4	20.1
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	82.6	70.2	69.9	82.6	79.2	87.8	86.1	92.1	87.4	84.9
Final consumption expenditure (% of GDP)	99.7	85.6	87.1	98.2	92.5	100.2	102.8	110.2	105.8	105.0
Gross capital formation (% of GDP)	14.4	27.1	19.2	16.3	13.5	14.8	9.6	1.0	12.5	8.1
Exports of goods and services (% of GDP)	22.0	26.3	23.6	25.2	32.4	27.5	26.2	28.2	25.4	27.5
Imports of goods and services (% of GDP)	36.0	39.0	29.8	39.7	38.4	42.5	38.5	39.4	43.7	40.6
Gross domestic savings (% of GDP)	0.3	14.4	12.9	1.8	7.5	-0.2	-2.8	-10.2	-5.8	-5.0
Gross capital formation (% of GDP)	14.4	27.1	19.2	16.3	13.5	14.8	9.6	1.0	12.5	8.1
Food exports (% of merchandise exports)	91.1	92.9	93.4	89.2	91.5	88.9	89.4	86.9	85.1	86.1
Food imports (% of merchandise imports)	16.1	9.8	8.5	13.0	20.1	12.0	10.4	11.6	23.5	16.9
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	6.3	2.9	1.5	2.8	1.4	2.1	3.0	2.5	2.7	2.0
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	1.1	0.9	1.1	1.0	1.0	1.3	1.6	1.7	1.1	1.4
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	1.3	1.5	1.5	1.0	1.1	0.9	0.7	0.5	0.9	0.9
Fuel exports (% of merchandise exports)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0
Fuel imports (% of merchandise imports)	5.4	11.6	14.4	11.1	9.6	11.6	15.3	16.7	11.1	11.9
Manufactures exports (% of merchandise exports)	2.1	3.7	4.9	7.7	6.9	8.7	7.1	10.2	11.8	11.8
Manufactures imports (% of merchandise imports)	73.7	75.6	74.1	73.6	68.2	74.0	71.9	69.3	63.4	68.6
Aid per capita (current US\$)	6.7	13.1	32.0	50.4	44.0	44.2	43.3	38.4	35.1	45.4
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	18.8	35.3	19.0	14.4	13.1	12.5	8.0	6.3	7.7
Total reserves in months of imports	-	2.2	1.7	2.5	4.6	3.8	4.4	3.7	2.4	2.3

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

5.1.2 産業

内陸国であるマラウイには 1,100 万人の人口が比較的狭い国土に居住しており、人口密度が高い。海岸線を持たず、地理的に近い沿岸諸国の玄関港へのアクセスは極めて限定的である。加えて、国内経済は援助や農業に過度に依存し、独立後、長年にわたって一党独裁や親南アの姿勢を貫いてきたことから、国内産業の多様化や付加価値化、周辺諸国とのビジネス圏形成が域内でも特に遅れている。その結果、国民生活や国内経済は農業生産の多寡に左右され、干ばつ等の天候に影響されやすい構造的脆弱性を有す。

主な産業は農水産業である。わずかに低下傾向にあるが、同産業は今なお GDP の 37% (2002 年) を占めている。鉱業、製造業生産の低落には歯止めがかからず、1990 年の水準を 5 割下回る 15% (このうち製造業は 10% を占める) にまで落ち込んでいる。これ隙間はサービス業 (49%) により埋められている。

農水産業のうち、農業分野では、メイズ、キャッサバ(タピオカ)、豆類、サツマイモなど自給自足用の作物栽培が中心である。土壌は比較的肥沃だが灌漑網が未発達なため、天水農法に頼らざるを得ず、食糧自給は達成されていない。換金作物についてはタバコ、サトウキビおよび茶が主力で、コーヒー、マカダミアナッツ、ゴムなども商業農場や小規模農場で生産されている。タバコは主としてヨーロッパ系企業が買い上げ、輸出へと回される。サトウキビは、国内の製糖工場に供給される。人口密度が高いため、小規模農家が数多く存在する一方、十分な施肥ができず、農業就業者一人あたりの農業付加価値生産額はサブサハラ・アフリカ地域平均の 3 分の 1 程度に過ぎない。水産業に関しては、国土の東端に沿って延びるマラウイ湖で小規模な内水面漁業が行われており、漁獲高は年間 7 万トンである。漁獲物のほとんどが、国内市場で消費される。

鉱工業分野に関しては、鉱業部門で石灰石・石灰、石材や貴石の開発・生産が行われてはいるが、対 GDP 比は約 1% (2002 年) に過ぎない。年産 4 万トンの石灰石は主として国内市場向けに生産されているのみだが、埋蔵量は 1.5 億トン (SADC データ) と豊富に存在するとみられており、開発投資に期待がかかる。石灰石は国内で専ら農業用石灰やセメント材料用に加工されている。製造業については、食品加工が鉱工業全体の 44% を占めるまでに伸びている一方、その他の業種は化学薬品が 16%、繊維が 8%、機械が 5% と、産業基盤の広がりには限定的である。主要産品は、砂糖等の食品や飲料、衣料品および革製品、建築資材用の木材、金属加工品である。砂糖およびタバコは輸出用に船積みされ、その他の生産物の多くは国内市場向けである。当該部門ではまた、国内企業数が少なく、主として南ア、ヨーロッパ系資本が進出している。将来的には、繊維製品を中心に AGOA を利用した対米輸出の促進や、周辺国市場の開拓など、新規市場開発に挑戦する企業をいかに育成・支援していくかが、重要な政策課題となる。

サービス分野では、他国同様、観光業の振興が期待できる。観光インフラとして 2 つの国際空港、資源として広大なマラウイ湖、5 つの国立保護区を持つマラウイでは、観光客数が 1990 年の 13 万人から 2002 年には 29 万人に倍増し、観光収入も 2,000 万米ドルから 1 億 3,000 万米ドルに増えている。宿泊施設・設備の短中期的改善や交通インフラのさらなる整備は、雇用機会を創出し、貴重な外貨収入をもたらすなど、観光業のみならず、周辺産業や地域経済を活性化させる可能性を秘める。金融・流通業では、国

内需要に対応できる最低限の数の企業が存在し、観光産業同様、南アからの投資が目立つ。

5.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

マラウイの主な輸出品は農業製品である。タバコが全輸出のほぼ半分を占め、砂糖、衣類および繊維がそれに続く。その他の産物は、豆類、ダール豆、唐辛子、茶、コーヒー、マカデミアナッツ、米、菓子類、陶芸品、工芸品、農機具、釣り用のフライ、家具、宝石の原石、ほうろう鉄器、ゴム、生きた熱帯魚、切り花、バスやトレーラーなど多様である。

南アフリカが輸出入ともにマラウイの最大貿易相手国である。マラウイは南アフリカと二国間協定を結んでおり、南アフリカへのマラウイの輸出品には低関税率が適用される。主要輸入品としては、石油製品、肥料、鉄やスチール、電気製品、機械、医薬品や乳製品を南アフリカより輸入している。マラウイのほとんどの農産物およびほぼすべての工業製品は EU への特恵的アクセスを有している。また、農産物、繊維・アパレル製品の輸出も米国 AGOA による恩恵を受けている。

マラウイの外国貿易収支は、タバコ、茶、砂糖、綿花の生産レベルおよび世界市場価格によって左右される。なかでも、タバコの売り上げは、越境貿易、低価格、収穫後の損耗、農地への投入や高金利に影響されている。

表 5.2:貿易動向および主要貿易相手国

(単位:百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	563	498	446	481	477
輸入	667	769	657	672	822
主要貿易相手国					
輸出					輸出
南ア	82.48	74.71	40.59		
米国	58.82	69.09	53.82		
ドイツ	56.74	72.14	29.29		
輸入					輸入
南ア	238.53	258.15	260.25		
ザンビア	50.92	66.08	62.75		
ジンバブエ	68.53	80.26	52.36		

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

マラウイへの FDI 流入は、SADC 加盟国内で最低レベルに留まっているが、2003 年のマラウイ投資推進局 (MIPA) による投資受入額は約 2,516 万米ドル相当にのぼり、約 12,000 人の雇用機会の創出を実現させた。

2004 年マラウイの衣料産業に関する報告によれば、マラウイの衣料製造のフォーマルセクターにおける就業者の半数以上(約 5,500 人)を雇用する台湾所有の大企業 2 社がこのセクターを独占している。この投資は、1995 年に台湾とマラウイとの間の二国間投資保護協定(BIT)が署名された後に行われた。レソトおよびスワジランドが類似の協定を締結させており、マラウイよりも多くの投資を惹きつけていることは、これらの国のほうが投資先として好まれていることを示唆している。また、レソトやスワジランド同様にマラウイでも、現在蓄積されつつある AGOA からの恩恵の大部分は、地元企業ではなく、外国企業、特に台湾企業へと流れている。さらに、外国人投資家による利益の海外送金が容易である場合には、投資および産業が地元の人々に与える恩恵は非常に小さい。労働者 1,500 人程度を雇用している国内資本の大企業が 1 社あるが、残りの衣料産業は 30 人から 500 人程度の労働者を雇用する小規模から中規模の外資系企業および地場企業から成り立っている。

表 5.3:FDI 流入

(単位:百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
12.1	58.5	26.0	19.3	5.9	23.0

出所:UNCTAD, FDI On-line.

表 5.4:2004 年海外 TNC の最大関係会社

(単位:百万米ドルおよび数)

企業名	国籍	産業	売上	従業員数
Mandala	Britain	Chemicals	...	2,000
Bata Shoe company	Canada	Leather and leather products	...	380
Commercial Bank	South Africa	Finance	Assets: 161	763
Celtel Malawi	Netherlands	Telecommunications	...	92
Gestetner	Britain	Other business services	...	70
Valmore Paints	Britain	Chemicals	...	60

出所:UNCTAD, FDI in brief: Malawi

5.2. FDI 促進に係る諸政策

5.2.1 産業政策および開発計画

マラウイは自国の歳入だけでは国家予算の 3 分の 2 しか賄えず、国家財源の対援助依存度が高い。換言するなら、同国の経済政策は IMF の強力な影響力下に置かれているといえよう。現在、IMF はマラウイ政府に対し、財政規律の改善を図るため、国内借入と公的部門の人件費を圧縮し、徴税を強化するよう勧告している。一連の措置を通じ、インフレ率の上昇と新規公的債務の発生を抑制するとともに、民間セクターに必要な資金を還流させることをねらう。IMF の政策提言に対し、政府は財政支出の引き締めに取り組む一方、民間セクターの活性化と製造コスト削減につながる輸入規制の緩和と関税制度を簡素化(平均

税率を 14%に引き下げ)に踏み切った。産業別政策に関しては、中期的政策策定の前段階として、政府は現行の施策の効率的運営を当面の課題としている。この中では、速効性のある観光インフラの開発や旱魃時の小規模農家に対する種苗・肥料の無償配布など、短期的な産業支援が含まれている。

5.2.2 FDI 促進政策

マラウイは投資家に友好的な環境を整備し、より多くの投資を誘致すべく数多くの施策を実施してきている。1992 年の没収法 (Forfeiture Act) は廃止され、このほかにも外国投資を保護するために効果的な法律が英コモン・ローに基づいて策定されている。マラウイ投資推進局(MIPA)は、FDI の推進、振興、促進を目的として 1991 年の投資促進法に基づいて設立された機関である。MIPA はワンストップの投資センターとして、投資承認に関する迅速かつ効率的なサービスを投資家に対して確実に提供することを約束している。

政府は有望な投資先として、以下のセクターがあげられている。

- ムトワラ開発回廊: インフラ
- 製造業: 紡績、製織/加工、服飾品、衣料品製造、大豆油抽出、果汁加工、ゴム製品、木材加工およびサイザル麻加工
- 鉱業: リン酸肥料の製造
- 農業: 切り花生産、養魚業、契約農家を通じた綿花栽培
- 観光: ホテル、ロッジ、会議場

(1) 規制または特別規定

マラウイでは政府による外国投資の審査は行われていない。民営化プログラムを除き、政府の経済・産業政策が外国投資家に差別的影響を及ぼすことはない。政府の規制は、環境、健康および国家安全保障上の観点に基づくものである。

貿易関連規制(外国為替、税金等)は、国内外の投資家に平等に適用される。2002 年 3 月時点で、マラウイは民営化の対象となっていた国営企業約 110 社のうち 48 社が民営化されている。投資家は、人種、投資資金の出所が国内であるか海外であるかを問わず、民営化プログラムに参加することができる。しかし、マラウイでは証券取引規制により、民営化計画の対象となっているあらゆる種類・分野の有価証券に対する外人投資家の保有比率は最大 10%、さらに、ポートフォリオに占める外国投資の比率は最大 49%に制限されている。

エンパワメント

上述したように、マラウイでは国内外の投資家が平等に扱われているが、これに変化を及ぼす可能性のある動きが見え始めている。2005 年 5 月 11 日、政府はナショナル・エコノミック・エンパワメント・コミッション

ョン (NEEC)を設立し、法令に基づいてナショナル・エコノミック・エンパワメント・プログラム(NEEP)を実施する方針を表明した。NEEC は独立組織になるものの、貿易・民間セクター開発省の傘下におかれる見通しである。パトリック・チランベ経済企画開発長官は、同法によって「トランスフォーメーション・セクター」の確立も推進されるだろうと述べた。また、同法の下でナショナル・エコノミック・エンパワメント・ファンド(NEEF)が設立され、リボルビング・ファンドが集められる見通しである。同コミッションの役割について、同長官は情報、教育、通信業務のほか、セクター認可の推進、さらには経済的自立を効率的に促進するための様々な法改正の提案を挙げた。

また、NEEC は予め定められた目標に基づき、エンパワメント・プログラムの実効性をモニターし、評価する。具体的な目標としては、国民が企業に直接出資して経営に関与する動きが高まり、経済的自立が進むことなどがあげられる。これ以外には、調達や企業開発面での優遇、人的資源開発、および女性・若者・障害者の雇用水準の高まりによる経済的自立の促進等が評価基準になる。こうしたエンパワメント戦略の柱は制度的枠組みおよび法的枠組み、金融サービス・資本・科学・技術へのアクセス、ならびに製造手段に置かれている。同戦略のその他の重要なポイントには、土地へのアクセス、農村開発、能力構築、インフラ改善および企業家精神文化の促進が含まれる。マラウイ政府はまた、農村コミュニティ、女性、若者、および障害者の経済的自立をめざす戦略にも取り組む見通しである。

5.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

5.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

マラウイ投資推進局(MIPA)

マラウイ政府は民間セクターと密接に協力を行っており、1991 年の投資促進法の制定、およびマラウイ投資推進局の創設によってこうした協力関係を強化してきた。MIPA は民間セクター、国営セクター、および政府の代表で構成される投資機関である。2001 年 3 月、政府から投資にかかるすべての業務を掌握するワンストップ・センターとしての地位を認められ、明確なガイドラインに基づいて迅速に投資申請を承認する権限が与えられた。

MIPAを設立した背景には、必要とされるすべての情報を 1ヶ所で入手できる体制を整えることで投資プロセスを容易にするとともに、認可、ライセンス、承認のすべての取得において投資家を支援するという理由があった。MIPA の綱領によると、MIPA はマラウイが広範囲の輸出主導型経済に転換する際の触媒となるとされている。

MIPA の役割は以下のようなものである。

- マラウイが魅力的な投資先であるというイメージの構築
- 政府に対する投資環境に重要な法制および行政枠組みにおける見直しの進言
- マラウイにおける投資プロセスのあらゆる側面の推進
- マラウイへの投資に関する情報の整備
- 合併事業に関するマラウイの国内外でのパートナー探し
- 投資家の利便のための地元および国際的な金融機関との協力
- 既存の投資家に向けた新規投資あるいは投資拡大の奨励
- 民間セクター組織との協議および投資環境改善に関する提言

貿易民間セクター開発省 (Ministry of Trade and Private Sector Development)

貿易民間セクター開発省は、民間セクターの発展を支援する多数の措置を講じてきた。その例として、MIPA 等の支援制度の再編および強化のほか、模造品対策と消費者保護、ならびに不正競争からの国内企業の保護に関する新たな方針・法案の策定を通じた政策や規制環境の強化、セクター毎の開発戦略の構築による輸出力の向上、二国間・地域間・多国間の貿易や投資のさらなる振興、南アフリカ・米国・アジア等の主要市場における貿易・投資面でのマラウイの存在感の向上が挙げられる。

(2) 輸出加工区

1995年12月には輸出加工区(EPZ)の設立に関する法律が発行した。輸出品の製造に特化した企業はすべて EPZ ステータスの認可を申請し、特別インセンティブを享受することができる。自社製品の一部を輸出している企業に対しては、保税下製造(MUB)スキームによって、EPZ よりは少ないインセンティブが提供されている。

EPZ プログラムにより機械および原材料の輸入は免税となり、潜在的投資家および現行の投資家の法人税は0%となる。2003年、EPZ 制度によって集められた投資資金は総額13億マラウイ・クワチャ(MK)となり、5,590人分の雇用が創出された。現在では、投資家は、鉱業や農産物加工等の非伝統セクターにも参入している。

通商産業大臣は、いかなる区域や工場であっても EPZ として宣言する権限を有し、輸出企業としての認可の発行責任を有する。

2004年末時点では、14社が EPZ 企業としての業務ライセンスを保有しており、そのすべてが営業していた。EPZ 企業には労働関連のすべての規制が適用されるが、組合関係者によれば、組合は EPZ 企業の従業員とはほとんど接触がないとのことである⁵⁹。

⁵⁹ 米商務省の民主主義・人権・労働局が2005年2月に発行した「人権に関するカントリーレポート2004」による。

(3) FDI 誘致のためのインセンティブ

マラウイ政府は公共セクターおよび民間セクター両方に対する外国投資の誘致に積極的に取り組んでおり、民間セクター主導の経済発展をめざしている。税制上のインセンティブについては、関税・物品税法、所得税法、および輸出加工区(EPZ)法を含む主要な税法に正式に記されている。条件を満たせば、投資家は国内外を問わずインセンティブの対象となる。

政府によれば、マラウイには魅力的な投資環境が整っているうえ、国内外の投資家にはあらゆる経済セクターへの投資が推奨されており、所有権に関する規制もない。投資環境のセールスポイントとして、最低限の条件を満たせば企業を設立できること、最新の通信施設、国際線を利用した交通の利便性、域内および国際市場に参入する際の優遇措置、地域市場へのアクセスの良さ、友好的かつ協力的なビジネス環境、民間企業育成に対する長年の実績、低コスト、訓練可能で生産性の高い労働力、および国内・工業用の十分な電力供給と清潔な上水道があげられる。

MIPA の資料によれば、投資家のためのインセンティブは以下のとおり。

一般的なインセンティブ

- 国内の特定地域に対する投資への追加的な 15%の補助
- 中古ビルおよび中古機械への最大 20%の補助
- 必要な研修費用の 50%の補助
- 製造企業に対する事業開始以前最大 24 ヶ月間に発生した営業費用の全額控除
- 製造業で利用される原材料のゼロ課税
- 無期限の損金繰越による非課税控除
- 最大積載重量が少なくとも 10 トンの商業用重機の輸入関税免除
- 送金および支払にかかる源泉課税の削減

財務上のインセンティブ

- 投資家の輸入代金の支払および海外送金に関し、マラウイの外国為替への自由なアクセス

輸出インセンティブ: 保税製造産業のためのインセンティブ

- 非伝統的輸出品に対しする輸出収入の 12%に相当する輸出関税の免除
- 国際輸送コストの 25%の輸送税の免税(伝統的輸出品等は除く)

園芸生産のためのインセンティブ

- 輸出用の園芸品のみを扱う輸出業者は、機器および原材料の輸入関税を 100%免除

免税および減税

マラウイでは、本社がマラウイにある企業は 30%、国外にある企業は 40%の法人税が課せられる。Lex Africaが発行した「事業および会員企業のための法律ガイド:2005年2月」によれば、マラウイ国内で実際に得た、あるいは得たとみなされる所得に対する税率は以下のとおり。

- 企業およびトレーディングトラスト(受託者運営)は 30%(支店は 35%)、生保事業は 21%
- 個人事業およびパートナーシップは、年商に応じて 0%から最高 30%までの段階的な税率
- EPZ での事業認可を受けている企業は 0%
- 重点産業に携わる企業に対して 10 年間は 0%

生産活動に使用する産業用施設、工場、および機械(自動車を除く)を新規に取得した場合は、取得コストの 40%がその年の投資控除の対象となる。農業に従事する企業および事業主は、労働者用住居の建設費用の 5%が減免される。

関税および通関

東南部アフリカ共同市場(COMESA)、および南部アフリカ開発共同体(SADC)の貿易協定には 2008 年まで両地域からの輸出品に対する税率を引き下げる規定があり、マラウイ政府は関税、付加税、および物品税の段階的な調和を図っている。

輸入代金の支払に関しては、輸入申請を処理する正規の取り扱い業者から事前の許可を得る必要がある。2,000 米ドルまでの輸入品に関しては、Societe Generale de Surveillance SA (SGS)の審査を受けなければならない。

補助金

マラウイ政府は目標生産量拡大プログラムに基づき、農家が負担する肥料代金を補助することで食糧生産を支援している。

(4) FDI 誘致における阻害要因

これまで官僚主義や政府内の意思決定の遅れ等が新規投資の妨げになってきた。マラウイ政府は経済を開放し、海外からの投資家を受け入れる方針を表明しているが、実務レベルでは、未だに多くの規制・手続きによって投資プロセスが滞ることがある。ヘリテージ財団「マラウイ 2005 年経済自由度指数」によれば、手続きの遅れ、官僚的形式主義、および不正が引き続き事業や投資承認のプロセスを妨げている。こうした要因には、意思決定が透明性を欠き、純粋にメリットに基づく判断が行われないことや、土地利用に関する承認が必要な点も含まれている。

SADC 加盟国の中では、マラウイは投資先として最も魅力のない部類に属している。重要な天然資源の基盤を欠いている他、立地面で相対的に不便な場所にあるうえ、製造業や人的潜在性に関して提供可能なものがほとんどない。最も不利な点は、周辺諸国がいずれも投資先としてマラウイと比較すると、格段に魅力的なことである。

5.3.2 インフラ

(1) 基本情報

マラウイでは、インフラが十分に整備されていないことが依然として農業や産業の成長にとって大きな障害になっている。輸送コストは域内で最も高い国の一つであり、南アフリカやジンバブエの水準と比べて 2.5 倍～3 倍とも言われ、輸入費用の 40%強を輸送コストが占めることもある。マラウイには、全長 1 万 6,450km の道路網がある。ブランタイヤからモザンビーク国境、リロングウェからザンビア国境、カロンガからタンザニア国境までは舗装道路が整備されている。航空分野では、ブリティッシュ・エアウイズが唯一、欧州 - マラウイ間の直行便を提供していたが、2004 年 3 月に廃線となっている。ナカラ回廊の整備によって鉄道網にも改善がみられるものの、貨物輸送に関しては、2003 年には鉄道利用による輸送は前年比 37.9%減少し、国内の旅客数も 18.6%縮小した。港湾輸送に関しては、モザンビークへと通じるナカラ回廊が大幅に改善したことで、インド洋の各港に向けた航路も再開している。

電力セクターでは、マラウイ電力供給公社(ESCOM)が安定的に電力を供給できず、産業界に多大な損失を与えている。薪が依然として支配的なエネルギー源であり、同国のエネルギー消費量全体の約 93%を賄っている。薪に対する需要が大きく、毎年、薪不足は拡大している。一方、石油産業については、1999 年に自由化されている。

MIPA が投資家向けに提供している情報では、通信インフラは優れていることになっているが、電話普及率はサブサハラ・アフリカ諸国における平均と比べると 60%程度にすぎず、回線が引かれるまでの待機期間は最大 10 年に達している。

(2) 地域プログラム

マラウイは内陸部にあるため、市場で競争力を発揮するには回廊プロジェクトが不可欠である。総延長 802km のナカラ回廊(ナカラ港からマシंगा州のナユチまで)の開発がすでに着手されている。同回廊計画に携わるコンソーシアムでは、配送車への投資やナカラ港のグレードアップ計画が進行中である。こうした動きにより、回廊沿いの輸送施設が改善し、マラウイの輸送ルートが陸路以外に広がることが期待されるため、マラウイの輸入費用全体に占める輸送コストは最大で半減することも考えられる。

もう一つの回廊計画は、2004 年 12 月半ばにタンザニア、ザンビア、モザンビークと共同で着手したムトラ開発回廊計画である。同計画は関係各国の輸送網を統合し、域内の成長を促進することを目的として

いる。ムタリカ大統領はこの回廊建設計画(総工費 26 億米ドル、全長 850km)によって 4 カ国が結ばれば、国境を越えた貿易と投資を後押しするものになると考えており、この 4 カ国は道路、鉄道、空港の整備、船舶の改修、および輸出主導産業の育成を計画している。この計画により少なくとも 25 万人分の新規雇用が創出され、地域の観光業が活性化するとみられる。同回廊はタンザニア南東部のムトワラ港から南部の山岳地およびマラウイ湖を經由し、モザンビーク北部からザンビア東部に至るものである。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

マラウイでは、すでに国営企業の民営化がかなり進展している。政府はこれまで国が介入していたことによって企業運営が非効率的だった点をふまえ、民営化に前向きな姿勢をとっている。2005 年 8 月時点では、国営企業約 110 社⁶⁰ のうち 64 社が民営化され、この中には道路、電力、通信等の基礎的なインフラに関わる企業が含まれていた。マラウイの民営化委員会⁶¹によれば、政府は競争市場において、中立的な立場から最終調停者としての役割を担うにとどまる意向である。

1996 年 3 月には「公共企業 (民営化) 法」が議会を通過し、同年 4 月 17 日に大統領によって承認された。同法では、民営化計画の目的とガイドラインのほか、民営化計画の実施に向けた制度の構築について定められ、個々の案件は国民に対し十分な透明性を有さねばならない⁶²。すべての投資家は、人種、あるいは投資資金の出所が国内であるか海外であるかを問わず、民営化プログラムに参加することができ、民営化のプロセスは公平かつ効率的に進められる。民営化の各対象企業は、第三者による価値の査定がなされる。こうした企業に関する詳細は一般投資家に 100%開示され、公正かつ公平な入札手続と順位決定の基準が作成・公表される。政府は民営化企業の将来の事業には一切条件をつけない方針である。民営化歳入勘定という名称の基金が創設され、財務省の管理下に置かれる。同基金の資金は財務省の承認を受けて限られた用途に利用されるとみられ、その例としては民営化委員会や民営化計画の運営に直接必要な資金の調達、民営化予定の国営企業のリストラ費用(人員削減に伴う退職金等)の調達等が挙げられる。残った資金は政府の開発予算内のプロジェクトに充てられる見通しである。

民営化委員会によれば、今年のインフラ開発計画にはマラウイ電気通信公社 (MTL)が含まれている。また、空港の民営化に向けた準備作業も進んでいる。すでに MTL 民営化の第 1 段階は着手されていたが、状況は変わりつつある。EIU によれば、2003 年 11 月には国際コンソーシアム、Telecom Holdings Limited (THL)⁶³への売却が合意されたものの、急遽、2005 年 8 月には現地報道⁶⁴で、MTL の売却が見直されたことが伝えられており、MTL に留まらず、今後のマラウイの民営化の進捗に影響を与えることが懸念されている。

⁶⁰ 国内には合計で約 140 社の国営企業と 30 カ所の国有資産がある。これらのうち、企業と資産約 110 は、商業的性格を有し、財政面で自立すべきものである。

⁶¹ 政府が直接、あるいは間接的に保有する国営企業の民営化に携わる国内で唯一の機関。

⁶² 民営化委員会はすでに完了した民営化計画の詳細を公表する。

⁶³ 国内のコングロマリット Press Corporation Limited (PCL)のほか、CDC Capital Partners、ドイツテレコム の 1 部門である Detecom Internation で編成。その後、CDC に代わって南アフリカ開発銀行とスタンダード銀行が参加している。

⁶⁴ The Chronicle Newspaper, August 25, 2005 "Privatisation Process in a Dilemma Following Govt's Cancellation of MTL Sale"

5.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

中央銀行であるマラウイ準備銀行はマネーサプライとインフレの管理に尽力しているが、必ずしも思わしい結果は得られていない。マネーサプライの伸び率は緊縮財政の影響で 2001 年 1 月の前年同月比 33.7%から 2002 年 4 月には同 17.5%、さらに 2003 年 12 月には同 9%に鈍化したが、2004 年に入り再び上昇に転じた。したがって、予想されていた公定歩合の引き下げや商業銀行に対する預金準備率の廃止は行われなかった。中央銀行は商業銀行に対し民間セクター向けの貸出拡大を促す方針を維持しているが、インフレ圧力が弱まっていないため実現していない。

インフレの懸念材料としては、選挙時のマネーサプライの拡大、食料品および石油価格の急騰、クワチャ相場下落等が挙げられる。2004 年のインフレ率は平均 11.4%だったが、財政規律が確立されるなどの条件が満たされれば、2006 年のインフレ率は若干低下するだろう。

2004 年、政府はクワチャ相場下落を防ぐために為替市場に介入したが、外貨準備高が少ないため、こうした戦略には限界がある。さらに、主要な外貨獲得源であるタバコの競売が一時的に中止され、クワチャ相場下落に拍車がかかっている。EIU のレポートによれば、対米ドル為替レートは 2005 年に 1 米ドルあたり 115.5MK、2006 年には同 125MK になると予測されている。

(2) 銀行セクター

マラウイの金融セクターは中央銀行の適切な監督・管理の下で比較的健全な状態にある。商業銀行は 6 行ある(First Merchant Bank Limited、Finance Bank of Malawi、Indefinance、National Bank of Malawi (NBM)、Stanbic Bank (SB)、Loita Investment Bank)。その他金融機関は以下のとおりである。Investment and Development Bank of Malawi (INDEBANK)、Investment and Development Fund (INDEFUND)、Malawi Development Corporation (MDC)、Finance Corporation of Malawi (FINCOM)、Leasing and Finance Company of Malawi (LFC)、Malawi Savings Bank (MSB)、New Building Society(NBS)、Finance Company(MRFC)、Continental Discount House、First Discount House 等。

2004 年 5 月時点の銀行貸出残高は、公共セクター向けが 283 億 8,900 万 MK(約 2 億 5,800 万米ドル)、民間セクター向けが 95 億 4,300 万 MK(約 8,600 万米ドル)であった。

国内では NBM と SB とが 30 年間に渡って民間最大手としての実績を上げている。両行は 2003 年 12 月時点で、80%強のシェアを占めていた。

プロジェクトファイナンスの担い手は世界銀行とアフリカ開発銀行になるものとみられる。外為取引を検討している国内投資家のためには、INDEBANK 等の国内金融機関が、世界銀行あるいはアフリカ開発銀行

から資金調達を行う可能性がある。

マラウイは投資紛争解決国際センター(ICSID)のメンバー国であり、1986 年には MIGA に加盟した。また、マレーシア、中国、およびモーリシャス等複数の国々と投資の保護・推進に関する二国間協定を結んでいる。

(3) 株式市場

株式市場に関しては、マラウイ証券取引所(MSE)が業務を行っている。上場企業は 8 社である。ERA の調査によれば、MSE 上場企業の株式の額面価額は 57 億 7,100 万米ドル、時価総額は 4,183 億 5,200 万 MK(38 億米ドル)であった。主な株式仲介業者は Stock Brokers Malawi Limited (SML)である。SML は国債の流通市場を運営している。SML は RBM との 3 年契約に基づいて 2000 年 4 月 1 日まで MSE を運営していた。その後、仲介機関 2 社(Continental Discount House および First Discount House)を設立し、ブローカー業務と規制当局の役割を分割している。MSE は引き続き、証券取引委員会の監督下にある。

(4) 外国為替

マラウイの経常収支は 100%自由化されており、投資家は輸入代金の支払と海外送金のいずれに関しても、無条件に外為取引を行うことができる。輸出を通常業務としていれば、国内銀行に外貨口座を保有する許可が与えられる。しかし、このところ外貨不足が深刻化しているため、外貨を即座に入手できるかどうかは供給次第となっており、この点は季節(農業生産や関連収入)に左右されがちである。最近では、政府が居住者の外貨購入を制限している。

5.3.4 労務・経営管理

政府は産業界の技術力、競争力不足に対処するため、1999 年初に技術教育、起業教育、職業教育および研修に関するプログラム(TEVET)を立ち上げた。しかし、国内の労働力は豊富に存在するにもかかわらず、産業界では未だに熟練労働者の確保が難しい状況にある。。

特定分野の人材不足や主要ポストを補填するため、進出企業は海外からの人材を登用している。政府は一方で、より多くの国民が国内企業の重要な役職に就き意思決定に携わるようにならない限り、外国投資家と持続的なパートナーシップは構築できないと考えている。このため、外国人がマラウイに居住・就労するためには政府の認可が必要となる。その取得可否は投資の規模や種別によって決定される。⁶⁵

労働職業訓練省は都市部と農村部向けに 2 種類の最低賃金⁶⁶ を定めているが、他のアフリカ諸国と比

⁶⁵ 投資家が商用での滞在許可(BRP)を得るには、最低 5 万ドルの投資が必要である。申請書はマラウイ投資推進局(MIPA)で入手可能である。投資額が 10 万ドルまでであれば、2 つの主要な役職で雇用許可を得ることができる。投資額が 10 万ドルを超えれば、労働許可をより本格的に検討する条件が満たされる。

⁶⁶ Blantyre 市、Lilongwe 市、Mzuzu 市および Zomba 地方においては、日給 MK 50.00 (0.55 米ドル)である。町レベルおよ

べれば低水準にある。このため、労働者一人の最低賃金では扶養家族全員が必要な生活水準を維持することはできず、自家農業で所得を補填している場合が多い。法定労働時間は最大で週 48 時間となっており、1 週当たり 24 時間の休暇が義務付けられている。企業は時間外労働手当を支払う義務があり、時間外労働を強制することは禁じられている。しかし、超過勤務手当を加えて必要最低限の家計収入を維持したいとする労働者側の切実な希望もあり、実際には、法定労働時間が遵守されていない企業も多い。

14 歳未満の児童の就労は法律で禁じられているが、タバコや茶の農園、自営農業、および家内サービス業では多数の児童が働いている。これは極端な貧困と長年の慣習によるものである。政府は児童労働の監視・取締りを強化するため、2003 年以降、労働行政担当者約 120 人を対象に研修を続けている。

労働組合は産業界にとってこれまでのところ大きな脅威とはなっていない。政府は雇用者と被雇用者との協議および団体交渉を奨励する政策を取っている。組合幹部の推定では、フォーマルセクターの労働者の労組加入率は 12%と低い水準にとどまる。雇用者、労組、および政府には、健全な労使関係や係争仲裁に関わる法的役割についての知識が不足しており、法律の実効性を制限している。法律では、雇用者が組合員を差別的に扱うことを禁止するとともに、雇用者が労組活動を理由に解雇した労働者についても、その復職を要求している。現行の労働法規定によれば、組合が団体交渉を合法的に行うのに必要な組合員の参加率は、企業全体の交渉では被雇用者数の最低 20%(上級管理職を除く)、部署レベルの交渉では同 15%とされる。

なお、マラウイの HIV / AIDS の感染率は、UNAIDS 統計(2003 年)によれば、成人人口(15 - 49 歳)のうち 14.2%(81 万人)と高率で、うち 56%が女性、10%が児童である。

5.4. 政府開発援助(ODA)

5.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

マラウイに対する ODA は、債務救済を除き年間約 4 億米ドルである。マラウイで活動している主要な多国間機関としては欧州委員会(EC)、国連、世界銀行があるほか、主な二カ国間援助国として英国、米国、ドイツ、カナダ、オランダ、そして日本が活動を行っている。PRSP はこうしたドナー間の調整に寄与している。また政府のキャパシティ強化を目指す援助調整グループも存在する。経済運営、貧困緩和、水や農業の分野では、セクターごとの援助グループもある。ドナー間の調和化は保健・医療部門、特にセクター全体を対象とするアプローチが必要な HIV/AIDS の分野に重点が置かれる見込みである。

個々のプロジェクトレベルでのドナー間の協力も見られる。例えば、国別プログラム援助でノルウェー・スウェーデン間やスイス・オランダ間に協力がみられた。また、教育ではイギリス・オランダ間、保

びその他の地域では、1 日あたり MK 37.00 (0.40 米ドル)。

健ではノルウェー・スウェーデン間やカナダ・日本間で、水資源開発ではカナダ・日本間、エネルギーではドイツ・オランダ間に協力が見受けられた。

英国が対マラウイ二国間援助の最大のドナーであり、財政支援を含む数多くのセクターで活動を展開している。またドイツは保健、教育、民主的地方分権、ノルウェーは HIV/AIDS、保健、教育、農業、および天然資源管理、日本は農業およびインフラの分野で活動している。カナダは保健、HIV/AIDS、教育とアカウンタビリティに重点的に取り組んでいるほか、EU は交通インフラ、保健、農業を含む天然資源の保全の分野に取り組んでいる。

デンマーク、スウェーデン、英国、ノルウェー、EU は財政支援を行っている。これらの国々は、マクロ財政支援を調整するために、予算支援推進グループ(CABS)を形成している。

表 5.5:主要ドナーおよび日本の対マラウイ経済協力

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	United Kingdom 56.7	United Kingdom 77.3	United Kingdom 96.9	United Kingdom 66.5	United States 61.2
2 nd	Japan 47.4	Japan 34.0	United States 59.3	United States 30.6	United Kingdom 50.2
3 rd	Germany 25.5	Germany 28.7	Japan 38.5	Denmark 21.6	Germany 24.0
4 th	Denmark 22.6	Denmark 28.4	Germany 25.5	Germany 19.8	Japan 18.8
5 th	United States 19.7	United States 27.8	Denmark 24.9	Japan 18.3	Holland 16.9
Japan	47.4	34.0	38.5	18.3	18.8
Total	203.6	227.7	269.2	195.8	224.9

出所:外務省

PRSPでは貿易が4本柱に含まれておらず、このため貿易の優先度は低く、資金の1%未満しか割り当てられていない。EUは、貿易関連支援を強化させる意向を示している。現在行っている輸送、農業、マクロ経済に対する支援のなかに貿易も統合しようと考えており、同時に、マラウイが関心を示しているEUとの地域経済パートナーシップ条約に対して活動資金を直接供与することともに、公共部門や大学におけるWTO関連のキャパシティ・ビルディングも計画している。貿易関連分野については世界銀行、USAID、UNDP、WTOおよびGTZも現在関わっており、統合的枠組みを導入して各種プロジェクトの調整を行うことが期待されている。

5.4.2 国・機関別支援

(1)日本

日本は、マラウイの民主化や貧困緩和に寄与する経済改革に向けた取り組みを評価しており、二国間協定を踏まえ、1)基礎生活支援、2) 経済インフラ整備、3) 中小・零細企業育成、4) 自立発展に向け

た人材育成、5) 環境保護の 5 分野を優先事項に定めている。経済インフラ整備に関しては、日本は地方農村部における配電促進のためのトレーディングセンターに対する支援や、経済活動を活性化させるための交通インフラ整備を含む経済基礎インフラ整備に対する支援を検討している。また日本は、食糧および保健分野における無償資金提供も行っている。

表 5.6:日本の近年の対マラウイ援助額

(百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-8.38	14.26	12.42	18.29
2002	-8.55	16.01	11.35	18.81
2003	-3.54	20.94	14.01	31.41
Cumulative Total	183.39	351.26	191.32	725.93

出所:外務省

(2)英国

DFID による 2002～05 年の国別プログラムでは、優先事項として持続可能な成長と生活改善、貧困層へのサービス提供の改善、貧困緩和に寄与するガバナンスが掲げられている。また DFID は数々の貿易関連のプロジェクトも支援しており、民間セクター開発を可能にする環境と貿易の統合を目指している。DFID は 2000 年より、5 つの貿易プロジェクトに年間百万ポンド超を拠出している。具体的には、マラウイ貿易貧困プログラム(MTPP: Malawi Trade and Poverty Programme) (2000～05 年、126.1 万ポンド)、マラウイ事業・輸出訓練(TEEM: Training for Enterprise and Exports in Malawi) (2000～05 年、292.1 万ポンド)、そして、BLCF からの資金援助による綿実改良プロジェクト(Improved Cotton Seeds project)(2003～06 年、29.5 万ポンド)等があげられる。これに加え DFID は、バリューチェーン調査と輸出関連 5 分野におけるワークショップに対し、民間セクターパートナーシップ(PSP)を通じた資金援助を行っている(2001 年～2003 年、20 万ポンド)ほか、民間セクター開発の問題に関わるステークホルダーからなる集団、National Action Group の事務局の諸費用にも出資を行っている(2002 年～2004 年、19.1 万ポンド)。また DFID が資金提供する南部アフリカ地域貿易円滑化プロジェクトも、マラウイに恩恵を与えるものと考えられる(2003～07 年、1200 万ポンド)⁶⁷。

(3)世界銀行

世界銀行からマラウイへの融資額は合計 24 億米ドルにのぼる。世界銀行は計 3 億 6900 万米ドルを投じ、現在 13 のプロジェクトを同国で実施している。このうち 20%の資金が農村開発に、33%が公共および民間セクターの開発と融資、8% が輸送、そして 39%近くが社会分野に配分されている。活動例としては「グローバル開発研修ネットワーク(Global Development Learning Network)」がある。これは社会経済政策およびプログラムを策定・計画・管理する公共・民間セクターおよび市民団体に所属する意思決定者・実施者

⁶⁷ Weston, A. and M. Tsoka (2004), "Evaluation of DFID support to trade-related capacity building: Malawi Case Study".

の能力強化を目的に、400 万米ドルを投じているプロジェクトである⁶⁸。

2004～06 年のマラウイの国別援助戦略では、1) 経済運営とアカウンタビリティの強化、2) 長期的に持続可能な成長の土台作り、3) サービス提供改善とセーフティーネットの強化の 3 点を重点的に扱っている。世界銀行はまた、セクター投資戦略策定のための技術支援も行っている。IMF は、資本市場、アグリビジネス、保健・医療、観光セクターに 202 万米ドルを投じている。

⁶⁸ 世界銀行

6. アンゴラ

6.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

6.1.1 マクロ経済

アンゴラ経済は、石油生産の増大という従来の単純明快な方策ではなく、成長性が見込まれ、近代的で、かつ国際的にも信用力のある経済であることを示そうとするという、極めて重要な局面に入りつつある。しかしこうした国家努力は、これまで同国経済を観測してきた者が認識している通り、多数の問題によって妨げられている。具体的には、未だ分断された社会、政府上層部や複数階層に蔓延する汚職、長期にわたる政治や治安の安定性欠如、破壊されたインフラ、公営企業の凡庸あるいは劣悪な経営状態、専門職や技術者に対する資格認定および教育訓練制度の未整備、場当たり的かつ調整不足と長期的視点に欠ける政策、選挙の実施と政党合法化の遅れ、国際機関との合意締結の遅れ、過剰な対外債務などが含まれる。

アンゴラの輸出収入は石油への依存度が圧倒的に高く、主な輸出先は米国である。また近年まで同国は南部アフリカ諸国との貿易関係をほとんど持っていなかったが、政治情勢の変化に伴い、現在では、域内他国との貿易機会が開かれてきた。主な輸出品には原油、ダイヤモンド、石油精製品、ガス、コーヒー、サイザル麻、魚介類・加工品、木材、および綿があり、主な輸出先は米国、中国、フランス、ベルギー、および日本となっている。一方、主な輸入品には機械および電気機器、自動車および車両部品、薬品、食料、繊維製品、および軍事情品があり、医薬品の輸入については保健省への事前登録が必要となる。また、種子、植物、動物および動物製品の輸入には衛生許可証が必要となる。主な輸入国はポルトガル、南アフリカ共和国(以下、南ア)、米国、フランス、ブラジル、オランダ、および英国である。2003 年における推定輸出入総額はそれぞれ、輸出が 96 億 7000 万米ドル(FOB 価格)、輸入が 40 億 8000 万米ドル(FOB 価格)であった。

IMF 理事会は 2005 年 3 月 4 日、アンゴラ共和国との間の IMF 協定第 4 条協議を終了した。最近発表された同協議報告書では、最も総括的かつ最新のアンゴラ経済の概観が示されている。これによると、2002 年 4 月の停戦協定締結以来、難民となっていた国民およそ 400 万人が、政府主導で国連機関およびドナー国からの緊急食糧援助および人道支援を受けて、自身の居住区域に戻った。しかしながら、貧困は依然として蔓延しており、所得格差は大きく、保健・社会指標は低い。ただし HIV / AIDS 感染率は南アフリカの多くの諸国よりも低水準である。物理的インフラの大半は破壊を受けている。また、内戦の影響で、同国には膨大な額の短期対外債務、公共部門が抱える大量の余剰人員、および重要な経済分野で支配的地位にある者の説明責任を伴わない国家機関が存在する。

国内総生産(GDP)成長率は2003年には鈍化したが、翌04年には、GDPの半分を占める石油生産の増加を受けて11%増を記録した。鉱業部門を除いた経済は現在、推定で9%前後の伸びを示している。広範囲にわたる地雷の埋設やインフラの壊滅的状态から、種子および肥料の入手は依然として困難であり、またこれらの市場流通が阻害されているのが現状だが、(主に家族単位の)農業生産は近年、回復基調にある。農業以外では建設業およびサービス業に成長が確認できる。3ヶ月に達していたインフレ率については、03年9月に施行され、名目為替レート of 安定に大きく貢献したマクロ経済政策「ハード・クワンザ(強い通貨)政策」によって大幅に抑制され、04年12月までの過去1年間のインフレ率は31%にまで縮小した。具体的には、為替自由化政策、および中央銀行の外貨放出による国内流動性の積極的な吸収策がとられ、財政管理の強化と国内債務処理の進展を伴う金融引き締め政策を支援した。外貨準備高の伸びは03年9月期までの過去1年間は160%増だったものが、04年9月期までは同19%増まで下落した。03年から04年にかけての財政赤字の当初推定値は、原油価格の高騰、財・サービスへの実質的な支出減、燃料補助金削減策を受けて大幅に縮小している。なお燃料補助金削減により、04年11月期までにガソリン価格は1ガロン=1.5米ドル前後にまで上昇した。

石油セクターへの投資増に伴い輸入財・サービスが膨らんだのを受け、2003年のアンゴラの対外経常収支赤字は拡大したが、翌04年には原油価格の上昇により大幅な黒字に転じた。しかし2003-04年には、年率12%にも相当する膨大な対外借入金の増加が公共部門で発生した。これに対し、計34億米ドルの石油担保融資が商業銀行から行なわれ、同じく石油を担保とした二国間信用保証も5億米ドルを超えた。その結果、中央銀行による多額の外貨売り政策にも関わらず、02年末には4億米ドルだった外貨準備高は、04年末には約22億米ドル(輸入額2ヶ月相当)へと増加した。このなかには、政府に代わり国营石油公社ソナングール(Sonangol)が管理する外貨預金口座に保有する推定6.6億米ドルが含まれる。04年6月末におけるアンゴラの利息および延滞金を含む対外債務は、対GDP比49%に相当する95億米ドルと推定される。

財務状況および石油市場の透明性の確保については、この2年間で目覚ましく改善された。しかし、アンゴラ政府が2004年5月に公表した独立石油診断調査によると、石油産業のガバナンスは著しく弱いという。その理由としては、政府譲許事業者かつ規制当局として機能しているソナングール社が、同時に石油採掘および石油セクターへのサービス提供の大半を支配下に置いている点があげられている。また、政府は、ソナングールが政府にかわって行う支出を、効果的に管理・監視することができないでいる。また、国营ダイヤモンド企業エンディアマ(Endiama)も、いまだ利権争いに終始しており、業界内で改革が幾つか実行されたものの、透明性は極めて限定的なものとなっている。貧困削減への体系的な取り組みに向けた構造改革の進捗および政策導入も進んでおらず、国家が多くのセクターにおいて強い影響力を行使する状態が続いている。非競争的な慣行、特権的なアクセス、多大な負担を招く官僚的手続きにより、非石油部門の成長が阻害されているほか、国内価格の上昇を招いている。民営化は行き詰まりを見せていると見受けられる。03年12月

に配布された貧困削減戦略ペーパー (PRSP) の草案は依然として最終案としてまとめられていない。

表 6.1 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	5.2	6.3	8.4	11.0	11.7	12.0	12.4	12.7	13.1	13.5
Population ages 0-14 (% of total)	42.4	43.8	45.9	47.4	47.5	47.5	47.5	47.5	47.6	47.6
Population ages 15-64 (% of total)	54.8	53.3	51.2	49.7	49.6	49.6	49.6	49.6	49.5	49.4
Population ages 65 and above (% of total)	2.8	2.9	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
GDP (constant million 2000 US\$)	-6,537.3	7,193.8	7,447.6	8,318.0	8,596.3	8,858.1	9,138.5	10,537.0	11,011.0	
GDP growth (annual %)	-	-	2.4	1.3	6.8	3.3	3.0	3.2	15.3	4.5
GDP per capita (constant 2000 US\$)	-	927.5	856.2	676.2	708.6	713.6	715.2	716.9	803.0	814.3
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.0	0.0	0.0	1.4	0.4	2.8	10.0	22.1	43.5	74.6
Inflation, consumer prices (annual %)	-	-	-	1,042.7	107.3	248.2	325.0	152.6	108.9	98.2
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	-	-	15.4	20.2	13.4	11.3	13.9	15.4	14.6
Real interest rate (%)	-	-	-	-55.5	7.2	-72.2	-60.0	-13.9	-2.9	2.0
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	-	-	1.7	10.5	17.3	40.6	9.9	22.7	14.9	10.7
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-	-	9.9	62.8	48.6	204.8	28.0	65.5	46.1	33.3
Agriculture, value added (% of GDP)	-	-	15.6	10.1	13.0	6.4	5.8	8.0	7.8	8.8
Industry, value added (% of GDP)	-	-	39.6	60.1	55.7	73.5	72.8	66.8	68.1	64.6
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	-	7.9	4.6	6.3	3.3	3.0	3.8	3.7	4.1
Services, etc., value added (% of GDP)	-	-	44.7	29.8	31.3	20.2	21.4	25.3	24.1	26.6
General government final consumption expenditure (% of GDP)	-	-	32.0	42.2	-	-	-	-	-	-
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	-	-	43.1	44.3	-	-	-	-	-	-
Final consumption expenditure (% of GDP)	-	-	75.1	86.5	80.7	86.9	37.0	65.0	60.8	63.3
Gross capital formation (% of GDP)	-	-	14.3	21.7	35.5	19.8	35.4	34.6	32.2	32.2
Exports of goods and services (% of GDP)	-	-	35.4	69.5	56.9	87.0	92.4	71.1	76.5	71.3
Imports of goods and services (% of GDP)	-	-	24.8	66.3	73.1	93.7	64.7	70.7	69.6	66.8
Gross domestic savings (% of GDP)	-	-	24.9	24.9	19.3	13.1	63.0	35.0	39.2	36.7
Gross capital formation (% of GDP)	-	-	14.3	21.7	35.5	19.8	35.4	34.6	32.2	32.2
Food exports (% of merchandise exports)	53.3	28.9	2.7	32.9	-	-	65.5	-	-	-
Food imports (% of merchandise imports)	16.7	13.2	32.5	-	-	-	-	-	-	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	10.4	4.7	0.1	13.7	-	-	13.7	-	-	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	1.2	1.3	0.8	-	-	-	-	-	-	-

Ores and metals exports (% of merchandise exports)	9.4	4.1	3.2	4.4	-	-	3.9	-	-	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	1.0	1.6	1.4	-	-	-	-	-	-	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	7.9	49.3	87.8	48.9	-	-	3.0	-	-	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	3.7	4.4	0.2	-	-	-	-	-	-	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	19.0	12.7	6.0	7.0	-	-	13.9	-	-	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	77.4	79.5	65.1	-	-	-	-	-	-	-
Aid per capita (current US\$)	1.1	3.2	14.5	33.1	28.6	32.2	24.8	22.6	32.1	36.9
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	-	8.3	16.9	41.4	26.8	20.7	22.7	16.3	14.9
Total reserves in months of imports	-	-	-	0.9	0.4	0.8	1.9	1.1	0.5	0.8

出所:World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

6.1.2 産業

アンゴラではモザンビーク同様、独立後も長らく東西冷戦構造を背景とした内戦が続いた。90年代における平和の確立と経済再生の試みはいずれも失敗に終わり、国内産業基盤は荒廃したままとなった。2002年、和平協定が政府と反政府勢力の間で締結され、国内経済は総体として、原油生産と国際援助をベースに復興過程にある。アンゴラは広大な耕作可能地、長大な海岸線、そして豊富な鉱物資源を有するなど、域内他国に長じた発展潜在性を持つ。地雷除去の進展、輸出品市況と為替の安定、基礎インフラの早期復興、そして周辺諸国との経済関係再構築が進めば、国際収支の改善や国内市場の急成長、外資流入に後押しされた新興産業の勃興が期待できる。

GDPに占める主要産業の比率を2002年と1990年で比較すると、農業および漁業は10%とほぼ変わらず、鉱業および製造業は48%から53%へと拡大(製造業だけで8%の拡大)した一方、サービス業は37%へと低下した。長引く内戦により産業全体が正常に機能しなくなっているが、主としてオフショアで行なわれている石油生産が国内経済を下支えしており、石油収入増に基づく政府支出が国民生活を支えている。

農水産業のうち農業は、キャッサバやメイズといった食糧作物の生産が中心である。もっとも自給には程遠く、食糧援助と輸入に依存しているのが現状である。換金作物をみると、国家独立後の主要輸出品であるコーヒーの生産が大幅に落ち込み、バナナ、タバコ、サトウキビ、綿花などとともにわずかに生産・販売されているに過ぎない。耕作可能地のうち実際に作付けが行なわれているのは3%に過ぎない。一方、アンゴラ沿岸では多様かつ豊富な海産物に恵まれており、アジ、サバ、マグロ、タイ、貝類およびタラなどが捕れる。外資系漁業会社も同国で操業しているが、冷蔵設備を備えた流通・保存システムがないため、漁獲量は年間25万トン以下に留まっている。林業については紫檀、黒檀、白檀、マホガニーといった高付加価値の熱帯材資源も有しているが、内戦とイン

フラ不整備のため、大部分は未開発のままだ。

石油産業は鉱工業のなかでも最も重要な位置を占めている。2004 年、日量 98 万バレルの原油のうち 73%が輸出された。アンゴラの原油埋蔵量は 88 億バレルであり、原油生産量ともにアフリカ大陸では第 4 位に位置する。欧米の石油資本が政府系石油企業との合弁企業を組成して開發生産に関わっており、更なる生産増が期待できる。石油生産地域には民主コンゴ共和国(DRC)領土内に位置する飛び地(カビンダ)などがあるが、その多くがオフショアである。製油施設が首都ルアンダに建設されて国内需要を満たしおり、2 番目の製油所を中国との提携下で、南部の都市ロビト郊外に建設する計画もある。ガス産業をみると、随伴ガスを商業ベースに乗せることが同国の最初のステップとなろう。非石油部門については、ダイヤモンド生産が同国 GDP の 10%以上を占めており、鉄、銅、金など多様な鉱石の埋蔵が確認されている。製造業では外資の進出も一部みられるようになり、石油産業および自動二輪車組み立て産業に対する資本設備や資材の生産などが始まっている。

サービス業をみると、元来は政府系機関しか存在しなかった金融部門に欧米系外国投資が進出しており、金融サービス向上への期待が質、量ともに高まっている。商業部門は依然として政府および軍部の統制下にあり、民間部門は国家管理体制下でインフォーマルセクターとして活動している部分が大い。公共サービス部門は現状で、都市部に限られている。一方、観光産業は、主としてビジネス関係者の往来が活発化する中、外資系企業の参入を得て、都市部でのホテル建設やリゾート開発などの伸びが期待されている。

6.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

アンゴラは米国を主要な市場とした石油の輸出収入に圧倒的に依存してきた。同国はアフリカ成長機会法(AGOA)が適用されているサブサハラ・アフリカ諸国のうち、ナイジェリア、南アに次ぐ 3 番目の輸出大国である。しかし、こうした輸出品はエネルギー関連部門に集中しており、2002 年には、同国の米国向け輸出品の 99%をエネルギー関連商品が占めている。

その他の主要輸出品はダイヤモンド、製油製品、ガス、コーヒー、サイザル麻、魚・魚加工品、木材および綿である。主な輸出先は米国、中国、フランス、ベルギーおよび日本である。一方、主な輸入品には機械および電気機器、自動車および車両部品、薬品、食料、繊維および軍用品がある。主な輸入国はポルトガル、南ア、米国、フランス、ブラジル、オランダおよび英国である。

アンゴラは近年まで、他の南部アフリカ諸国との貿易がほとんどみられなかったが、政治情勢の変

化に伴い、SADC 域内諸国との貿易機会が開かれつつある。

表 6.2: 貿易動向および主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	3,666	5,296	8,182	6,737	8,607
輸入	4,714	5,705	5,735	6,697	7,827
主要貿易相手国					
輸出 米国	2,227.91	2,336.64	3,285.09	2,979.36	2,977.55
中国	139.73	323.32	1675.18	656.21	988.23
ベルギー	316.55	482.15	566.73	507.41	451.76
輸入 ボルトガル	451.00	323.02	340.18	492.96	594.59
米国	389.73	278.41	240.90	303.71	409.75
南ア	215.08	210.90	340.18	335.45	364.06

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

UNCTAD によると、アンゴラは 2003 年、サブサハラ・アフリカ諸国で第 2 位の外国直接投資 (FDI) 受入大国であり、99 年から 2003 年までは第 1 位の座にあった。世界銀行によると同国への FDI は 2004 年で推定 15.5 億米ドル (対 GDP 比率で 9%) に達し、前年の 14.2 億米ドルより増加、2005 年も 15 億米ドルと予測される。こうした投資の大半は石油産業に向けられている。アンゴラで操業する主要石油企業によると、石油部門への投資水準は、新たな未開発油田の開発が進むことにより、今後 10 年から 15 年の間は成長が見込まれるという。アンゴラは 2003-07 年における石油部門への累積投資額を 260 億米ドルと見込んでおり、新規投資の 5 割程度を米国企業が占めている。

表 6.3: FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
1,113.9	2,471.4	878.5	2,145.5	1,643.4	1,414.7

出所: UNCTAD, FDI On-line.

対アンゴラ FDI を投資国別にみると、予想に違わず旧宗主国であるポルトガルが高い割合を占めている。ロシアも多大な投資額を誇るが、これはアンゴラのダイヤモンド産業に同国が強い影響力を有していることと関連している。英領バージン諸島およびケイマン諸島はタックス・ヘブンを売りとする外国・海外統治領であるため、真の投資主体は不明であり、アンゴラ資本の可能性もある。

中国は現在、その資金力に物を言わせてアンゴラ経済のさまざまな分野へ参入している。アンゴラ当局からの要請があれば、同国に供与されたプロジェクト・ファイナンスのための融資限度額 20 億

米ドルはいつでも引き上げられる可能性がある。中国は既に同国のオフショア石油産業での利権を獲得しつつある一方で、建設業にも参入を果たしている。中国はさらに鉱業にも強い関心を示しており、とくにマヴォイオ (Mavoivo) 銅鉱床地帯に注目している。同国はまた、アンゴラ市場における資本・消費財の主要輸入相手国となっている。加えて、失業問題に苦しむアンゴラに、中国系建設企業およびその他の企業が中国人労働者を数千人単位で呼び寄せたことで、中国のアンゴラにおける存在感は一層際立っている。

インド企業もまた、中国の規模には及ばないものの、母国の金融支援を受けてアンゴラ市場での地位を高めている。しかしインドの存在は(中国のような)問題を引き起こすことはなさである

中国、インド両国ともに、自国の経済成長を加速させるためにも大量の石油を必要としているため、アンゴラの資源に高い関心を示している。両国はまた、自身の工業生産品の成長市場としてもアンゴラに注目しつつある。とりわけ中国の存在が急速に伸張すると思われる部門は、建設・インフラ部門である。中国は自国企業が関与する開発プロジェクトを活すために公的融資を供与しているのである。中国企業は既にルアンダ大学校舎の増築に着手しているほか、ビジネス関係者の国内移動を容易にする地方部での三ツ星ホテル 18 軒の建設工事にも資本投入の意向を示している。手頃な価格でアクセス可能なホテルをアンゴラ全土に建設する本計画は、観光省がこの数年間に渡って推進してきたものであるが、計画が具体性を持って発表されたのは、中国からの融資が決まったからのことである。

2004 年 12 月期の公式統計によると、中国の対アンゴラ貿易額(2004 年 10 月期)は前年同月比で 93.1%の増加であった。2004 年 1-10 月期の貿易額は 34 億 9200 万米ドルである。また、アンゴラは 2004 年末時点で中国に対する最大原油供給国となった。

表 6.4: 国別外国投資額⁶⁹

(百万米ドル)

国	1990-99	2000	2001	2002	2003	2004	計
South Africa	13,16	1,30	1,30	-	2,61	21,39	39,77
Germany					0,71	2,8	3,5
Algeria						0,25	0,25
Australia		1,50					1,50
Bahamas	0,25		0,25				0,50
BVI	51,27			3,90	20,88	15,80	91,87
Belgium	2,06	0,3		0,25		0,20	2,81
Benin	0,50						0,50
Belize		0,25					0,25
Bermuda	4,31		6,73			33,94	44,99

⁶⁹ 表内統計数字、および部門別投資額は、アンゴラ民間投資庁 (ANIP) のデータに基づく。同庁は原油、ダイヤモンドおよび銀行・金融システムへの投資活動は扱っておらず、従ってこれらの部門は含まない。

Botswana	0,25				2,93	7,33	10,51
Brazil	49,15		0,38	0,25	0,416	8,17	58,37
Cape Verde	1,00				0,43		1,43
Canada	2,12	0,25				8,70	11,07
Cayman Islands	120,50				0,25	0,667	121,41
Comoros						2,85	2,85
Channel Islands	3,00			0,25	0,25		3,50
PR China	4,00	5,00	2,29	0,30	9,99		21,59
Cyprus						3,50	3,50
South Korea	7,95					0,86	8,81
Cote d'Ivoire		0,25	0,50		0,31	0,43	1,49
Cuba						0,19	0,19
Denmark	39,10					0,10	39,20
UAE			0,40	3,41	0,30	0,50	4,61
Spain	39,60	14,66		0,72		25,45	80,46
Bahrain	0,50						0,50
Ethiopia					5,00	0,21	5,21
Finland	2,074						2,074
France	101,78	0,25	0,50	4,46	5,08	2,13	114,21
Gabon	5,48	0,25				0,40	6,10
Gambia	1,13						1,13
Ghana	1,45						1,45
Gibraltar					0,50	0,28	0,78
Guinea- Conakry						0,25	0,25
Netherlands	3,00			0,45	0,50	0,40	4,35
Mauritius	38,64		0,25	0,25	4,70	1,40	45,24
India	0,25	0,25		0,25	0,25	3,42	4,42
UK	19,26	2,37	2,86		2,42	11,60	38,54
Ireland	30,89					0,500	31,39
Israel	0,45					0,23	0,68
Italy	41,32			0,25	0,50	0,31	42,39
Japan	0,84						0,84
Jordan	5,00					0,94	5,94
Yugoslavia	1,50						1,50
Lebanon	3,08	0,25	0,38		1,74	6,61	12,02
Liberia	0,28						0,28
Luxembourg	0,45					1,60	2,05
Malaysia	7,00						7,00
Mauritania	0,53					0,30	0,83
Mozambique						1,75	1,75
Namibia	1,99			0,28	0,49	0,71	3,49
Nigeria	43,90		0,25				44,15
Norway	0,25						0,25
Panama	11,63	0,25		0,25	5,82	6,49	24,45
Paraguay			0,35			1,12	1,47
Portugal	538,88	24,75	1,57	2,77	16,50	57,37	641,86
Czech Rep.	2,25					0,10	2,35
DRC	2,00					0,20	2,20
Russia	0,25				45,17	5,07	50,49
Sao Tome	0,50						0,50
Senegal	1,01						1,01
Sierra Leone		0,25					0,25
Singapore				0,25			0,25

Sweden	1,16						1,16
Switzerland	1,41				0,25	0,10	1,76
Thailand					0,10		0,10
USA	71,41	5,36		5,56	12,50	2,22	97,06
Lichtenstein	1,29	0,25					1,54

出所: National Agency for Private Investment (ANIP)

表 6.5 部門別投資額 (2002-03)

部門	案件数 2002 年	価額 (百万米ドル) 2002 年	案件数 2003 年	価額 (百万米ドル) 2003 年
Agriculture	2	14.8	5	23.8
Industry	6	10.2	39	151.9
Petroleum	4	4.9	4	12.8
Mining	0	0	5	6.6
Commerce	9	7.3	20	13.2
Fisheries	4	24.5	5	25.3
Tourism & Hotels	1	0.5	1	2.0
Construction	11	58.0	35	77.4
Services	6	202.1	34	226.6

出所: National Agency for Private Investment (ANIP)

6.2. FDI 推進に係る諸政策

6.2.1 産業政策および開発計画

四半世紀に及ぶ内戦が停戦合意に達し、アンゴラ政府は和平到来とそれに伴い増え続ける石油収入を享受しているが、中・長期視野に基づく現実的な国内産業振興計画の形成も、迅速な計画の遂行も実現には至っていない。金融・財政面では IMF の強大な指導のもと、公共支出の引き締めと透明性改善に向けた努力が徐々に効果を表し、また、為替レートの下げ止まりやインフレの低下がみられるなど、明るい材料も出てきた。

アンゴラ政府は石油収入の管理に関する規制の明確化を継続するとともに、短期および中期マクロ経済の安定化、エネルギー・通信および輸送インフラの復興、経済(外国投資)関連の法整備および法令の実施能力向上などといった政策を通じて、国内産業を取り巻く環境の改善に取り組んでいる。同国政府が重視する産業政策としては、未開発の鉱物資源の開発促進と石油・ガスの増産、外国資本導入を通じた鉱工業部門全体の付加価値向上(石油部門では派生製品の生産増)、農業分野の民間部門、外資への開放と事業者の資金調達改善、漁業分野では冷蔵設備や加工場の増設等による高付加価値化とロスの抑制、製造業においては産業集積の地方展開と国内消費財の現地生産比率向上、輸入代替の進展、などがある。

6.2.2 FDI 推進政策

2002 年に正式に終戦を迎えて以来、アンゴラ政府当局は、初期のポスト・マルクス主義国家時代あるいは 1975 年のポスト・革命時代から受け継がれた社会規範の多くを変革すべく、様々な分野で新しい経済法制の立法化に取り組んで来た。こうした幅広い分野での取り組みには、国家経済へのより多くの外貨の取り込み、管理部門従事者の職能向上、非石油部門における地方経済活動の振興などがある。関連して新たに提案された法律はすべて、国際石油企業の事業展開およびアンゴラ経済構造と不可分の関係にある。

国会審議および公報で明らかになった最終段階にある法案、および 2003 年後半以降、既に成立した法律は以下のとおりである。

一連の法制度は 2005 年春以降に承認される金融セクター関連の法案を通じて議論される予定である。ここで留意すべきは、一連の法律が、財務・通関当局をはじめ全国規模での官僚制度の機能強化、財政・金融上の問題を監督、処理できる司法機能の刷新、大学および高等学校における技術訓練コースの新設、公共セクターの管理職研修など、法律に準拠しない行政の手続きと主導権によって補完される点である。

要約すると一括法案は以下の視座に依拠している。

- 大規模な産業改革の導入および日常生活に復帰する退役軍人の雇用を目的とした専門的人材訓練施設の創設と、本取り組みを通じた貧困削減および「人的インフラの復興」。
- 非石油関連税の徴収強化。現在まで税収の 66.7%を石油関連税が占めている。徴税機能の改善は、同国に対する外国企業の関心を損なうことなく、より多くの財源を生み出すための財政・税制度の簡素化を進めるという一般的必要性を満たすことにもつながる。

(1) 民間投資法

新規法案および審議中の法案すべての土台となるのが、停戦合意後に成立した民間投資法である。「アンゴラ民間投資法(PIL)」は政府刊行物(DR)1 巻、第 37 号に掲載されており、2003 年 5 月 13 日付法令第 11/03 号となる。同法の主旨は以下のとおりである。

- 前文においては民間投資が国家経済の発展にとって「不可欠」であるとの認識が示されている。また、現時点における法制度が、国内および外国投資家により高い「保障」を提供するよう刷新されるべきとの認識も示されている。

- 第 2 条では「国内投資家」はその国籍に関係なく、利益をアンゴラ国内に保有する者とされている。また、ANIP は投資関係に責任を負う機関であると定義されている。
- 第 3 条では「特別投資形態」すなわち、石油、ダイヤモンドおよび銀行・金融システムへの投資が定義されている。国家は特別法によりこれに関する枠組みを設定することとしている。
- 第 4 条では投資に関する一般的基本理念が定義されている。また、外国および国内投資家の「平等性」および「アンゴラ国民の経済市民としての権利」を保護する必要性に関する記述もある。
- 第 7 条では、技術およびノウハウの習得、設備機器、新規法人設立、契約に基づく債権の転換、不動産取得、農業企業およびホテルの創設などの行為を「国内投資活動」とみなす旨が記されている。
- 第 9 条では、「外国投資活動」が定義されている。本活動に含まれるのは、国内での外国為替機関の設立、技術・ノウハウ、設備機器など固定資本、ならびに在庫等の導入、アンゴラ企業の株式取得、外国融資を通じた金融投資、合併事業や外国投資家が 100%所有する新法人の設立、不動産および建造物の取得、観光業および農業への投資、などである。第 9 条第 2 項では外国投資活動の定義から除外されるものとして、船舶、航空機またはその他の輸送手段の一時的なリース、貸出しなどが挙げられている。また、同条第 3 項では、(ANIP の承認を必要としない)10 万米ドル未満の資本投下が除外されている。

6.3. FDI へのインセンティブおよび障害

6.3.1 FDI 推進体制

(1) 投資推進機関

国家民間投資機関(アンゴラ民間投資庁: ANIP)

外国投資の奨励を担う機関は、外国投資機関(IIE)の後を引き継いだ国家民間投資機関(ANIP - Agencia Nacional para o Invesimento Privado)である。しかし、ANIP は外国投資および国内投資の両方を取り扱う機関であり、エネルギー(石油)、ダイヤモンド、電気通信、金融セクターへの投資はいずれも、これまで同様に各セクター固有の法制度によって管理されていることに留意しなくてはならない。ANIP は投資家に必要なサービスをすべて提供するワンストップ・ショップとなることが期待されている。アンゴラ政府は、投資活動は国内、国外ともに等しく推進されるべきであり、アンゴラが「生き残る」ためにも両者が推進されるべきだとの立場を取っている。

ANIP は 10 万米ドルから 500 万米ドル規模の外国投資を承認する。10 万米ドル以下の投資は同機関の承認を必要としない。500 万米ドル以上の投資、および(石油および鉱業等)開発権取得を要する投資、または国営企業の参加を伴う投資については、閣僚会議での承認義務がある。ANIP または閣僚会議から案件承認を得たのち、当該投資家は、企業登録および公報(DR)への企業情報の開示、営業許可証の取得ならびに財政当局への登録を行わなくてはならない。

ANIP はまた、技術的、法的支援を提供するだけでなく、投資機会の見極めを支援するため、国内外の投資家のために市場調査も行なっている。新民間投資法は煩雑な規制を削減するのみならず、法手続きを容易にし、資本引揚げ保障等、民間投資家に数々の保障を提供している。

(2) 輸出加工区 (EPZ) および自由貿易区

現在、アンゴラに外国貿易区または自由貿易港は存在しない。しかし、政府が 2002 年に基本食糧品向けに保税倉庫を設置し、選任された外国輸出業者がアンゴラ市場に直接販売する製品を無税保管できるようになった。政府は、アンゴラ関税倉庫(CWA)と呼ばれるこのような倉庫を全国規模で増設することを計画している。

(3) 民営化

アンゴラにおける民営化は、同国自身が 2002 年に終結した戦争からの復興途上にあるため、いまだ初期段階にある。アンゴラ政府は確かに政策として民営化支持の立場を謳っているが、民営化は「戦略的」分野として残しておく必要があると見ている。民営化の進展および官民パートナーシップ(PPP)で最も重要となるのは恐らく、鉄道、港湾、および電気通信などのインフラである。現時点では官民パートナーシップ問題は場当たり的な対応しかなされておらず、アンゴラ政府は明確な基準や目標を定めてはいない。

(4) FDI 誘致のためのインセンティブ

アンゴラ民間企業育成に関する法律(法令第 14/03 号)の前文では、同法の意図が国内投資家と外国投資家の活動領域を等しくすることにあると明確に謳い、「国家は、国内および外国投資家間の競争上の格差を是正し、官民投資家間のシナジー効果を促し、一層の優遇措置を指向する法的、物質的および制度的条件を創出、提供しなければならない」と述べている。

アンゴラ国民および企業は、同法の下で優遇税制、信用供与および補助金等一連の特権を得ることができる。政府はまた、自国企業のためのプロジェクト契約を別途用意し、その収益を当該企業

に振り向けることができる。外国投資家はアンゴラ企業との合併事業に参加し、アンゴラ国民を過半数株主とすることで「アンゴラ系」と定義される企業を設立する。その上で、以下のインセンティブの恩恵にあずかることが可能となる。

免税およびタックスホリデー

優遇税制措置は、農産物、製造業、漁業・水産物加工業、土木建設業、保健・教育事業、ならびに道路、鉄道、港湾、空港、電気通信、エネルギー、水などインフラ施設整備事業などの優先部門への投資を促進するために適用される。優遇税制措置は、国を区分する開発区(A、B および C)に従って提供される。投資家は、A 区分の地域(アンゴラにおいて開発が集中している地域)に対する投資の場合は 5 年間、B 区分の地域の場合は 10 年間、および C 区分の地域(最も開発が遅れている地域)の場合は 15 年間、設備投資に対する課税が免除される。投資家はまた、上記優先部門に関するプロジェクトに関して土地および不動産を取得する場合、不動産譲渡税が免除される。優遇税制措置は、支払場所がアンゴラ国内の場合は 5 万米ドル以上の投資に対して、または、支払場所が他国の場合は 10 万米ドル以上の投資に対して、投資家の国籍を問わずに保障される。

この投資区分には、優先部門または C 区分の地域、アンゴラ国民に対して 10 口以上の雇用を確保するプロジェクト、ならびに建設および経済・社会インフラ施設の復興など地域経済の活性化につながる新興企業が含まれる。

C 区分の地域において新規事業および崩壊または頓挫した事業の再建に対する投資の場合、10 年間の産業税減免が受けられる。同様の措置は、食品産業、農業および家畜飼育に対する投資、ならびに自国民に対して 50 口以上の雇用を創出する投資活動に対しても適用される。

関税および通関

法令第 17/03 号「民間投資のための税および関税優遇措置に関する法律」では、民間投資基本法の枠組の範囲内における優遇税・関税措置の譲許に関する手続き、種類および形態が規定されている。同法令の目的には、国内製造業(輸入代替)、貧困地域の開発、インフラの再生および近代化、技術革新ならびに外貨準備高状況の改善を促すことが含まれている。以下のセクターに優先順位が与えられている。

- 農業および牧畜業
- 加工産業
- 漁業および関連産業

- 土木建設
- 保健および教育
- インフラ(道路、鉄道、港湾、空港、電気通信、エネルギーおよび水)
- 重量貨物および旅客機材

優遇関税措置も、3つの開発区分に従って適用される。優遇措置はC区分の地域が最も大きく、A区分の地域が最も小さい。大幅な税控除が提供され、かつさまざまな費用が減税対象となる。

アンゴラはポルトガルおよびサントメ・プリンシペとの間で関税協力協定を締結しており、南アおよびポルトガル語諸国共同体(CPLP)加盟国との間でも同様の協定の締結を計画中である。また、関税協定の締結を目指してナミビア、ザンビア、コンゴ民主共和国などSADC全加盟国と協議中である。アンゴラはまた、2003年3月にSADC自由貿易プロトコルに従うことに合意した。これは、貿易、関税制度およびその実施手法に関する地域共通政策を打ち立てることで、加盟国の間で関税率を調和させ、引き下げることを目指すものである。2004年9月、アンゴラ政府は輸入品に対する関税の引き下げを、同年12月にはカビンダ(Cabinda)飛び地の企業に対する関税の撤廃を発表した。ただし、こうした税の減免は石油産業には適用されない。

(5) FDI誘致に対する阻害要因

アンゴラは投資制度全体を合理化し、投資家に必要なサービスすべてを「ワンストップで」提供する投資家センター(ANIP)を設立したが、未だにアンゴラに投資を誘致するために克服すべき官僚主義的行政に起因する障害を適切に克服したとは言い難い。ANIPおよびさまざまな投資関連法は、投資環境をかなりの程度改善することにはなったが、行政の非効率性というを克服するための課題は山積したままである⁷⁰。

汚職

アンゴラで大型契約を模索している企業は、あからさまに行なわれている汚職行為に巻き込まれないよう、慎重に行動することが重要である。汚職に巻き込まれることが当該企業に重大な後遺症を残し、将来の事業に深刻な悪影響を及ぼしうることを示した事例は数多く存在する。また、大型の新規事業において、指定された地元のパートナーを受け入れざるを得ない立場に立たされることがあるが、そうした人物は高い官職にある者の代弁者である場合がしばしばである。

⁷⁰ ブライス・ウォーターハウス・クーパー(PWC)によると、アンゴラにおいて新規事業を登録するためには、ANIPの設立による改善がみられたものの、251日を要するという。

集権的意思決定構造

アンゴラにおいては、経済の自由化が進展しているにも拘わらず、政策決定構造は未だ高度に集権化されている点は特筆すべきである。大型プロジェクトは、各省から閣僚会議に対し、承認を得るために自動的に送られてしまう。各省には大型入札の参加者を決め、契約を分配するには、限られた権限しかないからである。閣僚会議の承認を求めることは、大型プロジェクトが直接政治の場に投げ込まれるということであり、したがって権力構造がどのように階層化されているかを理解することが重要となる。

エンパワメント政策

アンゴラには、投資家に特定の義務を課するような現地調達法は現在のところ存在しない。しかしながら、アンゴラは「エンパワメント」に関する原則および規制を検討中である。アンゴラではこれを「アンゴラ化」と称しており、株式保有および経営管理の双方で適用されている⁷¹が、国産品対輸入品という構図には当てはまらない。外国投資に対する公的な差別は存在しないが、官僚政治およびビジネス環境に関する複雑な法制度に精通したアンゴラ企業または第三国企業が有利になることがしばしばある。確かにアンゴラ人所有の企業は、財、サービスおよび公共工事の契約をめぐる入札で好意的な待遇を享受することが可能である。一方、外国企業は、この分野で適用される政策全体に一貫性がなく、明確かつ一貫した枠組みもなく、今日と明日の決定が矛盾することさえあると、不満を訴えている。

IMF および世銀との関係

アンゴラ政府はガバナンスおよび透明性の問題に関する IMF の要求に快く応じる姿勢は取っていない。IMF および世銀との関係に問題を抱えているために、今後もしばらくはアンゴラの投資環境が損なわれることになるだろう。国際援助機関は、ロシア、中国、アジア、アラブの一部諸国等の限定された国々とは別に、対アンゴラ支援を全面的に開始する時機を待っている。

会計制度

アンゴラの官民企業では、国際基準に準拠した透明な会計制度が伝統的に用いられていない。また、国際監査規準を適用している企業もほとんどない。政府は 2002 年より「大企業」に監査を行なうよう要請しているが、各企業の能力不足から新たに制定された法的義務は履行されていない。

⁷¹ 法令第 5/96 号および 6/01 号は、国内または外国投資家によりアンゴラ国内に設立された地元企業の海外駐在員を全従業員の 30%以内とする制限を設け、また、アンゴラ人および海外駐在員が同一業務および責任を有する場合は同一賃金を受けられるよう要求している。

6.3.2 インフラ

(1) 基本情報

各種インフラ整備については、関連省庁が統制し、地方および市区行政府が二次的に責任を担っている。現時点でのアンゴラのインフラは、内戦中の破壊行為と数十年にも渡って十分な注意が払われてこなかったことにより、完全に破壊された状態といえよう。また、アンゴラの特異な統治体制がゆえ、インフラ開発では本来管轄すべき省の手から離れ、時として法令による規定または公示がなされないまま、閣僚会議その他の特別集団の監督下に置かれる事態も生じている。特別集団が関与するのは、とりわけ支配階層の既得権に関わる場合と言われている。例えば、大統領の私的財団(FESA⁷²)は、一時は政府以上に首都ルアンダにおける基本サービス改善に対して支出するなど、政府同等に社会の発展に影響を及ぼす存在と見なされていた。いずれにしてもアンゴラは、適切に機能する管理当局を確立するにはまだ時間が必要だとみられる。

放置、崩壊を続けてきた輸送インフラだが、4ヵ所ある主要港⁷³で、包括的な復興作業が進んでいる。同国の港湾施設は、とりわけ SADC 域内の近隣内陸諸国が貿易を拡大するうえで主要な役割を果たせるようになることを目指している。アンゴラには7万2,000kmの道路が敷設されているが、アスファルト舗装されているのは8,317kmに過ぎず、その上、舗装道路の6割以上は補修を要する状態である。道路補修および地雷除去作業には時間が必要であるが、車列が物資を地方に輸送できるようになるなどの進捗も見られる。鉄道に関しては、現在運行しているのはわずか20%⁷⁴程度であり、完全な運行復帰には多額の資金が必要となる。国営メディアの発表によると、11年間に渡る40億米ドル規模の鉄道再生プロジェクトが、一部で中国の信用貸付の支援も得て既に開始されている。同プロジェクトには古い3路線⁷⁵の復興計画だけでなく、詳細は未公表であるが、もう1路線、そして恐らく既存の東西に走る路線を結ぶことになるいくつかの横断鉄道(次節参照)、の建設計画も含まれている。戦時中に破壊された鉄道橋のいくつかは、中国系企業による復興プロジェクト着工を受けて、既に再建されている。アンゴラでは陸路による移動が困難なため、国内の移動はほぼ空路となる。したがって、空の便はどれもほぼ満席状態である。国内には空港が243ヵ所あるが、舗装された滑走路があるのは32ヵ所だけである⁷⁶。安全性、信頼性の向上のためにも、何ヵ所

⁷² FESA(<http://www.fesa.og.ao/index.htm>)

⁷³ ルアンダ、ロビト、マロンゴおよびナミベのうち、マロンゴを除く3港で全輸入品の約95%を取り扱う。ルアンダ港には、アフリカ西岸で最も洗練された自然港湾があり、国家経済の非石油部門で最も重要な港湾として位置づけられている。

⁷⁴ 敷設線路は全長2,761キロメートル。

⁷⁵ これらは、(A)全長1,336キロのベンゲラ鉄道、(B)同479キロのルアンダ鉄道、(C)港町ナミベから内陸に向かう同907キロのモサメデス鉄道である。ナミベ鉄道およびベンゲラ鉄道は3年以内で運行開始に至ると予想されている。

⁷⁶ 米国CIA(2005) "the World Factbook-Angola-" (<http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/ao.html>) による。

かの空港の再建と航空管制システムの改善のための投資が必要である。

数年間に渡る内戦とその結果としてインフラが破壊されたことで、アンゴラの電力供給産業も被害を受けたが、徐々にではあるが回復しつつある⁷⁷。アンゴラの発電・電力供給を担う機関は国営 ENE (Empresa Nacional de Electricidade) であるが、その他にも民間の発電会社はいくつか存在する。

内戦はまた、電気通信インフラも破壊した⁷⁸。アンゴラ政府は国内の通話可能エリアの拡大に向けて電気通信インフラへの投資を計画中である。同国の電話回線密度⁷⁹は非常に低く、維持管理および補修が適切になされていないため、通話時の断線がしばしば生じる。アンゴラ・テレコムが地上回線での通信サービス事業者である。主な利用者は政府および企業(商用)に限られている。外資系大企業の多くは独自に高周波数の長距離通信システムを導入しており、国内電話システムを活用する企業は多くない。高まる一方の需要を満たしつつ通信システムの拡充をおこなうために大規模な通信関連機材の輸入が必要となっており、携帯電話サービス業者のうちの一社、ユニテルだけでも、2004 年に 1 億米ドルの投資を行なっている。

(2) 地域プログラム

ナミビアのヒフィケプニエ・ポハンバ大統領は就任前の 2005 年 2 月 4 日、ヌヨマ前大統領とともに、アンゴラ南部を訪問した際、アンゴラとナミビアの鉄道網を結ぶ新路線の着工について言及している(同路線はナミビアから南ア鉄道網にも結ばれている)。加えて、国内鉄道路線の復興が進めば、ベンゲラ鉄道はロビトから東部国境へと続き、コンゴ民主共和国(さらにその先でザンビアにも接続)を結ぶなど、他の近隣諸国への接続も可能になる。こうした鉄道網が完成すれば、域内貿易に多大な影響を与える。とりわけベンゲラ鉄道は、かつてはザンビアやザイール(現コンゴ民主共和国)が銅を輸出するために主に利用した運輸手段であることから、高い潜在能力を有している。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

アンゴラにおいては、インフラ建設およびサービスの運営事業における民営化や官民パートナーシップは、主要課題とは考えられていない。今のところわずかな事例と計画があるに過ぎない。発電事業に関しては民間発電会社にも門戸が開かれており、輸送部門では政府が海上輸送事業の民営化を計画しているが、財政難に直面している状態である。また、通信分野で、ポルトガル系企業のユニテルが携帯電話サービスを提供している程度である。依然として、民間部門が関与した

⁷⁷ 現在の発電容量は約 500 メガワット。2001 年における電力生産量は 14.5 億 kWh。

⁷⁸ 2003 年の主固定電話回線数は 96,300、2002 年の携帯電話回線数は 130,000 であった。

⁷⁹ 背景報告書によると、100 人あたりの回線数は 0.5 である。

形で進められるインフラプロジェクトは数において限られるものの、PPIAF⁸⁰と世銀はアンゴラ政府の要請を受けて国別枠組みレポートを作成しており、インフラ分野への民間部門の関与の拡大に向けた環境改善を目的としたアドバイスがなされている。

6.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

アンゴラのマクロ経済は、慢性的なインフレ、自国通貨の過大評価、社会インフラに対する投資の欠如などを背景として非常に不安定な状態が長く続いている。

政府は膨らむ財政赤字に苦しんでいる。財務省、中央銀行(Banco Nacional de Angola, BNA)および国営銀行による資金運用引締め政策にも拘わらず、国際収支統計および ODA 借款には解決すべき問題が未だに存在する。石油輸出とインフラ開発がそれぞれ、勘案されるべき国家収入と国家支出の主要因である。また、中国がインフラ開発に対して 20 億米ドルの信用供与を行なったことは注目に値する。

中央銀行が政府予算に計上されない財政赤字に対して資金調達を行なわないのは、マネーサプライの急速な増加と高いインフレ率を原因とした金融政策上の理由である。輸出収入が良好であることで中央銀行には自国通貨クワンザの安定を目指した為替市場へ介入する余裕があるかもしれないが、原油価格が下落してしまえば、そうした政策は期待できない。

為替レートに影響を及ぼすその他の要素には、歳出、外債の償還、石油会社の利益の本国送金などがある。政府がクローリング・ペッグ制を導入したため、自国通貨価値が漸進的に下落することが予想される。

アンゴラの対外債務は 100 億米ドル弱にのぼるが、将来の石油生産を見越した高金利・短期債券が主である。国家予算のおよそ 40%はこうした債務で調達されている。外貨準備高は 2004 年末時点で 22 億米ドルにのぼる。政府は債務再編に向けて、二国間協定またはパリ・クラブの枠外でポルトガルやドイツを含む諸国と交渉中である。

自国通貨クワンザの持ち出しは禁止されており、外貨持ち出し限度額は通常、5000 米ドルに定められている。2003 年 4 月発行の中央銀行規制により、配当の本国送金または海外資金の移送はより厳しく管理されるようになっている。

⁸⁰ PPIAF は発展途上国で民間部門の関与によってインフラの質の改善を促すことを目的に技術援助をおこなう多国間ドナーから構成される機関。日本もその構成国。

アンゴラには海外証券投資や株式市場は存在しない。政府は中央銀行が発行する債券(Títulos do Banco Central)の流通市場の創設に尽力している。政府はマネー・サプライをより効果的に刺激すること、および債務の管理を目的として、財務省に対して同債券を発行する権限を与えたが、適用すべき関連法および規制は未だ施行されていない。政府は銀行機関に対する債務支払または信用貸付の担保を目的として発行した債券に 10 億米ドルの予算を計上した。

(2) 銀行セクター

アンゴラの金融部門は未だに低開発ではあるが急速に成長している。2004 年 6 月現在、銀行部門の総資産額は 2002 年の 21 億米ドルから 2004 年 6 月現在で 35 億米ドル(うち預金が 26 億米ドル)へと増加している。銀行機関の多くは、為替取引や貿易金融といった短期で手数料が得られる業務に重点を置いている。外国投資家は通常、国内の信用貸付を受けることができず、一方、地元投資家は自己調達か非民族系銀行または投資ファンドから資金を調達することになる。経済開発の推進を目的に補助金を受けた政府融資制度は、アンゴラ国民が所有者の大半を占める企業に対してのみ、それも極めて限られた企業だけが受けることができる。地元経営者は、例外はあるものの、自国通貨であるクワンザで融資を受けなくてはならない。クワンザ建融資はインフレを考慮して 60%から 70%の利率が設定されているが、ドル連動型の融資の場合は通常、10%未満である。

銀行は、担保不足、脆弱な司法制度そして信用履歴やその他の必要な金融情報を把握するのが困難な状況であるため、貸付業務を避けてきている。また、政府系および政府関連企業は特惠融資を、しばしば特例レートで受けることができるため、企業倒産の比率も高水準にあった。現在では、銀行部門の不良債権率は 5~7%程度である。法制度の改正および銀行部門の進展により、改善は著しく進んでいる。新土地法は、財産権をめぐる混乱を軽減し、担保の源泉の特定に有用である。中央銀行は信用貸付のデータベースの精緻化に取り組んでいる。また 2005 年の初めには、金融セクターに関する新法が提案された。同法案は、銀行の監督業務および規制を明確にし、無担保小口融資を取扱う金融機関の設立を促進する内容となっている。状況の改善を示すものとしては、預金残高に占める貸出・融資残高の割合が過去 3 年間で 30%から 70%に上昇したこと、ポルトガル系および南ア系銀行が新たな支店を開設したことが挙げられるだろう。

過去の 3 ケタ台に上るインフレを背景として、銀行システムと国家経済では極端なドル化が進んでいる。中央銀行は内戦の終結以来、自国通貨クワンザの信用回復とインフレの制御に多大な努力を注ぎ込んでおり、インフレ率も 2004 年には 30%程度まで低下した。今では、一部の商業銀行は資産の 80%程度をクワンザで保有している。中央銀行の規制により銀行機関は支払準備金のうち 20%までしか外貨で保有できない。非政府預金に対する法定準備率はクワンザであれ外国通貨であれ 15%に設定されている。

金融セクターは、商業銀行 7 行、投資銀行 1 行、および外国銀行 3 支店でほぼ独占されている。商業銀行 7 行のうち 3 行は外国資本 (Banco Espirito Santo、Banco Totta de Angola (BTA)、Banco Comercial Portugues (BCP)) であり、同じく 3 行はアンゴラ資本 (Banco Africano de Investimento (BAI)、Banco de Fomento Exterior (BFE)、Angolan Commercial Bank (BCA)) である。民族系銀行のうち 2 行は国営銀行で、商業銀行の全資産の 45%を保有している。さらに国営銀行 (Bank of Commerce and Industry (BCI)、Bank of Saving and Credit (BPC)) が 2 行あり、将来的には民営化が予定されている。BCI の民営化プロセスについては既に第一段階に入っているものの、BPC については、政府は民営化しない方針を固めた。アンゴラ中央銀行は 1997 年、それまで担ってきた商業銀行としての業務を停止し、本来の中央銀行としての業務に特化することとなった。

(3) 外国為替

外国為替管理に関する主な規制は以下のとおりである。

- アンゴラ国内に持ち込まれる外貨の量に規制は存在しないが、国内通貨の持ち出しは禁止されている。
- アンゴラには外国為替売買を行なう権限を有した特定のディーラーが存在する。
- 旅行手当、海外医療手当、海外扶養者手当はすべて、月額固定レートで支給される。
- 外国投資家が得た配当金は、投資先企業への投資額が25万米ドルを超える場合には、海外に持ち出すことが可能である。
- 個人資本の移送は個別判断により許可される。
- 外貨預金口座は許可されており、外貨 (現金、トラベラーズ・チェック、または外国支払指図書) を預金することができる。

近年の経済金融改革政策により、現地で外国為替へのアクセスが改善されるとともに資金の送金および移送が容易になった。しかし 2003 年 4 月の中央銀行規制により、資金の海外送金は厳しく規制されることとなった。03 年 11 月の投資法によって、正式に承認された外国投資による利益の本国送金を保証しており、投資家は地元商業銀行を通じて資本の送金ができることになっているが、同規制のもとでは、利益および配当金の本国送金の際、まず中央銀行の承認を得なくてはならない。さらに、中央銀行は、即時国外送金が国家の国際収支に悪影響を及ぼすと判断した場合、配当金の本国送金を一時的に差し止めたり、分割送金を課したりすることができる。資金を海外送金するために数ヶ月も待たなければならないと、企業側は不満を訴えているが、諸銀行は最近、送金に要する時間を 24 時間未満に抑えるなどサービスを相対的に改善させている。

為替に関する法律の条項によると、投資家は分配された配当金および利益を、企業体または事業

体の保有する株式数に応じて法で定められた償却金額および発生する税金を控除したのちに、海外に送金することが可能である。投資家はまた、その投資の清算の結果として発生する所得(納税後)、補償金、印紙税、またはその他の技術移転に関連する間接投資で得た収益の送金も可能である。また、民間投資契約の規定により保有する資金も、発生する税金を納めれば、送金可能である。ダイヤモンド、原油、および金融機関への投資については個別法令に準拠する。

6.3.4 労務・経営管理

現地労働者の職能水準は概して低く、適切な管理能力または技術レベルを有した労働者は不足している。経営者側は専ら社内で、積極的にアンゴラ人従業員を訓練指導している。また、労働者の多くは英語能力が乏しい。

アンゴラ政府は同国に進出する石油会社に対して、資質のある求職者であればアンゴラ国民を優先的に雇用するよう定めた規定を発表したが、現状で完全な履行には至っていない。募集する欠員に対して資質のあるアンゴラ国籍の労働者が現れない場合、企業は外国人を雇用する許可を政府に申請することができる。1社につき従業員の 30%以下までであれば、別途、外国人を雇用することもできる。上記規定ではまた、アンゴラ国民と外国人の賃金および手当の平等性確保を求めている。しかしながら、規定の施行時期は未定である。

2000 年に施行された新たな労働総法では、労働者の保護・利益を明確に規定している。同法ではまた、産休など各種休暇、労働争議権、集団交渉権、労組組織権についても言及している。無期限雇用契約の締結にあたっては、6 ヶ月までの試用期間を認めているが、それ以降の解雇は非常に困難となり、労働者は(労働者に有利な判決が多い)労働裁判所に訴える権利を持つ。

政府は法定労働時間を政令で週 44 時間と規定しているが、実態的には就業時間や職場の安全確保、労働者の健康状態にまで監督が行き届いていない。

なお、契約外就労の外国人労働者については、新労働法の対象からはずされる。

2004 年の最低保障賃金の水準は月 4,250 クワンザ(50 米ドル相当)。実際には、(インフォーマルセクターを含む)都市労働者の多くは月 1,700 クワンザ(20 米ドル)以下で就労しているとみられる。正規給与労働者の平均賃金は月 3,400 クワンザ(40 米ドル)～1 万 2,500 クワンザ(150 米ドル)の間にある。本所得水準は近年の基本的な生活コストを賄うには不十分であり、給与労働者の多くは副業、あるいはインフォーマルセクターでの就労によりこれを補っているとみられる。法定最低賃金を下回る給与しか得られない被雇用者は公的扶助を受給する権利を持つが、本制度は一般にあまり知られていない。

憲法では労働者の団結権や集団交渉権が認められているが、政府はその権利行使を認めない場合もある。憲法には 2004 年、労働者の争議権も付記されたが、実際には雇用者がストライキ参加者に懲罰的対応をとることを明確に禁じているわけではない。

国連によると、アンゴラ国民の HIV/AIDS 感染率は 2004 年に 5 % に近づいたと推定されている。この比率は、それ以降の感染率がねずみ算式に増加する「閾値」と警戒されている。HIV/AIDS 問題に直面するアンゴラ政府は、同年 12 月 17 日に国立 AIDS 対策研究所を設立する方針を決定したものの、予算的措置は未だ講じられていない。

6.4. 政府開発援助（ODA）

6.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

アンゴラは豊富で多様な天然資源を有しているにもかかわらず、最貧国の一つにとどまっている。同国は 2002 年の内戦終結以来 3 年間に渡り、国際ドナー国協議を行なうよう、訴え続けているが、ドナー諸国は原則として、同国が IMF との間で正式な合意を締結するまでは援助に関する協議は実施できないとしている。援助機関にとっては、経済金融政策に関して IMF の「お墨付き」が、援助資金の効果的な使用を保証する必要条件となっている。また、アンゴラが過去の債務に対する多額の未払金を処理するまで、ドナー国の大半は、緊急援助以外の開発援助を再開できない。IMF との合意もまた、アンゴラのパリ・クラブの公式債権国に対する債務に関する交渉を再開する前提条件であり、また、国際金融社会との「正常な」関係を回復する重要な第一歩とみなされている。

アンゴラは 2002 年に PRSP を起草し、同政府およびドナー国は草案の内容について調整中である。以下は主なドナー国による援助の概要である。しかし近年では中国、ブラジル、ドイツ、ポルトガルおよび米国が主な二国間援助のドナー国として名を連ねている。

表 6.6: 主要ドナーおよび日本の対アンゴラ経済協力

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	United States 28.8	United States 48.1	United States 37.3	United States 34.0	United States 105.6
2 nd	Spain 25.2	Spain 35.8	Japan 21.5	Japan 20.7	Holland 27.7
3 rd	Portugal 23.9	Italy 25.0	Sweden 17.1	Holland 20.5	Japan 27.2
4 th	Norway 23.1	Japan 22.0	Norway 16.6	Norway 17.5	Norway 22.2
5 th	Sweden 22.5	Portugal 19.8	Spain 16.2	Sweden 13.4	Germany 16.5

Japan	17.9	22.0	21.5	20.7	27.2
Total	214.5	251.8	189.1	179.4	286.4

出所:外務省

6.4.2 国・機関別支援

(1) 日本

日本は 2000 年以來、1)医療、2)基本インフラ、3)農業、および 4)復興努力の 4 分野に重点を置いて活動を行なっている。以下は日本のアンゴラ向け ODA の概要である。無償資金協力に関し、日本は、食糧支援、病院建設、UNHCR との提携による難民再定住計画、および UNICEF を通じた子供の感染症予防計画の分野で、アンゴラに対して支援を行なってきた。日本はまた、医療、基本インフラおよび農業の分野での研修生受入れなど、技術支援も実施している。

表 6.7:日本の近年の対アンゴラ援助額

(百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-	18.20	2.51	20.71
2002	-	26.09	1.13	27.21
2003	-	32.66	0.44	33.10
Cumulative Total	-0.32	145.54	17.60	162.79

出所:外務省

(2) 米国

米国のアンゴラに対する関心は、社会経済、人道的活動および政治分野である。米国のアンゴラにおける支援活動は、経済復興、効果的な民族間の和解、内戦被害を被った国民の再定住化および再統合、重要インフラの再建、民主的・自由市場経済を目指したプロセス確立の分野で行なわれている。米国にとってアンゴラは 8 番目の石油供給国であり、アフリカ大陸では最大の貿易相手国のひとつである。

USAID は、政府歳入および国営企業の透明性を推進するために、金融企画室の創設を支援している。また、USAID は無担保小口融資に関する計画、AGOA の推進、民営化推進および汚職軽減の分野においても支援を行なっている。

USAID はまた、新たなイニシアチブ、Global Development Alliance (GDA) に取り組んでいる。GDA

は経済成長の促進、企業および雇用の創出、健康・環境問題への取組み、そして教育および技術に対するアクセスの拡大を目指す官民提携関係を組織化することによって政界、産業界および市民社会を連携し、アイデア、努力、資源を動員することを目的としている。USAID とシェブロン・テキサコ社は 2002 年、官民提携を結び、アンゴラの企業開発に向けた支援と教育訓練を行なうと発表した。同提携はシェブロン・テキサコ社、USAID、UNDP およびその他の提携者が 5 年間に実施予定の 5 千万米ドル規模のアンゴラ支援の一部である。

(3) 中国

中国は対アンゴラの主な債権国のひとつにまで成長した。ただし、同国が関連情報を公表していないため、正確な規模は不明である。2005 年春には中国輸出入銀行との間で 20 億米ドルの融資協定が締結されたものの、全額の供与は行われていない。同融資は、内戦で破壊された鉄道やその他の通信網の修復作業を始めとするインフラ再生・建設の資金として用いられる。こうしたプロジェクトは主に中国人技術者によって行なわれる。報道によると、この大型融資は相当の好条件で与えられたとされ、石油資本に支えられた商業銀行融資と類似している。この融資は 18 年間の原油デリバティブによって返済されることになっている⁸¹。

(4) 世界銀行

世界銀行による支援は 1991 年、経済管理キャパシティ・ビルディングを目的とした IDA の信用貸付によって始まった。世銀は首都ルアンダに事務所を設置し、同事務所を通じて国別対話やプロジェクトの監視を行なっている。IDA の支援戦略は 2005-06 年版暫定的戦略書 (ISN⁸²) に記載されており、(1) 公共資源管理の透明性、効率性、信頼度の強化、(2) 内戦被災者および弱者層に対するサービス拡充、(3) 広義の公平性をもつ (貧困克服のための) 経済成長の基盤作り、3 つの柱を掲げている。同戦略書は、経済政策への助言の観点から、国家経済政策およびセクター別政策に、より具体的には民間投資および技術支援への環境整備に重点を置いている。また、IDA は支援国会合 (CG) が対アンゴラ援助活動の調整を進めることを支えることを考慮している。IDA は現在、16.6 百万米ドルの経済管理技術支援プロジェクトを実施している。

一方 IFC は、アンゴラに対し 2 件の投資活動を行なっている。ひとつは中小企業を目的とした銀行 (Novobanco Enterprise Bank of Angola S.A.R.L) 向け投資活動であり、もうひとつは同国初の民間保険会社 (Noba Sociedade de Seguros de Angola S.A.R.L. (Nossa)) 向けである。IFC はまた、アン

⁸¹ ERA 収集の情報に基づく。

⁸² アンゴラのように紛争からの復興過程にある国には国別援助戦略 (CAS) が存在しないが、代わりに ISN を準備することになっている。この戦略書は、当該国に世銀がどのように関与するかを示した中期計画の概要である。ISN は、将来プロジェクトの対象となる事項および研究対象分野を用意することで、IDA の援助プログラムを規定するものである。

ゴラの民間企業に対する技術支援も行なっている。

7. モザンビーク

7.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

7.1.1 マクロ経済

1975 年の独立時、モザンビークは世界で最も貧しい国の一つであった。社会主義による誤った政策運営と 1977～92 年の激しい内戦がその状況を悪化させた。1987 年、政府は経済を安定させるために一連のマクロ経済改革に着手した。これらの歩みは、ドナーによる支援および 1994 年の複数政党選挙後の政治的安定性と相俟って、同国の経済成長率の劇的な改善をもたらし、巨大な外国投資の流入によって拍車がかけられた。インフレは 1990 年代後半には 1 桁台にまで縮小し、2000～03 年には 2 桁台に戻ったが、2005 年には 1 桁台までに再び落ち着いていた。付加価値税 (VAT) の導入および税関サービスの改革を含む財政改革は同政府の歳入徴収能力を改善させた。

マクロ経済改革および巨大投資プロジェクト誘致における成功によって、1992 年から 2004 年の間のモザンビークの平均 GDP 成長率は 8%を越す結果となった。これは同期間のアフリカにおける最高値であった。FDI、輸出および歳入は顕著な上昇を見せるとともに民営化が継続しているが、近年、その動きは遅くなっている。重債務貧困国(HIPC)および拡大 HIPC 債務救済プログラムによって、絶対的貧困を緩和するための予算支援の増加が可能となっている。2003 年の GDP 成長は約 7%であり、政府は以後数年間に亘り 7%から 10%のレートで経済の拡大が継続すると期待している。

今後もこの高水準の成長を維持しうるか否かは、いくつかの主要な外国投資プロジェクト、継続的な経済改革、農業運輸ならびに観光セクターの復興に左右されることが想定される。また、この高成長はもともとのベースが低かったことにも起因している。これは 2002 年の国民一人当たりの GNP はわずか 200 米ドルであったことから明らかである。人材およびインフラに対する投資需要に如何に応えるかが課題として残っている。

表 7.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	8.5	10.7	13.5	16.0	17.0	17.3	17.7	18.1	18.4	18.8
Population ages 0-14 (% of total)	42.2	43.6	43.8	45.3	44.6	43.9	43.1	42.8	42.5	42.3
Population ages 15-64 (% of total)	54.8	53.3	53.0	50.8	51.4	52.3	53.2	53.5	53.8	54.1
Population ages 65 and above (% of total)	3.0	3.1	3.2	3.9	3.9	3.8	3.7	3.7	3.7	3.6
GDP (constant million 2000 US\$)		-2,111.7	1,899.8	2,787.6	3,375.1	3,629.5	3,684.7	4,163.7	4,471.8	4,789.3

GDP growth (annual %)	-	-	0.5	5.7	12.6	7.5	1.5	13.0	7.4	7.1
GDP per capita (constant 2000 US\$)	-	174.6	141.3	172.5	198.9	209.8	208.3	230.4	242.5	254.9
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	28.8	29.3	272.9	8,560.3	11,875.0	12,775.0	15,227.0	20,704.0	23,678.0	23,782.0
Inflation, consumer prices (annual %)	-	-	9.3	31.1	1.5	2.9	12.7	9.1	16.8	13.4
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	-	31.6	22.5	19.4	21.9	27.1	28.7	29.8	29.5
Real interest rate (%)	-	-		15.1	18.9	16.3	10.2	11.0	13.6	10.7
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	-	0.0	0.1	3.1	5.5	9.6	3.8	7.4	9.7	7.8
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-	0.0	0.5	10.8	22.7	26.1	10.3	23.2	31.9	27.9
Agriculture, value added (% of GDP)	-	37.1	39.7	32.8	32.9	30.9	26.8	26.7	26.6	26.1
Industry, value added (% of GDP)	-	34.4	23.2	20.8	23.4	24.5	26.6	27.6	28.9	31.2
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	-	10.2	10.1	11.9	12.7	13.4	15.3	14.9	15.5
Services, etc., value added (% of GDP)	-	28.5	37.2	46.4	43.6	44.7	46.5	45.7	44.6	42.8
General government final consumption expenditure (% of GDP)	-	12.2	14.0	11.2	10.4	9.5	10.4	10.8	11.0	11.5
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	-	96.7	91.9	88.6	82.8	81.5	79.1	70.9	73.4	77.3
Final consumption expenditure (% of GDP)	-	108.9	105.9	99.8	93.2	91.0	89.4	81.7	84.4	88.7
Gross capital formation (% of GDP)	-	7.6	13.6	27.0	24.2	36.7	36.6	32.0	30.3	27.9
Exports of goods and services (% of GDP)	-	10.9	6.5	12.4	10.5	10.1	12.9	21.8	23.5	22.8
Imports of goods and services (% of GDP)	-	27.4	26.0	39.2	27.9	37.8	38.9	35.4	38.2	39.4
Gross domestic savings (% of GDP)	-	-8.9	-5.9	0.2	6.8	9.0	10.6	18.3	15.6	11.3
Gross capital formation (% of GDP)	-	7.6	13.6	27.0	24.2	36.7	36.6	32.0	30.3	27.9
Food exports (% of merchandise exports)	-	-	-	65.1	-	52.0	-	22.9	-	-
Food imports (% of merchandise imports)	-	-	-	21.5	-	-	-	14.0	-	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	-	-	12.1	-	11.1	-	4.2	-	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	-	-	2.1	-	-	-	1.3	-	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	-	-	2.4	-	1.7	-	54.9	-	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	-	-	0.9	-	-	-	0.3	-	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	-	7.6	-	25.2	-	9.5	-	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	-	-	11.8	-	-	-	15.9	-	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	-	-	12.6	-	10.1	-	7.5	-	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	-	-	62.4	-	-	-	46.7	-	-
Aid per capita (current US\$)	0.4	5.1	36.0	66.7	61.3	46.5	49.6	51.6	111.4	55.0
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	-	29.0	23.6	18.0	16.8	11.7	8.5	6.9	6.9

Total reserves in months of imports	-	-	1.6	3.4	5.7	4.7	5.1	4.6	4.2	6.1
-------------------------------------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

7.1.2 産業

1975年の独立以降、モザンビークでは政府と反政府勢力との間で内戦が長期化し、国内経済および産業は衰退を続けた。しかし 1992 年の包括的和平協定成立以降は、時期を同じくして国際社会に復帰した南アとの経済関係緊密化、「紛争後国家」に対するインフラ整備を中心とした外国援助の増額などを背景に、同国は経済成長と内政安定化に必要な環境を手に入れた。こうした中、2000年には世界最大規模のアルミ精錬工場 MOZAL が操業を開始した。MOZAL は工場・付帯施設建設の段階から新規雇用を生み出すのみならず、同国の外貨ポジションを劇的に改善させ、南部アフリカ地域における FDI を通じた開発成功モデルとして国際的に注目されている。MOZAL モデルはモザンビークのみならず、南部アフリカ地域全体に対する外国投資家の関心喚起にも寄与しており、これに続く類似の大型投資計画が期待されている。

モザンビークの主要産業の GDP 構成比の変遷を見ると、農水産業は 37%(1990 年)から 23%(2002 年)に低下したのに対し、鉱工業の比率は 18%から 34%(このうち製造業は 13%)に拡大した。上述の MOZAL プロジェクトが、比率の急速な逆転に寄与したと考えられている。サービス産業の比率は 43%でほとんど変化していない。

産業別では、最大の就労の場である農業分野が、降雨のみならずザンベジ川および同支流の地表水を広範に利用できること、この結果、域内有数の 400 万ヘクタールに上る耕作可能地を有していることなどから、さらなる発展の可能性を秘める。現在の主要生産物は、メイズ、コメ、豆類、野菜、キャッサバといった自給作物が中心である。換金作物としては、カシューナッツ、サトウキビ、サイザル麻、綿、柑橘類および熱帯果物、茶、タバコなど種類は豊富だが、生産・輸出量は小さい。農地国有化制度の撤廃で小規模自作農の数が急速に伸び、食糧自給はほぼ達成されている。近年はまた、近隣の南アやジンバブエ向けの作物生産・輸出が、換金作物の商業生産を中心に拡大している。隣国ジンバブエからの国内の土地収収や政治的混乱を嫌った白人農家がモザンビークに少なからず流入しており、商業的農業生産の拡大に寄与している。漁業分野は小規模漁業者がその主体であるが、操業権を得た南アや欧州、日系企業による大規模漁業ビジネスも盛んで、漁獲高は増加基調にある。主要生産物はエビ、ロブスターおよび近海魚で、甲殻類を中心に輸出されている。カボラバッサ湖に代表される内陸湖でも淡水いわし等が漁獲されているが、多くは未加工で国内消費に向けられている。

鉱工業のうち鉱業分野では、金、チタン、タンタル、貴石、ボーキサイトといった多様な鉱物資源の埋蔵が確認されている。しかし、小規模事業者による金、タンタル、貴石の発掘を除き、資源の大

半は未開発である。しかし近年は、折からの世界的資源ブームを受けて、欧州系鉱山企業がチタン開発権を獲得しており、今後の開発進展が期待されている。炭化水素資源に関しては、とのガス・パイプラインの建設が、原料を供給するガス田の開発とともに完成している。このほか外資による炭坑開発も進行中で、2005 年以降、鉱業部門は外貨収入の積み増しに寄与すると考えられている。製造業においては、MOZAL の第 2 フェーズ完了でアルミ生産量が倍増(50 万トン、2004 年)した。鉱業と金属部門は、今後もモザンビークの経済成長を牽引し続けるであろう。その他製造業については、衣料品、食料・飲料、建材が首都マプトを中心とした都市部で見られるが、建設業同様、国内市場向けが中心である。

サービス産業に関しては、近接するジンバブエ向けの中継貿易および輸送が、同国経済の困窮化により不振である一方、電気通信セクターは、携帯電話サービスの拡大に伴い成長しており、新たな FDI を誘引している。国内経済情勢の好転、これに伴う各種プロジェクトの始動や対内外商取引の活性化を受けて、ホテル業界は成長軌道にあり、同国を来訪するビジネス・観光客の数の増加を支えている。ちなみに 2002 年の観光収入は、1 億 4,000 万米ドルにまで上昇し、主として南アフリカ資本からの FDI の流入が顕著である。

7.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

Mozal アルミニウム精錬会社の設立にともない、モザンビークの輸出品目構成は変化している。かつては漁業および伝統的農業生産物、例えば綿やカシューナッツのようなものが優勢であったが、2001 年以降はアルミニウムが主要な輸出生産物となって輸出の半分以上を占め、それに車えびおよび電力が続いている。

しかしながら、Mozal の開業にも拘らず大幅な貿易収支赤字が存続している。チタン採取および加工、衣料品製造に対する追加的な投資プロジェクトが貿易収支をさらに改善するであろうが、このようなプロジェクトの実現のためには資本設備の大幅な輸入が必要であり、貿易収支赤字をさらに悪化させる可能性がある。

アルミニウム、電力、車えびおよび伝統的農業生産物を除いても、いくつかの生産物には、輸出に大きく寄与するポテンシャルがある。例えば、コブラ、茶、タバコ等がそうだが、未だ停滞している。砂糖には、砂糖輸出業者が米国の数量割当や EU の後発開発途上国に対する貿易自由化から便益を受ける大きな可能性がある。製造品の輸出は総輸出の 10% を占めるが、近年良いパフォーマンスを示している。繊維、タイヤおよび加工済原料が、このセクターの原動力となっている。

ポルトガルからの輸入が未だに一定量を占めているが、他のアフリカ諸国との貿易が近年増大している。南アフリカおよびジンバブエがモザンビークの輸出品の重要な市場であり、南アフリカはモザンビークにとって最大の輸入国である。

表 7.2:貿易動向および主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	407	403	474	747	846
輸入	1,081	1,505	1,433	1,218	1,376
主要貿易相手国					
輸出					
南ア	40.10	71.00	53.35	107.64	116.81
ジンバブエ	43.10	40.20	64.54	37.15	40.31
スペイン	37.90	34.50	39.05	26.97	43.58
輸入					
南ア	317.20	302.10	520.59	389.07	422.25
ポルトガル	64.00	42.90	79.88	81.12	56.09
米国	40.40	44.40	36.24	17.25	107.80

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

モザンビーク投資促進センター(CPI)によると、1990年1月1日から2003年12月31日までに、同国の投資法の下で1,852件のプロジェクトが承認され、推定225,835の雇用を創出するとともに、投資総額は130億米ドルにのぼっている。このうち外国直接投資が33億米ドル、国内直接投資が8億7,200万米ドルをそれぞれ占め、残りは融資や再投資、補助金等によりファイナンスされている。

表 7.3:FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
234.9	381.7	139.2	255.4	155.3	336.7

出所:UNCTAD, FDI On-line.

FDIの内訳は、工業(17億米ドル)、鉱物およびエネルギー(6億3,100万米ドル)、農業および農工業(2億6,000万米ドル)、銀行業および保険(2億3,700万米ドル)、観光およびホテル(2億900万米ドル)である。

2003年に、CPIは外国投資を含む101のプロジェクトを承認し、FDI総額は約1億2,200万米ドルとなった。これらの数字には、リンポポ回廊砂プロジェクト(Limpopo Corridor Sands project)のためのオーストラリアからのFDIと、モマ重砂プロジェクト(Moma heavy sands project)のためのアイルラ

ンドからの FDI は含まれていない。これらはいずれも 2005 年～2006 年に開始予定である。

表 7.4:2003 年 FDI 上位 10 カ国

国	案件数	FDI (100 万 USD)
モーリシャス	4	61.25
南ア	30	26.63
英国	13	11.42
ポルトガル	8	5.07
リビア	2	4.64
米国	2	2.20
カナダ	2	1.38
ブルガリア	1	1.38
中国	3	1.35
デンマーク	1	1.25

出所:CPI

表 7.5:2003 年セクター別投資内訳

セクター	案件数	価額 (USD)				雇用者数	
		IDE*	IDN**	総額	%	数	%
農業・アグロインダストリー	24	26,110,086	2,381,999	62,008,123	7.14	5,136	37.58
水産・漁業	9	3,045,000	1,648,827	25,505,196	2.94	656	4.80
金融・保健	1	70,000	5,000	75,000	0.01	12	0.09
建設・公共工事	3	3,690,225	1,250,000	7,450,405	0.86	510	3.73
産業	27	8,878,516	10,541,152	40,148,234	4.63	1,408	10.30
資源開発	1	4,230,134	4,370,773	10,260,907	1.18	27	0.20
運輸・通信	5	60,546,760	1,340,521	570,371,373	65.71	638	4.67
観光・ホテル	16	11,129,256	5,234,794	31,446,289	3.62	588	4.30
その他	26	4,343,176	7,680,746	120,729,227	13.91	4,700	34.37
合計	112	122,043,153	34,453,812	867,994,754	100	13,675	100

* 外国直接投資 ** 国内投資

出所:CPI

以下のデータは、2003 年の特定プロジェクトのために承認された投資総額の内訳である。データには、CPI が実施段階または操業段階にあると考えるプロジェクトが含まれている。

表 7.6: 2003 年 承認済投資のセクター別内訳

企業名	セクター	投資額
Vodacom Mozambique, S.A.R.L.	運輸・通信	\$ 58 800 000
Cane Farming and Sugar Bagging	農業・アグロインダストリー	\$ 14 214 286
Unagi Moçambique	農業・アグロインダストリー	\$ 8 000 000
Petrogás	資源開発・エネルギー	\$ 4 230 134
Sociedade Saboeira de Nacala	産業	\$ 4 141 178

Lighthouse Resort	観光・ホテル	\$	3 400 000
C.L.M. Moçambique	その他	\$	2 461 990
Cerâmica de Umpala	建設	\$	2 390 225
Indian Ocean Aquaculture	水産・漁業	\$	1 995 000
Companhia Nacional Algodoeira	農業・アグロインダストリー	\$	1 925 000

出所:CPI

2004 年に約 143 のプロジェクトが承認され、総額は 5 億 800 万米ドルにのぼった(これには FDI、外国ローンおよび国内民間投資が含まれる)。大規模投資を伴うセクターは、輸送・通信、観光・ホテル産業、ならびに農業・農加工である。

2004 年に承認された 143 のプロジェクトのうち、105 件、約 1 億 2,200 万米ドルが外国投資であった。その国別内訳は以下のとおり。

表 7.7:2004 年 FDI 国別内訳

No	国	案件数	FDI (US\$)
1	南ア	42	58 562 868
2	英国	16	13 167 437
3	インド	2	10 179 062
4	ボルトガル	14	5 604 362
5	ユーゴスラビア	1	5 000 000
6	マラウイ	4	4 806 249
7	ジンバブエ	23	4 661 286
8	モーリシャス	2	2 766 200
9	スイス	3	2 483 875
10	タンザニア	2	2 193 436
11	レバノン	3	1 750 000
12	カタール	1	1 655 500
13	フランス	4	1 425 000
14	オランダ	4	1 130 833
15	デンマーク	2	1 050 000
16	イタリア	1	960 000
17	UAE	4	861 964
18	オーストリア	1	773 276
19	シンガポール	3	663 062
20	ギリシャ	1	50 000
21	ドイツ	1	498 750
22	アイルランド	2	399 075
23	バハマ	1	355 000
24	スペイン	1	300 000
25	中国	2	292 000
26	ポーランド	1	180 000
27	ザンビア	1	138 625
28	ブラジル	1	83 333

29	ノルウェイ	1	75 000
30	スワジランド	1	63 636
31	リビア	1	50 000
32	ウガンダ	1	50 000
33	パナマ	1	50 000
合計			122 729 829

出所:CPI、2005 年 5 月

表 7.8:2004 年承認済投資のセクター別内訳

	件数	雇用	IDE US\$	IDN US\$	ローン US\$	総額 US\$
農業・アグロインダストリー	34	2 981	18 903 302	10 336 649	76 877 234	106 117 785
水産・漁業	8	628	8 624 500	435 453	16 000 000	25 059 953
金融・保健						
建設・公共工事	4	113	1 603 234	601 185	3 421 394	5 625 813
産業	41	5 584	15 110 324	6 976 464	20 739 18	42 826 706
資源開発	4	108	1 610 000	370 208	4 745 000	6 725 208
運輸・通信	8	1 232	22 046 634	11 813 825	133 133 333	166 993 792
観光・ホテル	22	1 770	50 701 016	5 562 553	65 569 876	124 833 445
その他	24	801	4 130 822	8 641 975	18 421 591	31 194 388
合計 [US\$]	145	13 271	122 729 832	44 738 312	341 908 346	509 376 490

出所:CPI、2005 年 5 月

2004 年以降の投資統計については、現在進行中または公表済みのいくつかの新しい大型プロジェクトを考慮に入れる必要がある。例えば、投資予定額 22 億米ドルの SASOL の Pande 天然ガスパイプライン、重砂抽出および加工(アイルランド Kenmare Resources による Moma 重砂プロジェクトおよびオーストラリア WMC による Corridor Sands)、およびモアティゼ(Moatize)採鉱プロジェクト(ブラジル Companhia do Rio Vale Doce)。これらの数百万米ドル規模のプロジェクトは、実施完了まで数年かかるであろう。

2005 年上半期に、英国は過去数年にわたってモザンビークに対する最大の外国直接投資国の地位を保持していた南アフリカを追い抜いた。英国から総額 2,640 万米ドルの投資が承認され、1,640 万米ドル差で、南アフリカを 2 位に押し下げたのである。

(3) トップ企業概要

2004 年に KPMG がまとめたモザンビーク上位 100 位の企業についてのレポートは、最も包括的な概観調査を提供しており、これから各企業の背景資料(主に収入面の情報)を入手することが可能である。この分析によれば、Mozal が最高位を占め、2 位の Hydroelectric of Cahora Bassa(HCB)を大きく引き離している。

トップ 100 企業のセクター別内訳は、57%が貿易分野、19.9%が観光およびサービス業、10.4%が加工産業、2.2%が農業であり、残りのセクターは 1%未満のウェイトしか占めていない。

国内のトップ 10 企業の国籍内訳は以下のとおりである。

1) Mozal	(BHP-Billiton, 南アフリカ/オーストラリア)
2) HCB	(ポルトガル/モザンビーク)
3) Petromac-Petroleum	(モザンビーク)
4) TDM-Telecommunications	(モザンビーク)
5) EDM-Electricity	(モザンビーク)
6) M-Cel	(モザンビーク)
7) BP-Mozambique	(BP-Amoco, 英国)
8) Cervejas de Mozambique	(SAM Miller, 南アフリカ)
9) CFM-Portos e Cam de Ferro de Moz	(モザンビーク)
10) Motraco	(Eskom [南アフリカ], EDM [モザンビーク] および Swaziland Electricity Board (SEB))

7.2. FDI 促進に係る諸政策

7.2.1 産業政策および開発計画

旧ソ連の崩壊および内戦の終結に伴い、政府は社会主義計画経済から市場経済へと舵を切り、外国投資の全般的促進、および 国営企業および主要国内産業の民間(外資含む)開放を通じた国内民間セクターの育成を産業政策の基本方針に据えている。また、外資誘致に向けて産業自由区(IFZ)が主要港隣接地域に設置され、さまざまな税制上の優遇措置が付与されている。一連の政策には実効性や運用面で課題は残るものの、農業セクターにおいては、既述のジンバブエをはじめ外資の参入、新規技術の導入が新たにみられる。こうした動きに呼応して、政府は、必要となる灌漑、運輸インフラの改善を通じ、生産性向上と製品多様化に挑戦している。漁業では主要輸出品のひとつである甲殻類を中心とした養殖産業を振興している。製造業分野においては、農業セクターとリンクさせた食品加工業の振興に力点が置かれており、農水産物の生産・輸出促進や複数の回廊計画への組み込みがなされている。特に後者については、国内インフラ全体の底上げや周辺国家との経済圏形成がカギを握る。サービスセクターに関しては、資金調達の円滑化に資するよう、金融部門の育成、近代化と高い潜在能力を有する観光インフラの開発を政府は重視している。

7.2.2 FDI 促進政策

モザンビークは紛争で引裂かれた過去を克服し、サブサハラ・アフリカにおいてよりダイナミックに成長する経済の一つとなった。過去には、政治的危機、汚職、官僚的形式主義、荒廃したインフラおよび比較的小規模な市場が、外国投資に対する大きな障害であったが、これらの問題は、完全に解決されたわけではないものの、目に見えて改善している。特に、同国の輸送網における営業権の供与および一部民営化という政府の政策は、より貿易促進的な環境の創出に役に立っている。

モザンビーク政府は、以下の 10 の主要目標を外国直接投資と国内直接投資を通じて実現しようと考えている。

- 生産活動またはサービス提供のための経済インフラ開発、再建、近代化または拡大
- 国内の生産能力またはサービス提供能力の拡大および改善
- 国内企業家およびモザンビークのビジネスパートナーの形成、増大、および開発への貢献
- 国内労働者に対する雇用創出およびモザンビーク労働力の職業能力レベルの向上
- 技術開発の促進ならびに企業の生産性および効率性の改善
- 輸出量の増加および輸出品の多様化
- 生産的サービス、外貨獲得可能なサービスの提供
- 輸入量の削減および輸入品の代替
- 地場市場の供給力改善および国民の優先的かつ基本的ニーズ充足への貢献
- 貿易収支および政府予算収入の改善に向けた直接・間接的な貢献

投資家に対するイニシアティブ、政策および特別便益の包括的概観が、「モザンビークにおける投資法」というタイトルの CPI のハンドブックに掲載されている。より低開発地域における投資(新規または「麻痺した(操業していない)事業)にはより大きなインセンティブが与えられている。企業は産業貢献税の削減(Reduction of Industrial Contribution Tax)および補充税(Supplementary Tax)が以下の範囲で適用されることにより、投資回収期間中(10 年間まで)、便益を得ることができる。

- ニアッサ(Niassa)州、テテ(Tete)州およびカボ・デルガド(Cabo Delgado)州において実施された投資の 80%まで
- 上記以外の州において、それぞれの州都外で実施された投資の 65%まで
- 州都において実施された投資の 59%まで

さらに、より低開発地域における投資(新規または「麻痺した」事業)に対しては、追加的に産業貢献税の拡大削減の適用を以下のとおり受けることができる。

- ニアッサ州、テテ州およびカボ・デルガド(州都を含む)では(投資額の)50%について更に6年間
- ナンプーラ(Nampula)、ザンベジア(Zambezia)、マニッカ(Manica)およびソファラ(Sofala)(州都を除く)では40%について更に3年間
- イニャンバネ(Inhambane)、ガザ(Gaza)およびマブート(州都を除く)では25%について更に3年間

同国の北部および中央部の伝統的に未開発の地域に対する投資誘致もまた、この戦略のカギと見られている。この理由から、これらの地域における外国投資および国内投資が、急速開発区(rapid development zones)の開始を通じて積極的に促進されている。ニアッサ地方全体、ナカラ地区、イリヤ・デ・モザンビーク(Ilha de Mocambique)、イボ島(Ibo Island)およびザンベジ谷(Zambezi Valley)がその区域としての資格を与えられている。急速開発区では、一定の品目に対する輸入税および不動産譲渡税が免除されている。

かつてモザンビークでビジネスを開始することは悪夢とも言うべきものであった。世界銀行によると、ビジネス開始には153日必要で、14の個別手続きを踏まなければならなかった。しかしこれらは2004年1月時点の数字であり、その後、手続きは、新しい許可規制の実施に伴い飛躍的に簡略化された。同規制は、貿易ライセンスを取得するための最大日数を8日と設定し、貿易業者は、もはや特定の地理的地域に制限されず、追加的な支払い無しに同国全体を移動することができる

⁸³。

これらの規制が実施され、また産業許可にまで拡大されれば、モザンビークは、会社設立に35日を要するタンザニアと比較できるようになる。世界で最も手続きの簡単な国オーストラリアでは、ビジネスの立ち上げまで2日で2つの手続きしか必要とされない。こうした国と比較すると、いかにも長い道のりではあるものの、上記の改善は重要な進歩であるといえる。

政府はまた、国外居住者雇用のための手続きを合理化し、削減コストを減少させ、一時的雇用を容易にすることによって、労働規制をよりフレキシブルにしようと試みている。

⁸³ 産業貿易大臣 Antonio Fernando によると、地方ライセンスの発行は15日未満でなされなければならない、国内の会社については最大30日である。

7.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

7.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

投資促進センター(CPI)

マプートにベースを置くモザンビーク投資促進センター(CPI)は、同国への投資を誘致するために利用される第一次機関であり、潜在的投資家にとって政府に対する第一の入り口として見られている。CPI はまた、政府のさまざまな省および国家管理組織から、外国投資家の代理人として許可・承認を得るために積極的な役割を果たしている。また、モザンビークにおけるローカル・パートナーを求める外国投資家のためのマッチング・サービスを提供し、非鉱業部門に関係するすべてのプロジェクト(株主持分がモザンビーク国民に関しては 5,000 米ドル超、外国人に関しては 5 万米ドル超)を取り扱う。

CPI は、特に同国の中央および北部への投資を増大させることに関心を有しているが、それは、開発における巨大な地域格差に対処するためである。

国立の投資促進機関は 1984 年に開始されたが、CPI としての現在のような形態になったのは、1993 年に新投資法が成立して以降のことである。1997 年の 3 年計画では、CPI を世界クラスの投資促進機関にするための大規模な再編に向けた改革が実施された。このフレームワークによって、多数の新しい部署が創設されるとともに、3 年から 4 年で自立することが可能となった(しかし同機関はまだ再編過程の途中にある)。

2005 年 1 月まで、CPI は計画財務省の配下にあったが、同省が 2 つに分割された後、計画開発省の配下にある。

CPI は、国内全土において投資を希望する外国投資家に対して包括的なサービスを提供する。CPI によって提供されるサービスには以下のものが含まれる。

- 投資法に関する情報
- 投資案件の登録
- 投資プロジェクトに関連する新会社登録支援
- 申請されたプロジェクトの承認の円滑化
- 投資機会の発掘

- 投資家に対する助言および支援
- 法人設立
- 営業許可の付与
- 入国ビザ取得の円滑化
- 労働および居住許可の円滑化
- 税関手続きに関するオーソライゼーション
- 土地の確認および許可付与
- ビジネスパートナーの発掘(Identificação de Parceiros para Negócios)

CPI はフォローアップ支援はほとんど行わず、投資家が行う投資手続きの法規制に対する整合性を確保することに専ら注力している。

申請プロセスおよびシステム

投資承認プロセスは煩雑である。投資額が大きくなればなる程、承認のために通過しなければならない政府組織の数が多くなる。CPI は外国投資家に代わってそのプロセスを取り扱う。投資承認プロセスは、関係省庁(10 万米ドル未満の投資の場合には州知事、10 万米ドルから 1 億米ドルの投資の場合には計画財務大臣)から異議が唱えられない限り、10 日以内に自動的に完了する。1 億米ドルを超える投資および巨大な土地区域(農業では 5 千ヘクタール、畜産または林業プロジェクトでは 1 万ヘクタール)を含む投資については、閣僚会議(内閣)が再審査しなければならない。同会議において 17 営業日のうちに意義が唱えられなければ、自動的に承認される。政府は、投資を制限したり国内産業を保護するためのスクリーニング機構をこれまで使用したことはない。

(2) 輸出加工区

政府は産業自由区(IFZ、輸出加工区)の設立を熱心に進めていたが、1999 年 9 月 21 日付法令第 61/99 号によってこれを法的に裏付けることが可能になった。これらの規制によって産業自由区審議会(IFZC)が設立され産業自由区企業の承認と、それによって関税・租税の減免とその他の便宜を供給することになった。

産業自由区のステータスを得るためには、3 つの不可欠な要件がある。モザンビーク国民のための雇用創出、少なくとも 5 百万米ドルの保障された投資、そして、年間生産高の少なくとも 85%の輸出である。産業自由区を開発する者は、産業自由区の設立および操業を目的とした建設材料、機械、設備、付属品、付属部品およびその他の品目の輸入に係る関税、付加価値税および特殊消費税が免除される。カシューナッツ、魚およびクルマエビの加工は、産業自由区の活動としては許容さ

れていない。自由区の使用期間は 50 年毎に更新可能である。MOZAL や SASOL といったモザンビークにおける大きな商業的サクセスストーリーは、この産業自由区で実現したものである。

産業事由区の開発のための新たな用地として提案されているのは、マプート州における Industria Ceramica de Mozambique、ベイラ港近くのソファアラ州、ナンブーラ州およびナカラ港である。ベイラおよびマプートの自由貿易区はすでに公的に承認されている。

(3) FDI 誘致のためのインセンティブ

外国投資家、特に、巨大投資プロジェクトのために、かなりの財務的インセンティブが用意されている。以下の経済活動に関する投資プロジェクトは、国家経済開発の促進および加速に資するものと考えられている。

- 水産養殖を含む農業、畜産、林業
- アグロ・インダストリー
- 製造業
- 鉄道、道路、港湾および空港などインフラに関連する設備の建設
- 観光活動

免税/タックスホリデー

1996 年 11 月、関税率が全体にわたって見直され、平均名目レートが 18%から約 10%に削減された。新関税率の構造は、それまで混沌としていたシステムを非常に合理的なものとした。徴税に対する抜け道を塞ぐために、裁量による免税の数量が著しく削減された。

IFZ で活動する輸出産業は、建設材料、機械および設備の関税、付加価値税および輸入・輸出税が完全に免除されている。IFZ 企業はまた、所得税も免除されている。

政府はまた、いわゆる「急速開発区」において活動する企業のために、財務・労働および入国管理上の特別な手配を供与している。急速開発区には、ニアッサ州、ナカラ地区、イリャ・デ・モザンビーク、イボ島およびザンベジ谷が含まれる。これらの区域への投資は、一定の品目への輸入関税と不動産譲渡税が免除されるとともに、投資総額の 20%に相当する投資税還付 (investment tax credit) を受ける資格を与えられる (5 年間の繰越権付き)。

補助金

モザンビーク人労働者のための職業訓練に費やされる投資に対しては、会社が創業を開始した最初の日から5年間の課税所得から、最大5%までの控除が認められる。職業訓練が、先進技術設備の使用を目的とする場合は、10%が課税所得より控除されることが許されている。

(4) FDI 誘致における阻害要因

法律および投資体制を極めて投資家に友好的に改革したという点に関していえば、モザンビークはアフリカのサクセスストーリーの一つであると考えられている。しかしながら、モザンビークのビジネス環境は未だ整備中であることを念頭に置く必要がある。優れたマクロ経済政策とビジネスを引き付ける多くの優遇制度によって、官僚主義が覆い隠されている。彼らは企業、特に中小企業のニーズに対しては、依然として鈍感である。許認可の交付は、改善しているものの依然遅い。汚職は深刻な問題であり、また法体系は時代遅れである。税関は歳入徴収を増加させる必要性に駆られており、通関手続きはわずらわしいままである。

7.3.2 インフラ

(1) 基本情報

生産活動や関連サービス産業の活動を活性化するための経済インフラの開発・再建・近代化・拡大は、政府の主要目標の一つである⁸⁴。政府はインフラ開発における投資機会を提供すべく尽力しているが、必要とされるインフラへの投資は十分でなく、その需要をいかに満たすことができるかは、いまだ同国の課題として残っている。簡潔に言えば、輸送インフラは一般に輸入貨物の荷卸にも国内輸送にも不十分である。輸出関連インフラは、これに比べると少しは良好な状態ではあるが、やはり大幅な改善が必要である。多数の修繕・再建計画が国際ドナーからは相当量の資金で実施されている⁸⁵。

道路の総延長は、30,400km である。そのうち、5,685km が舗装されている。国内道路網の接続は悪く、補修も行き届いていない。南北を結ぶ主要なハイウェイは通行可能ではあるが、南部の州から離れるにつれ、道路状況は悪化する。カエア(Caia)の町からはザンベジ川を渡る橋がなく、陸上交通では不定期に運行されるフェリーを利用するか、マラウイへと迂回する必要がある。これは追加的な時間と費用となる。総延長 3,123km の国内鉄道網は、北部、中部、南部の路線に分かれて

⁸⁴ モザンビーク政府自身は、2005 年度予算でインフラ関連支出(主として道路)として 18.7%を割り当てている。

⁸⁵ 事例として、米国国際開発庁(USAID)は、重要な道路、橋および鉄道路線を開発および再建するための支援を行っている。また、スウェーデン、イタリアおよび欧州連合が、橋梁建設に資金援助している。

おり、相互接続性はない。大部分は良好または少なくとも妥当な路線状況だが、運行に修理・再建を必要とする線路もある⁸⁶。例えば、中央部のセナ路線は閉鎖されたままである⁸⁷。南部のリンボガ路線の主要部は 2000 年の洪水により甚大な被害を受け、現在、再建作業中である⁸⁸。モザンビークにはマブート、ベイラおよびナカラに 3 つの主要港湾があり、域内市場および国内市場への玄関港となっている。現在のところ、上記の主要 3 港湾と、国内に多数ある小さな港湾とを結ぶ内国船舶輸送は、効率が悪く、費用がかかる。主要港湾もまた一般に荒廃していたが、マブートを最も顕著な例として、カギとなる港の改良工事がなされている。

電力供給は政府の優先課題である。人口の 7%だけが電力へのアクセスを有し、その内 80% は都市部住民である。主要な電線網の敷設地域における地雷除去が進んだために修理・維持管理が容易になり、電力供給の安定性を増している。しかしながら、多くの企業は停電時の備えとして自家発電設備を擁している。首都マブートでは停電も概して短期ではあるが、しばしば起こる。水力発電拡大の潜在性は高く、水資源は国内に 60 以上の河川を持ち、河川や湖などが地表面の 13%を占めるなど、比較的豊かである。

固定通信回線では国営のテレコム・モザンビーク(TDM)が独占してサービスを提供している。TDM は全ての州・地区の中心都市でサービス展開しているものの、98 年から 2003 年間の回線数は国際電気通信連合(ITU)によればマイナス成長にある⁸⁹。TDM は通信ネットワークの大半でデジタル交換機を採用し、国際回線には衛星中継も活用しているが、これがコスト上昇だけでなく、通信回線への負荷を高めて不通となる事態になっている。海底光通信ケーブルへの接続確保も国際回線での根本的な課題解決には結びつかず、ネットワークへの過負荷は依然として残り、国際通話が増大すれば状況悪化も生じうる状況である。TDM による回線の維持管理は十分でなく、回線が不通に陥った企業では、サービス再開まで長時間かかることも珍しくない。また通話料金の過剰請求についても注意を払う必要がある。国際通話にかかるコストは極めて高く、割引価格もあるものの、依然として南ア・テルコムやポルトガル・Marconi などと比べると割高である。携帯回線サービスは 2 社が提供している。うち一社は 50 万回線の契約者数をもつ M-Cel で、TDM の子会社である。もう一社は南ア・ボダコムで契約者数は 10 万回線である（但し、2009 年までに 100 万回線まで成長すると見込まれている）。携帯電話サービスはマブート市内はもちろん、南ア、スワジランドへの沿線や、各州の州都を含めた多くの都市で利用可能である。固定・携帯間および、携帯 2 社間の競争から期待される価格低下の予想に反して、国内通話料金は引き下がらず、

⁸⁶ 北部のナカラ港とマラウイを結ぶ路線は運行中。中央部主要 2 路線のうち、マチパンダ(Machipanda)路線も運行中(貨物輸送のみ)で、運行には十分な状態。南部の主要 3 路線のうち、レッサノガルシア(Ressano Garcia)線およびゴバ(Goba)線の 2 線は運行中。

⁸⁷ この路線はベイラからテテまでを接続し、途中、計画中のモアティゼ(Moatize)炭坑とザンベジア州を経由して、マラウイへとつながる。沿線の地雷除去は、2003 年 3 月に完了し、再建に向けた環境整備が整っている。

⁸⁸ 本線は、マブートからジンバブエ国境まで通過し、ガザおよびマブート州を接続する。

⁸⁹ 携帯電話の普及を理由とする考えと、通信費高騰から支払えないものが増えたとする考えがある。

むしろ固定回線も携帯回線も通話料金は引き上げられている。

(2) 地域プログラム

いわゆる「開発回廊」は、近隣諸国への接続を確保するための国内奥地への鉄道網および道路網の整備が主な内容で、モザンビークにとっては投資誘致のための主要戦略である。現存の 3 計画は、首都マプトから南アフリカとのコマチポート国境を結ぶもの、ベイラ港からムタレ(ジンバブエ)を結ぶもの、ナカラ港からマンディンバ(マラウイ)を結ぶものである。

上記に加えて、ムトワラ開発回廊として知られている 4 番目の回廊計画がある⁹⁰。同回廊は、2004 年 12 月に着手されたマラウイ・モザンビーク・タンザニア・ザンビアの各国政府による開発計画である。同回廊の目的は、各種インフラを統合し、輸出志向の経済部門への投資を通じて、各国の経済的潜在性を引き出すことにある。1998 年に空間開発構想(SDI)の一部として着想され、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)の構成要素にもなっている。

この他、域内のインフラ関連プログラムでは、通信分野で東アフリカ海底光ケーブルに参加している⁹¹。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

モザンビーク政府は内陸部の開発のために民間部門の活用を念頭においており、営業権の譲渡や輸送インフラでは民営化を許可したりしている。公営企業の民営化や公営企業が担ってきた事業分野の自由化に向けたはずでに始められており、国営航空、電話、電力、保険、石油・ガス探査、港湾・鉄道、空港、水道供給および燃料輸送の各社を含む、11 社の大規模国営企業が残っているのみである。しかし、これらの分野でさえ目に見える進歩があり、主要 5 都市ではすでに水管理契約を締結済み、また、マプト港を含むいくつかの港湾では、民間企業に運営を任せている。また、国営電気通信会社と国営航空会社についても売却手続が進行中である。

最後に残っている主要な国営企業を見ると、好ましい民営化形態は政府が 100%株式を保有した状態で株式会社化した後に、戦略的外国投資家を政府が選択し、30%の株式を売却する形であると言われており、残りの株式はその他の戦略的投資家や従業員に売却するか、国内株式市場での公開販売が望ましいとされる。政府は、国営航空会社 Linhas Areas de Moçambique (LAM)、国営電話公社(TDM)および国営電力公社(EDM)について、それぞれ戦略的投資パートナーの出

⁹⁰ この計画は、26 億ドル相当のインフラ整備への初期投資と、年間 24 億ドル相当の財・サービスの生産活動を生み出すことを想定し、4 カ国合計で少なくとも 25 万人の雇用を創出し、貧困削減に大きく寄与すると目されている。

⁹¹ マダガスカルの項参照。

現を望んでいるが、民営化に向けた進展は遅い。この他の好ましい民営化形態としては、民間企業への営業権の譲渡である。これは特にインフラ部門で適した方法である。

一般にモザンビークは官民パートナーシップのスキームを成功裏に導入しているといえる。インフラサービスの効率性は改善されており、7,000 万米ドルかけたマプト港開発は工程管理が適切になされ、すでに港湾運営に大きな改善がみられている好例である。しかしながら、鉄道運営においてはパフォーマンスの改善につながっていないことに対して懸念⁹²も表明されており、PPP スキームが必ずしもあらゆるケースで万能な解決策ではないことを暗に提示しているといえよう。

7.3.3 通貨および金融システム

(1) 概況

モザンビーク中央銀行(Banco de Mozambique)は、2004 年に金融引き締め政策を採用し、農作物の不作および南アフリカランドの高騰(モザンビークの輸入決済は主にランド建)による強力なインフレ圧力を緩和するのに成功した。

インフレの下落によって利率が低下し、プライムレートは、2004 年 10 月、18.5%であった。

金融危機を招いた、2 つの国立銀行の経営悪化が金融政策に対する不安となり重くのしかかっている。その 2 行に投入される資金は、国債発行により調達されている。政府は、2005～06 年の経費削減のために、新規借入を制限することとしている。

EIU レポートによると、財政政策および金融政策がうまくいくという仮定の上、インフレ率は 2005 年の 10.2%から 2006 年の 8.5%にまで減少すると期待される。気候条件に恵まれ食料価格を低く抑えられれば、モザンビークの通貨メティカルに対ランドおよび対米ドルは安定的に推移するであろう。EIU は、メティカルに対米ドル交換レートが、もし米ドルがユーロ、その他の通貨に対して今後安定して発展する場合、2005 年に 1 米ドル = 22,472 メティカル程度に推移すると予測している。

(2) 銀行セクター

1992 年以降、政府の新しい経済改革プログラムの実施によって、外国の銀行がモザンビークへの投資を行うことができるようになり、金利規制が解除された。なお、中央銀行の管理監督業務と商業銀行的な活動が分離され、Banco de Moçambique は中央銀行の機能を担い、Banco Comercial de

⁹² 例えば、モザンビークの運輸大臣 Antonio Mungwambe は、同国北部のナカラ港からマラウイへの鉄道に関し、営業権を譲渡した米国企業 the Railroad Development Corporation (RDC)を中心とした民間コンソーシアム、ナカラ回廊開発会社(SDCN)のパフォーマンスが期待したほどに向上しないことに対して失望感を表明している。

Moçambique (BCM)が商業銀行部門を担当するとされている。

自由化は、銀行セクターへの多数の新規参入を促すことになった。1992 年まで、Banco Standard Totta de Moçambique (BSTM)が同国における唯一の民間銀行であった。その後、Banco de Fomento a Exterior (BFE)および Banco Internacional de Moçambique (BIM)が加わり、主要株主はポルトガル商業銀行(Banco Comercial Português)となった。Banco Comercial de Investimentos (BCI)は 1997 年半ばに業務を開始した。その他の国際銀行グループもまたモザンビークへの進出を考えている。

2006年5月になって、政府はモザンビークで4番目の資産を持つ銀行であるBanco Australの20%の少数株式を売却した。同銀行は、4月に発表された2004年の実績によると、そのパフォーマンスを大きく改善している。資産は22%、預金額は24%、そして利益は60%成長しており、貸し金はほぼ2倍になった。これは、政府が2001年12月に南アフリカのABSA銀行に80%の株式売却以降、Banco Australがその業務展開において大幅に改善をしたことを示している。

銀行業務内容への信頼性が疑問視されていたので、4 つの主要銀行に対して、一連の検査が行われた。モザンビークの最大の銀行 Banco Internacional de Mozambique (BIM) は、PricewaterCoopers が検査を行い、2003 年の再編プランに基づく支店の統合、雇用者の解雇、内部管理の近代化によって、健全性、収益性、自己資本比率等に関しての規定を満たしていると認識された。BIM に対する検査費用は、世界銀行が負担している。進行中である他の 3 行に対する検査は、英国 DFID によって支援されている。

ファイナンス制限に関して、直接投資に対するファイナンスに影響する要素は、以下のとおり。

- プロジェクトへの直接投資は、それぞれの投資家の自己資本によってファイナンスされる。
- 株主融資および投資家自身の自己資金の追加投入による融資が、利息を求めないいわゆる劣後融資の形で出される場合は、直接投資コンポーネントとして見做される。

貿易金融はモザンビークの商業銀行から調達できるが、中期のプロジェクトファイナンスは、より困難であり、重大な担保物権を要求される。長期プロジェクトファイナンスは、ほとんどない。モザンビークにおけるベンチャー・キャピタルは、今のところほとんどないが、Grupo BIM がベンチャー・キャピタルビジネスを近い将来開始するかもしれない。

IFC および英連邦開発会社は、モザンビークにおける中期ローンおよびエクイティ・ファイナンスを南アフリカ事務所から提供している。

アメリカ政府出資の 1 億米ドル規模のベンチャー・キャピタル会社南部アフリカ企業開発基金

(SAEDF)は、中規模のモザンビーク企業に対してヨハネスブルグからサービスを提供している。また同基金は、マプトにおける BCI とも業務提携をしている。

モザンビークは MIGA のメンバーであり、MIGA は民間部門のプロジェクトのために投資保証(国際および国内)を提供している。

(3) 政府資金調達スキーム

外国直接投資企業は、設立登記された後に、現地企業に適用されるものと同じ条件で、また、同国内で効力を持つ関連法規に準拠して、国内信用借入れにアクセスする権利を与えられる。

プロジェクト・ファイナンス

モザンビークは、2004 年にミレニアムチャレンジアカウント(MCA)の適格国となっており、投資を必要とする大規模プロジェクトをリストアップし、ミレニアムチャレンジコーポレーション(MCC)に対してプロポーザルを提出する予定である。

モザンビークはまた、上述の通り世界銀行グループの MIGA のメンバーでもある。

それ以外では、モザンビークの商業銀行は、短期ローン、貿易関連ファイナンス、および手数料ベースのサービスを主要業務としている。中期借入れは可能ではあるが、厳しい担保の必要条件が求められ、金利も高い。長期貸付および不動産抵当に基づく貸付は、一般的には入手できない。ベンチャー・キャピタルの資金調達は、Grupo-BIM が、このエリア開始を検討している。

リース業への商業銀行の関心は増大している。多くの外国企業は、モザンビークでの業務のための資金を海外で調達している。国内の銀行が提供するサービスの幅は限られており、今後の改善が待たれる。

(4) 外国為替

外国為替へのアクセスが、1996 年 1 月 4 日公布の新外国為替管理法 3/96 の通過によって大きく自由化されたにもかかわらず、投資家に対する制限がまだいくつかある。外国投資家は、現地通貨口座および外貨口座の両方でのオペレーションが許されている。また、外国為替建て貯蓄口座は、公的に正当化せずとも外国為替収入の 100%が許可されている。これらは要求される輸入品の購入のために利用することができる。

外国ローンの払戻しには、投資の登録および本国送金の申請手続きに従わなければならない。投資資本、収益および配当の本国送金が、5,000 米ドルより大きい場合にも従わなければならない。異なる規則が、異なる範疇に適用される。例えば、海外送金の申し込みをするために一度すべての必要な書類の作成が完了したら、外国投資家は、毎年度生じる利益の全額を海外に送金する権利を得る。しかしながら、再輸出可能な資本または本国送金から派生するいかなる補填の超過部分の送金も、5 年を超過しない期間での設置において実行されなければならない。また、同国の国際収支が実質的に影響を受けない方法で、実行されなければならない。

2005 年の開始以降、外国為替システムが最近変更されてきている。以前は、中央銀行は、商業銀行ひとつひとつと外貨売買を行っていた。しかしながら、2005 年の 1 月初頭、入札システムが実施され、モザンビーク銀行は現在、単純に最高額を示した入札者に対して外貨を販売している。

外国為替の入手可能性

必要な外貨の購入申請が、輸出者または輸入者が商業銀行または両替屋から購入する前に、モザンビーク銀行によって承認されなければならない。そのような申請は、当該品目に関する文書の中央銀行への提出後 15 日以内に自動的に承認される。申請は、商品のモザンビーク到着前に承認されうる。商業銀行および両替屋は、そのクライアントの代理としての権限付与を申請することができる。申請書には、当該取引をファイナンスする能力を輸入者/輸出者が有している証拠を含めなければならない。5 万米ドルを超過する前払いの場合、銀行組織からの契約履行保証が要求される場合がある。

7.3.4 労務・経営管理

モザンビークの人的資源の職能水準、特に高い技能を有す労働力確保には、同地に進出する多くの企業が直面する問題である。人材不足は特にマネージメント能力や生産・品質管理技術を求められる高学歴労働者群で顕著にみられる。上昇する HIV/AIDS 感染率は、現行でも限定的な同層をさらに侵食している。他方で、モザンビーク経済の最近の高成長は、高い技能を身につけた労働者に対する需要を押し上げ、国内労働市場では優秀な人材の奪い合いもみられる。公教育を通じ、民間部門の需要に応えうる数と質を国内労働市場に短期に生み出すことは困難であり、その役割は民間企業自身が担わねばならない。モザンビークの労働者は概して学習意欲が高いが、高い職能を習得した人材は依然として不足している。企業はこのため、プレミアムおよびFRINGE・ベネフィットを通常給与にしばしば付加することで、こうした人材を確保している。

現行法下では、企業は必要な時に、過去の職位や教育・専門資格にかかわらず、国外居住者を雇用することが可能である。しかし職能レベルで差がない場合は、現地人材の雇用が望ましいとさ

れている。一般に「DIRE」と呼称される労働許可・身分証明書が、外国への資金送金その他で頻繁に提示を求められる。DIREの取得に際しては、行政府の官僚的プロセスにより長い時間を要し、企業(雇用者)側の不満は高い。このため政府は、「優先開発区」内で操業している企業に対し、財政、労務および移民の各面で優遇措置を講じている⁹³。

政府は近年、労働法を改正しているが、長年にわたり社会主義政権の統治が続いた名残から、労働者に有利な内容であることに変化はなく、新規外国投資の障害として残っている。憲法には、一部の公共部門従事者を除き、争議権が明示されており、この権利は度々実行されている。しかしながら、政府は現行法がモザンビーク国内で活動する投資家や企業経営者にとり多くの問題を含んでおり、民間部門の成長促進とは相容れない点を徐々に理解している。労働法規制の緩和を巡っては、ドナー国・機関も政府への働きかけを強めており、政府は労働関連法の再改定を再度検討し始めた。新法施行に至る暁には、投資家や企業家により有利な内容となろう。

モザンビークの賃金水準は産業部門間で異なっている。⁹⁴ 過去数年間、同国の法定最低賃金は、前年のインフレ率より若干高めに設定されてきた。⁹⁵これは一方で、生産コストの上昇につながるとして、企業経営者は不安視している。民間部門の最低賃金は労働省が決定し、計画・財務省は公共部門の賃金設定権限を持つ。法的に認められた最低就労年齢は18歳であるが、特定条件下では、これを下回る労働者の雇用も認められている。標準的な法定労働時間は、週40時間であるが、雇用者は所定の手続きを経て48時間まで延長することが可能。これを上回る場合は、基本給(時給)を50%以上上回る賃金を支払わねばならない。労働者は初年を除き、年間30日の有給休暇を取得する権利を有する。

労働者は労組を通じ、伝統的に政府と良好な関係を維持している。また、労使間の関係も概して安定している。しかし近年、政府は経済改革・自由化プログラムを推進し、企業家よりの政策誘導を開始している。このため労働組合は、特に最低賃金および雇用削減への影響を中心に、政府の施策に警戒感を強めている。労組は時として雇用者や政府に対決色を強めるものの、政策的影響力を行使するのに必要な財政的、制度的能力は有していない。推定労働人口920万人のうち、わずか20万人(2%未満)しか団体協約下で結成された労働組合に加入していない。

モザンビークにおけるHIV/AIDS感染率は、世界でも最高水準にある。公式統計によると、モザンビーク国民1,700万人の12%が感染しているとされる。HIV/AIDSは年齢的には若年層、地理的

⁹³ 優先開発区には、ニアッサ州、ナカラ地区、イリヤ・デ・モザンビーク、イボ島およびザンベジ渓谷が含まれる。

⁹⁴ 工業およびサービスにおける法定最低賃金は、月額112万297メティカルから127万7,139メティカル(現行の交換レートでは、46.7ドルから53.3ドル)に引き上げられた。農業部門の最低賃金は低水準に据え置かれ、法定最低賃金は月額80万5,361メティカルから91万8,111メティカルへと上昇したに過ぎない。

⁹⁵ 2005年6月後半、政府は2005/2006年度の法定最低賃金につき、消費者物価上昇率を上回る14%に引き上げることを決定した。

には都市圏および近隣諸国との幹線ルート沿いで高い感染率がみられる。HIV/AIDS 蔓延の結果、モザンビーク国民の平均寿命は 2010 年までに、現在の 50 歳から 37 歳に低下するとの予測もある。同国における AIDS 孤児は、30～37 万人に上ると推定され、国連児童基金 (UNICEF) は、今後 5 年のうちに 100 万人を超えるのではないかと危惧している。

HIV/AIDS の蔓延は企業活動にも影響を及ぼすほか、雇用・待遇面での差別につながる危険性もある。政府は 2002 年 2 月 5 日付の法律で HIV/AIDS 陽性者、または疑陽性者に対する職場内での待遇差別を禁止している。

7.4. 政府開発援助(ODA)

7.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

1987 年以降、モザンビークは IMF および世界銀行によって支援されている構造調整プログラムに取り組んでいる。2001 年にモザンビークの PRSP(2001-2005)である「絶対的貧困削減行動計画 (Action Plan for the Reduction of Absolute Poverty: PARPA)」が、正式なものとされた。貧困者数を 2005 年までに総人口の 50%までに、2010 年までに 60%までに減少させることを目標とし、1)教育、2)健康、3)農業および農村部開発、4)基礎インフラ、5)良い統治、および 6)マクロ経済および公共財政管理の 6 つのエリアが強調されている。

モザンビークは最も援助協調、調和化の進んでいる国の一つである。モザンビークは援助に高く依存する国であり、多数のドナー(23 の二国間機関および 23 の多国間機関)が活動しているため、援助効率性の改善が、重要なアジェンダである。現在、毎年総額約 7 億米ドルの ODA のうち、プログラム援助の割合は推定 35-45%程度である⁹⁶。2000 年以降直接財政支援が行われているが、予算および収支支援を行う、覚書(MoU)が 2004 年に、モザンビーク、ベルギー、デンマーク、欧州委員会(EC)、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、および世界銀行(G-15)の間で署名された。一方、これに関連しセクターにおいてはセクター・ワイド・アプローチ(SWAp)がすでに健康、教育、農業および水部門において適用されており、これらのセクターの多くが、共有基金を設立している。

EC は予算援助を伴う食糧安全プログラムを支援する開発パートナーのひとつであり、健康セクターへの技術支援を提供し、公共財政管理、および教育、健康および輸送/インフラ部門における基金のプールを行っている。

⁹⁶ 南アフリカ地域貧困ネットワーク。

表 7.9:主要ドナーおよび日本の対モザンビーク経済協力

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
1 st	Italy 110.6	United States 70.6	United States 115.5	United Kingdom 185.2	Italy 446.5
2 nd	Germany 85.2	Japan 63.3	United Kingdom 82.7	United States 91.8	France 431.6
3 rd	United States 70.5	Portugal 52.7	Holland 61.6	Holland 86.6	United States 159.7
4 th	Portugal 61.5	Germany 51.6	Germany 47.8	Denmark 48.3	Germany 156.9
5 th	United Kingdom 53.0	Denmark 51.5	Denmark 46.9	Sweden 42.6	Japan 69.7
Japan	40.6	63.3	20.0	33.5	69.7
Total	712.7	593.2	623.5	720.2	1,661.0

出所:外務省

7.4.2 国・機関別支援

(1) 日本

食糧支援およびノンプロ無償援助に加えて、日本はPARPAで重点分野とされる教育、医療、輸送インフラ等において支援を行っている。また、人間の安全保障基金を通じてNGOに対する支援を提供している。更に、教育、医療、農業、林業および漁業、農業開発、行政学、人的資源、メディアの分野において、研修生の受け入れおよび専門家の派遣等の技術支援を実施している。特にインフラについては、2000年以降実施されていたハイウェイ橋建設プロジェクトが完了した。

表 7.10:日本の近年の対モザンビーク援助額

(百万米ドル)

	Government Loan	Grant Aid	Technical Assistance	Total
2001	-0.75	26.66	7.61	33.52
2002	21.73	44.81	3.12	69.66
2003	-0.40	32.53	3.14	35.27
Cumulative Total	34.35	548.79	53.30	636.45

出所:外務省

(2) 米国

USAIDの2004-2010年のモザンビーク国戦略計画の目標は、「キャパシティーおよび機会の向上

を通じて持続される包括的且つ急速な経済成長」である。戦略的フレームワークは、1)ターゲットエリアにおける急速な農村部所得向上を持続させること、2)労働集約型輸出を増加させること、3) ターゲットエリアにおける子供の健康、リプロダクティブ・ヘルスサービスを向上させること、4)HIV 感染を減少させ、AIDS 蔓延のインパクトを緩和させること、5)地方ガバナンスにおいて民主主義を増加させることの 5 つの戦略的目標から成る。USAID の戦略的フレームワークは、モザンビーク政府 (GRM) の PARPA に沿っている。

モザンビークの経済成長および貧困削減目標の達成には農業セクターが最重要セクターであることに鑑み、USAID は上述戦略的目標のうち、急速な農村部の収入増加の維持をプライオリティとしている。USAID は、モザンビークの小自作農部門が、生産能力および生産量の増加を支援することにより商業的な農業経営に移行させ、急成長をみせる農加工産業に結びつけ、付加価値がつく生産チェーンに加わることを目的としている。モザンビークの商業取引網は、市場および金融サービスの両方へのアクセス増大によって強化される。次に重要視しているのが、労働集約型輸出を増加させ、民間部門の活性化のための環境改善を支援することである。セクターレベル、企業レベルで機会を提供できれば貿易・投資の増大が期待できる。これを通じて高水準の成長の維持および貧困削減を目標とする。

貿易・投資に関連しては、モザンビーク・ビジネス協会連盟 (Confederation of Mozambican Business Association: CTA) に対して、より自由な貿易、およびより改善されたビジネス環境に向けてなされた進歩をより強固にする改革を提唱するための 5 年の無償資金協力を通じて、技術支援を提供している。また、USAID は、貿易分析の実施、およびよりよい貿易戦略の策定・実施のために産業通商省 (MIC) に対して、長期および短期の技術支援を提供している。

(3) 英国

3 つの開発エリアが、DFID のモザンビーク国別支援計画において設定されている。1) 持続的且つ公平な成長のための環境作り、民間部門の関与ならびに国際貿易および安全保障問題への配慮、2) 国の説明責任を支持し、市民の参加する権利および機会を支持するメカニズムを提供する効率的な市民社会の出現、3) 市民社会および民間セクターと連携し、貧困削減 (pro-poor) 政策およびサービス供給を維持するための効率的な枠組み策定能力のある (迅速、透明な) 政府の出現。

モザンビークに対する DFID の援助貢献は、2004/05 年の 4,700 万ポンドから、2005/06 年の 5,500 万ポンドに増加した⁹⁷。これらの資金の大部分は、政府自身の開発優先をサポートするために政府予算に投入されている。DFID はプログラム援助のパートナーとして積極的である。

⁹⁷ British High Commission

(4) 世界銀行

世界銀行によると、現在、世界銀行はコミット額で約 10 億米ドル相当の 18 のプロジェクトを実施している。2003 年に承認されたモザンビークへの国別支援戦略(CAS)において、1)ガバナンスを強化すること、2)ビジネス環境を改善することによって広い基盤を持つ経済成長に拍車をかけること、および 3)サービス提供(特に貧困層への)を改善することの 3 つのエリアに目標の焦点が当てられている。。モザンビークの CAS は、IDA、IFC および MIGA との共同で作成されたはじめての CAS であり、投資環境強化が強調されている。

世界銀行によって承認されたプロジェクトは、2004 年ベイラ鉄道プロジェクト(1 億 1,000 万米ドル)、2004 年のモザンビークに最初の貧困削減支援クレジット(PRSC:6,000 万米ドル)、経済管理および民間セクター改革クレジットプロジェクト(1 億 2,000 万米ドル)、コミュニケーションセクター改革プロジェクト(1,490 万米ドル)、道路橋梁維持管理能力構築プロジェクト(1 億 6,200 万米ドル)、鉱物資源管理能力構築(1,800 万米ドル)である。計画中のプロジェクト(パイプラインプロジェクト)は、国境を跨る保護地域・観光開発プロジェクト; 技術・職業教育プロジェクト; 道路橋梁管理プロジェクト II; 第 2 貧困削減支援クレジット(PRSC II); 法律部門能力構築プロジェクト; 金融セクター技術支援プロジェクトおよび都市部開発プロジェクトを含む。

2005 年 2 月時点で、IFC のコミットしたポートフォリオは総額 1 億 5,400 万米ドルになった。それは、アグリビジネス、ホテル産業、銀行、および一般製造業における 14 のプロジェクトからなる。これらのプロジェクトのうち 6 つは、中小企業(SME)部門のものである。モザンビークにおける IFC の主要なイニシアティブは、Mozal アルミニウム精錬会社である。1997 年の第 1 フェーズの IFC による総額 1 億 2,000 万米ドルの支援は、13 億米ドルのプロジェクトのファイナンスに重大な役割を持ち、当時世界的にも IFC にとって最大の単一投資であった。

2004 年、IFC は、Pande/Temane ガスパイプラインの政府出資部分をファイナンスするために 1,800 万米ドルの投資を、IDA および MIGA の支援と共に、コミットし、1,200 万米ドルの SME 向けファイナンスおよび技術支援施設のために 300 万米ドルの寄与を承認した。

MIGA は、モザンビークに総額 2 億 6,200 万米ドルのポートフォリオがあり、ネット額では 1 億 9200 万米ドルである。この内訳は、アグリビジネス、金融、インフラ、製造業、石油およびガス、ならびに観光分野の 18 の保証契約からなる。モザンビークは MIGA の 4 番目に大きなクライアント国であり、アフリカにおける最大の国である。MIGA の保証によってモザンビークに対して推定 28 億米ドルの FDI が促進された。MIGA には、アグリビジネス、インフラ、製造業、石油およびガス、サービスならびに観光において 9 つのプロジェクトがある。クライアントには、Mozal、Companhia de Sena (Marromeu sugar)、Sasol(ガスパイプライン)、Moma Mining (KfW)およびマブート港が含まれる。

MIGA はまた、投資促進センター(CPI)に対する技術支援も提供している。

8. SADC および SACU

8.1. SADC の政策枠組

8.1.1 SADC の背景および制度枠組

(1) 背景

南部アフリカ開発共同体(SADC)の前身は 1980 年に遡る。当初は「南部アフリカ開発調整会議(SADCC)」という、南部アフリカ諸国 9 カ国によって設立された緩やかな共同体であり、その主な目的は当時アパルトヘイト政策をとっていた南アフリカに対する経済依存度を縮小するための開発プロジェクトを、加盟国間で調整することにあった。設立時の加盟国は、アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、スワジランド、タンザニア連合共和国、ザンビアおよびジンバブエであった⁹⁸。

SADCC は 1980 年 4 月 1 日、ザンビアの首都ルサカで「ルサカ宣言 南部アフリカの経済解放に向けて」を採択して設立された。その後、調整を目的とする会議から開発共同体(SADC)への組織変更が 1992 年 8 月 17 日、ナミビアの首都ウィントフックでの加盟国政府首脳会談における宣言署名によって行われた。これにより SADCC は調整会議から SADC という共同体となることで法的な性質を持つこととなった。また SADC への組織変更によって、加盟国の協力関係も、ゆるやかな共同体から法的拘束力を持つ組織へと再定義された。

同時に SADC は開発統合というアプローチを採択した。具体的には、各国ごとの生産構造、貿易方式、資金供与、開発の優先順位、制度的提携、資源配分方式といった面を含めた政治的・経済的な多様性を認めつつ、域内の経済統合を進めていくこと、また域内の低開発に由来する生産、インフラおよび効率性に関する障壁を撤廃することを目指している。開発統合というアプローチをとることにより、貿易の自由化を持続可能な修正策によって補う、すなわち貿易障壁を撤廃した際に、加盟国のなかでも開発が特に遅れている国に対する衝撃を緩和できるという利点がある。さらに、加盟国同士の協力関係の範囲およびセクターを定めたり、統合への障害を克服し加盟国間の不均衡を是正するための戦略や対策を定めたりできる、といった利点がある。

SADC の現在の加盟国はアンゴラ、ボツワナ、コンゴ民主共和国、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエである。SADC の本部はボツワナの首都ガボロネにある。かつてはセイシェルも加盟国であったが、同国の経済開発に寄与するところが少なく、財政負担が重いと判断したことから昨年脱退した。

⁹⁸ ナミビアは 1990 年の独立後直ちに加盟。

(2) 設立当初の制度枠組

「南部アフリカ開発共同体条約」(Treaty of the Southern African Development Community) は法的拘束力を持つ完全な文書であり、これに従い域内諸国は、人間の努力が及ぶすべての分野について、その持続的発展に向けた政策および戦略を調整し、一本化し、合理化するとされている。

同条約により、加盟国は以下の基本原理に必ず従うことを誓約する。

- 加盟国の主権の平等。
- 団結、平和、安全。
- 人権、民主主義、法の支配。
- 公平性、均衡、相互利益。

加盟国は同条約第 4 条に定められた上記の原則に従って行動するとの誓約を実行に移すことが期待されている。

SADC の後援によって発効した決定、政策および合意は法的拘束力を持つ。同組織はかかる決定、政策、および/または合意の執行に必要な法的機関を置くことになっている。

同条約はプロトコルを定め、それによって加盟国が特定の分野で協力を行うに際しての原則および手順を定められる。

また以下の場合には、加盟国に対し制裁が発動される場合がある。

- 十分な理由なく、本条約に定められた義務が継続的に不履行となった場合。
- SADC の原則および目的を損なう政策を導入した場合。
- SADC に対する加盟費の支払いが 1 年以上滞っており、首脳会合による免除を確保できなかった場合。ただし、支払遅延が自然災害に起因する場合、または国の経済に重大な影響を及ぼすような特殊な状況に起因する場合を除く。

制裁は首脳会合において、その都度決定する。

(3) 目的

SADC の活動目的は以下のとおり。

- 域内統合を通じた開発および経済成長の達成、貧困の軽減、南部アフリカ人民の生活の水準および質の向上、ならびに社会的弱者の支援。
- 共通の政治的価値観、政治体制、政治制度の構築。
- 平和および安全の促進および保護。
- 集団的な独立独行および加盟国間の相互依存を基盤とした、自立的発展の促進。
- 国内および域内の戦略およびプログラムの補完関係の実現。
- 生産的雇用および域内資源の活用の促進および拡大。
- 天然資源の持続的活用および環境の効率的保護の実現。
- 域内民族間に古くから存在する歴史的、社会的、文化的な類縁性および絆の深化。

目的達成のため、SADC は以下を行う。

- 加盟国の政治的・社会経済的な政策および計画の調和をはかること。
- 域内の人々およびその組織の活躍の場を広げ、域内全体で経済的、社会的、文化的なつながりを自ら築けるようにすること。また SADC のプログラムおよびプロジェクトに完全に参加できるようにすること。
- SADC およびその組織によるプログラムおよび運営を実行に移すため、必要な資源を活用できるよう、適切な制度およびメカニズムを創造すること。
- 域内における資本・労働、財とサービス、および人々の移動の自由を妨げる障壁について、その段階的撤廃を目的とした政策を立案すること。
- 人的資源の開発を促進すること。
- 科学技術の発展、移転、習得を促進すること。
- 域内協力を通じ、経済運営および経済動向の改善をはかること。
- 加盟国の国際関係について、調整および調和を促進すること。
- 国際理解、国際協力、国際支援を確保する。また域内に対する公共および民間資源の流入を活用すること。
- SADC の目標の実現に必要であると加盟国が判断するその他の活動を開発すること。

(4) SADC の制度再編

SADC は 2001 年 3 月 9 日、加盟国の国家元首が集う特別サミットをウィントフック(ナミビア)で開催し、「SADC 規則の再編成に関する報告書」を承認した。同報告書では 1992 年署名の SADC 条約第 5 条に定められた目標を土台として新たな目標が追加されたほか、共通アジェンダが策定された。

「SADC 規則の再編成に関する報告書」では、開発志向、補完(subsidiary)、市場統合・市場開発、

貿易および投資の推進、可変翼方式(variable geometry)などの原則を考慮に入れた、より詳しい共通アジェンダが掲げられている。

SADC 共通アジェンダには、上記の原則に基づき、以下が含まれる。

- 貧困緩和さらには貧困撲滅という最終目標につながるような、持続的かつ公平な経済成長および社会経済的発展の促進。
- 共通の政治的価値観、政治体制、およびその他の共通の価値観の、民主的、合法的、効果的な制度による促進。
- 民主主義、平和、安全の強化および維持管理。

セクター別の活動およびプログラムについては、各国が調整を行う。その一方、SADC は中央集権的な手法を採用し、以下の 4 つのクラスタから構成される 21 の調整ユニットを設けている。

- 貿易、産業、金融および投資。
- 食料、農業および天然資源。
- インフラおよびサービス。
- 社会開発、人材開発および特別プログラム。

(5) 新しい組織

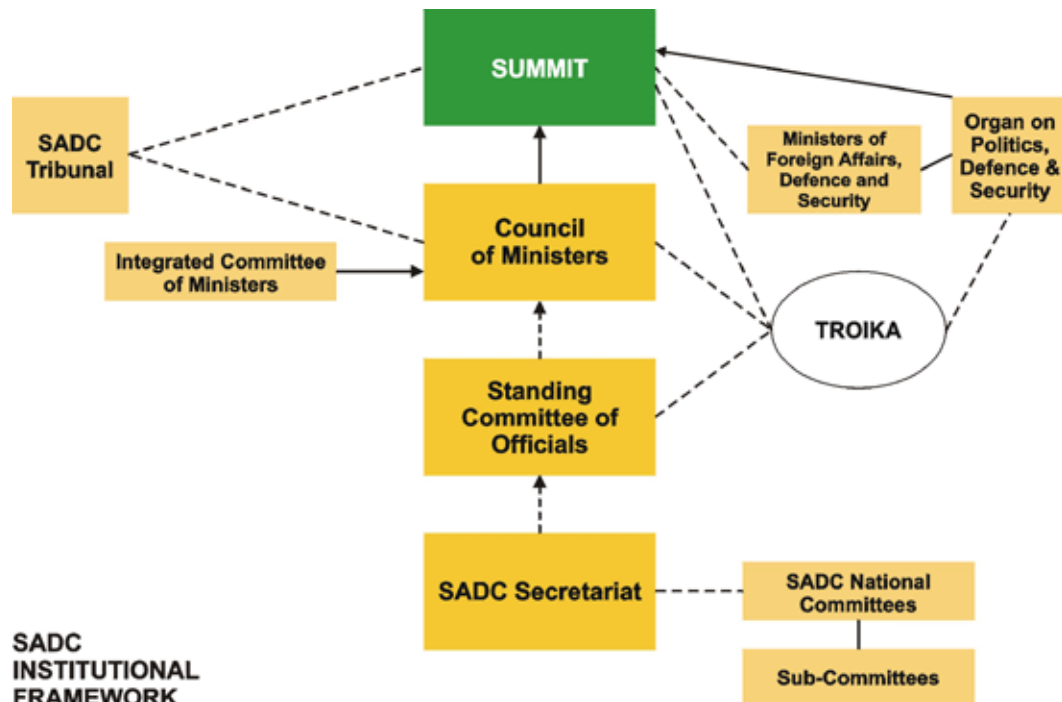
統合閣僚委員会 (ICM)

ICM は、セクター横断的な活動の政策ガイダンス、調整および調和を確保する。ICM は、各加盟国の閣僚 2 名以上から構成される。

SADC 国家委員会

これらの委員会は、各加盟国内に設置され、その主な機能は、域内政策、域内戦略、SADC 活動プログラム(SPA)の策定に対し、国レベルでの支援を行うことである。また上記プログラムの各国レベルでの導入を調整・監督する。

図 8.1 SADC 所属組織枠組



出所:SADC 事務局

8.1.2 政策枠組

(1) 地域指標戦略開発計画(RISDP)および NEPAD

SADC 共通アジェンダの策定および実行に向けた戦略的方向付けを行うことを目的に、地域指標戦略開発計画 (Regional Indicative Strategic Development Plan: RISDP)が導入されている。RISDP は 15 年計画で、5 年毎の段階に分けて導入が予定されている。RISDP は SADC の域内統合の深化を目的として、長期経済政策および社会政策に関する一貫性のある包括的プログラムを SADC 加盟国に提供している。また SADC 事務局および SADC 所属組織に対して、SADC によって承認された経済・社会政策および経済・社会的優先事項に関する明確な見解を提供している。

SADC 加盟国は、民主主義的文化、市民社会の全面的参加、透明性と法の支配の尊重に立脚した健全な政治・経済・企業統治に対するコミットメントを、RISDP を通じて再確認する形となっている。このような流れを受け、アフリカ連合による NEPAD プログラムは、アフリカ大陸全体を対象とした信頼できる重要な枠組として、また RISDP は SADC による地域全体としての表現、さらには SADC の理想を実現するための手段として、捉えられている。RISDP では、持続可能な社会経済発展のためには健全な政治統治、経済統治、企業統治が前提条件であり、これらが実現しないことには貧困撲滅と統合強化に向けた SADC の取り組みも無駄に終わると強調している。

SADC 首脳会談で RISDP が採択されたことにより、SADC のプロトコル・政策導入(PPI)枠組にも新たな勢いが生まれている。RISDP は、SADC 域内の経済統合および社会発展のための戦略的枠組を構成しており、その展望および目的において、今後 15 年間の SADC 活動プログラムの効率的な導入と実現のための戦略的方向性を提供している。そこでは、15 年全体にわたる統合開発の長期目標および目的について、その優先順位を定めるほか、明確な政策および優先実施分野を定めている。またセクター間リンケージおよびシナジーを強化し、域内の貧困撲滅の加速を目指している。

RISDP 導入枠組では、中心課題について、国および地域レベルでの数値・日程目標、リンケージ、順序付け、優先順位決定の基準、プログラム導入のスピードならびに人材・制度的能力について、最終的に達成が望まれる状態を示している。短期および中長期的目標が設定されており、これらは SADC プロジェクト/プログラム実施主体(補完性の原則のもと SADC プロジェクト/プログラムを実施する官民パートナーシップ、およびその他の団体)による、域内全域での個別プロジェクトおよび事業計画を通じて達成されることとなる。プロジェクトおよび事業計画は、SADC 理事会およびユニットが集中管理する。

RISDP は各プロトコルと異なり、命令的ではなくあくまで表示的な政策手段である。すなわち目標達成のために実現すべき必要条件の概要を示すに過ぎない。また進捗状況のモニタリングおよび評価の便宜をはかるため、さまざまな協力分野について目標となる数値や時期を設定している。

このことは、地域政策目標とプログラムが対立する原因となるのではないかと懸念する向きもあるかもしれないが、そのようなことはない。RISDP は中心となる政策内容を既存のプロトコルから取り入れているし、域内を統合し 2015 年までに共通市場を確立する方向を目指し、すでに各組織間で SADC の PPI 枠組と RISDP の擦り合わせが進行している。こうした点からも、RISDP の効果的な導入は、SADC の法的枠組の強さ、ひいては SADC プロトコルの実行力の強さに最終的にかかってくる。

(2) SADC 理事会による事業計画

RISDP を区分けして実行するため、SADC では 2005/2006 年の事業計画(ビジネス・プラン)を策定した。この事業計画では 4 つの理事会と 2 つのユニットを取り上げ、同期間中の優先分野の概要を説明している。これらの優先分野は、15 年戦略計画で掲げられた長期目標達成に向けたステップとなるであろう⁹⁹。同事業計画は、2 月にモーリシャスで開かれた SADC 閣僚会議において承認済みである。

⁹⁹ SADC 閣僚会議 *SADC Business Plans 2005/2006*。

域内経済推進役としての貿易・産業・金融・投資(TIFI)理事会

TIFI 理事会の全体目標は、貿易と経済の自由化と発展を推進し、域内統合と貧困撲滅を進め、SADC 共通市場の段階的確立を目指すことにある。

TIFI 理事会の 2004/2005 作業プログラムに含まれる分野は以下の通りである。

- 多国間貿易体制を背景とした、SADC 貿易プロトコル導入による市場統合の深化、および関税同盟に向けた交渉の推進。
- 域内産業発展政策および SADC 鉱業プロトコルの導入を通じた、産業競争力の強化。
- SADC 金融投資プロトコルの完成および導入開始によるマクロ経済の統合、金融資本市場の発展、および経済成長を支援するような投資の拡大。
- 投資促進、開発融資の活用。

TIFI の実施分野(2005/6 年)は以下の通りである。

- 財・サービス市場の統合。
- 金融資本市場の開発。
- 通貨金融協力の一層の実現。
- マクロ経済統一の実現。
- SADC 内投資および外国直接投資(FDI)の拡大。
- 国際条約に従った効率的参画。

食糧・農業・天然資源(FANR)理事会

FANR 理事会は、食糧安全保障、穀物開発、家畜育成、天然資源管理、研究開発の 5 セクターを中心に扱う。SADC が食糧安全保障の面で直面している課題を克服するには、生産性向上、食糧不足解消、農産物貿易量の拡大が求められている。

FANR の実施分野(2005/6 年)は以下の通りである。

- 食糧の十分な確保。
- 食糧へのアクセス。
- 食糧の栄養価と安全性の向上。
- 災害対策としての食糧安全保障。

社会開発・人材育成および特別プログラム(SHDSP)理事会

SHDSP 理事会の主要分野は、健康制度、教育、人的資源、文化・スポーツ、情報および雇用である。また長期目標として、域内のあらゆる人的資源の調整を行うことを掲げている。

SHDSP の 実施分野 (2005/6 年) は以下の通りである。

- 人的能力の持続的開発。
- ポジティブな文化的価値観、態度および習慣の醸成。
- 人材活用の強化。
- 情報提供の拡大。

インフラおよびサービス(IS)理事会

IS 理事会の主目的は、適切かつ相互関連性のある、効率的な域内インフラの提供の促進にある。主なセクターは、運輸、通信・気象、エネルギー、観光および水である。

IS 実施分野 2005/6 年

- 十分に統合的、効率的な輸送インフラおよびサービスの提供。
- 十分に統合的、効率的な通信・気象インフラおよびサービスの提供。
- 持続可能な開発および域内統合の手段としての観光の促進。
- 戦略計画の採用および導入の推進。
- 域内統合および貧困撲滅につながる水資源管理および関連インフラ開発の統合。

統計ユニット 実施分野 2005/6 年

- 統計における法的枠組の開発。
- SADC 地域における統計の調和。
- 域内統合に向けた有意の統計の実現。
- SADC における統計能力開発。

HIV/AIDS ユニット実施分野 2005/6 年

- 政策開発および調和。
- SADC の全政策および全プログラムにおける、HIV/AIDS に関する能力構築および

HIV/AIDS 問題の主流化。

- 技術対応、資源ネットワーク、共同研究および調整の推進。
- 域内でのセクター横断的対応に関する、モニタリングおよび評価の推進。

ジェンダーユニット 実施分野 2005/6 年

- 明確な域内ジェンダー政策枠組の開発およびジェンダー政策の調和。
- SADC の構造および組織におけるジェンダー問題の主流化。
- 域内レベルでのさまざまなセクター領域における、女性のエンパワメントの開発および導入。
- コミュニケーション、情報共有、連合形成、ネットワーキング。
- 国家機関職員、国および地域のトレーナー、政策決定者およびその他の利害関係者に対する、概念形成、分析、認識、エンパワメントの技能についての訓練と能力構築。
- 北京行動綱領(Beijing Platform for Action)、SADC による「ジェンダーと開発に関する宣言」および補遺、CEDAW、アフリカ女性憲章のモニタリングおよび評価。

8.2. SADC-TIFI プログラムのレビューおよび評価

SADC 事務局では、地域指標戦略開発計画(RISDP)策定の一環として、SADC の政策およびプログラムに関するレビューを実施している¹⁰⁰。以下に、貿易、産業、投資、金融に関する現在の政策およびプログラムに関する、同レビューの内容を紹介する。

8.2.1 現行政策および戦略のレビュー：貿易

SADC 貿易プロトコル(修正版)では、2008 年までに域内自由貿易地域の設立構想を示している。また目標として、財・サービスに関する域内貿易の一層の自由化、生産の効率化、国内・国家間・外国からの投資環境改善、同地域の経済的発展、多様化および産業化の拡大を掲げている。これらの目標を達成するために採用された具体的戦略は、以下のとおりである。

- 関税の段階的撤廃。
- 共通原産地規則の採用。
- 通関規則および通関手続きの調和。
- 国際的に容認された基準、品質、認証、度量法の実現。

¹⁰⁰ SADC Trade, Industry and Investment Review 2003; SADC Trade, Industry and Investment Review 2004.

- 衛生手続きおよび植物衛生手続きの調和。
- 非関税障壁の撤廃。
- サービスにおける取引自由化。

(1) 貿易政策および貿易戦略の評価

SADC 貿易プロトコルの全体目標は、自由貿易地域を実現し、これを関税同盟ひいては共通市場へのステップとすることにある。SADC の貿易政策・貿易戦略は、資本、労働力および財・サービスの移動の自由を妨げる障害の撤廃、域内協力による地域の経済運営・経済動向の改善、そして最終的には貧困撲滅という目標と、おおむね一致している。

これらの成功は、加盟国すべてが貿易プロトコルをいかに効果的に導入できるか、とりわけ、加盟国各国の事情を考慮に入れながらの関税障壁および非関税障壁の撤廃にかかっている。また、適切な原産地規則の導入もあわせて必要である。これらにより、域内資源が最大限に活用されるとともに、さまざまな製造チェーンにおける前方および後方とのリンケージが可能になる。

通関のルールや手続きの一本化対策も進んでいる。これに加え、国際的に容認された基準、品質、認証、度量法の導入、さらには衛生手続きおよび植物衛生手続きの統一も実現すれば、SADC 内の貿易は拡大する見込みである。サービスに関しては、法的枠組が採用される予定であり、これにより SADC 加盟国の国際条約への適合を万全にする。

(2) 貿易政策および貿易戦略の課題

SADC の主な課題は、合理的な日程内に共通市場を設立し、ひいては世界市場における SADC の貿易シェアを拡大することである。このためには、SADC 貿易プロトコルの枠内でなされた決定を加盟国が守り、プロトコルの背後にある原理や目的を念頭に置きながら決定内容を早急に実行に移すことが肝心である。また、WTO 義務の遵守と導入、さらにはコトヌー協定、アフリカ成長機会法で定められた優遇の活用も必要となってくる。したがって、供給サイドの制約に対処すること、生産に関する産業競争力を強化すること、そして SADC 加盟国の中でも小国、内陸国、および開発の特に遅れている国に対する国際的な関税削減の影響を抑制することが重要である。

SADC が関税同盟といった高いレベルの統合に進むにつれ、加盟国の SADC 以外の地域共同体への加盟、および SADC 以外の地域共同体と SADC の定める義務の対立といった問題への対処が急務となってくる。こうした問題を解決することで、アフリカ連合体における SADC の存在感は増すと期待される。グローバル化がもたらす問題、特に WTO、AGOA、コトヌー協定の枠内で発生する問題も考慮に入れる必要がある。さらにこれとは別に、農村部と都市部の貧困層、小企業、イン

フォーマルな事業者、女性といった弱者グループを視野に入れた政策や戦略を新たに策定し、こうした人々が政策の恩恵を受けられるようにすることも課題である。

8.2.2 現行政策および戦略のレビュー：産業

現在、産業に関する政策および戦略では、輸出促進、業界同士の関係強化、効率的な輸入代替、投資環境の改善、生活必需品の輸入簡略化、域内の人材開発、業界支援サービスの拡大、産業活動の公平な配分、フレキシブルな市場志向の変動為替レートの導入などを目指している。

(1) 現行の政策および戦略の評価

産業政策は、健全なマクロ経済政策の調和、国内外からの投資を導く環境の維持、産業化に向けて熟慮を重ねた政策の策定、経済的・社会的インフラの開発といった戦略目標に合致している。SADC の産業政策・戦略は、域内の産業発展に貢献したが、その度合いは限定的である。したがって、業界同士の関係を強化して域内の資源を活用し、それにより製造業の雇用を域内全体で創出するような、相互利益を伴うバランスのとれた産業化を域内で実現することが必要である。

(2) 現行の政策および戦略の課題

産業セクターはグローバル化がもたらすさまざまな課題を克服しなければならない。具体的には競争力、産業や商品の多様化、技術移転、研究開発などがある。そのためには生産性と競争力の総合的な拡大に加え、多様性とバランスを併せ持ちながら、より広範囲で産業間のつながりの強い経済空間において産業発展を実現すること、ひいては付加価値につながる生産要素の効率的かつ効果的活用が不可欠である。産業に関する新しい戦略や政策では、中小企業の発展に際しての女性参加の奨励、および情報通信技術の活用が求められる。

8.2.3 現行政策および戦略のレビュー：鉱業

域内の鉱業セクターの発展については、経済的、社会的、そして環境的に持続可能であること、域内における鉱業関連課題を克服できること、競争力のある成長を長期的に実現可能な形で実現することに焦点が当てられている。このため、投資環境の改善、情報の流れの改善、商業的に存立可能であり、かつ女性労働力を活用した小規模鉱業の開発を念頭に置きつつ、政策の調和がはかられている。

(1) 現行の戦略および政策の評価

鉱業セクターの政策および戦略は、製造業雇用の最大限の拡大と域内資源の活用を推進するという、SADC の戦略的優先事項に沿っている。鉱業プロトコルが 2000 年に発効されて以来、コンゴ民主共和国を除く全加盟国において、鉱業に関連する法制度の調和はほぼ完成している。しかしながら、鉱業セクターの発展を目的とした政策の調和については、依然としてなすべきことが少なくない。また鉱業セクターでは鉱山資源の将来性が高まっているほか、全加盟国はそれぞれアクセス可能なデータベースを保有している。公共および民間の鉱業関連機関や研究機関は効果的なネットワークを形成するに至っている。しかしながら、生産要素の移動については生産要素への投資を妨げる障害に対処しているかどうかという点では、鉱業セクターには依然として制約が多い。輸出収入を拡大し、鉱業収益を拡大するため、SADC では付加価値戦略を策定中である。

(2) 現行の政策および戦略の課題

鉱業セクターの課題としては、付加価値をもたらす技術やノウハウの習得、投資誘致、環境的に持続可能な開発の実行があげられる。また、小規模事業者や女性を含めた社会的弱者グループの参加を増やすことも課題である。

8.2.4 現行政策および戦略のレビュー：金融および投資

金融・投資セクターの政策目標は、域内のマクロ経済安定に向けた動きの推進、堅実な財政金融政策を通じた域内統合、金融分野における協力枠組の構築、健全な投資政策の策定推進、貯蓄の推奨、投資流入の促進や刺激、域内への技術移転や革新などがある。

これらの政策目標を実現するための戦略としては、マクロ経済統合の推進、直接税と間接税の調整、経常移転と資本移転の自由化、決済システムの見直し、開発融資機関等の金融機関からの融資の活用、投資インセンティブの改善などがある。さらに、域内投資を推進するような法律、規約、ガイドラインを各国内に設けること、またこうした加盟各国の投資関連法は、投資の保護や保証に関する国際協定を遵守しつつ、域内における資本の自由移動を推進することが重要である。

数多くのテーマについて、覚書(MOU)の準備が進められている。マクロ経済の収斂、課税および関連事項の協力に関する覚書がすでに署名済である。また SADC 各中央銀行および開発金融機関(DFI)の投資推進、為替管理政策、決済システム、法的運用枠組の統一に関する覚書が現在作成中である。

証券取引、商業銀行、銀行以外の金融機関については別の形の協力が存在している。マクロ経済

収斂の覚書では、マクロ経済の安定を実現し維持するためには、各国は安定志向の経済政策において統一をはかるべきという点で、加盟国が合意に至っている。具体的には、インフレ率を低レベルまたは安定レベルに抑えること、大型財政赤字や高い債務返済比率を回避するような堅実な財政スタンス、市場の混乱を最小限に抑えることなどが盛り込まれている。マクロ経済監視システムを導入し、選択された指標について収斂が進んでいるかどうかモニタリングを行う。

課税および関連事項の協力に関する覚書では、課税分野における能力構築での協力の必要性が強調され、税制調和、課税インセンティブの適用と扱い、直接税および間接税、二重課税防止条約などを目指している。

(1) 現行の政策および戦略の評価

金融投資分野の政策および戦略は、おおむね SADC 共通アジェンダに沿っており、域内の全般的な戦略的優先事項に沿いつつ、国内および域内の戦略やプログラムの補完関係の実現、必要資源の活用に適した制度やメカニズムの構築、資本の自由移動を妨げる障壁の段階的撤廃などに取り組んでいる。

銀行・金融・資本市場の自由化、投資サービスの自由化については、SADC 単独で、また複数の合意や覚書により、かなりの進展がみられた。現在進行中である金融投資プロトコル策定イニシアチブのほかにも、域内外のフォーラムへの投資や毎年開催の南アフリカ経済サミットなど、投資推進活動がいくつも実行に移されている。SADC 中央銀行総裁委員会の実施内容としては、財政金融統計データベースの開発、SADC 加盟国の中央銀行の政策や構造に関する情報バンクの開発、国の決済システムの改良、紙幣および貨幣の域内送金方法の簡便化などがある。

南部アフリカの金融改革では、これまで銀行分野の競争力強化に力を注いできた。改革の主な特徴としては、銀行業界参入自由化、預金額および貸出金利に対する政府管理の撤廃、中央銀行の堅実化を目的とした規制・監視機能強化などがあげられる。これらの金融改革の採用により、新たな金融機関が銀行業界に参入したほか、新しい金融商品の投入が容易となった。しかしながらこうした改革は、全加盟国における競争強化や貯蓄の増強、金融仲介サービスにつながるには依然として不十分である。

中小企業、さらには障害者や女性などの弱者グループにとっては、信用および資本へのアクセスが依然として悩みの種である。SADC 加盟国の多くには有効な証券取引所があり、貯蓄動員、民営化の推進、海外投資の誘致において重要な役割を果たしている。

しかしながら、多国間通貨地域(MMA)諸国(レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)を除いては、

SADC には通貨金融セクターの実質的な統合が存在していない。SADC が共通市場に近づくにつれ、均衡のとれた域内発展のためにも、通貨金融政策を調整し、ある程度調和させる必要が生じてくるであろう。

SADC 加盟国のうち 7 カ国には、外国投資の誘致を目的として、法人税および個人所得税の税率を低く抑えたり、タックスホリデーや売上・配当・利子・ロイヤルティへの税金を免除したり、輸入関税免除、原材料および資本設備に対する売上税免除、税金の払戻制度や割戻金、およびその他の控除を行ったりするよう定めた投資関連法が導入されている。こうした法律は多くの点で似通っており、したがって非常に競争的となる。それゆえに、域内全体への投資を促進するよう、政策や活動を調整することが求められる。具体的には、当地域に対する投資家からの信頼を得るため、加盟国の信用格付けを行うことについて、加盟国の承認を得ることなどが挙げられる。

（２）現行の政策および戦略の課題

金融投資セクターに関する SADC の主な課題は、同セクターにおける調和のペースを加速し、国内貯蓄や地域投資を拡大することにある。また SADC は健全なマクロ経済政策と、堅実な財政金融政策を導入し、それによってインフレ率、利率、赤字、負債の抑制の推進、および為替管理の自由化を通じた資本の自由な移動の推進が必要である。もうひとつの課題は、金融セクターにおける自由化はますます進んでいるにもかかわらず、中小企業は銀行から融資を受けることが依然として難しい状況にある点である。銀行以外の金融機関に関する金融改革も必要である。女性企業家は法律や手続きの点で制約があるため融資へのアクセスを否定される。金融改革ではこうした女性企業家に関する対策が求められる。

SADC 地域が抱えるもう一つの深刻な課題として、マネーロンダリングをいかにして締め出すかがある。マネーロンダリングは当地域のみならず、アフリカ大陸全体で頻発している。

8.3. SACU をめぐる状況

8.3.1 背景および歴史

南部アフリカ関税同盟(SACU)は、それは、1969 年 12 月 11 日、南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランドが署名した関税同盟協定を出発点とする世界初の関税同盟である。同協定は 1970 年 3 月 1 日に発効され、1910 年締結の関税同盟協定に取って代わった。

SACU は年 1 回会合を開き、同協定について議論を行っている。また、以下の実務者レベルの連

絡会議を年 3 回開催している。

- 関税実務者連絡会議
- 貿易産業連絡会議
- 農業特別小委員会

SACU は、加盟国間における商品の移動の自由を維持することを活動目的とし、共通関税地域に対する対外共通関税および共通物品関税を定めている。共通関税地域に納められた関税や物品税は、いったん南アフリカ政府歳入基金にプールされ、協定に定めた歳入配分式に従い、加盟国間で分配される。同歳入基金は南アフリカが管理しており、BLNS(ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド)加盟国への分配金のみが計算され、残りを南アフリカが受け取る方式になっている。BLNS 諸国にとって、SACU による分配金は国家歳入の大きな割合を占めている。

1994 年 4 月、国民統合政府が南アフリカの政権の座についた。これに伴い加盟国は、SACU を民主化し、加盟国の現在のニーズをより効果的に反映するために同協定の見直しを行うべきであるとの意見で一致した。このため 1994 年 11 月 11 日、5 カ国の貿易産業相がプレトリアで会合を開き、1969 年締結の同協定の再交渉について話し合いを行った。この席上で、大臣らに対し勧告を行うための関税同盟タスクチーム(CUTT)が結成された。以来、CUTT は加盟各国において何度も会合を開き、再交渉は順調に進展している。

8.3.2 2002 年 SACU 協定

1990 年のナミビア独立、および 1994 年の南アフリカにおけるアパルトヘイトの終焉を受け、SACU 加盟国は 1994 年 11 月、条約に関する新たな話し合いに入り、2002 年には新しい SACU 協定が締結された。新協定では、3 つの課題に取り組んでいる。

(1) 共同意思決定過程

協定第 3 条では、ウィントフック(ナミビア)に SACU の本部を置くとともに、これとは独立して管理事務局を設置し、SACU の監視を行うことを定めた。同第 7 条は、南アフリカ貿易関税委員会にかわり、複数の独立した機関を設けることを定めた(閣僚委員会、関税同盟会議、実務者連絡会議、SACU 関税委員会)。SACU 関税委員会は加盟 5 カ国からの 5 名の専門家によって構成され、対外関税に関する一切の修正を監督する。これらの機関はいずれも、加盟国の平等な参加を強化することを目的として設置されている。2002 年協定はまた、農業・工業・競争・不公平な貿易習慣

に関する政策調整、幼稚産業の保護などについて定めている¹⁰¹

(2) 新しい歳入配分式

南アフリカは、歳入配分後の残りを同国への分配金とするのではなく、BLNSと同じ方法で分配金を受けるとする。歳入配分は、SACU 所属機関の予算を確保した余剰分について行うこととする。この余剰分は関税、物品税、および開発に関する要素について、加盟 5 カ国に支払われる。

(3) 対外(SACU 外)貿易問題

1980 年以来、SADC は BLS 諸国に対し、それまでとは異なる地域経済協力の方法として、南アフリカ経済への依存度を縮小する方法を提案している。この背景には、アフリカ南部諸国は弱小国の経済を危険にさらすことなく、域内の政治的・経済的・社会的・文化的統一をはかる戦略を立てなければならないという課題がある。

1994 年以来、南アフリカは SACU や SADC に加盟する近隣諸国を無視し、EU との間で二国間貿易協定の交渉を進めてきた。SADC では、貿易自由化に向けた段階的日程がすでに組まれており、そこでは弱小経済や脆弱なセクター(食糧安全保障など)については、南アフリカなどの経済大国よりも緩やかなペースで自由化を進めるよう配慮されている。また南アフリカと米国による一方的な交渉は、地域協力を目指す他の努力を踏みにじるものとして映っている。

2000 年 9 月 5 日にプレトリアのセントゥリオンで開催された、SACU 加盟国 5 カ国の貿易財務相による会合では、SACU の制度改革を支持するという原則が全会一致で採択された。

8.3.3 SACU の管理組織

歳入プールを管理する機関の構成については、2000 年に話し合いが持たれ、以下を含めることが承認されている。

- 閣僚委員会: SACU 各加盟国から 1 名ずつの閣僚が参加する委員会。SACU の最高意思決定機関であり、四半期に 1 度開催される。採択方法は全会一致のみとする。
- 委員会: 上級職員、3 つの連絡会議、農業特別小委員会から構成される。

¹⁰¹ 第 26 条: 幼稚産業の保護。1. ボツワナ、レソト、ナミビア、またはスワジランドの各政府は、同地域における幼稚産業が共通関税地域における他の生産者または製造業者との競争に対処できるよう、一時的措置として、同地域に輸入された財に対し追加課税を賦課する場合がある。2. 幼稚産業とは、加盟国地域において設立後 8 年以下の産業を指す。3. 第 1 項に従い幼稚産業に与えられた保護は、その期間を 8 年間とする。ただし委員会によって別途定められた場合を除く。第 26 条は、南アフリカで確立している産業による BLNS の切り崩しを防ぐことを目的としている。

- 裁決機関: 閣僚委員会直轄の専門家による独立機関。裁定機関は、関税の設定、反ダンピング・メカニズムを担当する。
- 事務局: 歳入プールの日々の運営を担当する。また、歳入プールから資金を受ける。設置地については、修正後の SACU 機関構成導入のための提案書作成期間 1 ヶ月の経過後、上級職員の会合が開催されることが決まっており、その席上で決定される。

SACU の閣僚は、各加盟国への分配金について、以下 3 つの基本要素を用いて算出することで合意している。

- 関税プールの配分
- 物品税プールの配分
- 開発コンポーネントの配分

さらに、上記 3 部分の配分方法については、以下のとおりとすることで合意している。

- 関税については、SACU 域内貿易(再輸出を含む)の合計に占める各国の割合に従い配分する。
- 開発コンポーネントを除いた物品税部分については、GDP を元に配分する。
- 開発コンポーネントについては、物品税プールの 15%に固定されており、各国の 1 人当たり GDP に反比例して全加盟国に配分する。

8.3.4 自由貿易協定をめぐる米国と SACU 間の協議

米国と SACU 加盟 5 カ国とは 2003 年中盤、自由貿易協定(FTA)に向けた話し合いに入った。このイニシアチブは、米国と南アフリカとの間で貿易および投資のパートナーシップ関係が強化されつつあるなかでの新たな 1 歩である。最終的な協定が締結された暁には、米国がサハラ以南のアフリカ諸国と締結した初の自由貿易協定となる他、SACU 加盟国が共同で結んだ初の自由貿易協定となる。米国政府の目的は、世界貿易の自由化、消費者が支払うコストの縮小、世界の急成長地域に生まれる新たなビジネスチャンスをも米国企業、農家、労働者に提供すること、そして発展途上国のグローバル経済参入を推進することにある。アフリカ南部との FTA 締結はこうした取り組みにとってきわめて重要な要素となる。米国は FTA を通じ、サブサハラアフリカ諸国で最大の輸出市場に対する特恵的なアクセスを確保することができる。その規模は 2002 年現在、25 億米ドル以上にものぼる。これまで、EU・南ア間の FTA により同地域参入において EU に遅れをとっていた米国の輸出企業にとっては、FTA は市場参入への平等なチャンス、ひいては対米貿易や投資拡大につながるチャンスと言える。米国からのアフリカ南部への主な輸出品目は、機械類、自動車、航空機、医療機器、樹脂類、化学薬品、シリアル類、薬品、木材・紙製品などがある。2000 年には、米国が

らの SACU に対する諸国直接投資は合計 28 億ドルであった¹⁰²。

米国はアフリカ南部との FTA について、AGOA の成功をベースとしたビジネスチャンスであり、またアフリカ南部と米国との貿易関係の強化を一方的な優遇関係ではなく、完全なパートナーシップへと移行させる機会であるとしてとらえている。SACU 諸国は、同法に基づくプログラムにおいて、2001 年には燃料以外の AGOA 指定品目に関する米国への輸入の 70%を占めるなど、同法の恩恵を受けている主要国だと言える。南アフリカは、AGOA に定められた商品のうち燃料以外の品目について、対米輸出額の最も多い国であった。レソトはアパレル輸出でトップとなったほか、ボツワナ、ナミビア、スワジランドの3国は2002年には対米輸出総額40～75%増を記録した。以下に、FTA締結の理由として交渉団が掲げている潜在的利点を紹介する。

- 存立可能な地域経済に向けた、SACU 諸国の生産・サービスの合理化。
- SACU のグローバル経済との一層の統合。
- 世界最大の経済への恒久的な市場アクセスを確保することによる、投資家への SACU 諸国の魅力増加。
- BLNS 諸国(ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド)に対する「援助ではなく貿易を」の原則を通じた開発。
- 米国投資家にとってほぼ手つかずの市場に対する成長促進。

米国と SACU は、こうした交渉のために貿易拡大特別協力グループを設け、米国国際開発庁(USAID)は当初予算として 200 万米ドルの拠出を行っている。この特別協力グループは交渉期間中、定期的に会合を開いており、ニーズの特定や技術援助資金の割り当てを迅速に行うことで、SACU 諸国に対して交渉への準備や参加を進め、合意に至ったコミットメントを実行に移すとともに自由貿易のメリットを享受できるよう努力している。

協議は以下の2つの段階に大別される。

- 第1段階:市場アクセスの問題(商品貿易、関税手続、原産地ルール、基準、輸入救済法、サービスなどを含む)。
- 第2段階:「第2世代」貿易問題(労働、環境、知的所有権、政府調達などを含む)。

⁵ 本節の出典は以下のとおり。Business Day (Johannesburg) July 8, 2005, US Department of Trade; 2004 Comprehensive Report on U.S. Trade and Investment Policy toward Sub-Saharan Africa and Implementation of the African Growth and Opportunity Act - Prepared by the Office of the United States Trade Representative - THE FOURTH OF EIGHT ANNUAL REPORTS, MAY 2004, 典 he Proposed US-SACU Free Trade Agreement (FTA) - Comparison with the FTAA, CAFTA, US-Chile FTA, and US-Singapore FTA, July 2004; Jill Mary Verbeck, John Kemoli Sagala, Yin Min Kyi, Daniel Ogbaharya, Luke M. Olson. Political Science, Northern Arizona University, Flagstaff, AZ, "Computational Analysis of the US FTA with the Southern African Customs Union (SACU)" - July 6, 2004, Drusilla K. Brown (Tufts University), Kozo Kiyota (Yokohama National University and University of Michigan), Robert M. Stern (University of Michigan) RESEARCH SEMINAR IN INTERNATIONAL ECONOMICS, School of Public Policy, The University of Michigan, Discussion Paper No. 509

交渉は2003年6月より南アフリカのプレトリアで開始され、続いて同年8月にヨハネスブルク、同年10月にワシントンDC、翌2004年2月にナミビアのワルヴィスベイ、同年5月にレソトのマセルで、それぞれ交渉ラウンドが行われた。当初は楽観的なムードに包まれ、2004年12月までには協定を締結するというデッドラインが設けられたが、2004年中盤から1年近くにわたり交渉が中断した。これは、さまざまな問題について交渉団が衝突したことが原因である。交渉再開の2度の試みも失敗に終わり、2005年7月初旬、ジュネーブで開かれた会合により、ようやく2005年9月に交渉再開の目途が立った。このときの交渉に参加した閣僚によると、再開後の交渉は「一口サイズ」で行うこととし、9月に予定されている交渉では農業以外の市場アクセス問題を扱う予定である。交渉団は、すでに合意に達した内容は再交渉の対象とはせず「棚上げ」にすることを了承した模様である。

SACU FTA の交渉内容は機密事項となっているため、具体的な条件のすべてが明らかになっていないわけではない。しかし、政府調達および知的所有権などの「新世代」問題についての米国と効果的な話し合いのためにも、SACU 加盟5カ国がこれらの問題に対応できるように政策の調整を必要としていることは、一般に知られている。また以前に米国は、SACU 内の人材不足が交渉中断の一因となったと指摘している。

8.3.5 SACU-EU 経済連携協定

南ア - EU 間では既に FTA が締結済み（2000 年 1 月発効）だが、2004 年 7 月（ウィントフックにて開催）より SADC の枠組み内で経済連携協定（EPA）締結に向け交渉中。WTO 協定に適合した地域貿易協定の 2007 年末までの策定を目指す。現在 SADC 事務局の他にアンゴラ、ボツワナ、レソト、モザンビーク、ナミビア、スワジランド、タンザニアおよび南アがオブザーバーとして交渉に参加している。

8.3.6 SACU およびメルコスール（MERCOSUR）

南米のメルコスール（南米南部共同市場。ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイで構成。チリとボリビアは準加盟国）は、約 3 億 5,000 万人規模の FTA であり、ラテンアメリカ諸国を束ねる貿易ブロックとなっている。ラテンアメリカ諸国で含まれないのは英語圏のガイアナ共和国、オランダ語圏のスリナム、そしてフランスの海外県である仏領ギアナのみである。ガイアナとスリナムについては、近い将来の加盟が期待されている（仏領ギアナは法律上フランスに含まれることから、EU の一部と見なされている）。

メルコスール諸国および SACU は、北の裕福な先進国に対する途上国の依存度縮小を目指し、南南貿易の関係強化を進めてきた。SACU-メルコスール間の協定はメルコスール-米国間、メルコスール-EU 間の貿易交渉の進展と比べるとペースの遅さは否めない。その一因としては、メルコスール

ルと SACU という 2 つの貿易ブロック間の貿易量がさほど多くなかった点があげられるが、SACU・メルコスール間の貿易協定締結により、化学、エンジニアリング、農産物加工、鉄鋼、運輸の各産業において、ビジネスチャンスが拡大すると期待される。

2004 年 12 月、SACU とメルコスール諸国は、長く待ち望まれた特惠貿易協定(PTA)に署名した。この協定は、当初の構想であった完全な自由貿易地域よりも薄まった内容となったが、特惠貿易の道を確保すると同時に、2 地域間のより広く深い協力関係の出発点となっている。しかしながら、この PTA は、完全な自由貿易協定(FTA)の創造途中の 1 歩に過ぎないものであると双方によって考えられていた。FTA はすべての商品とサービスを対象とするのに対し、PTA は、工業製品および加工品の貿易を対象としている。

ラテンアメリカは現在、物価上昇に加えて年間経済成長 5%以上という注目すべき数字を達成しており、外国からの投資も順調で、ビジネスの場としての信頼も向上しつつある。南アフリカもラテンアメリカ諸国との政治的関係の強化を進めることで、将来は独自のビジネスチャンスにつなげることを期待している。

8.4. SADC 地域への政府開発援助(ODA)

8.4.1 ドナーおよび国際機関による支援の概観

DAC の予備評価によると、主要ドナー国によるネットの ODA は 2004 年、実質 4.8%増となり、過去最高となる 785 億米ドルを記録した。これは、2001 年には 524 億米ドル、2002 年には 583 億米ドル、2003 年には 690 億米ドルという名目上急速な増加が続いていることを表している。こうした援助額の増加により、他の大陸と比べてアフリカが多くの恩恵を享受している。世界全体の ODA に対するアフリカの割合は、1990 年代末に 36%で底を打って以来、2003 年には 46%を占めるまでになった。こうした傾向は、SADC 加盟国への ODA の流れにも反映されている。下表にその詳細を示す。

表 8.1:SADC 諸国に対する純 ODA(政府開発援助) (2001-2003)

US\$ millions	2001	2002	2003
Angola	289	421	499
Botswana	29	38	30
D.R. Congo	263	1 169	5 381
Lesotho	56	76	79
Madagascar	374	373	539
Malawi	404	377	498

Mauritius	22	24	-15
Mozambique	933	2 054	1 033
Namibia	110	135	146
South Africa	428	505	625
Swaziland	29	22	27
Tanzania	1 271	1 233	1 669
Zambia	349	641	560
Zimbabwe	164	201	186
Total	4 721	7 269	11 257

出所:世界銀行、OECD データの ERA によるまとめ。

しかしながら、サブサハラ諸国に対する援助額の増加は、債務救済および緊急援助による部分が大きい。1996 年より世界銀行および IMF(国際通貨基金)によって HIPC イニシアチブに基づく債務救済が実施されたが、OECD によると 2003 年から 2004 年には ODA のうち 19%が同地域向けであった。また自然災害(干ばつ、洪水など。マラウイにおける最近の干ばつ、アンゴラやコンゴにおける武力対立または武力対立後の状況など)に直面している国に対する食糧援助等の緊急援助は、8%を占めた。SADC 諸国が受けた ODA 総額は 2001 年の 43 億米ドルから、2003 年には 107 億米ドルと 2 倍以上に増えたが(上表参照)、増加の大半は、コンゴの平和活動を加速し、戦争で打撃を受けたキンシャサの経済を再興することを目的とする約 45 億米ドルの対コンゴ大型債務救済パッケージであった。このほか、HIPC 債務免除の恩恵を受けた国としては、HIPC でもとりわけ貧困度の高い国であるモザンビークとタンザニアがある。アフリカ諸国に対するこうした債務免除や緊急援助の増大により、他の開発援助(各種プログラムやプロジェクトに対する借款や資金供与など)がその分減らされる結果となるのではないかという懸念も一部にある。また、HIPC イニシアチブは現在のところ、2006 年末で終了する予定であるが、スーダン、コートジボアール、トーゴ等、人道的危機や民衆との対立を抱えながら、同イニシアチブによる援助を依然として受けていない国もある。

欧州委員会(EC)および DAC に含まれる 22 の二国間ドナーのうち 17 はサブサハラ・アフリカを ODA の主要対象地域と位置づけている。DAC には EU15 カ国が加盟しているが、これら EU 諸国とりわけフランスは、SADC を含むアフリカ諸国への主要な二国間ドナーである。EU 諸国は各国の予算のほか、EDF(欧州開発基金、EC の管轄下にある)から二国間援助の財源を拠出している。同委員会は共同 EU 予算(加盟国からの毎年の拠出金を財源とする)の特別会計を通じ、緊急援助および人道援助の管理を行っている。SADC 諸国に対する貿易、投資、天然資源管理、農業の各セクターについては、EU ならびに USAID が主要ドナーとなっている。フランスと USAID が農業政策分析について共同で地域援助を行っている。スウェーデン、英国、ドイツ、USAID、世界銀行が共同で水資源管理の地域的技術援助を行っている。ドイツ、スウェーデン、USAID、アフリカ開発銀行が、アフリカ南部の地域貿易および輸送路開発を促進している。

8.4.2 国・機関別支援

(1) 欧州委員会 (EC)

近年、EC では民間セクター開発援助に関する新たな戦略を導入した。この新戦略は EU と関係の深いアフリカ、カリブ、太平洋(ACP)グループを対象に策定したもので、20 年間有効のコトヌー協定に基づく 5 つの優先分野について、5～7 年間にわたり比較的大規模な財政および技術援助を行うものである。5 つの優先分野とは次のとおりである。1) マクロ経済・ビジネス環境、2) 投資促進およびパートナーシップ、3) 投資資金融資および金融市場の強化、4) 中小企業(SME)開発のためのサービス促進、5) 零細企業開発。

EC は、SADC を含む ACP 諸国におけるビジネス環境改善のための援助強化のために、Private Sector Enabling Environment Facility(PSEEF)を 2000 万ユーロを投じて新たに設置した。PSEEF では政府および民間セクターのガバナンス向上を目的とするマクロ経済の支援と並行した技術援助など、民間セクターの開発に関する重要問題の分析をサポートする。PSEEF はまた、ACP 諸国向け投資機関の設置に向けて欧州投資銀行(EIB)を支援するほか、公共事業改革、民営化、官民パートナーシップによる運営といった分野の研究を行う。

EU の 1 億 1000 万ユーロの PRO€INVEST プログラムは 2002 年後半に開始され、7 年間をカバーする。地域およびセクター・アプローチを取りつつ、ACP 諸国における投資およびパートナーシップ条約を促進することを目的とする。EU 企業開発センター(CED)内に設けられた特別管理ユニットが運営主体となっており、特別管理ユニットは EC で開発援助を担当する EuropeAid の監督下にある。アフリカ南部地域ではこの CED と Pro-invest が密接に協力しながら、ESIP の導入を進めている。ESIP は EU と SADC の間の 5 年間にわたる投資推進プログラムであり、すでに 1830 万ユーロが財源として確保されているが、ESIP プログラムはすでに予定より大幅に遅れている。その主な理由としては、ESIP 管理委員会の議長を務める SADC 事務局が突然、再編の動きに巻き込まれたことが挙げられる。

EU は民間セクター開発援助を行うために、240 億ユーロを出資して投資機関を設立している。これはコトヌー協定に基づいて設置されたもので、欧州投資銀行(EIB)の管轄下にある。同機関は 2 億ユーロの利子補給を含め融資を行っており、対象国における資本参加および市場資金調達のための財務保証業務などを行っている。その活動はまた、仲介業や現地金融市場の機能強化を目指している。同機関は 2003 年のコトヌー協定締結に伴い業務を開始した。

地域レベルでは 2005 年 4 月までに SADC の貿易関連支援のため 171 百万ユーロを約束している。その内 7.5 百万ユーロは SADC-EU の経済連携協定(EPA)の SADC 側交渉支援、1 百万ユーロ

強は SADC 域内統合および多国間貿易システム支援、18.3 百万ユーロは上述の通り ESIP を通じた支援となっている。

2005 年 8 月の SADC 閣僚会議に合わせて、ブリュッセルに拠点を置く民間開発向け技術支援等を行う Centre for Enterprise Development (CDE) が正式に南部アフリカ地域事務所をボツワナ (ガボロネ) に開設した。本事務所はボツワナ輸出開発局 (Botswana Export Development Authority: Bedia) 内に 2005 年 1 月より運営されてきた。

(2) 英国

近年、英国はアフリカに対する支援強化に最も積極的であった国のひとつである。これはブレア首相が議長を務めた、今年のグレンイーグルスでの G8 サミットの主要な議題のひとつとしてアフリカの開発を掲げたことから明らかである。サミットの直前には、ミレニアム開発目標(MDGs)の中間レビューとあわせブレア・アフリカ委員会報告書(Blair Commission for Africa)が発表された。同報告書はアフリカに関する包括的調査であるが、そのなかでサブサハラアフリカ諸国に対し、今後 3～5 年にかけて援助レベルを倍増させること、また 100%の債務免除を行うことが推奨されている。同報告書において、プール方式の資金供与メカニズムである投資環境機構(Investment Climate Facility)を設置し、ドナーと民間から出資を募って 5000 万米ドル前後の大型資金をプールし、アフリカの投資環境改善に役立てるとの提案もなされている。

DFID は、各国への二国間援助に加え、SADC 地域での活動のために年間約 700 万ポンド(105 百万ランド)を拠出しているほか、EU および他の国際開発機関を通じての同地域への援助に年間 3000 万ポンド(R450 百万)を拠出している。DFID アフリカ南部担当部署はボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドを管轄下に置くと同時に、SADC 諸国に設置された同省現地支所と協力しながら、同地域全体にかかわる貧困問題のためのプログラムの支援を行っている。

DFID は SADC 諸国と協力しながら、貿易がより簡便かつ公平で、貧困層に資するものとなるよう、活動を進めている。具体的には EU や WTO との交渉等に向け、貿易政策分析の強化や貿易交渉技術の向上を支援している。DFID は、SADC の域内さらには域外貿易を拡大するための地域貿易プログラムの策定を支援している。

上記に加え、DFID は SADC 全域において、貧困層が収入を得られる機会を増やすため、土地改良プロセスを支援している。例えば南アフリカでは共有地使用权法案(Communal Land Rights Bill)に関するコンサルティングを支援している。DFID は、レソトにおいて土地改革白書の作成や改革の実行に必要な法制化を支援している。より草の根のレベルでは、FinMark トラストへの出資がある。同トラストは、銀行・金融サービス業に参入するための接点がなかったり、こうしたサービスを活用す

る能力がなかったりするような企業に対し、金融市場へのアクセスを提供している。DFID はまた、SADC 土地改革機関の組織作りと設置を支援している。

(3) 米国

米国では、USAID によるアフリカ南部向け地域開発プログラムが、アフリカ南部を対象とするイニシアチブとなっている。ボツワナのガボロネに設置された USAID のアフリカ南部地域センターが管轄しており、同地域における USAID の二国間プログラムとは異なるものである。対象としているのは以下の活動である。1) 民主的プラクティスの確立および強化、2) 貿易および投資の促進、3) 自然や天然資源の共同管理能力の向上、4) 新農法技術の投入および農業製品の貿易拡大による農業開発。これらは、地域組織能力の向上、貿易、関税、農業、環境、民主制の各セクターにおける政策の一本化、開発における民間セクター参加の促進、雇用創出、所得向上といった効果を目的としている。

USAID の経済成長プログラムの大きな要素として、アフリカの経済発展と企業のための貿易 (TRADE)イニシアチブがある。TRADE イニシアチブは、アフリカ経済の輸出入の機会を増やし、世界市場への統合を促進することを目的とする。TRADE イニシアチブを支えるため、USAID では「グローバル競争力のための地域ハブ」を 3 都市に開設。うち南部アフリカ貿易ハブはボツワナに設置し、アフリカ各国政府、民間企業、地域組織に技術援助を行っている。TRADE ハブ・プログラムでは、アフリカの経済的競争力を強化すること、および AGOA 等貿易関連優遇装置の活用に基づく貿易拡大をファシリテートすることを目指している。TRADE ハブ・プログラムのテーマには、貿易力強化、民間セクターイネープリング環境の改善、市場アクセスやビジネスチャンスの拡大、貿易の簡素化、事業コスト抑制、食糧安全プログラム、そしてより高品質で収益性の高いアフリカ農産物の輸出促進が含まれる。ハブはアフリカ飢餓撲滅イニシアチブ (Initiative to End Hunger in Africa (IEHA) の支援も行う。

8.4.2 SADC 事務局を通じた援助プロジェクト

現在把握されている限りでは、主要ドナーによる進行中の SADC 地域支援プロジェクトのうち、SADC 事務局を通じて行われているものは存在しない。

事務局にはいわゆる「管理面での欠陥」があることから、援助機関は SADC と直接組んで仕事をすることを避ける傾向にある。過去 3 年間、事務局は名目上は一大改革を進めているが、「実質的にはほとんど何も変わっていない」という批判も依然として残る。また職員の任命が大幅に遅れているため、職務がストップしている部署もある。¹⁰³

¹⁰³ ERA によるドナーの聞き取り調査による。

日本は 1999 年、初の SADC プロジェクトとして、ザンビア・ジンバブエ国境のチルンド橋の建設を行った(15 億円の無償援助プロジェクト)。また SADC 事務局支援として、ワークショップの開催や SADC 農業センターの予算に充てるため、小規模の資金提供¹⁰⁴を行っているほか、1996 年以降、事務局に専門家を派遣した。しかし他のドナー同様、日本も SADC 諸国の援助方式として二国間援助を好む傾向にある。

¹⁰⁴ 1995 年および 1996 年には、援助額は年間 20 万米ドルであったが、さらに削減された。

9. 提言 - 民間セクター活性化に向けた我が国の協力

9.1. 支援の方向性

9.1.1 アフリカ開発支援における技術協力の問題点

南部アフリカを含め 1970 年代後半以降のアフリカ経済は、長期低迷のなかで近年に至るまで 1 人当たり所得が低下し続けていた。低成長が続く国全体の購買力が減っていくという状況のなかでは、国外に市場を見出すことができない限り企業活動を刺激することは難しい。また、高コスト体質¹⁰⁵が固着しているアフリカにおいては、企業レベルでの挺入れでは比較優位を獲得できず国際競争力はつかないから、輸出促進も困難である。製造業においても農業においても生産力は停滞し、近年に至るまでアフリカは人口増加率以下の経済成長率しか実現できなかった。

他方、アフリカ経済において少なからぬ割合を占める零細企業やインフォーマルセクターは、ダイナミックな成長の潜在性を有してはいると考えられるものの、国内末端市場に依存しているために国民経済の活況に支えられて初めて成長できる。しかし、上記のように国民経済自体が低調な状況では、市場が広がらず利益が見込めない。低所得国のなかでも発展条件に恵まれていないアフリカ諸国の経済は、このように元来小企業が育ちにくい構造になっている点に留意する必要がある。

こうした中で実施されてきたアフリカ諸国に対する技術協力には、以下のような問題点があると考えられる。一つには、商品需要や市場への繋がりを欠いたままで企業の技術レベルを改善するだけでは、民間セクターの伸張とそれに続く経済開発を期待することは難しい。この点が、産業用需要を含む肥沃な国内市場に恵まれたアジアにおいて企業振興を図るのと、アフリカの場合大いに異なっている。

いま一つには、これまでの技術協力では、意図した企業の技術レベルの改善が十分には行われてこなかったという事実がある。すなわち、協力の直接の対象であり、企業向け指導を行うよう期待されていた政府機関が、民間セクターを把握し、影響力を与える立場になく、また人的能力の制約や財政事情によりその機能を満足に発揮できなかったという問題がある。この点は技術協力に固有の問題というより、むしろ被援助国側のガバナンスやキャパシティの問題と捉えることもできるが、政府間レベルの開発援助である限りは、こうした制約も踏まえて有効な技術協力の形態を探る必要がある。

¹⁰⁵ この点について付言すると、アフリカの高コスト体質の根源には低生産性農業が横たわっており、アジアの開発途上国よりはるかに高い物価と賃金水準をもたらしている根本原因は食糧生産性の低さにある(平野[2005])。また、低生産性穀物農業にアフリカ総労働のおよそ 5 割が携わっていて、ここに貧困層の 8 割が猖獗していることが、アフリカの貧困削減が進行しない理由である。民間セクターの真の振興、産業発展による所得の全般的向上は、食糧生産農業における生産性の改善なくしては達成できない(平野[2003])。したがって、FDI 促進や企業振興を含む産業育成と農業開発は開発政策のなかで整合的に包括されていなければならない。

上記のような問題点を踏まえると、アフリカにおける「民間セクター活性化」という大目標に資するようその主役であるべき企業のパフォーマンスをあげていくには、従来の手法では不十分だということを認識する必要がある。すなわち、人的資源開発や技術指導、金融支援、制度構築といった援助コンポーネントにアルファを加えなければ効果は期待できないということである。

そのプラスアルファとは、上述のように商品需要であり市場である。企業は市場からしか利益をあげられない。そして、どのような商品需要が実際に見込めるかの判断は、現地の現状を正しく分析認識することからしか得られない。したがって、グローバリゼーションを背景とした FDI の流入がアフリカ諸国の民間セクターに新しい商機を提供していることを認識する必要がある。

9.1.2 アフリカ経済の変化

20 年以上にわたって沈滞し続けたアフリカ経済は近年になって大きな変化を来している。その契機は、1994 年に民主化を達成して国際社会に復帰した南アフリカの参入と、石油を中心とする資源価格の高騰である。

アフリカ世界の圧倒的地域大国である南アフリカの参入はアフリカ経済の在り方を変質せしめた¹⁰⁶。また、新たな資源供給基地を求める世界的な油田、鉱区、鉱山開発の波にアフリカは完全に乗っており、内発的にではなく世界経済動向を起因として、アフリカ経済は変貌を遂げようとしている。

(1) FDI の流入

「アフリカへの FDI 流入は少ない」とよくいわれるが、それは正しくない。例えば、総生産額、人口規模、投資規模、FDI 受入歴においてはるかにアフリカを凌駕するアジアと比べ「アフリカの FDI 流入絶対額や残高が少ない」のは当然であり、現状を評価するためには経済規模との相対的な関係で流入額をみなければならない。

図 9.1 は FDI 流入額が GDP 地域総計に占めるシェアを示したもののだが、地域総体としてみるならアフリカの数字に遜色はなく、近年ではむしろアジアへの流入比率を凌いでいる。アフリカは、その小さい器に相応の FDI を受けてきたといってよい。

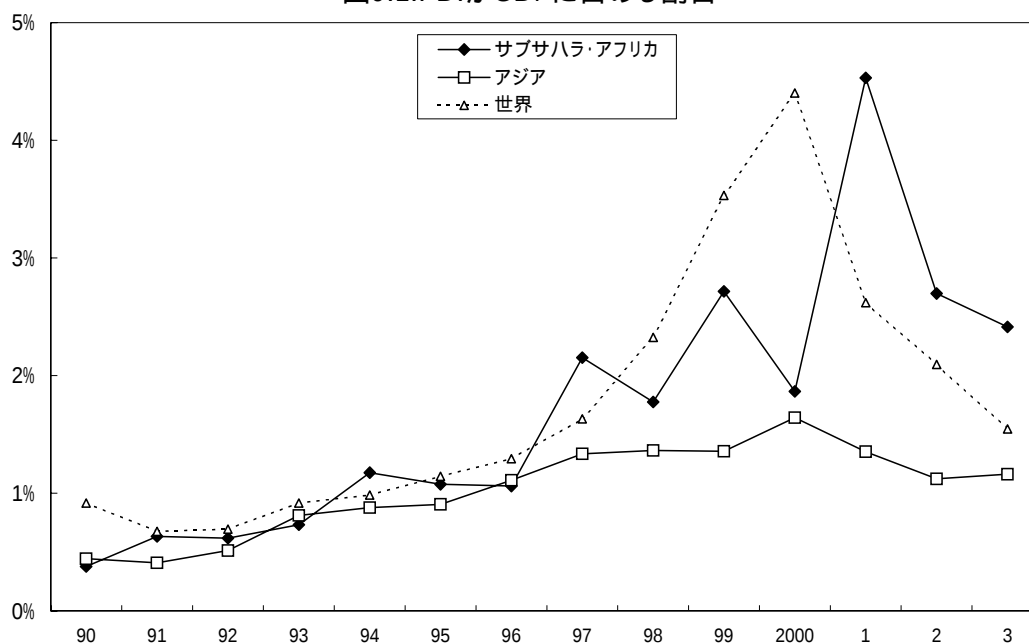
表 9.2 はアフリカ、アジア諸国に関して FDI 流入額が総固定資本形成額の何%を占めているかを、降順に並べたものである。アフリカの新興産油国の数字が異様に高く、これらの国は大量の資本流入に支えられて高成長を享受しているが、ガバナンスや社会指標に問題を抱えた国ばかりである¹⁰⁷。きわめて開放的な経済体制を背景にして多量の外資を許容できているシンガポールとはま

¹⁰⁶ 平野 [2002]。

¹⁰⁷ 人間開発指標 (Human Development Index: HDI) の世界順位は赤道ギニア 109 位、スーダン 139 位、モーリタニア 152 位、アンゴラ 166 位、チャドが 167 位である (UNDP [2004])。世銀によると 2004 年の「法の支配」指標は赤道ギニア -1.05、モーリタニア -0.62、スーダン -1.59、アンゴラ -1.33、チャド -1.15、汚職規制強度は赤道ギニア -1.65、モーリタニア +0.02、スーダン -1.30、アンゴラ -1.12、チャド -1.14 であった (最高が +2.5、最低が -2.5; WBI)。現状で

まったく事情が異なっているため、シンガポールのように FDI 流入が経済社会の全般的発展にはつなげていない。シンガポールを始めアジアの中進国が国内労働力を根幹とした国力を投資誘因として FDI を受け入れているとするならば、赤道ギニア、チャド、スーダン、アンゴラといった国々は、国の在り方ではなく領域内にたまたま賦存した資源の質と量を変数として FDI 流入量が決まっている。それゆえ、外資による経済成長の果実が一部階層に偏在して社会全体に裨益せず、貧困削減がいっこうに進んでいない。

図9.1:FDIがGDPに占める割合



(出所) UNCTAD FDI Database および UN Statistics Division Database のデータから作成。

表 9.2: FDI流入額が総固定資本形成額に占める割合(2003年)

	(%)		(%)
赤道ギニア	295.9	ベトナム	15.2
チャド	127.9	マラウィ	12.4
スーダン	80.1	中国	12.4
モーリタニア	79.5	ナミビア	12.3
シンガポール	45.7	マレーシア	10.8
モンゴル	44.2	レソト	9.6
アンゴラ	43.9	ボツワナ	6.9
香港	38.4	モーリシャス	5.5
ナイジェリア	36.0	マダガスカル	5.3

は、このようにガバナンスに重大な欠陥をもつ国がアフリカにおける FDI 最大受入国となっているのであり、「ガバナンスの良否が FDI 招聘の鍵であり流入量を定める」という一般的議論には、にわかに首肯できない。

コートジボワール	34.2	ケニア	5.2
モザンビーク	29.9	タイ	5.2
DRC	23.6	南アフリカ	3.0
スワジランド	18.2	ジンバブウェ	2.5
ザンビア	16.2	インドネシア	- 1.8
タンザニア	15.6	世界平均	7.5
パキスタン	15.4	開発途上国平均	10.0

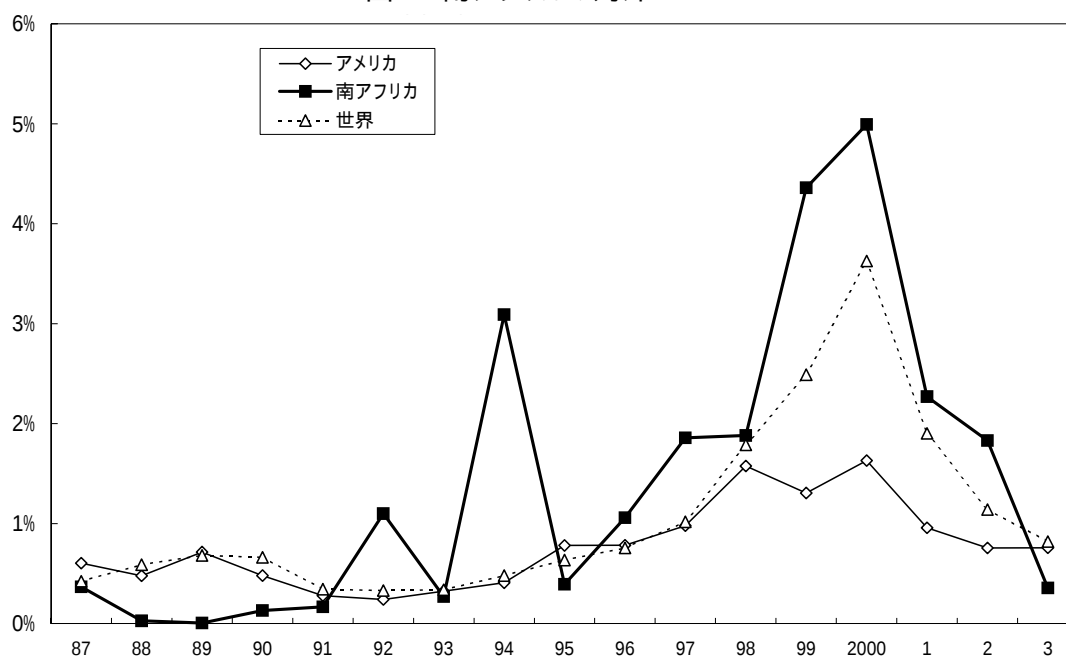
(出所)UNCTAD, FDI Database

このように 21 世紀に入ってからのアフリカには、国によっては実力以上の、つまり自国経済に整合的に消化吸収しうる以上の FDI が押し寄せているともいえるのである。

(2) 鉱物性資源以外への FDI

現在アフリカ大陸に押し寄せている FDI の多くは石油採掘が目的であり、これに鉄鉱石や石炭、その他鉱物資源が続いていると思われるが、そのなかで特異な動きをみせているのが南アフリカ資

図9.3:南アフリカの対外M&A



(出所)UNCTAD FDI Database および UN Statistics Division Database のデータより作成。

本である。

図 9.3 は、FDI の最も大きな形態である M&A の額を GDP との割合において南アフリカ、アメリカ、世界で測ったものである。世界的にみて世紀転換の前後がピークでありその後は減少傾向にあるが、そのトレンドにあって南ア企業の対外進出意欲はきわめて盛んであるといえよう。南アフリカの

対外投資は経済規模に占める比率において BRICs 諸国や日本よりもはるかに巨大であり、投資国としての性格が相対的に強いという意味で、先進国に類似している。

南ア FDI のほとんどは先進国同様非銀行部門による外国資産の購入で、うち 7 割はイギリスを中心としたヨーロッパに蓄積されているが、対外資産のうち 4.7%がアフリカで取得されており、その 2003 年時点でのストック額はおよそ 42 億米ドルである¹⁰⁸。

南ア企業の対アフリカ進出が目目されるのは、石油開発ブームのなかにあって他部門への投資が活発なことである。南ア系鉱山会社¹⁰⁹がさまざまな国に進出していることはもちろんだが、観光、小売業、銀行、携帯電話、ビール製造販売、建設業など進出産業分野がきわめて広範にわたっている。公社では電力公社エスコム(Eskom)や鉄道公社スプールネット(Spoornet)、南アフリカ航空(South African Airways)などの進出が目立っている。また、アフリカ域内におけるこうした官民の活動に対し、政策金融機関である産業開発公社(Industrial Development Corporation: IDC)や南部アフリカ開発銀行(Development Bank of Southern Africa: DBSA)が融資を提供している。

1990 年代以降の南アフリカは、対先進国貿易の赤字をアフリカ域内貿易の黒字で埋めるという貿易構造をもつ¹¹⁰。また南ア企業は近年アメリカやヨーロッパ、オーストラリアへの進出を進めているが、民主化以降の参入という時期の遅れもあって苦戦している。したがって南アフリカにとってアフリカは大切な市場であり、アフリカ諸国が経済成長すると南アフリカに利益がもたらされるという構図ができあがっている。事実、南ア企業の対アフリカ投資は一般に高い収益率を享受しており、アフリカビジネスに最も精通した企業群だといえるだろう。小売業に代表される民生分野で、1人当り所得が 500 米ドル以下の低所得国に進出して利益をあげている南ア企業の業態は、まさに驚異といってよい。鉱業以外の分野に旺盛な進出意欲をみせている国としては、南アフリカ以外にも中国企業やインド企業等があるが、アフリカビジネスにおける南ア企業の優位は動かしがたいようにみえる¹¹¹。

南アフリカが NEPAD(New Partnership for Africa's Development)の実質的な作成者であり、アフリカ支援外交にきわめて熱心であることの背景には、アフリカの経済成長を国益とする南ア経済の在り方が存在しているとみるべきである。その観点を欠くと NEPAD の方向性もみえてこない¹¹²。

¹⁰⁸ SARB [2005]。アフリカにおける最大投資先はモーリシャスで、モザンビーク、ジンバブエ、ナミビア、スワジランドと続き、SADC 諸国が主体である。

¹⁰⁹ タンザニアやガーナに進出したアングロゴールド・アシャンテ(AngloGold Ashante)はアングロアメリカン(Anglo American)傘下の金採掘会社であるが、アングロアメリカン本社はイギリスに本籍を移している。モザンビークで高収益のアルミ精錬工場(Mozal)を運営する世界最大の鉱山会社 BHP ビルトン社は、イギリスとオーストラリアに本拠を置いているが、モザールを創設した南ア企業ジェンコー(Gencor)が BHP、ビルトン両社と合併したものである。

¹¹⁰ 平野 [2000] 130 頁。

¹¹¹ 南ア企業が成功している一つの理由に、他国の企業が目をつけにくい国で競争を回避するという先行者利益がある。

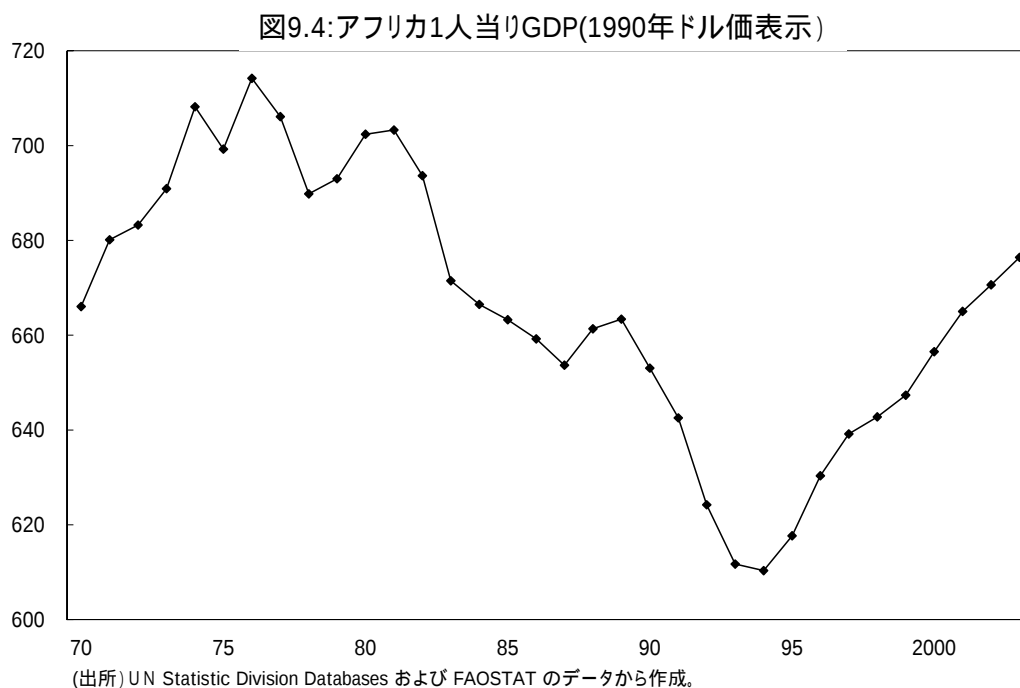
¹¹² NEPAD プロジェクトは膨大な資金を必要とするが、増加傾向にあるとはいえこれを ODA 単独でファイナンスすることは不可能であることから FDI 招致が見込まれている。運輸インフラストラクチャーや電力開発などの大規模プロジェクトに融資し、これを実際に施工する主体の最も有力な候補は南アフリカと南ア企業であり、公社を含む南ア企業側もこのことを十分に認識している。

9.1.3 新状況を踏まえた技術協力の方向性

アフリカ経済はこのようにして変わった。アフリカは、以前のような世界経済の動きから見放された辺境ではなく、産油大陸および鉱物資源供給地として世界経済に組み込まれている。また、拡大する南ア経済圏の生息域として再編されつつある。図9.4が示すとおり、絶望的にさえみえたアフリカ経済のパフォーマンスは劇的に改善されたかにみえる。

問題は、このような経済再編による経済成長率の向上が貧困削減につながっておらず、むしろ所得格差拡大の傾向が見て取れることである。経済成長が始まった当初に所得格差が広がっていくことは珍しくないが、現在のアフリカには、この経済成長を使って貧困者層を減らしていく力学がまったく欠如している。失業率は高止まりしたままであり、農業所得が増えないまま農村人口は増加し、平均余命は下がり続け、就学率にも目立った改善はない。

他方、国際的なアフリカ援助の潮流に目を向けると、先にグレンイーグルスで行われた G8 首脳会合において大きくクローズアップされたように、民間企業が成長と発展の主要な原動力であり、アフリカ諸国は投資環境を大幅に改善する必要があるとの認識は共有されているものの、上記のような跛行的な経済状況に対する明確な対策が用意されているとは言い難い。各国は債務救済とアフリカ向け ODA を軒並み増額することを約束しているが、これらの措置によってアフリカに生じるであろう資金的余裕を、「経済成長を通じた貧困削減」という大命題に繋げてゆくための具体的な筋道が示されているようには見受けられない。



したがって、マクロレベルでの経済成長効果を貧困削減に繋げ、アフリカ世界によりやく訪れた民間ダイナミズムを真の開発に連結する装置を案出することが現在求められている援助政策であり、

技術協力という枠内で、そのための指針とアイデアを提供することが本報告の目的である。

(1) 民間セクター活性化における政府の役割

現在のアフリカ経済を動かしているのは、また、そこにかつてないダイナミズムを提供しているのは南ア企業を中心とする企業社会である。南ア企業は通常政府や公的機関の役割と考えられる事柄、たとえば産業法制整備や電力の安定供給に関しても、みずから可能な限りのアレンジを用意する。各国政府の対応が整うのをまわっているのは時宜を逸する恐れがあるし、SADC や NEPAD には、様々な開発計画や戦略を策定することはできても、案件ベースで各国公機関の意思決定を誘導する影響力はない。そもそも近年の FDI ラッシュは政策変更がもたらしたものではなく、先述したごとく外的要因が引金であった。構造調整政策による各国公社民営化は間違いなく一つの因子ではあったが、実際に公社資産の購入資金を手当し、新しい経営基盤を構築するという肝心の仕事は、当然ながら民間サイドが行ったのであり、民間参入のなかったものは消滅した。各国政府は、民間参入を促しつつ、その過程で民間経済力学を学んだというのが事実に近い。

したがって、民間セクター活性化における政府の役割は、民間セクターがもつこのようなダイナミズムを十全に発揮せしめるような環境整備に向けられるべきである。民間セクターが萌芽期にある場合には、政府の環境整備はより大きな効果をもたらすであろう。民間企業をとりまくビジネス環境には、一国のマクロ経済環境や対外経済関係、社会環境といった、企業活動の大枠を規定する外部環境から、企業の生産・販売活動を構成する企業内部の経営資源等(内部環境)、さらに、両者の中間領域にある、企業活動に関わる政策や法制度、インフラ、金融、情報、人材といった様々な資源からなる中間環境といったものがあるが¹¹³、政府に期待される役割は、上記のカテゴリで言えば外部および中間環境の整備である。したがって、我が国が実施する技術協力は、一つには現地政府の環境整備能力の向上を狙いとして行われることになる。

さらに民間セクターの国境を越えたダイナミズムに着目するなら、政府に期待される役割として、より広域での環境整備への取組み、すなわち NEPAD や SADC / SACU といったアフリカ域内協力における政策調整・実施機能や、我が国を含むドナーや国際機関との対外調整機能も含まれるであろう。この点におけるアフリカ各国政府のキャパシティ向上も重要である。

しかし、前述のように、アフリカ諸国における技術協力のカウンターパートである政府機関に上記のような企業活動の環境整備を行う能力が不足しているのであれば、これを対象とするばかりでなく、民間セクター、あるいは個々の企業に対してダイレクトに働きかける協力のあり方が併せて検討されるべきであろう。以下で示される技術協力の方向性には、このように企業の内部環境にまで踏み込んだ支援を想定しているものも含まれている。ここで必要となるのが、JETRO や JBIC、そして NEXI といった、民間企業の活動に直接関与する政府機関との連携であり、いわゆる「オールジャパン」の取組みである。

¹¹³ UFJ Institute [2004].

(2) 現地進出企業の活用

現在アフリカに入ってきている FDI の多くは資源採掘目的であり、したがって資本集約的で、雇用創造がきわめて限定的である。これには高度な技術を体現した機材と施設が要求されることから輸入が増え、その初期投資は資源輸出収入から賄われることになる。つまり、国内経済とは無縁な、国外直結の「飛び地」経済が大陸内に多数形成されることになる。現地にはロイヤリティや株式配当が入ってくるが、アフリカ側が手にするこれらの収入は政府が富裕層に集中するので、貧困削減効果が得られない¹¹⁴。

南アフリカの小売流通グループは多くがアフリカ進出を果たしているが¹¹⁵、販売商品の現地調達率は低いままである。アフリカ各国の南ア系スーパーマーケットには南ア国内店舗に匹敵する品揃えがあるが、生鮮品以外は、ヨーロッパ製品にしても中国製品にしても、南アフリカで一括購入したものが各国に配送されている。当然南ア製品が大宗を占めており、地域によってジンバブエ製品、ケニア製品、ナイジェリア製品が一部それを代替しているのみである。

東南部アフリカの観光業は南ア資本の進出で蘇生したともいえるが、内装品、備品の多くは南ア製品で占められている。南ア国内でも、進出先に利益を落とさない営業形態は南ア企業の評判を下げかねず、将来のビジネス展開に差し支えるのではないかという意見が出ているが、現地に向いて出先責任者の話を聞くと「もし品質と数量を揃えて納品が可能なら、通関と関税負担のない現地製品を購入したい」とのことである。

ここに現地企業にとっての、あるいは農民にとっての市場が潜在している。小売グループ企業は現地生産体制を整備するための支出には耐えられないが¹¹⁶、現地生産者にとっては具体的で恒常的なバイヤーが登場したと考えられてよい。ホテルにしても、また鉱山採掘現場においても、複雑で高度な機材のほかに膨大な品目を必要とする。これらはすべて現地生産者にとっての潜在的需要である。しかしながらこの需要に、各国の生産者は応じられていない。となればここに公的機関の機能発揮が期待される余地がある。バイヤーによって品質と数量と納期が特定されるなら、この条件さえ満たすことができれば確実な現金収入が現地企業にもたらされるからである。

先述したとおり市場がみえていなければ企業に動機が働かず、生産技術指導はその効果を保証されない。従来の技術協力は市場や需要という利益実現のための場を欠き、バイヤーというパートナーをもっていなかった。すなわち、経済を構成する需要と供給の片翼しかみていなかった。いくら供給サイドを支援しても、アフリカには需要が存在しなかったのである。しかしながらその不利な条件は変わりつつある。つまり、ビジネス・マッチングを前提とした、所得実現に向けて具体的ハーマドルを設定できる技術指導が、アフリカ経済の新しい環境のなかで稼働しうることが現れている。このような形での技術協力が可能になれば、アセスメントに頼るまでもなく援助効果は企業会計の

¹¹⁴ アンゴラは IMF との交渉で石油収入とその用途の公開を「内政干渉にあたる」と拒否している。この点で、石油収入を医療、教育、農村開発に支出することを定めたチャドの石油収入管理法は注目に値する。

¹¹⁵ 代表的なのがショップライト(Shoprite)グループで、アフリカ 15 カ国に 300 以上の店舗を展開している。

¹¹⁶ ナイジェリアは国内産業保護のため 60 品目の輸入を禁止していることから、ナイジェリア進出を計画している南アフリカの小売グループ企業は製造業に合弁会社設立を打診しているようであるが、これはナイジェリアのもつ巨大な市場が誘引となっている。ナイジェリアを除くアフリカ諸国の平均人口は 1000 万人にすぎない。

なかに現出し、援助効果の算定や評価をきわめて容易にしてくれるだろう。

(3) FDI 推進支援

公的機関や援助機関が、みずから先導して FDI を呼び込もうとすることには一定の限界がある。先述したようにアフリカは、その高コスト体質ゆえ労働集約型産業は比較優位や投資誘因をもっていない¹¹⁷。以前の中国や現在のヴェトナムとの競争に勝てる条件と経済体力をアフリカ諸国は有していないのである。それゆえ、労働集約型産業が FDI の主流をなしていた 1980 年代から 90 年代前半に、アフリカは民間投資から見放されて辺境化したのだった。

現在アフリカに流入している FDI もアフリカの労働力を誘因とはしていない。よって、アジアで起きたような所得の全般的向上が観察されないのであり、開発促進のために「FDI を利用する」という発想が必要になるのである。

その一方で、電力開発、通信分野、金融、インフラ建設に外資が進出してくることは、進出先の経済体力を高める。南アフリカの企業や公社が進出する動機は、確実な利益が見込める出先の南ア系企業向け金融であったり、南ア権益の拡大であったりするが、それでも結果として受入国の経済条件を改善している。

しかしながら、南アフリカは 2007 年に電力不足に陥ると予測されていること、2010 年のサッカーワールドカップ開催まで南ア国内の建設ブームが継続するとみられることなどから、技術者と熟練労働者不足が国内外で深刻化しつつある。実際エスコム職員を進出先から引き揚げさせる動きがみられる¹¹⁸。さらに、建設労働者や鉄道技術者をアフリカの外から導入する案も検討されている。旺盛な進出意欲をもちながら企業体力が不足しているために、南アフリカからの FDI に歯止めがかかるか可能性を否定できない。

そこで、現在至急に要請されている技術者や労働者を養成できれば¹¹⁹、確実に雇用に結びつけることができる。また、そのような活動によって FDI を一層拡大させられれば、南ア企業体を通じたアフリカ諸国の基礎インフラ改善効果が期待できる。NEPAD が具体的成果を残せるかどうかは、一つに南アフリカがもつ技術力と経営力にかかっている。この展望が正しければ、NEPAD 支援の一環としても、このような技術者養成が考慮されてよい。

¹¹⁷ インフォーマルセクターや農業部門の賃金が高いとは思えないという意見があるかも知れないが、アフリカの労働コストが全般に高いという事実は企業レベルでは常識に属する(詳しくは平野[2005]を参照)。高賃金フォーマルセクターと低賃金インフォーマルセクターの差は生存賃金が支払われているかどうかにある。効率賃金仮説の立場からも生存賃金の支払いがなければ健全な労働市場とはいえない。これが、両者の融合がアフリカで起こらない原因である。また、労働コストは賃金のみで測れないことが重要で、アフリカにおける雇用者はさまざまな間接コストを負担している。自給農民の労働コストに関してはシャドープライスを計測しなければ分からない性質のものであり、生活水準が低いから安いだろうとみるのは正しくない。労働コストは、基本的にはその国の経済力水準が決めるのであって、低生産性は高価格と同義である。

¹¹⁸ エスコムは、アフリカ、特に赤道以南アフリカの電力開発を一手に担ってきた感があるが、国内の電力需給がタイトになりつつあるいま、国内回帰の傾向を強めている。このことはおそらく NEPAD プロジェクトの今後にも影響を及ぼすであろう。

¹¹⁹ 技術訓練のカウンターパートとしては、エスコムの Eskom College やスプールネットの Rail Academy などが想定できよう。

(4) 国境を越える視点

南部アフリカにおいても、またアフリカ全体を対象としているNEPADにおいても、多くのプロジェクトが国境を跨いでいる。そもそも小国の集合体であるアフリカにおいて収益の見込めるインフラ開発を考えるならば、国境の存在が超えられない壁であってはならない。内陸国で新たに鉱山開発が始まれば、利益を確実なものにするために鉱産物搬出ルート建設が計画されなければならないのである。今後アフリカにおけるインフラ建設は計算可能な利益に基づいて行われるであろう。

ところでアフリカは、南アフリカを唯一の例外として、すべての国が食糧輸入国である。マラウイやルワンダのように総労働力の8割以上が農民である国々も、彼らの主要生産物である食糧穀物を輸入し、あるいは援助に依存している。その一つの理由は、余剰穀物生産が農民にとって利益にならないからである¹²⁰。

このことは逆に、どこか一つの国が余剰穀物の生産に成功すれば、その売り先は至近の四囲に隣接しているということである。それまで海外に流れていた外貨や食糧援助資金が、その国の輸出所得に転換するわけである。鉱区開発は資源賦存なくして起こりえないが、食糧増産は多くの国で可能である。輸出競争力に劣るアフリカにとって最大の輸出機会、実は彼らの足元に域内市場として潜在している。実際ザンビアは、ジンバブエから逃れてきた白人農家を受け入れたことでタバコ輸出を激増させたうえ、食糧自給を昨年まで実現し、メイズ輸出にも成功した¹²¹。

アフリカの宿痼である食糧不足は、根本的には生産性の向上によってしか解決できないが¹²²、そこに至る経路として、たとえばタイのように、食糧生産を収益力のあるビジネスに転換しなければならない。また、食糧不足地に効率よく食糧を供給するのに、首都経由や港湾経由は最善ではない。DRC 南部に配給するにはザンビア経由が最適であり、東部にはウガンダ経由が最短である。これまでザンビアやウガンダといった内陸国は経済発展に不利であるといわれてきたし、幾つかの研究がそのことを実証している。しかし、もしこれらの国がアフリカ内陸部に対する食糧供給基地として立つことができるならば、彼らは最適の立地を有している。またこれこそが、農民所得の向上を通じて貧困削減につながりうる道である。

同じことは、食糧増産のための投入財として欠かせない肥料についても妥当する。アフリカは食糧同様に肥料を輸入に依存しており、輸送費負担のためアジアのほぼ倍の価格で販売している。そのため一般農民の間で肥料使用が普及していない。たとえば、良質なリン鉱石が賦存するウガンダでこれを肥料に加工できれば、国内需要のみならず周辺諸国を市場にできるであろう。

地域経済機構が繰り返し提唱してきたにもかかわらずアフリカで域内貿易が深化しないのは、アフリカ諸国がお互いに需要する商品を生産していないからである。アフリカ大陸の産業構造と生産

¹²⁰ 余剰穀物を生産するための投入コストが、それによって得られる利益からみて割に合わないということであり、最適生産点が自給量以下にあるという意味である。

¹²¹ ジンバブエからの入植農家による農業生産はモザンビークでも見られ始めており、また、同国やマラウイ、タンザニア等の国境付近では既に国境を跨いだ農産品の取引が行われている。

¹²² 穀物生産性の向上による食糧増産のためにどのような支援が有効であるかを考えるとき、アジアやラテンアメリカにおける緑の革命の歴史に学ぶことが重要である。

力水準は域内貿易を作り出せるものになっていない。絶対的な需要が見込める食糧なら確実に域内貿易が創出され、輸送需要から道路建設が進み、その取引を母胎として流通業が生成するだろう。ザンビアその他の地域で見られ始めた局地的な農産品貿易を、本格的な域内食糧貿易へと発展する可能性を秘めた動きと捉えてこれを積極的に支援する必要がある¹²³。

(5) CSR 支援

CSR (Corporate Social Responsibility) 支援は先のアジア・アフリカ貿易投資会議において小泉首相演説のなかで打ち出されたものであるが、CSR 概念は、援助機関のみならず日系進出企業にも明確に了解されているわけではない。しかしその一方で、アフリカで生産活動を行っている企業は、日系企業を含め、ODA が支援対象として想定してよい社会貢献活動を否応なく実施している。

アフリカは、製造業にとって不利な条件に困窮されている。労働者の栄養状態は悪く、感染症の危険に晒され、教育訓練水準は低い。タンザニアで 40 年の歴史をもつ松下 (Panasonic) は従業員の食費を負担し医療費を全額補助しているし、南アフリカの日系企業は従業員向けに HIV/AIDS プログラムを行っている。南アフリカに進出している企業も南ア企業も、ある程度の規模を有する企業は HIV/AIDS 対策を自社負担で実施しており¹²⁴、それを周辺コミュニティに広げているところもある。犯罪防止や学校教育を支援する活動も盛んであり、CSR は南ア企業社会に組み込まれている感がある。

これらの活動は、経営者の理念や善意で行われているというより、アフリカの社会的現実のなかで営業を維持発展させていくために不可欠のものである。時間をかけて養成した従業員がエイズで死亡することは企業にとってたいへんな痛手なのであり、従業員を守ろうとすれば、彼らが生活するコミュニティにまで支援の手をのばす必要がある。栄養状態が悪くて作業効率があがらず欠勤が目立つようであれば、賃金以外の支給を考慮しなければならない。これらは日系企業にとって、アフリカに進出したがゆえに背負わされている地域固有のコストとして認識され、対処されている。つまりは「アフリカ・コスト」であり、投資先を決定する際他の地域との比較考量においてアフリカが選択されない一つの理由になっている。

企業は、アフリカにあえて進出するというリスクをとったがゆえにみずからこのコストを負担している。そして、企業が行っているこのような活動の効果は社会全般に裨益しているのである。であるならば、小泉構想そのままに ODA をここに投入することで三つの効果が期待できるであろう。すなわち、

¹²³ ザンビアやモザンビークにおける欧州系農家によるプランテーション型農業生産と、他の国境地域で見られる農産品貿易の間には、その規模において大きな差異があるが、これらの事例において重要な点は、近隣市場への輸出によって生産性向上に対するインセンティブが生じ、自給自足にも満たない「低所得フロンティア」(平野[2001])から脱却しうる可能性が示されていることである。この点に着目すれば、必ずしも大規模農場の形態を取る必要はない。むしろ、地場小農に市場と情報、さらに技術をもたらすような農産品加工や流通業者が有効に機能する可能性が高い。南部アフリカで長らくアグリ・ビジネスに携わってきた専門家(南ア人)によれば、果物や野菜等の加工ビジネスであれば、2~5 千万ランド規模の投資で可能であると言う。

¹²⁴ 南アフリカでは各企業が従業員の HIV/AIDS 問題に対処する責任を有しており、政府プログラムは被雇用者以外のみを対象としている。

産業地帯において社会的厚生向上に貢献する

企業が負担しているアフリカ・コストを軽減し、企業内投資判断に影響を与えることで、投資を促進する

日本企業が進出すれば周辺の社会が改善されるという評価を醸成する

以上の効果を確保するためには、たとえ1社であってもアフリカの国に進出した企業には、その企業の申請に基づいて、普遍的に提供されうるスキームになっていなければならない。CSR の具体的内容は申請ベースとし、その一部をODAが負担する形式が、官民協同の精神からみてふさわしい。官民協同による社会支援には、ODA 予算の効率的使用上さらなる効果が期待できる。それは、

実行の主体を企業内の専門家に任せることができる

援助効果が企業の社内数字として年々あがってくる

という2点である。

9.2. 支援策

前節において示した「方向性」に基き、我が国が行うべき具体的な支援策を検討すると、以下のような取り組みが必要と考えられる。

a) 現地進出外資企業の活用

南ア企業を中心とする、各国に進出している外国企業に対し、国内での商品、人材供給能力を高めることが狙いとなる。換言すれば、地場経済を外国企業(南ア企業)のサプライチェーンに組み込むことであり、それには地場産業・農村の生産物と人材の量と質を外国企業が要求する水準にまで高めること、また、それらを実際に外国企業の調達・雇用ルートに乗せることが必要である。そのためには、

- 適切な産業政策・戦略の策定・実施支援(進出外資、国内生産者と各国政府との間で定期協議の場を設置し、進出外資に商品供給可能な地場産業を抽出、当該業種の生産性、品質、価格競争力向上を実現するためのマスタープラン(産業政策)を官民共同で策定する。さらに、その実施のための政府機関のキャパシティ向上を図る)
- 各国地場産業における人材育成・開発支援(商工会議所等国内経済団体を通じた生産者および流通業者の経営・生産管理技術向上、進出企業に対する人材育成・開発支援)
- 民間セクターへの融資推進支援(流通業者、進出外資の資金供給機能も織り込んだ、生産者向け資金アクセス・メカニズムの構築(含:監査・アドバイザー機能))

を順次実行に移すことが考えられる。上記各措置が一定の前進を見た段階で、地場企業と外国企業とのマッチング機会を各国政府と共同で開催するなど、生産者と市場を商業取引で結びつける取り組みにつなげる。

b) FDI 推進支援

南ア企業のインフラ部門における対外進出を後押しするための支援であり、そのためには、

- 南ア企業に対する人材育成・開発支援
- 南アによるインフラ開発スキームの移転促進支援

が考えられる。他方、南ア以外の外国企業による FDI 促進をも視野に入れば、より広範な投資環境整備も必要である。そのためには、

- 各国における貿易・投資戦略策定支援
- インフラ開発支援

が検討されてよい。

c) CSR 支援

日系企業あるいは他の外国企業のアフリカ進出コストを軽減し、かつ、それらの進出先での社会的厚生を高めることを狙いとして、企業が行うコミュニティ活動を支援する。より具体的には、

- 企業の HIV/AIDS 対策活動支援、コンプライアンス向上支援

として、当該分野における企業活動に即した支援を行うことが必要である。

d) 国境を越える視点

食糧・肥料の域内貿易を促進する諸施策であり、輸出を視野に入れた農業生産および流通に関する技術支援に加え、広域もしくは二国間の物流能力を向上させる観点から、

- インフラ開発支援および域内各国間の貿易取引を阻害する制度的障害の把握と除去（非競争的な貨物輸送政策の見直し、税関手続きの効率化等）

が必要である。また、域内貿易推進の観点からは、

- SADC レベルでの貿易投資促進、および農業関連プログラム推進
- 食糧品の需給・流通構造に主眼を置いた国別市場調査の支援

が必要である。さらに、流通されるべき食糧・肥料、あるいはより広範な生産品の供給能力向上のために、上述の a) の各施策がここでも検討される必要がある。

上記を踏まえて、以下では重点 7 カ国における課題と、我が国が行うべき具体的な支援策を、優先的に取り組むべきもの、中長期的に取り組むべきもの、の観点から検討する。また、最後に広域的な観点からの支援策についても言及する。

9.2.1 南アフリカ

(1) 民間セクター活性化に係る課題

南アフリカ経済はサブサハラ・アフリカ諸国で最も発達しているものの、アパルトヘイトによる排外主義的な体質と国際的な孤立によりもたらされたひずみが、今なお後遺症となっている。経済は現在移行期にあり、人種間不公平の是正、経済成長、雇用創出が政府の主たる課題となっている。特に、過剰な未熟練労働者が資本集約的な産業への経済構造の移行に対応しきれないことからもたらされる高い失業率は、都市部における治安の深刻な低下を招いており、外国企業にとっては投資を控える一因ともなっている。また、熟練労働者の不足、BEE 政策による黒人経営者・管理職の増加要求も、外国企業にとって雇用環境を困難なものとしている。

南アフリカは SADC 諸国に対する重要な直接投資国であり、伝統的な資源開発部門から、小売、インフラを含むサービス部門へとその投資対象を拡大している。しかし、これに伴い、地域事情に通じた南ア企業と言えども、進出先諸国における低劣なビジネス環境に悩まされるに至っている。このため SADC レベルでの投資環境整備は南ア政府・ビジネス界双方にとって重要な課題と認識されている。また、Transnet/Spoornet, Eskom 等の南ア国営インフラ関連企業は、SADC 域内におけるインフラ開発・運営に大きな役割を担っているが、前述のように、熟練労働者・技術者の不足から南ア国外への展開に対して慎重な姿勢を示し始めている。さらに、南アフリカは世界第 5 位の HIV / AIDS 感染国であり、政府の対応が立ち遅れる中で、民間企業がその予防・対応に重要な役割を果たしつつあるが、このことが企業の事業コストを高める一因ともなっている。

(2) 具体的な施策策

優先的支援策

南ア企業に対する人材育成・開発支援

電力、運輸等分野において、南アフリカの企業体をカウンターパートとして、主に南ア国外用の技術者を相当数、早期に育成する技術協力を行い、もって、南部アフリカ圏のインフラ建設・メンテナンスに貢献する。具体的には当該企業が有する既存の人材育成ファシリティ (Eskom College、Spoornet Rail Academy 等) に対する技術協力として実施する。(一義的には南アに対する支援策であるが、前述のとおり、より広域的な裨益の観点から、NEPAD 支援の一環として検討することも可能。)

● 進出企業の人材育成・確保に対する支援

外国投資に対して熟練労働者の量が絶対的に少ない南アにおいては、進出企業が現地で実施する人材育成に対して、技術援助・資金援助を行う可能性が検討されてよい。政府の補助金を得て途上国技術者や管理者に対して研修を行う我が国の機関としては海外技術者研修協会 (AOTS) があるが、アフリカに対しては漸くその活用が開始されたところである。このため、同協会の研修制度について広く情報を普及するとともに、同協会の研修(とくに海外研修)を通じて、アフリカ - アジア間の人材交流とネットワーク化を促進する。例えば、南ア自動車産業での実施は、関

連人材の供給が高まるために、系列企業や部品産業の進出を促すとともに、生産拠点として一歩進んだアジアからの技術移転効果が期待できる。

- 企業の HIV/AIDS 対策支援

南アにおいてはもはや喫緊の課題であると言ってよい HIV/AIDS 対策を、日系企業等の従業員の居住するコミュニティを対象に実施する。また、労働安全衛生の観点から、日系企業や地元企業等の職場での HIV/AIDS 予防啓発活動を、南ア政府とともに支援する。

中長期的支援策

- 南アによるインフラ開発スキームの移転促進支援(南ア PPP スキームの SADC 諸国への技術移転支援)

南ア財務省が進める同国 PPP スキームの SADC 諸国への技術移転(キャパシティ・ビルディング)に関連し、周辺国の関連法制度・実施担当機関能力・調達制度等について、南アおよび当該諸国と共同調査を実施、南ア PPP もしくはその修正スキーム導入に向けた支援とする。

- 適切な産業戦略の策定・実施支援(SME 関連政府機関のキャパシティ向上)

南アにおける高失業率と人材不足という相反する雇用市場構造を変革するためには、雇用吸収力のある地場産業の育成と人材育成という中長期的な課題への取組みが不可欠である。南ア政府は既にその中核となるべき SME 振興のための施策・組織の合理化および各種インセンティブの提供を行っているが、SME に対する技術支援そのものの向上が必要とされている。このため、政府技術支援機関および中小企業所管官庁に対する技術支援レベルの把握と向上支援の実施が必要である¹²⁵。

9.2.2 ザンビア

(1) 民間セクター活性化にかかる課題

ザンビアの経済状況は、2001～2004 年まで年平均 4.6%の GDP の成長を達成し、懸案であった財政収支も 2004 年度で GDP の 1.7%にまで縮小、また好調な輸出に支えられ国内通貨の kwacha も安定的に推移している。更に、対外債務の 72 億米ドルのうち、38 億米ドルが返済免除される見込みであることもマクロ経済の安定化に寄与することになる。

最近の好調な要因の一つとして、銅の国際価格の高騰があげられるが、今後同国が貧困削減

¹²⁵ 国際協力機構(UFJ 総合研究所)[2005]。従来の SME 支援機関を統合し、中小企業政策の一元的な管轄官庁として新設された Small Enterprise Development Agencyとその傘下において全国的なネットワークを形成する技術支援機関のキャパシティ向上が不可欠である。また、ビジネス開発サービス(BDS)の提供を通じて SME 支援の実質的な中核的役割を担う民間組織に対する支援も同様に重要である。

に繋がる安定的な経済発展を目指すためには、より広い分野での民間セクターの活性化が不可欠である。そのためには、主に銅に依存する経済からの脱却、即ち産業の多様化および、民間企業発展のための最大のネックとなっている金融へのアクセスの課題に取り組まなければならない。産業の多角化の中での最重要分野は、同国が近隣諸国に比べ、土地、水資源で優位性を持つ農業分野であろう。ほかに、資源加工型の製造業や観光業なども今後育成すべき産業である。この民間経済活性化のためには、国内リソースだけでは不十分で、外国投資(FDI)推進は、喫緊の課題であり、そのためにも脆弱なインフラの整備や法制度整備等も必要である。

(2) 具体的な支援策

優先的支援策

- 産業戦略の策定

銅、コバルトへの依存経済からの脱却、即ち産業の多様化戦略立案およびその実施に向けての支援は、銅価格が高水準に推移しているうちに実行しなければ時期を逸することになる。注力すべき分野として、先ず農業があげられる。現在同国では、60 百万ヘクタールの耕地面積のうち15%しか利用されておらず、水資源も豊富、気候にも恵まれている。

国内需要を満たし、且つ近隣諸国に食料を供給する“ブレッド・バスケット”を目指し、農業への投資を呼び込み、輸入代替型およびより付加価値の高い輸出用農産物加工型ビジネスの育成を図る。多様化のもう一つの柱として、国内資源を活かす製造業がある。銅棒、銅線、木製品、皮革製品などは中小企業レベルで取り組むことが可能であろう。その他に、観光、漁業、インフラ関連事業などにも戦略的取組みが望まれる。また、これら産業の育成は、民間経済活性化に結びつく形で FDI 促進戦略と平行して実施していく方策を考えるべきである。このため、既に策定されているものの、その取組みが不十分であると指摘されている「ニューディール政策」を着実に遂行するとともに、農業、製造業、観光業等重点セクターにおける、FDI と地場産業のリンケージを促進するための戦略(リンケージ・プログラム等)を策定する必要がある。

- 民間セクターへの融資推進支援

民間企業ビジネス推進上の最大のネックは、資金調達問題である。現在、銀行が提供するのは短期の貿易金融中心で、一般の企業が中長期のファイナンスを受けるのは、極めて限定的である。短期資金でも、金利が極めて高く(Kwacha 融資で 60 - 80%p.a.), 且つ高い手数料が課せられる。そもそも銀行から調達できるのは恵まれた企業であり、大半の中小企業はフォーマルな資金へのアクセス手段が無い。Bank of Zambia(中央銀行)は、資金へのアクセスの問題を民間経済発展のための最大の課題と捉えており、一般商業銀行の民間セクターへの資金提供機能を高める為のキャパシティ・ビルディングのプランを検討している。日本からの支援として、中央銀行をカウンターパートとし、一般商業銀行も取り込んだ形での民間企業融資向上のための T/A を提供する。

- 輸送、灌漑、電力などインフラストラクチャー整備支援

ザンビアは、農産物およびその加工品のポテンシャルという点では、近隣諸国に比し恵まれているが、それらを輸送する道路など輸送インフラは未だ脆弱である。また、灌漑、電力なども更にアップグレードしていく必要がある。これらの弱さが、FDI 誘致に支障をきたしていることは明らかである。既に、日本から道路、電力などの分野での支援を実施しているが、同国全体の産業戦略とも合わせ、近隣諸国とのネットワークも重視しつつ、インフラ開発の基礎計画作り、PPP 手法を実施可能にする方策立案など支援しうるものとする。

中長期的支援策

- 金融関連基礎インフラ構築支援

前に述べた金融機関の民間融資推進上のボトルネックとして、基礎的金融インフラの欠如がある。特に、中小企業関連の情報が乏しいこと、および貸し手を保護する法制度が整備されていないことが上げられる。前者の対策として、銀行やその他の金融機関が幅広く利用できる Credit Bureau(企業情報センター)の設立が必要であり、中銀や銀行協会を通じての支援が必要であろう。また、法制度の中でも特に破産法(Bankruptcy Law)は、不可欠であり、その制定に向けての支援を行う。また、中小企業金融推進のためには、公的レベルでの保証機関の設立支援も対象となる。

9.2.3 タンザニア

(1) 民間セクター活性化に係る課題

1967 年の「アルーシャ宣言」に象徴される故ニエレレ大統領の高い思想性によってアフリカ現代史に燦然たる事跡をもつタンザニアは、しかし経済面において挫折と混乱を繰り返し、1980 年代には経済破綻と称してよい状態にあった。その底からの脱却はムウニ前大統領の政治経済改革によって始まり、現ムカパ政権下で安定成長トレンドが定着した。FDI 流入も順調であり、タンザニア投資センター(TIC)は 2004 年のアフリカ投資促進機関コンペティションで第一位をとっている。

農業一次産品供給のための植民地として建設されたために工業基盤をもたず、アフリカ社会主義の代表として一党独裁制を先導した貧困農業国が、このように政治的リーダーシップによって経済成長率の回復に成功したことは、ムカパ大統領がイギリスのアフリカ委員会委員に招致された事実が示しているように国内外で高く評価されている。

タンザニア経済の問題は、基本的な経済体力が不足していることである。質の高い労働力は数が限定的されており、全般的には技能・教育水準が低い。インフラ整備が後れてい

て電力コストや輸送コストが高く、行政末端での汚職が蔓延している。つまり、近年におけるタンザニアの経済回復は同国におけるビジネスチャンスを開放したことによる外資の参入が動力源になっていて、しかもその参入は国内労働力に代表されるタンザニア内生産要素を必ずしもターゲットにおいていない。したがって国力の向上が伴わず、経済成長が貧困削減に裨益していない。

よって民間セクター活性化を図るに際しての課題はまず、順調に流入している外資の動きに沿えるよう国内労働力の質を高め、FDI による所得均霑を通じて貧困が削減されて開発が進むような事業を案出することである。経済成長と開発促進が並行するようになって初めて、次の課題たる FDI の流入促進策が ODA 対象として意味をもつであろう。

(2) 具体的な施策策

優先的支援策

- 外資による現地調達促進支援

鉱業、観光業、製造業、小売業等進出外資は、投資財のみならず広範な使用機材・物資をタンザニア外からの輸入に頼っている。たとえば南アフリカの小売グループはタンザニア初のスーパーマーケットを開業し、さらなる店舗拡大を進めているが、生鮮食料品以外の商品は南アフリカやヨーロッパ、中国から搬入している。通関コストを支払ってまで販売商品を輸入するのは、現地の商品生産水準が彼らの調達基準に達していないからで、このギャップを技術協力によって埋めることができれば、現地の企業や農民に確実に収益が落ちることになる。このような調達チャンネルの開設に成功すれば、FDI の流入と貧困削減、開発促進を連結できるのである。商品需要をプロジェクトに組み込み民間パイヤーと協働することによって、目標設定が明確で所得創造への確実な道筋をもった技術協力案件が設定できる。

- 日系企業の CSR 支援

現在タンザニアに進出している日系製造業としては松下パナソニックと JT があるが、両社とも厳しい環境で営業を維持していくため、通常の企業活動の枠を超えたプログラムを実施、あるいは構想している。JT は従業員向け HIV/AIDS 対策を有し、抗レトロウィルス剤を無料配布しているし、タバコ生産農家支援を行っている。パナソニックは従業員の医療費を全額負担するほか食費を別途負担している。このような活動はコミュニティ支援にまで拡大しうるものであり、またそうすることでいっそう効果が期待できる。この観点に立ち、官民共同でコミュニティ向け CSR を展開すれば、アフリカ・コストの軽減を通じて投資を促進し、「日本企業がくればコミュニティの厚生が改善される」という評価を獲得できる。

中長期的支援策

- 食糧域内貿易開発

タンザニアは総労働力の 80%が農業に従事する農業国であり、農業開発を主軸に国作りを試みてきた歴史をもつ。また、わが国もタンザニア農業開発に多くの支援を投入してきた。残念ながらその成果はあがっていないが、タンザニアにおける貧困削減を進めるためには農民所得の向上が不可欠である。ここに新たに緑の革命の手法と、貿易開発による外貨収入の実現を組み入れることで、新機軸としての農業開発支援事業を創出できないだろうか。近隣国との食糧貿易が定着すれば持続可能な輸送インフラ建設が構想できるようになるし、食品流通に携わる企業が胚胎されるだろう。

9.2.4 マダガスカル

(1) 民間セクター活性化にかかる課題

マダガスカルは 2002 年末から翌年前半にかけての政変により政治、社会的混乱、経済活動の不振に見舞われた。しかしその後は、新たに選出されたラヴァロマナナ大統領の強力かつ迅速な改革断行の下、市場経済化とガバナンスの透明化が急速に進んでいる。これを評価する国際社会は対マダガスカル支援を増額し、債務削減も決まるなど、援助の側面で同国を取り巻く外部環境は好転している。政変後はまた、国内企業の経済活動も徐々に正常化し、観光客数や FDI にも回復の兆しが見えることから、マダガスカルは 2003 年以降、サブサハラ、SADC の域内平均値を上回る 5%超の実質 GDP 成長率を記録、購買力平価基準での一人当たり実質 GDP 値も 2005 年は 90 年代以降、最高値に達すると見られる。

マクロ経済が回復から成長軌道へと転じる一方で、政府、ドナー国・機関共通の課題となる貧困削減に向けては、課題が山積する。国民の 7割が居住する農村部は一次産業や一部観光業を除き目立った産業、雇用機会が存在せず、電力や上水、通信、道路網など基礎インフラの整備は都市部との比較で大きな格差が生じている。マダガスカルの特徴である地方独自の産品や産業を活かし、これを担う民間部門を育成していくにはまず、その生産・流通活動を阻害するインフラ・ギャップを早急に埋めていく必要がある。産業面では、就労人口の 8割に雇用機会を提供する農林水産業、取り分け、主食であり域内食糧貿易を補完する可能性も秘める稲作の生産性向上、適正かつ効率的な流通部門の再編、市場形成が課題となる。二次産業のうち、極めて高い開発潜在性を有するとみられる鉱業部門については、多数の内外資本が本格的な参入を計画しており、法制度面での透明性確保とともに、投資阻害要因となりうる付帯インフラの整備支援、周辺環境と開発の調和を重視すべきである。工業分野では、農水産物加工や繊維など一定の産業集積と競争力、原料を保持する産業を中心に、その弱点を補強し、参加主体を増やすことを主眼に据えた民間部門

支援・育成策を打ち出すことが望ましい。三次産業について現政権は、高い利用ニーズを持ちながら非効率的、独占的な国家管理が長年にわたり続いてきた公益事業部門の整備・再編を、段階的な民間移行、官民パートナーシップを通じて進めていく方針であり、新たな民間パートナー発掘への協力が求められる。産業横断的な取り組みとしては、ラヴァロマナナ政権の改革路線の下、国内市場の統合、地域経済圏への組み込み、国際市場開拓が進んでいくと予想される。国情にあったより適切な産業・貿易・投資促進戦略の策定、必要な法制度整備とその執行力強化、官民で必要とされる人材の育成、起業や新規・追加投資に必要となる資金をより広範に提供しうる金融サービスの量、質的向上に腰を据えて取り組んでいくことが肝要である。

(2) 具体的な支援策

優先的支援策

- 産業・貿易・投資促進戦略の策定と実施に向けた人的貢献

マダガスカル政府は就労人口の多くを占める農水産業およびその加工業、有力な外貨獲得源となりうる鉱業、多様で独自の動植物相を生かした観光業、EPZ を拠点とする(輸出)製造業、多額の援助や投資流入が予想されるインフラ建設・公益事業の育成、振興を、それぞれ重視している。いずれも現存する資源、豊富かつ低廉な労働力を活用できる点で理にかなっているが、そのための具体的産業育成策は官民対話の域を出ておらず、各産業を担いうる民間企業の数も限定的である。また、起業や投資を円滑化し、促す法制度や優遇措置、政策実施機関の整備も現在進行形である。こうした中、政府は大統領府を軸に省庁の枠にとらわれない新規政策・制度設計を行っており、その過程では脱フランス依存も念頭に、各政策分野で専門性や経験に秀でた国から外国人アドバイザーを積極登用しているところである。このため、我が国からも上記の産業・貿易・投資促進戦略の策定、具体化に携わる経済アドバイザーの派遣が望まれる。

中長期的支援策

- 米作部門を中心とする農業分野の包括的支援

前章「支援の方向性」にもあるとおり、農業部門での生産性向上、なかんずく主食であるコメの生産・流通部門の強化は、農村部の貧困削減、食糧自給率の向上のみならず、国内経済の安定化(インフレ抑制、内需拡大)、国際収支の改善(食料輸入の圧縮、輸出増)、ひいては広義の民間部門育成にも寄与する喫緊かつ重要な課題である。本問題は単に、コメの収量増のみに注力すれば事足りるものではなく、関連産業の強化、底上げやインフラの整備、流通構造の改革、さらには新規市場開拓を伴うものでなければ効果がない。

具体的取り組みとして3点を提示する。

1点目はコメ生産の安定化、生産性向上を支援するため、品種改良や新品種の開発・導入を含

む米作研究・普及センター(および州毎の分室)の設置と営農指導員の育成、配置強化である。専門家、技術者、必要資機材の派遣・供与に際しては、農業の機械化、技術革新で最先端を行く日本だけでなく、単位当たり収量増に成功している東南アジア諸国からの指導員派遣を拡充することで、同国の技術・所得水準に沿った技術移転が可能となる。

2点目は米作を取り巻く周辺産業の強化である。日本企業は現在、大規模鉱山開発を計画しているが、その過程で肥料原料となるカリウム鉱石の埋蔵が確認され、肥料工場設立も検討されている。化肥投入は単位当たり収量増のカギを握る要素であり、FS 調査を含む肥料生産プロジェクト立ち上げ時の公的融資・投資保険の適用、必要インフラ整備への資金援助が有効である。また、肥料同様に重要な投入財である農機については、機材供与よりむしろ利用技術や維持管理に重点を置いた研修・補修センターの設置と必要人材の育成、これに伴う専門家派遣を重視すべきである。

3点目はコメの買付・輸送・販売・輸出を担う流通企業の育成である。同国では現在、コメ部門に関わる全ての当事者が対話のためのプラットフォームを形成し、流通構造や価格決定メカニズムの透明化を図っているところ。新規支援としては、流通業者が蓄積した資金や売買ルートのコメの生産・輸出へと円滑につなげていくことが現実的であり、成功事例を抱えるアジアのコメ輸出国での経営管理・貿易実務研修、南部アフリカ域内での市場化調査支援、生産・加工部門への新規投資に際する融資メカニズム構築支援などが具体例として考えられる。

以上の取り組みは、コメに続き、あるいは並立で、他の主力農水産物・加工品にも適用可とする。

● インフラ整備 / 開発プロジェクト支援

前述の「課題」でも触れたとおり、フランスからの独立後、放置されたに等しいマダガスカルの基礎インフラの早期補修、強化は、地方部の生活水準向上のみならず、地方経済や民間部門の活性化、貿易・投資の促進にとり不可欠である。現在、多くのドナー国・機関が幹線道路や鉄道網、電力網、上水道整備に大規模な援助を実施しており、特に都市部道路や幹線道の整備では目に見える成果があがってきた。現在進行中の我が国のインフラ整備支援については、他ドナー国・機関やマダガスカル政府との十分な調整、分担を通じ、粛々と効率的に継続していくことで十分な成果、評価を得られよう。

一方、インフラ整備を図る際には、その完工のみならず、維持管理の視点が極めて重要となる。現状、国・公的部門であれ民活型であれ、既存インフラ運営事業体には、提供サービスの質を維持するのに不可欠な技術者、コスト管理者の絶対数が不足している。加えて、各種インフラや公共・民間施設の建設を担う建設・土木部門で、求められる規準、納期に従い完工できる企業の数も限定的である。土木系技術者・経営者の育成は、急ピッチで進むインフラ整備事業、風水害に見舞われやすい地理的特性、現地産業基盤の脆弱さを勘案すると、我が国の官民合同での協力が大いに生きる分野である。具体的には土木技術に特化した高等専門学校、あるいは商工会議所傘下の職業訓練校の新設・拡充、必要な専門家や技術者、資機材の派遣・供与を提案する。一連

の協力を通じて「日本標準」が同国のインフラ整備に定着すれば、維持管理に必要な資機材の調達を含め、我が国産業界にも少なからず裨益しよう。

他方で、我が国企業には同国の農林水産業や鉱業を中心に、大規模な開発プロジェクト参画の動きが出てきたが、いずれも電力、水、環境保全施設、道路、港湾など必要インフラ、あるいは必要とされる人材の確保・育成では一部自己資金を投入し整備することとなろう。事業立ち上げに必要な資金補助や融資・付保、職業・語学教育、立地地区全体を対象としたインフラ整備への公的資金の集中的投入は、企業の進出コストを軽減し、地域の生活環境整備や人材育成、新たな企業進出につながるなど、好循環を生み出そう。

9.2.5 マラウイ

(1) 民間セクター活性化に係る課題

マラウイは内陸国で世界の最貧国の一つとして位置付けられ、経済は過度に農業に依存、農業生産はGDPの約35%の水準、農産物の約70%が小自作農によって生産されている。国土は周辺諸国と比して肥沃であるものの、小自作農の約40%が0.5ヘクタール未満の土地で耕作しているために生産性が低い。製品輸入の約90%が食品および農業原材料である。

マラウイ政府は市場経済化を念頭に置いた経済運営を行うとともに、教育改革、環境改善、HIV/AIDS削減、財政規律の確立を進めている。とりわけ、短期的には製品輸出の約半分のシェアを占めるタバコ産業の構造改革を進めているものの、国際市況の乱高下や天候による質量両面での不安定性からは脱却できず、本質的な農産品の多角化が求められている。また、経済は多国間および二国間の援助によって賄われており、2000年にHIPCイニシアティブによって債務の削減がなされ、2002年11月には世界銀行から5千万米ドルの貧困救済(famine relief)プログラムを受けた。

このような中で、1990年代中葉からマクロ経済に成長の兆しが見えたが、以降はその遅れが顕在化している。特に歳出管理面や過度の農業への依存体質からの脱却は進まず、逆に為替レートの変動やインフレの昂進、実質金利の高騰が企業活動といった諸点にむしろ阻害要因が現出している。2004年5月に大統領に就任したMutharikaは歳出の抑制と腐敗の軽減に取組み、特に歳出管理と政府規模の軽減はマラウイ経済に奏功感がある。しかし、歳入の多くを今なお外部からの援助に依存しており、その改善が求められる。よって、同国の経済政策はIMFの強い影響下に置かれている。IMFはインフレや新規債務の抑制、民間部門向け資金の拡大を図るため、政府に対して公的部門における人件費抑制や国内借入の縮小、徴税能力の改善などを通じた財政規律の強化を勧告している。政府は民間部門の生産コスト低減に向け、関税率を平均14%にまで引き下げるとともに簡素化したほか、輸入規制を緩和した。部門別政策では早魃に際する零細農業者向けの種子・肥料の無料配布、観光インフラの整備など短期的施策が中心であるが、中期的・戦略的産業政策の策定の前提となる行政遂行能力の向上が課題である。

(2) 具体的な支援策

優先的支援策

- 貿易・投資振興政策および制度の策定および実施のためのキャパシティ・ビルディング

マラウイはこれまで貿易および投資の自由化を推し進めてきた。また、“Integrated Trade and Industry Policy” “Competition Policy and Legislation” “Cooperative Policy and Legislation” “Micro and Small and Medium Enterprise (MSME) Development Policy”等を採用し、製造業の国際的な競争力の維持および経済発展の基礎となる民間セクターの拡大に取り組んできた。また、EPZを設けることで投資家に魅力的なインセンティブを提供して輸出の拡大に努めている。さらに、1991年に投資促進法(Investment Promotion Act)が成立し、投資受け入れ促進を行っている。

しかし、このような一連の政策・制度が奏功しているとは言い難い状況にある。この中核的な要因が実行可能な計画が未策定で、かつ、行政遂行能力の欠如に起因すると想定されるところ、開発調査の実施および専門家の派遣による貿易・投資振興計画の策定と実施を促す必要がある。

- 輸出促進に資する産業を促進するための投資促進機関および情報提供の強化

マラウイは周辺諸国に比して相対的に肥沃な土壌を有しており、かねてより政治体制が安定すれば離陸は容易であると言われてきた。政府が経済開発に躍起になっているところ、貿易製品の多角化は焦眉の急である。ただ、現在の資本ストックをもって国際競争力を現出できる産品を産出することは容易ではなく、外国からの直接投資を受け入れることが重要であることは明らかである。

マラウイは民間企業や政府の代表者などから構成される MIPA (Malawi Investment Promotion Agency)を設立して投資の促進を行っているが、その機能が十分であるとは言い難い。また、同国製品を国際市場に供給させるために、新たな輸出品の発掘を目途としたミッションの受け入れや短期派遣専門家の受け入れ、見本市への参加等を JETRO の支援を得て実施することが求められる。

- 農業産品の多角化を目指した農業の振興および農業従事者教育の推進

マラウイは肥沃な土地を有しながらもタバコ生産に過度に依存し、また、外貨獲得のための農業産品の多角化が進んでいない。国際市場に通用する商品作物種の多角化、低付加価値・高付加価値を明確にした品質の多角化、貿易相手国のパートナーの多角化の3つの多角化を明確に指向した農業振興政策・制度が必要である。また、小作農による農業生産による比較劣位が現出している現状に鑑み、農業従事者に対する教育政策・制度の確立が急がれるところである。

これらの諸点に鑑み、農業振興政策・制度の確立および農業従事者に対する教育を中核に置いた支援が求められるところである。

中長期的支援策

- インフラ整備(道路網整備)

マラウイでは一連の自由化戦略の取組みを通じて多くの経済部門で民営化を達成しており、その取組みは道路、通信、電力など、インフラ部門にも及んでいる。民営化対象とされた約 110 社の公営企業のうち、現時点で概ね半数を越える民営化が達成されている。ただ、同国が内陸国であるために輸送コストがかさみ、国際市場での競争力を弱めていることも事実である。

この認識はかねてよりなされているところ、第一に必要なのは Nacala Corridor プロジェクトの実現である。同プロジェクトは同国のインフラを改善するための中核的なプロジェクトとして位置づけられているが、開発調査を実施してそのフィージビリティを明確にするとともに、円借款展開の可能性を模索すべきである。同時に、同 Corridor から派生する中小規模のインフラ・プロジェクトが民間活力の活用を促すとしていることから、如何なる政策・制度をもってその実現が可能であるのかを把握するための開発調査を実施し、実現可能性のあるものに対する円借款の実施を企図する。

9.2.6 アンゴラ

(1) 民間セクター活性化に係る課題

アンゴラは 1993 年から 2003 年の期間中サブサハラ・アフリカ最大の投資受入国であるが、石油部門に大きく依存している。政府は非石油部門への投資拡大を狙っているものの、内戦により疲弊したインフラが阻害要因となっている。また、アンゴラ政府は、IMF によるガバナンスと財政の透明性向上に対する要求に応じることに消極的な姿勢を保っており、このことが先進諸国によるインフラ整備のための公的支援に二の足を踏む一因となっている。このため、インフラ部門への投資は、中国が独占的な地位を占めている。

アンゴラ政府は投資促進のための体制を整理し、投資家のための「ワンストップ・センター」となるべき投資振興機関(ANIP)を設置したものの、汚職や官僚主義的な弊害を払拭するには至っていない。これらの結果、アンゴラの投資環境はすぐれて「ハイリスク・ハイリターン」であり、サブサハラ・アフリカ諸国中最も投資の難しい国の一つに数えられる。

(2) 具体的な支援策

優先的支援策

- インフラ整備予定案件の整理と緊急度調査

アンゴラのように戦後復興の途上にある国では、開発計画に適合した中・長期のインフラ計画策定が必要である。IMF - 世銀との関係改善を前提に開始が予想される本格的なインフラ整備のた

めに、策定済みの短期計画のみならず、中長期の計画を明確にすることで、発注されるプロジェクトの予見性を高め、インフラ整備を目的とした企業参入の促進が期待できる。アンゴラ政府は既に中期計画(2005～07年)、長期計画(2005～25年)の検討に着手しているが、これらをもとにインフラ整備予定案件の整理と緊急度を抽出し、電力・水・通信・輸送の各インフラの優先的な整備支援につなげる必要がある。

- 南南協力(貿易投資振興機関キャパシティ・ビルディング)

上述のとおり、投資庁(ANIP)の新設によっても、効率的な投資手続きの実現には程遠い状況にある。このためにはマレーシア、タイ、インドネシア等アジアにおける貿易投資振興機関による、専門家派遣、研修(対象国/母国/第三国)を通じたキャパシティ・ビルディングが必要である。第三国研修は日本、南アも候補とする。

中長期的支援策

- 商工会議所を通じた民間部門のキャパシティ・ビルディング

アンゴラでは「アンゴラ化(Angolanization)」政策により、外国企業は地場企業とのパートナーシップを組むことが事実上義務付けられている。同国商工会議所は、中小企業を中心とする地場民間企業のキャパシティ向上に対して大きな役割を担っている。このため、商工会議所が会員企業に提供する諸サービス(business development service)を強化するため、調査研究、マーケティング、商品開発、輸出戦略策定、ビジネス・マネジメント・スキル向上研修等に対して、技術支援を実施し、民間企業のキャパシティ向上を図る。

- 企業のコンプライアンス向上支援

アンゴラにおいて、汚職は企業にとっての重大な投資阻害要因の一つと考えられる。企業が社会的責任(CSR)をますます重視するなかでは、コンプライアンス(法令や社会的規範の遵守)は重要な要素である。汚職はもちろん、孤児を含めた児童労働が大きな問題となる国では潜在的な商機があれども参入しづらい。ビジネス環境整備の観点から汚職や児童労働がいかに投資にマイナス影響を及ぼすのかを周知徹底させるために啓蒙活動が必要。セミナー等の実施も考慮してよい。

9.2.7 モザンビーク

(1) 民間セクター活性化に係る課題

モザンビークはマクロ経済改革の成功によって、1992年から2004年間のGDP成長率8%超という、同時期のアフリカ諸国中随一の経済成長を記録し、FDI、輸出、税収ともに目覚ましい伸張を

見せている。しかし、今後もこれまで同様に高い経済成長を実現しうるか否かは、いくつかの大規模投資プロジェクトの成功、継続的な経済改革、農業、輸送、観光セクターの復活にかかっている。

また、モザンビークの投資受入体制は大きく改善されたとは言え、煩雑で非効率な官僚主義や汚職、時代遅れの法制度等、今なお障壁が多い。さらに、輸送インフラの整備・修復の遅れ、きわめて貧弱な熟練労働市場と極端に労働者寄りの労働法、世界でも有数の HIV / AIDS 感染率等、投資家にとっての障害が目立っている。

(2) 具体的な支援策

優先的支援策

- 進出企業の人材育成・確保に対する支援

モザンビークにおける熟練労働者不足の問題は、抜本的にはより長期的な教育レベルの向上に対する取組みを要するが、FDI 市場において圧倒的な地位を占める南ア企業を始めとする進出外国企業における職業訓練を通じて、比較的短期間に一定の効果を上げることが期待され、また、そうした取組みが不可欠である。我が国企業も資本参加している MOZAR においても、労働者を対象とした職業訓練は大きな成果をあげているといわれる。したがって、こうした外国企業における人材育成を、例えばその調達先の労働者も含めて支援することが検討されてよいであろう。

- 企業の HIV/AIDS 対策支援

モザンビークにおいて、HIV/AIDS 対策は南ア同様、あるいはそれ以上に喫緊の課題であると言ってよく、企業レベルの取組みも進んでいる。そこで、ODA により農村・コミュニティレベルで実施している HIV / AIDS プログラムを企業における同様の活動とリンクさせ、地域レベルでのより効率的でシームレスな手当てを可能にするような医療施設・器材、人材支援のあり方について検討し実施に移す必要がある。

中長期的支援策

- 商工会議所を通じた民間部門のキャパシティ・ビルディング

外国進出企業による人材育成が主に熟練労働者の育成に向けられるのに対して、商工会議所を通じた民間部門育成は、主として企業家精神と経営スキルに乏しいと指摘される経営層の育成に向けられる。モザンビークにおいては、商工会議所が会員企業に諸サービス (business development service) を提供しうるような体制をまず整備し、その上で民間企業のキャパシティ向上を図る必要がある。

- 適切な産業戦略の策定・実施支援（政府機関のキャパシティ向上）

モザンビークにおいては、主要港隣接地域での産業自由区（IFZ）設置、農業部門におけるジンバブエ等外国資本の導入による生産性向上と産品多角化、食品加工業の育成、「回廊計画」の推進によるインフラ整備等、いくつかの柱となる有効な産業戦略が明確に定められている。問題はこれらの戦略を、外国資本を活用しながらいかに実現してゆくかであり、そのためには民間部門と同様、政府部門の能力向上が必要である。そこで、特に投資促進機関、貿易振興機関に対する技術支援・情報提供等により、当該機関の能力の向上を図る。

9.2.8 広域支援（SADC 支援）

（１）民間セクター活性化に係る課題

政策・制度的な観点から SADC が直面する課題は、その貿易・産業・財政および投資プログラム（SADC-TIFI）において策定された貿易プロトコル、また、一部策定中の金融・財政プロトコルを、各国がいかに実施してゆくかという点にある。具体的には、前者については関税および非関税障壁の低減、原産地証明規則の適切な運用、WTO 協定の履行等であり、後者については、マクロ経済および通貨政策のハーモナイゼーション、金融セクターの自由化と中小企業金融の改善、競合的で似通った投資法制度の調整と実質的な FDI 促進等である。

他方、我が国と SADC 諸国の間の関係からは、両者の間である程度の貿易関係はあるものの、南アおよび一部の資源国を除いて、我が国からの投資が低調であるという問題がある。これは個々の加盟国の投資環境改善という観点から検討されるべきであると同時に、特に広域インフラ整備や情報交流の観点から、SADC 全体のビジネス・チャンスに対して我が国企業のより積極的な参入をいかにして可能にするかという課題として検討されるべきものと考えられる。

（２）具体的な支援策

優先的支援策

- インフラ F/S 支援の拡充

国境を超えた広域インフラ整備には、事業化に必要な F/S も従来以上に大型のものとなる。F/S 用の資金については相応の拡充をもってこれに対応し、民間企業の参入を促進することが必要である（金額の拡充）。また、EPZ など投資誘致に直接貢献し得る部分的な環境整備であれば、発電施設も小規模なものでよい。再生可能エネルギーを活用した発電施設のための F/S など、対象を拡充することも考えられる。

- SADC - 日本のビジネス情報交換促進支援

現状で欠如している SADC 諸国と日本の間のビジネス情報交換を促進する。SADC 市場の情報を抱負に有し、同市場進出支援を実施している南ア貿易産業省(DTI)に「ジャパン・デスク」を設置し、情報提供、マッチ・メーカー、貿易・投資ミッション組成等を行う。南ア国内のみで公示されている同国内 PPP 案件情報を日本企業に周知し参入機会を高めることも有効。また、同デスクは、民間レベルでの情報交換・ビジネス交流を進めるために、「南部アフリカ商工会議所連盟」(Association of Southern African Chambers of Commerce & Industry :ASCCI)とも連携し、日本側民間との橋渡しを行う。

中長期的支援策

- SADC 貿易・産業・財政および投資プログラム(SADC-TIFI)推進支援(SADC 事務局に対するキャパシティ・ビルディング)

加盟諸国の貿易プロトコル、金融・財政プロトコル、地域産業開発政策び実施支援のための各分野専門化派遣。事務局を拠点に、各加盟国を巡回して左記プロトコル・政策の実施状況を確認し、問題点について助言を与えるとともに、これを事務局に持ち帰って他加盟国にフィードバックし、加盟諸国間での実施協力支援を促す。

- 南アフリカ中銀カレッジへの支援

南アフリカの中央銀行である Reserve Bank of South Africa には、SADC 諸国の中銀職員対象の“カレッジ”があり、金融関連の課題取り組みのためのキャパシティ・ビルディングを支援している。同カレッジに対して、専門家派遣、もしくはコンサルティング型の開発調査支援を行い、更に必要に応じ、各国の中央銀行に直接支援も広げていく。

SADC 諸国の共通の支援課題としては、次のようなものが考えられる。

- 1) 民間への資金供給のために中銀の果たすべき役割の向上
- 2) 適正な融資が行われるための商業銀行への指導・監督の質の向上
- 3) 民間企業、特に中小企業への融資推進のためのキャパビル - 貸し出し審査、リスク管理能力向上など
- 4) 企業情報センター(Credit Bureau)の創設
- 5) 保証機関の創設

- 債券市場育成支援

SADC 内では、南アフリカ他 9 カ国が株式市場を保有し、南ア以外は小規模はマーケットであるが、徐々に育ってきている。一方、債券(短期・中長期のコマーシャルペーパーおよびボンド)市場は、未だ限定的である。発行体として現在、国や公的機関が中心になっているものをより幅広く民間企業レベルに広げることが、資金調達が多様化を促す為にも効果的である。各国のニーズ調査

は更に必要ではあるが、この債券市場育成はヨハネスブルグ証券取引所などの協力を得て、SADC 域内協力のフレームワークでも取り組むことのできる課題である。

- 各国政府の調達制度の簡素化・事業管理能力向上

基盤的な経済インフラが未整備であるがために、インフラ整備そのものが直接投資の対象とならう。インフラ建設への投資を促進するためには現地政府の調達制度の簡素化・共通化などを支援するほか、事業管理能力向上を意図した人材育成支援が有効。タンザニアなど域内中堅国を活用し、その経験を共有するなど、発展段階に応じた研修実施も一手。SADC の Infrastructure & Service (IS) Directorate を核として、加盟国共通の支援策を提案・実施する。

参考文献・ウェブサイト

- 外務省 [2004] 『2004 年度版 ODA 政府開発援助白書』。
- 外務省 Web 『各国・地域情報』(アフリカ), <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>, last accessed September 2005.
- 国際開発センター [2003] 『アフリカに対する貿易・投資分野協力評価報告書』
- 国際協力銀行, <http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php>, last accessed Sept 2005.
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第1巻<南部アフリカ地域編>。
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第2巻<南アフリカ本編>。
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第3巻<モザンビーク本編>。
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第4巻<ザンビア本編>。
- 国際協力事業団・国際協力総合研修所 [2000] 『SADC の動向』。
- 国際協力事業団・国際総合研修所 [2002] 『サブサハラ・アフリカにおける貿易政策改革貧困削減への取り組みにおける開発援助への有効性』。
- 国連開発計画(UNDP) [2004], Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World, New York: Oxford University Press.
- 国連食糧農業機関 (FAO) 統計, FAOSTAT, <http://faostat.fao.org/>, last accessed September 2005.
- 国連食糧農業機関 (FAO) Web, "FAO Country Profiles and Mapping Information System", <http://www.fao.org/countryprofiles/inventory.asp?lang=en>, last accessed September 2005.
- 国連統計局データベース, National Accounts Main Aggregates Databases, <http://unstats.un.org/unsd/snaama/>, last accessed September 2005.
- 国連貿易開発会議(UNCTAD) [2004], "World Investment Report 2004", United Nations Conference for Trade and Development.
- 国連貿易開発会議(UNCTAD), FDI Database, <http://stats.unctad.org/fdi/>, last accessed September 2005.
- セイシェル統計・データベース庁 "Seychelles in Figures 2003", <http://www.seychelles.net/misdstat/>, last accessed September 2005.
- 世界銀行 [2005] "Business Environment and Comparative Advantage in Africa: Evidence from the Investment Climate Data", <http://www1.worldbank.org/rped/documents/rped126.pdf>, last accessed Sept 2005.
- 世界銀行, WDI Data Query, <http://devdata.worldbank.org/data-query/>, last accessed September 2005.
- 世界銀行データベース [2004], "World Development Indicators 2004".
- 日本貿易振興会 [1997] 『マプト開発回廊計画の概要:南アフリカ共和国、モザンビークの共同プロジェクト』。
- 日本貿易振興会 [2002] 『南部アフリカ発展のダイナミズム』、ジェトロセンサー12月号。
- 日本貿易振興会 [2003] 『南部アフリカ諸国の製造業投資環境、および外資・南ア企業進出動向』(ナミビア、ボツワナ、モザンビーク)。
- 日本貿易振興機構 [2004] 『NEPAD 域内インフラ開発プロジェクトの概要』

日本貿易振興機構 [各年版] 『貿易投資白書』。

日本貿易振興機構 『通商弘報』 アフリカ関連記事。

平野克己 [2002] 『図説アフリカ経済』 日本評論社。

平野克己 [2003] 「アフリカ経済とリカードの罠」(平野編『アフリカ経済学宣言』アジア経済研究所)。

平野克己 [2005] 「農工間貧困の連関」(平野編『アフリカ経済実証分析』アジア経済研究所)。

仏国経済・金融・産業省 DREE, France: Department for external economic relations, "Sub Saharan and Indian Ocean Region Country Profile" (仏語),
http://www.dree.org/me/afriq_sub/pg_afriq_sub.htm, last accessed Sept 2005

米国商務省 Web: AGOA, <http://www.agoa.gov/index.html>, last accessed September 2005.

マダガスカル経済・財務・予算省:公表資料・統計(仏語), <http://www.mefb.gov.mg/>, last accessed April 2005.

EIU: Economist Intelligence Unit [2004] "Country Profile 2004".

IMF データベース [2004] "International Financial Statistics Yearbook 2004".

IMF データベース [各年版] "Direction of Trade Statistics".

- "Rapport Economique et Financier 2003/04"
- "Revue d'Information Economique N ° 18, Décembre 2004"
- "Donnees Statistiques"
- "Projets Rattachees au Ministere"

Nampower Web, <http://www.nampower.com.na/nampower2004/index.asp>, last accessed April 2005.

OPEC [各年版], "Annual Statistical Bulletin".

PSRC, Tanzania: Presidential Parastatal Sector Reform Commission website,
http://www.psrtz.com/Main_Index.htm, last accessed April 2005.

SADC Secretariat, "SADC Trade, Industry, and Investment Review 2004"
http://www.sadcreview.com/country_profiles/frprofiles.htm, last accessed Sept 2005.

SARB [2005], "Quarterly Bulletin", Pretoria: South African Reserve Bank.

TI: Transparency International, "TI Corruption Perceptions Index 2004",
<http://www.transparency.org/cpi/2004/cpi2004.en.html#cpi2004>, last accessed Sept 2005.

U.S. Commercial Service, "Your Global Business Partner", annually.

U.S. Commercial Service [2004], "Country Commercial Guide (CCG)".

WBI, Governance Indicators 1996-2004, <http://info.worldbank.org/governance/>, last accessed September 2005.

